議　会　定　例　会　会　議　録

平成３０年１１月３０日

岩出市議会

議事日程（第１号）

平成30年11月30日

開　　会	午前９時30分	
日程第１	会議録署名議員の指名	
日程第２	会期の決定	
日程第３	諸般の報告	
日程第４	市長の行政報告	
日程第５	議案第62号	専決処分の承認を求めることについて（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）
日程第６	議案第63号	専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第３号）
日程第７	議案第64号	専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第４号）
日程第８	議案第65号	岩出市公民館設置及び条例の一部改正について
日程第９	議案第66号	岩出市民プール設置及び条例の一部改正について
日程第10	議案第67号	岩出市水田利用再編対策研修指導施設設置及び管理条例の一部改正について
日程第11	議案第68号	平成30年度岩出市一般会計補正予算（第５号）
日程第12	議案第69号	平成30年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第13	議案第70号	平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第14	議案第71号	平成30年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第15	議案第72号	平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第２号）
日程第16	議案第73号	市道路線の認定について
日程第17	議案第49号	平成29年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第18	議案第50号	平成29年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第19	議案第51号	平成29年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第20	議案第52号	平成29年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認

定について

日程第21　議案第53号　平成29年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第22　議案第54号　平成29年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第23　議案第55号　平成29年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について

日程第24　議案第74号　岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第25　議案第75号　岩出市教育委員会委員の任命について

開会　　（９時30分）

○吉本議長　おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、平成30年第４回岩出市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第62号から議案第73号までの議案12件につきましては、提案理由の説明、議案第49号から議案第55号までの決算議案７件につきましては、委員長報告、同質疑、討論、採決です。議案第74号及び議案第75号につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決です。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第１　会議録署名議員の指名

○吉本議長　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、山本重信議員及び福山晴美議員の両名を指名いたします。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第２　会期の決定

○吉本議長　日程第２　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの20日間とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月19日までの20日間と決しました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第３　諸般の報告

○吉本議長　日程第３　諸般の報告を行います。

本定例会に説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり、議案14件と報告４件であります。

次に、決算審査特別委員会から閉会中に審査をいたしました平成29年度決算関係議案７件の審査報告書が配付のとおり提出されております。

次に、監査委員から定例監査報告書が提出され、その写しは配付のとおりであります。

次に、平成30年第３回定例会から平成30年第４回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、平成30年度市議会議長会関係について、事務局から報告させます。

○事務局　市議会議長会関係について、報告いたします。

10月19日金曜日、京都市の京都ホテルオークラで近畿市議会議長会第７回議長研修会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会、会長挨拶に引き続き、静岡県立大学特認教授軍事アナリスト、小川和久氏講師を招き、「激動する国際情勢と日本の安全保障」と題して、近畿市議会議長第７回議長研修会が開催されました。

次に、11月７日水曜日、東京都千代田区の全国都市会館で全国市議会議長会第213回理事会が開催され、地方行政委員会委員長として議長が出席いたしました。

主な内容は、開会、会長挨拶に引き続き、役員補欠選任、報告についての説明、第105回評議委員会の運営、評議委員会会長提出議案、平成29年度本会各会計決算、平成30年度本会一般会計補正予算案、平成31年度本会一般会計予算の見通しについて協議を行いました。その他、３件の事項説明の後、第213回理事会が閉会されました。

続いて、東京都千代田区の都市センターホテルで第105回評議委員会が開催されました。

主な内容は、開会、会長挨拶、来賓挨拶に引き続き、５月30日から11月７日までの一般報告に続き、各委員会からの報告があり、地方行政委員会委員長報告を議長が行いました。

続いて、部会提出議案18件及び会長提出議案５件の審議、また平成29年度本会議各会計決算、平成30年度本会一般会計補正予算案、平成31年度本会一般会計予算の見通しについて協議を行いました。

その他として、平成30年７月豪雨災害に対する義援金配分等について、厚生年金への地方議会議員の加入について、車体関係税収についての説明の後、第105回評議委員会が閉会されました。

次に、全国市議会議長会の推薦により、11月９日金曜日、東京都港区の赤坂御苑にて開催された平成30年秋の園遊会に議長がお招きを受け、出席いたしました。

次に、11月16日金曜日、東京都千代田区の全国都市会館で全国市議会議長会地方

行政委員会正副委員長会議が開催され、委員長として議長が出席いたしました。

主な内容は、開会、委員長挨拶に引き続き、事務局から事務報告があり、要望書案、第151回地方行政委員会の運営、今後の運営についての協議を行い、正副委員長会議が閉会されました。

続いて、第151回地方行政委員会が開催されました。

主な内容は、開会、委員長挨拶に引き続き、総務省消防長澤田総務課長から、消防行政の現状と課題について説明がありました。

その後、新任役員５名の紹介、平成30年７月10日から11月16日までの事務報告に続き、要望書案、要望活動の方法、今後の運営について協議を行い、第151回地方行政委員会が閉会されました。

閉会後、石田総務大臣を初め各関係機関に対し要望活動を行ってまいりました。

以上です。

○吉本議長　以上で、諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第４　市長の行政報告

○吉本議長　日程第４　市長の行政報告を行います。

市長。

○中芝市長　皆様、おはようございます。

年の瀬も押し迫り、何かとお忙しい毎日ではございますが、議員の皆様におかれましては、ますますご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。

また、平素は、岩出市発展のため、行政全般にわたり、種々格別のご支援、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、本日、平成30年第４回岩出市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席をいただき、開会できますことに厚くお礼申し上げます。

これより、本会議の開会に当たり、当面の市行政について、ご報告をさせていただきます。

初めに、10月28日（日）に実施した岩出市地域防災訓練についてでありますが、今年度の訓練は、南海トラフを震源とする巨大地震が発生したと想定し、自主防災組織を初めとする市民の参加と、関係機関の緊密な連携のもと、初動態勢の確立、市民の防災意識の高揚を目的として実施いたしました。

今後も、多発する風水害や、近い将来発生するとされている大規模地震に備え、自助、共助、公助のバランスのとれた防災体制の確立、市民の防災意識のさらなる

高揚に向け取り組んでまいります。

次に、職員採用試験についてでありますが、９月議会でもご報告申し上げましたとおり、９月16日に１次試験を実施いたしましたところ、一般事務職に18名、技師に２名、保健師に４名、保育士に２名、社会福祉士に４名の受験者がありました。それぞれ面接等の２次試験を実施した後の合格内定者につきましては、11月21日付で議会に報告させていただいたところであります。

次に、人権啓発についてでありますが、国では、12月４日から12月10日までを人権週間と定めております。また、11月は和歌山県が提唱する同和運動推進月間であり、11月11日から12月10日までは人権を考える強調月間でもあります。

岩出市では、人権啓発推進委員や人権擁護委員の協力のもと、ＪＲ岩出駅前や市内のスーパーにおける街頭啓発を初め、文化祭での人権啓発ポスター展、公民館等へののぼり旗の掲揚や懸垂幕の掲出、11月11日には人権を考えるつどいを開催するなど、住民の人権意識の高揚と人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいるところであります。

今後も「すべての人の人権が尊重され、心安らかに、住みよい豊かな生活を市民が享受できる社会の実現」を基本理念とする岩出市人権施策基本方針に基づき、人権啓発を行ってまいります。

次に、府県道泉佐野岩出線の４車線供用についてでありますが、７月14日に開通式典を行い、７月17日から暫定２車線で供用しておりました、新しい岩出橋を含む宮交差点から船戸三差路間の約800メートルが昨日11月29日、木曜日の午前10時に４車線供用を開始しました。今後、交通量や交通流を見きわめ、県や警察の関係機関と連携し、道路交通の円滑化に取り組んでまいります。

また、備前交差点から宮交差点間の約500メートルにつきましては、平成31年３月末の完成を目指して事業を進めていただいております。

次に、災害復旧事業についてでありますが、７月６日の７月豪雨で被災した境谷区３件と安上区１件の農地災害復旧事業につきましては、９月19日に災害査定を受けております。

また、９月４日の台風21号で被災した境谷区の市道境谷相谷線ののり面崩壊（延長36.7メートル）による道路災害復旧事業につきましても11月５日から９日まで災害査定を受け、復旧範囲や工法、工事費が決定し、ともに12月から復旧工事に着手してまいります。

次に、根来寺周辺観光促進事業についてでありますが、道の駅ねごろ歴史の丘に

つきましては、10月１日をもって指定管理者制に移行いたしました。これを機に、指定管理者による取り組みとして、一乗閣の入場料が無料となりました。

これから年末年始に向け、根来寺の参拝客が多くなる時期を迎えますので、指定管理者制のメリットを最大限に発揮できるように、官民一体となって観光振興に取り組んでまいります。

次に、台風21号による農業被害に対する復旧支援事業についてでありますが、さきの台風21号による農業被害に対しまして、農林水産省では補正予算を組み、被災農業者向け経営体育成支援事業を実施いたします。

これは、被災した農産物の生産・加工に必要な施設の再建・修繕等に対し支援を行うもので、市町村を通じて対象者に交付されるものであります。

なお、この経費については補正予算議案を提出させていただいておりますので、ご審議よろしくお願いをいたします。

次に、岩出市議会第３回議会で、議員全員から請願のあった「小中学校の普通教室すべてに空調設備の設置」についてでありますが、政府の平成30年度第１次補正予算において、冷房設備対応臨時特例交付金が創設されたことを受けて、全小中学校の空調設備について申請作業を進めているところであります。

採択があれば、早期設置を進めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、第13回岩出市民運動会と第13回岩出市文化祭についてでありますが、市民運動会は、10月８日、体育の日に開催しました。開会式では、ジャカルタアジア大会2018スケートボード女子パークの部で金メダルを獲得した四十住さくらさんを初め、各種大会において優秀な成績をおさめた選手の皆様に表彰を行いました。

また、文化祭は「笑顔いっぱい　文化の体験　再発見」をテーマに、11月３日・４日の２日間にわたり開催しました。

前日の夜には、岩出市生涯学習を考えるつどいとして、岩出市の歴史文化を琵琶の演奏とフラメンコを楽しんでいただく「フラメンコでつづる住蛇が池」を開催いたしました。

いずれのイベントも、天候にも恵まれ、多くの方にご参加いただき、盛会に開催できました。

議員各位におかれましても、当日ご臨席を賜りありがとうございました。

なお、文化祭の開式に当たりとり行いました岩出市市民表彰式では、長年にわたり本市の発展に多大な貢献をされ、その功績が顕著な11名の方々がふるさと賞を、

また、自身の障害を克服し、他の模範となる善行者１名がさくら賞を受賞されました。

いずれの催しも議員各位を初め多くの市民の方々のご参加をいただき、盛会裏に終了することができましたこと厚くお礼を申し上げます。

次に、平成31年成人式についてでありますが、平成31年１月14日、成人の日に新成人を励ますとともに、社会人としての自覚を促すことを目的に開催いたします。今回の対象者は、平成10年４月２日から平成11年４月１日生まれの方となっております。

議員各位におかれましては、公私とも大変ご多忙とは存じますが、ご出席いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、諸般にわたり、報告させていただきましたが、これらの施策を推進するに当たり、積極的に取り組み、市政の発展に努めてまいりますので、議員各位のご理解とご支援をお願い申し上げます。

○吉本議長　以上で、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

日程第５　議案第62号　専決処分の承認を求めることについて
（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）～

日程第16　議案第73号　市道路線の認定について

○吉本議長　日程第５　議案第62号　専決処分の承認を求めることについて（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）の件から日程第16　議案第73号市道路線の認定の件までの議案12件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長　ただいま議題となりました諸議案についてご説明申し上げます。

今回、ご審議をお願いいたします案件につきましては、専決処分の承認を求める案件が３件、条例案件が３件、平成30年度一般会計を初めとする補正予算案件が５件、市道路線の認定案件が１件の計12件であります。

まず初めに、専決処分の承認を求める案件についてご説明いたします。

議案第62号　岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてでありますが、最低賃金の改正に伴い、所要の改正を行った専決処分について報告し、

承認を求めるものであります。

議案第63号　平成30年度岩出市一般会計補正予算第３号についてでありますが、既決の予算の総額に6,200万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を167億2,881万9,000円としたものであります。

主な内容は、歳入歳出ともに台風21号による災害対応及び災害復旧事業について補正するものであります。

次に、議案第64号　平成30年度岩出市一般会計補正予算第４号についてでありますが、既決の予算の総額に6,724万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を167億9,606万7,000円としたものであります。

主な内容は、歳入歳出ともに台風21号による災害復旧事業について補正するものです。

次に、条例案件についてご説明いたします。

議案第65号　岩出市公民館設置及び管理条例の一部改正について、議案第66号岩出市民プール設置及び管理条例の一部改正について及び議案第67号　岩出市水田利用再編対策研修指導施設設置及び管理条例の一部改正についてにつきましては、それぞれの施設の新設や廃止に伴い、所要の改正をするものであります。

続いて、平成30年度の補正予算案件についてご説明いたします。

議案第68号　平成30年度岩出市一般会計補正予算（第５号）についてでありますが、既決の予算の総額に６億9,834万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を174億9,441万3,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、事業の補助採択等に伴う国県支出金の事業財源のほか、各特別会計繰入金、前年度繰越金、臨時財政対策債などについて補正するものであります。

一方、歳出では、企画広報事務費における消費生活事業費のほか、国民年金システム改修委託料、子ども医療扶助費、後期高齢者医療特別会計繰出金、養護老人ホーム入所措置費、前年度補助金の精算に伴う返還金、障害者総合支援事業扶助費、母子生活支援施設措置費、経営体育成支援事業補助金、適応指導教室機能充実事業費、繰上償還に伴う公債費などについて補正するものであります。

議案第69号　平成30年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてでありますが、既決の予算の総額に7,929万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を55億9,180万円とするものであります。

主な内容は、歳入では、前年度繰越金について、歳出では、一般会計への繰出金

及び国民健康保険事業運営基金積立金について補正するものであります。

次に、議案第70号　平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第３号）についてでありますが、既決の予算の総額に2,541万円を追加し、補正後の予算の総額を30億7,117万1,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、地域支援事業費に係る国・県支出金のほか、前年度繰越金について、歳出では、平成29年度介護給付費負担金等の精算に伴う返還金、一般会計への繰出金のほか、介護給付費準備基金積立金について補正するものであります。

次に、議案第71号　平成30年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてでありますが、既決の予算の総額に4,509万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を８億6,642万1,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、歳出における後期高齢者医療広域連合納付金の増額に伴う一般会計繰入金及び前年度繰越金について、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金、一般会計繰出金について補正するものであります。

次に、議案第72号　平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第２号）についてでありますが、既決の予算の総額に3,454万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を30億1,712万円とするものです。

主な内容は、歳入では、社会資本整備総合交付金のほか、下水道事業債及び前年度繰越金について、歳出では、前年度決算余剰金の確定による一般会計繰出金について補正するものであります。

次に、議案第73号　市道路線の認定についてでありますが、開発行為による帰属道路11路線を市道認定するため、道路法第８条第２項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、各議案についてご説明いたしましたが、いずれも重要案件でございますので、慎重、審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○吉本議長　以上で、市長の提案理由の説明は終わりました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第17　議案第49号　平成29年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について～

日程第23　議案第55号　平成29年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について

○吉本議長　日程第17　議案第49号　平成29年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の

件から日程第23　議案第55号　平成29年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定の件までの議案７件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案７件に関し、決算審査特別委員会委員長から報告を求めます。

決算審査特別委員長、福山晴美議員、演壇でお願いいたします。

○福山議員　決算審査特別委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

９月６日の会議において当委員会に付託され、閉会中に審査いたしました議案は、平成29年度決算関係議案７件でありました。

当委員会は９月14日金曜、本会議終了後、平成29年度決算議案７件の概要説明と審査方法及び日程の協議を行いました。

審査については、10月９日火曜、総務部門、議会部門、10日水曜、建設部門、11日木曜、厚生部門、12日金曜、文教部門を実施しました。

決算関係書類の歳入簿、歳出簿の会計簿冊及び支出命令調書等の検閲については、議会から当委員会に権限を委任されていることから、検閲することを決定し、各部門の審査の前に検閲を行いました。

各部門の検閲終了後、平成29年度決算議案７件に対する質疑を行い、その後、討論、採決を行いました。

その結果、議案第49号　平成29年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定、議案第50号　平成29年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第51号　平成29年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第52号　平成29年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定、議案第55号　平成29年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定につきましては、討論の後、議案第49号から議案第52号までの４議案は、賛成者多数により認定、議案第55号は、賛成者多数により可決及び認定しました。

議案第53号　平成29年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定、議案第54号　平成29年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定、以上２議案については、全会一致で認定しました。

なお、決算審査特別委員会での審査の質疑、答弁の内容につきましては、委員会の記録が作成され次第、配付いたします。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○吉本議長　ご苦労さまでした。

以上で、決算審査特別委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、採決を行います。

議案第53号　平成29年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第54号　平成29年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定の件、以上議案２件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案２件に対する討論を終結いたします。

議案第53号及び議案第54号の議案２件を一括して採決いたします。

この議案２件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号及び議案第54号の議案２件は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案について、討論、採決を行います。

議案第49号　平成29年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員　議案第49号　平成29年度一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

安倍政権の経済政策によって格差と貧困はますます拡大し、一部の富裕層と大企業は史上空前のもうけを上げ、大企業の内部留保は425兆円を超えています。

一方、実質賃金は、年加算で18万円も下がり、個人消費も減少し、減収200万円以下のワーキングプア層は1,132万人にも上っています。その上、社会保障費の自然増削減は、この間、合計３兆3,000億円に上り、医療費負担増、年金削減、介護サービス取り上げ、生活保護切り下げなどの国民の生存権を脅かし、将来不安を増大させ、ここでも格差と貧困を拡大させるものであり、許せません。

地方自治法は、住民の福祉の増進を図ることを基本とすると定めています。つまり地方自治体の一番の存在意義は、そこに住む人々の生活を支えることです。

今、岩出市においては、市民の命と暮らしを守り、福祉の増進、地域経済の活性化と子育て支援でまちの活気を取り戻すことが強く求められています。

この視点から、平成29年度における市の取り組みはどうだったのかが問われています。まず、市の職員数は、県内で少ない状況で、職員の負担は非常に重くなっています。これまで非正規雇用で進められてきており、市民の暮らしを守る自治体が公務ワーキングプアとも言われる低賃金、不安定雇用の労働者を生み出してきていることは問題です。

子供の施策においては、県内の多くの自治体が医療費の無料化を進めているのにもかかわらず、子供を育てるに当たり、病気やけががないように細心の注意を払ってもらうためという理由で、自己責任の市民に押しつけ、１割負担を残しました。

そして、中学校の建設計画も示されてきておりません。

さらには、保育所では低年齢児の待機児童が発生いたしました。これは岩出市で保育所が足りないということが見えてまいります。

また、就学援助でも準要保護等の額の引き上げも行われておらず、これらを考えても安心して子育てできる環境を整えてきていないと考えます。

誰もが安心して住み続けられるよう、高齢者、障害者を初め市民が買い物、病院への移動手段、乗り合いタクシーなどの調査研究などの対応も十分に見えてきませんでした。

岩出市は、平成29年度実質収支４億3,000万円の黒字、基金は財政調整基金に約15億1,900万、減債基金に約20億3,000万、そのほか目的基金を合わせて約63億9,200万円となっております。

市は、国県支出金の活用を図ることにより財源の確保に努め、事業等を行っていますが、しかし、独自施策を積極的に進めるという点では不十分と考えます。

また、後年度負担の縮減にも努めているという点は聞こえはいいが、地方債を減らすということは外見上には健全財政に見えますが、その本質は市民のためにはお金を使わないという点です。市民目線には財源がないように装い、さまざまな要求を抑え込んでいると言わざるを得ません。

市民要求・要望に十分に応えていないと考えますので、反対といたします。

○吉本議長　次に、本案に対する賛成の発言を許します。

井神慶久議員。

○井神議員　議案第49号　平成29年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

決算書によりますと、岩出市財政状況は収入の中心である市税では昨年度より増加しておりますが、大幅な増加が見込めず、依然として厳しい状況にあると思いま

す。

その中において、市執行部は徴収率の向上に取り組み、成果を上げておりますが、また、国県支出金などの活用を図ることにより財源の確保に努めている一方で、不足する財源を安易に借り入れに頼ることなく、基金の活用や必要最低限の起債のみにすることにより、後年度負担の萎縮に努めておられます。

歳出面では、効果はもちろん、緊急性、必要性をもとに着実に事業を進められ、住民福祉のための各種社会保障関連事業、都市基盤整備のため道路整備事業、安全性向上のため防災対策事業、よりよい教育環境のための諸施策、また、根来寺周辺観光促進事業の推進など、限られた財源の中で、行政需要への的確な対応と効率的な運用が見受けられます。

以上述べました理由により、私は本議案に対し賛成といたします。

○吉本議長　次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　議案第49号　平成29年度岩出市一般会計決算認定について、私は反対の立場で討論を行います。

平成29年度岩出市決算認定に対して反対の討論を行うに当たって、予算案の原案審議の際、数点にわたり指摘し、改善するように求めてまいりました。しかし、行政の取り組みは改善しているとは言えません。決算は岩出市が行ってきた各事業の総まとめであります。

予算と決算は全ての施策をあらわしており、効率的に遂行されたか、公平・公正に執行されたか、岩出市民にとってのサービス、利益になったのか、無駄な支出はなかったのか、違法な支出はなかったのかなどが、決算審査の最も重要な視点であります。

財政は目的を実現するための手段であり、この１年を総括するには、具体的に指摘した事項がどのように実施されたのか、市の行う事業について、本当に必要性の高い事業とは何か、それはどのような観点からの検証が必要であるのか、この設問に対して答えを出さなければなりません。

住民の日々の生活に本当に必要なものについて、あるいは生活に役立つ行政サービスを優先順位に基づいて実施をしていく。これらの観点から過ちの原因となる行政組織への再点検、組織のあり方こそ手をつけなければなりません。そのことが究極的には行政の無駄をなくす、排除することにつながるのであります。

いまだに旧態依然の対応しかされていない事業も多くあります。地方自治体にお

ける議会と行政は二元代表制であり、相互に市民から負託を受けた議会として、市民目線で行政をチェックし、全ての事業を岩出市民のサービスの向上に寄与すべきものであります。

少なくとも議会の認定を通じて、首長の政治的・道理的責任を明確にすることが必要であり、監査委員のあり方を含め、議会による認定の機能を強めることが大切であります。

また、提案者である市長は、各委員会に参加しなくてよいという議運は、最高の責任者・提案者であり、市長の説明責任を免罪するものであります。

決算は、過去１年間の事業を評価し、自治体として本当に必要な事業があったかを総括し、次年度への予算につなげていくことが最も重要なものであります。

決算の総括においては、事業内容と実績は報告されていますが、総合評価としては出されておりません。具体的に事業内容を詳細に分析し、それをもとに次年度における事業計画案を策定すべきであります。従来の惰性や慣行から完全には抜け出していません。多くの市民が参加する中において、事業評価を実施し、その声を反映させるべきであります。

特に、入札に関しても公平で透明性のある入札制度が求められており、過去の過ちを二度と繰り返してはなりません。１円たりとも血税を無駄にしない入札制度の改善と改革を忘れてはいけませんが、具体的に改善した事項は不明確であります。日常ふだんに継続してメスを入れておくべきであります。

平成29年度決算に対し反対する理由を具体的に述べたいと思います。

決算に占める総不納欠損金は、市税で前年比減少したとはいえ1,357万1,000円、固定資産税で588万円、軽自動車税で70万1,000円、都市計画税で84万8,000円、その他総合計で1,487万円もあります。不用額は４億3,800万余りあり、これらの額から見ていくことによって、予算と決算に乖離があり、市民のニーズがあるところに税金が使われていないと言えます。市税の収入未済金額が１億7,300万円もあり、より具体的に目標を設定し、取り組まなければならないと考えております。

さらに、予算の流用や充用の件数は依然としてあり、改善されておりません。

市有財産に関しても、土地については嘱託登記がされておりましたが、物件についてはいまだ不明確であり、今後、継続して市有財産を明確にしておくべきであります。

成果説明書について、事業の予定、実施計画、達成等々を常に総括しながら、市民が一目見て理解できるようにすべきであります。さらに、次年度にどのように反

映しているかの方針も出すべきであります。

地球環境を守るために原子力発電から脱皮し、福島原発事故をいまだに終息していない小児がんが多発しております。原発の国策については、市長としてどうするのか。やめるのか、推進するのか、態度表明をしないことは、市民の命を守るという最重要な課題から逃避していると言えます。

危機管理監の設置についてでありますが、勤務日数は週４日、一時金はなしであります。この役職の役割は重要であり、これをただすと、全庁体制で対応するという、まだこれこそ責任の所在を曖昧にするものであり、具体的に立案すべきであります。

少子高齢化が急速に進む中、若年認知症を初め、ひとり住まいの高齢者対策として、成年後見人制度の活用が求められますが、現在の予算では少額であり、不十分であると考えます。

安心・安全な再生可能エネルギーへの転換を図るために、太陽光発電の設置者への補助金制度、岩出市に提案をしてきましたが、他市で実施しているのに、岩出市ではありません。

超過勤務手当について、前年度減少はしているものの、まだまだ改善すべきであります。職員の長時間労働を少なくし、職場の衛生管理を行い、職員の健康と安全を守る観点から、具体的に実効性ある行動をすべきであります。

市民サービスには、正規・非正規を問わず、業務に邁進していく、非常勤労働者を正規労働者へ転換し、全ての労働者の労働条件の向上、賃金のアップを早急に実施し、勤労意欲へ結びつけるべきであります。

近い将来、正規・非正規の賃金格差をなくすという法もあるということを認識すべきであります。

児童各種ワクチン接種事業について、自主診療として、初診料に該当する部分については重複支給しており、この賃金はいまだ改善されておりません。早急な改善を求めるものであります。

大門池所有権裁判においては、市が事実上敗北し、賃貸借料に関して4,700万円もの税金を無駄にしていることについて返還を求めるのか、時効の中断をしないで放棄したことは許しがたいことであります。

また、現在係争中である事件に関しても、そう遠くない時期に地裁の判断が出されると思いますが、自主的に話し合いで早期円満解決を求めておきたいと思います。

負担金、補助金及び交付金について、常に費用対効果を考え、過去の慣行で安易

に支出していないか、再度抜本的に見直しをすべきであります。

公債費に関して、近大卒業式等に関し、市長と教育長がおのおの１万円を持参しているが、その必要性があるのか、改めていくべきであります。

支払い調書に関して、住所欄には記入はなく、役職名を記入、日付がなし、またガソリンの購入先については、より安い給油所で購入すべきであります。

障害者の表記についても、これを改めるべきであります。

監査委員報酬は若干改善されましたが、その他の各種行政委員会の報酬について、市政にふさわしいものに改めるべきであります。

市民表彰において、体育館等での開催において、壇上での待つ時間は椅子を配置することや、階段の手すり設置を要望してきましたが、いまだに改善されておりません。

さらに、一部事務組合に関して、市民の税金を那賀病院に４億87万1,000円、那賀消防組合に５億9,200万円から支出しているにもかかわらず、平成19年度４月定例会を初め、市長みずからが那賀病院の医師不足に関して行政報告をしており、都合のよいときには答え、違法な事項については当事者でないとして答弁をしないことは、当事者の責任と義務を放棄するものと言えます。

岩出市の基金残高は、昨年比５億円も増加し、平成29年度末、66億9,100万円もあるにもかかわらず、マンモス中学校の解消や中学校までの医療費の無料化、ごみの有料化はやめて、市民の生活を守る施策に変換すべきであります。

以上、私は決算認定について反対といたします。

○吉本議長　ほかに討論ありませんか。

山本重信議員。本案に対する賛成の発言を許します。

○山本議員　議案第49号　平成29年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について、私は賛成討論をいたします。なお、少し長くなりますので、ご容赦を願います。

日本経済の状況は、雇用や所得環境の改善が見られる中、経済は緩やかに回復基調にあると言われていますが、市民の大部分は景気回復を実感できていないのが現状だと思われます。

このような状況下にあって、我が岩出市の平成29年度一般会計では、第２次長期総合計画や岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に推進しなければならないため、事業の見直し、経費の節減、自主財源の確保等の取り組みを行い、市民サービスが低下しないよう有効かつ適切に執行されていると考えます。

歳入を少し説明しますと、主な歳入としての市税は自主財源の根幹をなすもので

あり、この収入については、前年度比約１億1,499万円、率にして2.01％の増額となり、歳入全体に占める市税の割合は33.95％と一番高くなっています。

これらの市税徴収に当たり、税務課では、毎年、岩出市税滞納整理基本方針を策定し、目標徴収率が達成できるよう、同時に自主財源の確保の観点からも徹底した徴収業務に当たられ、平成29年度徴収率は97.32％、対前年度比0.23％の増であり、県下の状況で申し上げますと、和歌山県平均徴収率は96.5％、これを上回るとともに、県下９市での徴収率は２位と、徴収業務に非常に頑張っています。今後も着実な歳入の確保と税負担の公平性の観点からも、さらなる徴収率の向上に努めていただけるものと考えます。

返礼品で、何かと話題のふるさと納税について申し上げますと、今までは岩出市に応援していただく皆様の善意に基づく自発的な行為として行ってきましたが、平成29年12月から地元特産品等のＰＲや販売拡大等による地元事業者の活性化を図ることを目的として、地元特産品を返礼品として贈呈する等の見直しを行っており、今後も一層、特産品の充実やふるさと納税のＰＲに努めていただけるものと考えます。

次に、財務課では、販売売払収入として、公共に必要のない行政財産を売却する等の方法により約3,200万円の収入を得る等、財源の確保に努められています。

以上のとおり、歳入については自主財源の確保に向け、税の公平性の観点からも徴収強化に努めるとともに、国・県の補助金の確保に積極的に努められており、同時に各課ではさまざまな分野であらゆる施策の展開を図りながら、歳入の確保に努める等、健全財政の堅持に取り組まれています。

これを歳出で申し上げます。厳しい財政状況の中、行政サービスの水準を落とさないという行政運営の基本的な考え方に基づき、総合計画に沿った事業の推進が行われています。

その中で主な事業として、総務費では、現庁舎南側に新庁舎を建設する等、市民の利便性の向上を図っています。

また、交通手段のないお年寄りや住民のために、岩出市巡回バスや大阪方面路線バス等の運行により、公共交通アクセスが確保され、多くの方に利用され、喜ばれています。

次に、皆さんの関心の高い、関心の強い民生費では、扶助費に係る国庫支出金や県支出金等の特定財源が多い項目で、歳出全体の39％を占めており、市民サービスの低下とならないよう、子育てを支援する児童手当や子供医療費助成制度の拡充を

行う等、効率的な事業運営が行われています。

同時に、子育て支援につきましては、さまざまな地域子ども・子育て支援事業を実施する等、安心して子育てができる環境整備がなされています。

今後もより一層の社会保障費の増額が見込まれており、市においては適切な財源を確保していただけるものと考えております。

環境衛生費で申し上げますと、ごみの減量化及び資源再利用化の促進を図るため、粗大ごみとして回収された家具類等を対象としたリサイクルに取り組むための家具リサイクル工房施設の整備を行う等、一層のごみの減量化が進められています。

また、母子保健事業や各種がん検診事業等を実施し、市民の健康づくりを推進するとともに、公立那賀病院を地域医療の核として、地域医療体制の充実に努められています。

先を見詰める商工費では、昨年12月24日、道の駅ねごろ歴史の丘のグランドオープンにより、和歌山県の北の玄関口として県内の観光情報、お土産物品取りそろえること等、当観光振興の拠点施設として、地域活性化に取り組まれています。

日常生活に密着した土木費では、交通安全対策事業として、市道山西国分線等の歩道設置と交差点改良事業を行い、歩行者等の安全確保に努められ、健康志向の住民のジョギングやウオーキング等の安全確保に取り組まれています。

同時に、大町排水路及び山崎地区浸水対策工事を行うなど、防災基盤の強化に取り組まれています。

災害対応の消防費では、災害用備蓄物資配備事業、地域防災訓練の実施、自主防災組織育成事業及び消防防災充実強化事業等、今後、起こり得る大きな災害に対しての対策がとられています。同時に、災害時等における地域防災の拠点施設として船山地区への避難所の建設にも着手されています。

次に、関心の高い教育費では、児童生徒の学力向上の取り組みとして、小学校３年生から小学校５年生及び中学１年生、２年生を対象とした学力・学習状況調査の実施や、教員による学力向上実践研究を行う等、継続的な取り組みにより、確かな学力の定着を図るとともに、就学援助による子供の貧困対策、不登校対策やあらゆる相談活動の充実に努められています。

また、小中学校施設は、災害時の避難場所でもあることから、老朽化による長寿命化に向けた補修工事を実施する等、安全確保に努められています。

なお、平成30年９月議会において、全議員による「小中学校の普通教室すべてに空調設備の設置を求める請願書」を市長に提出したところでありますが、今後、財

政状況の厳しい中、国・県等の補助金を活用して、順次、小中学校全ての普通教室に空調設備を設置していただけるものと確信しております。

以上のとおり、厳しい財政状況の中、効果はもちろん、緊急性、必要性をもとに着実に事業を進め、住民福祉のための各種社会保険関連事業、道路・下水道整備事業、防災対策事業、児童生徒の学力向上等の事業を着実に推進され、市の将来都市像である「活力あふれるまち　ふれあいのまち」の実現に向けて、限りある財政の中、めり張りをつけた施策に取り組まれています。これらを財政面で見てみますと、実質公債費比率は3.5％であり、前年度より0.3％増加しているものの、早期健全化基準の25％より岩出市は3.5％を大きく下回っており、健全な財政運営が維持されています。

次に、職員の超過勤務については、時間外勤務を抑制するため、毎水曜日と金曜日をノー残業デイと定める等、職員の健康管理や長時間労働の縮減に努められて実績を上げていますが、残念ながら、昨年、４つの台風が接近、上陸したことに伴い、市民の安全・安心の確保のため、職員は夜を徹して活動を開始したことによる超過勤務については増加していますが、いたし方ないものと考えます。

予算の流用等については、事業を執行していく上で、さまざまな理由で流用が発生していますが、これは地方自治法第220条第２項の規定によるもので、また、最低限度重要であることから、何ら問題のないものであると考えますが、今後、予算計上時には十分精査するよう申し添えいたします。

人口動態では、岩出市においても他の市町村と同様に、少子高齢化が進展し、平成29年度中、人口が117人減少しております。今後も人口減少が予測される中、将来的に厳しい財政状況に置かれ続けるだろうことを認識していく必要があります。

そういう状況にある中、市債返済に備えた基金として蓄積している減債基金等を取り崩せば市民サービスを拡充できるのではないかとのご意見もございますが、もう一度申し上げます。市債返済に備えた基金として蓄積している減債基金等を取り崩せば市民サービスを拡充できるのではないかとのご意見もございますが、まず財政規律の堅持が重要であることは言うまでもありません。

将来世代に対する投資の実行もしっかり積み重ねていく。その上で起債残高を着実に減らしつつ、住民サービスや成長への投資を実現することは、市民生活の将来に向けた大変重要で貴重な取り組みであると考えます。

最後になりますが、よく議員から指摘されている市長の委員会出席について、私なりに説明しますと、本会議の市長の出席については、地方自治法第121条の規定

により、議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならないと明確に規定されています。しかし、委員会の設置は任意とされていることから、委員会の出席については、地方自治法上、明確な規定がないため、出席の必要はないと考えます。

もう一度申し上げます。市長の委員会出席について説明しますと、本会議の市長の出席については、地方自治法第121条の規定により、議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならないと明確に規定されています。しかし、委員会の設置は任意とされていることから、委員会の出席については、地方自治法上、明確な規定がないため、出席の必要はないと考えます。

また、委員会に付託された事件に関しては、全庁体制で取り組んでいるため、現在の説明員で十分審査できるものと考えます。

以上のとおり、平成29年度一般会計歳入歳出決算の状況を私なりに精査しましたところ、適正かつ効率的に執行されたものであり、市民感情や客観的な状況を見ても、市民皆さんの理解が得られるものと確信するものです。

今後も少子高齢化と人口減少に対応した施策に加え、市民が夢や希望を持って暮らせるまちづくりを目指し、さらなる行政運営の効率化と行政サービスの充実に努めていただけるものと熱望して、私は本議案に賛成といたします。

○吉本議長　ほかに討論ありませんか。

（な　　し）

○吉本議長　以上で、議案第49号に対する討論を終結いたします。

議案第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○吉本議長　起立多数であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり認定されました。

しばらく休憩いたします。

午前10時50分から再開いたします。

休憩　（10時35分）

再開　（10時50分）

○吉本議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

議案第50号　平成29年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員　議案第50号　平成29年度岩出市国民健康保険特別会計決算に反対の討論を行います。

平成29年度の国保会計においては、当初予算における国保利用者に対しての対応が、まず第一に問われるものと考えます。

医療給付費の増大が続く見込みだと、４億8,000万円以上もの給付増が必要になるとして、国保利用者１人当たり6,500円、総額で7,000万円以上もの負担増が行われました。しかし、決算を見ますと、歳出においては、医療給付費において前年比４億8,000万円増の42億円の給付費予測に対し、２億円減の40億円となっています。保険給付費減の内容は、一般被保険者で約7,000万円、高額療養費で約１億3,000万円の２億円が減額内訳となっており、２億円もの見込み違いが生じています。

歳入の面では、前期高齢者交付金で当初予算よりも１億3,800万円、10％以上の歳入の見込み違いが出ています。この点では、国保加入者に負担増を求める必要があったのかが問われるのではないでしょうか。また、国・県における調整交付金や前期高齢者交付金に対しての歳入見積もりの正確さも問われているものだと考えます。

今年度決算については、これ以外にも、以下の理由をもって反対といたします。

第１は、医療費の高騰化につながる資格証明書、短期証明書の発行をやめるべきですが、市の政治姿勢は変わっていません。当局自身が早期発見・早期治療をうたいながら、早く病院に行けば軽く済んでしまう病気も、資格証明書では全額一時負担のため、病院に行くことを控え、結果的に病気を重くしてしまうことが続けられています。

また、脳ドック検査は、昨年度より定員枠はふやされたものの定員をはかるに超える申し込みがありながら、補正予算も組まない姿勢は、申請者の要望に応えない対応だと言わざるを得ません。

第２に、医療費高騰の原因を探り、病状別、年齢別など、国保の医療状況の把握や対策を打っていくため、国保会計改善へ向け、職員体制を含めた医療費総額を抑える取り組みの改善方向は、現時点でデータベース計画が進められているものの、この時点では不十分な対応面があった状況があると考えます。

第３に、地方自治体における財政運営の厳しさの要因として、長引く不況の影響で収入減による国民健康保険税の税収の落ち込み、医療費の増大、高齢者支援金などへの拠出金等も関係しますが、一番の大きな要因は、国庫負担率が、1984年に45％から38.5％に引き下げられたことです。この点からは、国に対して負担率を戻すよう強く働きかけが必要なものです。協会健保などと比べ、国保税高騰の原因である国による負担削減を国保利用者に転嫁せず負担軽減を図るためにも、一般会計から独自に繰り入れる対応面も問われていると考えます。

また、国保会計が黒字になれば基金への積み立てを行うべきものを一般会計に繰り戻すという市の姿勢があります。平成29年度で約9,000万円が繰り出されています。国保を安定化させる上での国保運営の姿勢、国保利用者の負担軽減の対策面など、平成29年度国保会計決算は、利用者に理解が得られないものと考えます。

以上の理由をもって反対討論といたします。

○吉本議長　次に、本案に対する賛成の発言を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員　議案第50号　平成29年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険制度は、国民保険の向上に寄与することなどを目的に、被保険者の疾病、出産、死亡などに関し、必要な保険給付を行う医療制度で、国民皆保険制度の基盤となる制度として、岩出市においても市民の健康保持増進に大きく貢献しています。

市の現状は、加入者の年齢構成が高く、医療費水準も高くなっています。また、低所得者の加入割合も高く、軽減制度適用世帯も被保険者世帯の半数以上を占めている状態です。

このような状況において、歳入につきましては、被保険者数が減少している中、国保税全体として収納率が向上するなど、財源確保に努められています。

歳出については、データヘルス計画を策定し、特定健診を初め糖尿病性腎症重症化予防事業などの保健事業を効率的・効果的に実施するなど、市民の健康増進や疾病予防に取り組まれています。

また、今年度からの広域化に向けてシステム改修を実施するなど、万全の準備を進められています。

以上の理由により、私は本議案に対して賛成といたします。

○吉本議長　ほかに討論ありませんか。

（な　　し）

○吉本議長　以上で、議案第50号に対する討論を終結いたします。

議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○吉本議長　起立多数であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり認定されました。

議案第51号　平成29年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員　議案第51号　平成29年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

2015年度の介護保険改定で、昨年度、2017年度から介護予防給付サービスの対象だった要支援者を保険給付から外しました。本当に必要とするサービスが受けられているのかが問われています。軽度者から介護サービスを取り上げていくことは、介護の重症化を招き、本末転倒であり、このような制度をそのまま推進する事業のあり方は認められません。

安倍首相は、介護離職ゼロを掲げていますが、どうやって介護離職がゼロになるのでしょうか。制度の矛盾は広がるばかりです。低い介護報酬によって事業者の収入が減り、経営が破綻したり、撤退を余儀なくされたりする事例もふえ続けています。

平成29年度、岩出市内においても事業所が２カ所なくなりました。介護制度の破綻は、高齢者だけでなく、高齢者の介護や暮らしを支えている現役世代にも大きな影響を及ぼします。全ての世代の生活を支え、誰もが安心して老後を迎え、手厚い介護を受けられるよう、国庫負担金の増額や抜本的な制度の見直しが必要です。

介護保険料の値上げが続いている一方で、施設入所での待機者、認定段階による利用制限に象徴されるような保険あって介護なしの実態を改善すべきです。

介護保険は任意加入ではない。高い保険料を払うのは義務となっています。それでいて必要なサービスを受けようとしたときに、その水準がどんどん低下していく。これで保険制度と言えるのでしょうか。

市では減免制度もありますが、大変不十分なものであると考えます。

以上を理由として、反対といたします。

○吉本議長　次に、本案に対する賛成の発言を許します。

上野耕志議員。

○上野議員　議案第51号　平成29年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

全国的に高齢化が進む中、岩出市におきましても高齢化率は年々上昇し、平成29年度末で22.0％に達しています。平成12年度から始まりました介護保険制度は、介護を社会全体で支える仕組みとして定着してきていますが、要介護認定者の増加に伴い、介護サービス利用者も年々増加が見込まれ、今後も厳しい財政運営が続くと考えられます。

このような状況の中、岩出市介護保険特別会計では、歳入については、対前年度比3.12％の増と、財源の確保に努められており、歳出については、常に適正な介護の給付に努められていることに加え、平成29年度からスタートした介護予防日常生活支援総合事業を推進するなど、高齢化の進展を見据えた介護保険の運営に取り組んでいることは評価できると考えます。

以上のことから、私は平成29年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成といたします。

○吉本議長　ほかに討論ありませんか。

（な　　し）

○吉本議長　以上で、議案第51号に対する討論を終結いたします。

議案第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○吉本議長　起立多数であります。

よって、議案第51号は、原案のとおり認定されました。

議案第52号　平成29年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員　議案第52号　平成29年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認

定に反対の立場で討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を切り離してつくった制度であり、保険料は各都道府県が決める仕組みです。国として、これまで軽減措置を実施することになったのは、後期高齢者医療制度そのものへの批判が強かったからです。何とか批判をかわそうと設けたのが軽減措置でした。

しかしながら、75歳になるまで扶養されていた方は、均等割が平成29年度、９割から７割軽減になり、その方々は平成30年度は５割に縮小され、平成31年度からは軽減が廃止されます。市は国に対し、年齢にかかわらず、全ての国民が安心して医療を受けられるように抜本的な医療制度の見直しを求めるべきです。年金が毎年減る中、高い介護保険料を払い、その上、高齢者の保険料の新たな負担となった後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算については認めることはできません。

よって、反対といたします。

○吉本議長　次に、本案に対する賛成の発言を許します。

井神慶久議員。

○井神議員　議案第52号　平成29年度岩出市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療は、主に75歳以上の高齢者の医療の確保を目的とした制度であり、平成20年度の創設以来、低所得者に対する保険料軽減措置の見直しなど、制度改正を行いながら、和歌山県後期高齢者医療広域連合により運営されております。高齢者福祉の増進に寄与しているものであります。

このような状況の中、平成29年度決算の状況につきましては、歳入総額が８億228万6,030円、歳出総額が７億8,882万9,424円となり、歳入歳出差引額は1,345万6,606円と黒字となっております。

歳入では、財源確保のため、さまざまな措置を講じており、保険料についても高い収納率が保たれております。また、歳出では、この制度を運営する広域連合に対する納付金が大部分を占めておりますが、これは制度を維持していく上で必要不可欠な経費であり、適正に支出されております。

以上の理由により、本議案に対して賛成といたします。

○吉本議長　ほかに討論ありませんか。

（な　　し）

○吉本議長　以上で、議案第52号に対する討論を終結いたします。

議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○吉本議長　起立多数であります。

よって、議案第52号は、原案のとおり認定されました。

議案第55号　平成29年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員　議案第55号　平成29年度水道事業会計の反対討論を行います。

平成29年度実績では、給水人口５万3,687人、給水戸数では２万3,012戸という状況となっています。給水人口で112人減ですが、給水戸数は257戸増であり、平成29年度においても、和歌山県で数少ない人口増加の実態があらわれていると考えます。

今年度の特徴面では、有形固定資産面において、当初予算より、構築物、建設仮勘定関係で６億5,000万円の増加対応が行われているのが特徴となっています。

監査委員の審査意見でも、岩出市の経営状況については、純利益が１億6,000万円を超える純利益を計上しており、安定した経営状況で推移している。安全で良質な飲料水を安定供給し、市民生活の向上と福祉の増進に寄与されるよう要望するとされています。

基本水量20立方メートルまで使用していない家庭が、以前から3,800戸にもなってきている状況があり、市民から水道料金を取り過ぎていると言わざるを得ません。市民に還元をすべきです。

内部留保額は30億円にまで膨らんできており、監査委員も指摘しているように、岩出市では莫大なお金が黒字になっており、市民生活に還元すべき必要性があるという面では、平成29年度も低所得者や基本水量に満たない弱者に対しての改善策や支援策は見えません。

また、職員体制面でも５万市民の命の水を預かる体制面でも、十分に対応できない側面が続けられている点があると考えます。

よって、水道会計の決算については反対といたします。

○吉本議長　次に、本案に対する賛成の発言を許します。

松下　元議員。

○松下議員　議案第55号　平成29年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出

決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

水道事業は、水需要が減少傾向にあり、経営状況は厳しくなってきている中、地方公営企業の経営の経営の基本原則であります健全経営の維持を図りつつ、長年、水道料金の値上げをせず、市民に安全・安心な水を供給することで、公共の福祉の増進をするという役目を担い、運営しております。

このような中、平成29年度岩出市水道事業会計剰余金の処分については、安全な飲料水を供給するための水道施設の改築、更新等に必要でありますので、剰余金の積み立てをし、安定的な事業運営を要すると考えます。

また、平成29年度の決算においては、キャッシュフロー計算書を見ると、約１億2,084万円の資金が減少しており、平成29年度も赤字であることがうかがえます。今後もアセットマネジメントに基づき、計画的に各施設の更新事業に取り組む必要がある中で、水道事業の健全な経営に努めようとしていることがうかがえます。

以上のことから、私は本決算を認定することに賛成といたします。

○吉本議長　次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　議案第55号　平成29年度水道事業決算認定等について、反対をいたします。

政府は、現在、会期中の国会において、水道法の一部改正案を提出し、衆議院で可決、参議院で法案が審議されようとしております。

今回の法改正の理由は、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、申告化する人材不足等、水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずるとされております。

2001年以来、16年ぶりというもので、今回の法改正について、さらなる民間企業の参入を想定、期待するという側面があり、私企業の算入であります。

今回の法改正の本質を理解するとともに、これらの対応や行動について、市民や議会全体で共有していかなければなりません。

水道法の一部改正する法律案では、水道事業の維持向上に関する委員会等の報告等に基づいて、法律の目的である水道の計画的な整備部分を基盤強化に変更することを前提に、関係者の職務の明確化、広域連携の推進、適切な資産管理の推進、官民連合体の推進、指定給水装置、工事事業者選定の改善等、５点にわたる改正を行うとしております。

関係者の職務の明確化と広域連携の推進では、法律の目的における水道の計画的

整備を水道の基盤の強化に変更するとともに、国・都道府県・市町村水道事業者等に対して、水道の基盤の強化に関する責務を規定する。特に都道府県には、水道事業者等の広域的な連携の推進役としての責務を規定するとしております。

水道施設に運営権を民間事業者に設定できる方式、いわゆるコンセッション方式について導入する仕組みを明記するものになっております。事業の責任や働く誇りをかけて、市民の命の水を守る立場を貫かなければならないと考えております。

第２次安倍内閣において、現在ある多くの公の施設の領域を市場に解放し、公共サービスの産業化を促進させ、その結果としての経済成長をもくろむ経済政策、経済政策は、とりわけ水道事業にとってなじまないものであると考えます。

将来にわたる持続可能な水道事業への道筋を放棄し、その場しのぎを求める無責任な首長や政治家たちを温存、助長するものであります。

民間企業が事業運営を担い、料金を授受権利を共有する仕組みづくりであり、運営権の設定は市民が生きるために企業の利益を支払い続けることになります。

日本各地で、１日24時間、１年365日、１秒たりとも絶やすことのできない水をつくり、送り届ける責務があります。

しかし、国会審議において、現状では、コンセッション方式を導入する仕組みに従って、自公政権下での改正法案を否決、廃案することは極めて困難であります。

私たちは、水道事業において運営権による水道料金を享受する権利が売買対象となり、違憲とされるような取り扱いを許すことはできない。このことを前提として水道法改正案は、国会審議において十分な審議、慎重な審議をされなければならないし、また同時に、多くの国民が議論を求めております。

大阪市を初めとして複数の地方議会では、コンセッション方式による水道事業の民営化が審議されてきたが、いずれも審議未了、継続とされております。

コンセッション方式による水道事業に、安全・安心、住民の利益について多くの疑問があり、反対されていることにほかなりません。

イギリスやフランス等を初め、導入した国において、水道料金が７倍から８倍にはね上がる。現在、もとに戻しているのが現状であります。

岩出市においては、さきの本会議の質疑において、考えていないと答弁されていますが、民営化路線に対する反対の声を継続して掲げ、取り組みをしなければなりません。

新潟県や他の県において、議会で反対の決議がされております。当市においても不当な徴収を解消するため、上下水道の料金体系は、実態数量に応じて細分化すべ

きであります。

水道料金に連動する下水道料金にも問題が生じてくることは明らかであります。ますます岩出市民の生活に不安を強いるものであります。

地方自治体が独占で行う水道事業の会計が、営利団体化していくといっても過言ではないと考えます。

今後は、あらゆる機会に、基本料金や口径による高額な負担金についても、市民に訴えて是正をしていくべきであります。

さらに、他市でも導入している障害者や生活保護者への減免措置も設けるべきであると思っております。

よって、この平成29年度予算案認定については、反対といたします。

○吉本議長　ほかに討論ありませんか。

（な　　し）

○吉本議長　以上で、議案第55号に対する討論を終結いたします。

議案第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○吉本議長　起立多数であります。

よって、議案第55号は、原案のとおり認定されました。

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

日程第24　議案第74号　岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○吉本議長　日程第24、議案第74号　岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○佐伯副市長　ただいま議題となりました議案第74号　岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明をいたします。

現委員であります西永弘昭氏が、平成30年12月26日をもって任期満了となりますが、同氏を引き続き岩出市固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第３項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、西永弘昭氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

ご審議の上、ご同意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○吉本議長　これより質疑に入ります。

議案第74号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、議案第74号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第74号につきましては、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

討論ありませんか。

（な　　し）

○吉本議長　討論なしと認めます。

これをもって、議案第74号に対する討論を終結いたします。

議案第74号　岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任の件を採決いたします。この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

○吉本議長　起立全員であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり同意されました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第25　議案第75号　岩出市教育委員会委員の任命について

○吉本議長　日程第25　議案第75号　岩出市教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○佐伯副市長　ただいま議題となりました、議案第75号　岩出市教育委員会委員の任命について、ご説明をいたします。

現委員であります西口政雄氏が、平成30年12月26日をもって任期満了となりますが、同氏を引き続き岩出市教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、西口政雄氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

ご審議の上、ご同意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○吉本議長　これより質疑に入ります。

議案第75号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、議案第75号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第75号につきましては、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

討論ありませんか。

（な　　し）

○吉本議長　討論なしと認めます。

これをもって、議案第75号に対する討論を終結いたします。

議案第75号　岩出市教育委員会委員の任命の件を採決いたします。この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

○吉本議長　起立全員であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり同意されました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

○吉本議長　以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月６日木曜日、午前９時30分から開くことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月６日木曜日、午前９時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会　　（11時20分）

議　会　定　例　会　会　議　録

平成３０年１２月６日

岩出市議会

議事日程（第２号）

平成30年12月６日

開　　議	午前９時30分	
日程第１	報告第７号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解）
日程第２	報告第９号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解）
日程第３	議案第62号	専決処分の承認を求めることについて（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）
日程第４	議案第63号	専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第３号）
日程第５	議案第64号	専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第４号）
日程第６	議案第65号	岩出市公民館設置及び条例の一部改正について
日程第７	議案第66号	岩出市民プール設置及び条例の一部改正について
日程第８	議案第67号	岩出市水田利用再編対策研修指導施設設置及び管理条例の一部改正について
日程第９	議案第68号	平成30年度岩出市一般会計補正予算（第５号）
日程第10	議案第69号	平成30年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第11	議案第70号	平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第12	議案第71号	平成30年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第13	議案第72号	平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第２号）
日程第14	議案第73号	市道路線の認定について

開議　（９時30分）

○吉本議長　おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、報告第７号及び報告第９号の報告２件につきましては、質疑、議案第62号から議案第73号までの議案12件につきましては、質疑、常任委員会への付託です。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第１　報告第７号　専決処分の報告について
（損害賠償額の決定及び和解）～

日程第２　報告第９号　専決処分の報告について
（損害賠償額の決定及び和解）

○吉本議長　日程第１　報告第７号　専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解）の件及び日程第２　報告第９号　専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解）の件の報告２件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は、自席でお願いいたします。

尾和弘一議員、一括して報告ごとに質疑をお願いいたします。

報告第７号について、お願いいたします。

○尾和議員　報告第７号について、専決処分の質疑を行います。

今回、専決処分をしたという理由については、図書館におけるムカデによって被害をこうむったということでありますが、本来、公共施設であるところの出入りについて、お客さんですね、市民並びにそういう利用者に対して、そういう被害が発生すること自体、考えられないわけでありますが、日常のこの図書館における衛生管理というものは、どういうような方針のもとに行われてきているのか、それについて、まずお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

教育部長。

○湯川教育部長　おはようございます。

お答えいたします。日常の衛生管理につきましては、図書館内外に異常や異物がないか、また、毎日の清掃時やスタッフの巡回にて確認をしてございます。

また、立地環境から、敷地内には昆虫や鳥、こういったものの死骸等もあります。利用者が不快に思うことのないよう速やかに清掃を行っており、ゴキブリやクモ、ムカデ、ハチなどの駆除剤は常備していると。それから、梅雨時期など昆虫などが活発になる時期には、定期的に殺虫剤をまくようにしてございます。

○吉本議長　再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　今、日常的に管理はやっておるということなんですが、その記録というのはどういうような形で保管されているのか。

それから、その点検について、サイクル的にはどういう形でしているのか、毎日業務でやっているのか。それから、月１回、ここととここについては、こういうチェックを行うとか、そういうように区分けをして管理をされているのか、そこら辺をお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

教育部長。

○湯川教育部長　再質疑にお答えいたします。

図書館の清掃につきましては、日常清掃として毎日清掃していただいてございますんで、毎日の報告をいただいていると、こういうことになります。書類で報告を出していただいているということでございます。

それから、月１回ということですけども、これは毎日チェックをしてございます。

○吉本議長　再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　日常、図書館のあるべき池の上部に設置をされている関係で、今言われたように、これから周辺の環境から見て、ハブとか、そういう発生も考えられますし、不愉快な思いであるイモリとか、そういうものも発生するであろうという環境にありますので、ここら辺については日常の点検並びにそういう二度と起きないような管理体制というのをしっかり構築していただきたいと思いますけども、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

教育部長。

○湯川教育部長　今回の事故は、開館以来初めてということでございます。虫等につ

いてはアレルギーということもございますので、再発防止策としまして、まずはこういった虫を進入させない手だてということで、殺虫剤を館外にまきまして侵入を防ぐ、それから、入館者に対する注意喚起、それから、かまれたときの対応方法とか、こういったものについて、きっちりと職員がそういうマニュアルを把握するように努めております。

○吉本議長　続きまして、報告第９号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　報告第９号　専決処分についてでありますが、市の所有物件の日常管理方針、これについて、どういうような方針を立てて実施をされているのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

土木課長。

○山本土木課長　尾和議員のご質問にお答えいたします。

特に公営住宅にかかわる日常の管理方針というのはありませんし、つくっておりません。

○吉本議長　再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　この被害の発生状況から見て、今回の台風21号による被害であろうと思うんですが、雨戸が飛ばされたということでありますから、入居している市民の皆さんも、日常的に、あっ、ここちょっとおかしいなということがあれば、市のほうに連絡をするということが大切だというふうに思うんですが、そこら辺の連絡体制構築について、どういうような実態にあったのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

土木課長。

○山本土木課長　再質問にお答えいたします。

一応、住民からのそういう修繕要望等あれば、現地確認を行って、修繕をしてまいります。今回もその台風が通り過ぎた後、入居者の方からそういう連絡いただき、現場のほうを確認しております。

それと、入居者と取り交わすことになるんですけれども、市営住宅の入居の請書というのがあります。その中に、市営住宅及び共同施設の使用について、必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しますと記載されていますので、日常の管理については入居者が行うものと思っております。

以上です。

○吉本議長　再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　今、課長のほうから答弁いただきました。

入居者が最善の範囲で、目視して、異常があればやると。同時に、私は、市の所有物でありますから、こういう被害が出てきますと、保険で対応されるとはいえ、市民の皆さんに甚大な被害を及ぼすことも可能性としてはあります。

今回は軽車両のみであったということなんですが、人に当たって、それが生死の原因になるということも考えられますので、入居者みずからが点検をすると同時に、市としても、少なくとも、３カ月に１回ぐらいは担当の市営住宅を担当者が巡回して、外観から見て異常があるかどうか、そういう点検作業も必要ではないかというふうに思っておりますが、これについてご答弁をください。

○吉本議長　答弁願います。

土木課長。

○山本土木課長　再々質問にお答えいたします。

ご要望のように、適正な維持管理に努めるということで、職員のほうでも現場のほうで見たときには確認したいと思いますし、そのように適正に管理したいと思います。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、報告第７号及び報告第９号に対する質疑を終結いたします。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第３　議案第62号　専決処分の承認を求めることについて

（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）～

日程第14　議案第73号　市道路線の認定について

○吉本議長　日程第３　議案第62号　専決処分の承認を求めることについて（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）の件から日程第14　議案第73号市道路線の認定の件までの議案12件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

１番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

議案第63号についてお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員　皆さん、おはようございます。

日本共産党議員団として、今回の議案では、５つの議案について質疑を行いたいと思います。

まず、63号、平成30年度の一般会計の補正予算３号から行きたいと思います。

この中では７ページのところに、小学校、また中学校、これにおいての設計監理という委託料について記載されていますが、この内訳というんですか、内容について、まずお聞きをしたいと思います。

そして、２点目に、管理委託される事業というのは、どういう内容のものなのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

それと、３点目には、予備費について、現行の3,500万円にプラスして1,000万円が計上されるわけなんですが、この理由について、まずお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長　増田議員のご質疑に、通告に従い、お答えいたします。

まず１点目の小学校、中学校における設計監理委託料についての内訳内容はにつきましては、小学校については、中央小学校分だけで78万8,000円です。中学校につきましては、岩出中学校が70万円と岩出第二中学校が60万4,000円となっております。

続いて、２点目の委託事業についてはどのようなものを委託するのかにつきましては、中央小学校防球ネット改修工事設計監理業務委託と、岩出中学校テニスコート防球ネット改修工事設計監理業務委託、そして、岩出第二中学校の防球ネット改修工事設計監理業務委託となっております。

○吉本議長　総務部長。

○大平総務部長　通告に従い、増田議員の質疑にお答えします。

３点目の予備費において1,000万円が計上されているが、その理由はということでございますが、これまで災害等の不測の事態が発生したため、予備費の充用を行い、緊急対応を行ってきました。そのため予備費の残額が乏しくなってきていることから、下半期における不測の事態へ対応するため増額するものです。

主な予備費の充当内容については、大阪府の北部地震を受けたブロック塀の改修費として1,591万4,000円、７月に発生した西日本豪雨による井原市への職員派遣費として41万7,000円、台風21号による道路災害復旧の緊急対応費として1,231万1,000円となってございます。

○吉本議長　再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員　まず１点目の部分の小学校、中学校については、要するに災害の関係での支出金だということなんです。だとしたら、できるのであれば、私、市として統一していただきたいなという思いはあるんです。

他の部局なんかでは、例えば、児童福祉施設なんかでも、説明では、根来の保育所とか、さくら、山崎なんかの各保育所関係なんか、修繕費というような形で出ています。クリーンセンターなんかでもストックヤード、シャッター破損、これなんかについても修繕費と、こういう名目で上がってきています。

ところが、学校関係なんかでは、修繕料というのは確かにあるんですが、その辺のところなんかは、他の名目なんかでは、設計なんかも含めて、修繕料の中に入っているのかな、どうなのかなという点なんかも、ちょっとあるんですが、その辺が、他の修繕料なんかと、今回、学校関係なんかではきちんと設計という部分なんかと分けて上げられているのかなというような気もあるし、その辺のところは、実際に修繕料という部分の中なんかでは、そういうことなんかも込みで、そういう形でなっているのか、教育委員会との違いというのは、何か違いというんですか、そういうのはあるのかな、どうなのかという点、市としての統一的な部分はどういうふうに考えているのかなという点だけ、ちょっとお聞きをしたいと思うんです。

もう１点は、今、説明の中では、補正前の額3,500万円、今回の部分については1,000万円をプラスするんだよという、そういう形の中での対応ですという説明でした。ということは、専決処分という部分の中で、要するに3,500万円、当初計上していたと。さらに災害なんかが起きたという部分の中で、1,000万円の必要性が生じましたと。それについては、災害関係にプラスして、その予備費をどうしても計上しなければならないよという、そういう部分の中での対応だということで、単純に3,500万円というやつに積みましたというだけの部分じゃないという、そういう確認でいいのか、そういうことでいいのかなということだけ、ちょっと確認だけちょっとしたいと思うんです。

○吉本議長　答弁願います。

教育部長。

○湯川教育部長　予算編成の関係かと思いますけども、修繕で済む部分は修繕料でいいと思います。それから、今回、防球ネット、設計が必要だということで設計監理、これは委託料のほうで計上させていただいています。また、その他の工事費のほうも計上させていただいてございますが、それぞれの状況によって、設計が必要な場合は設計委託料ということで計上すると、こういうことでございます。

○吉本議長　総務部長。

○大平総務部長　増田議員の再質疑にお答えいたします。

予備費について、専決処分の中でというふうなことでの理解でというお話であったんですけども、予備費は、基本的には、歳入歳出予算を執行するに当たり、当初ではちょっと算定することが不能な、今回のような緊急の災害があった場合、そういうのにある程度備えるという意味で認められているものです。

これは既に予備費として予算化されておりまして、それはそれぞれの事業費に流用を行ったと。先ほど申した金額は、それぞれの事業費に流用を行ったということで、予備費としての残額が減っていると。それで、このままでは、またこれ、まだ下半期、不測の事態が生じる可能性は全くないと言えませんので、現在、充当してなくなっている予備費を1,000万円追加して計上させていただきたいと、そういうことで提案をさせていただいております。

○吉本議長　再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員　最初の説明で、1,591万円、1,231万円というのが必要になったということだというふうにちょっと私捉えたんですが、そうなると、専決処分という部分の中で対応するんであれば、実際には、各いろんなところで修繕料というような項目なんかが設けられて、計上されているんですから、災害対応なんかの部分については、今言われた部分なんか、確かに、工事請負費とかというそういう部分の中では、項目としては載ってきているんやけども、それと同じような形で計上されるのが、予備費かなというんじゃなしに、そういうふうにするのが普通なのかなというふうに思うんだけれども。

言われたように、予備費の中から流用するというのは、確かにできると思うんですが、今後の対応として1,000万円が必要だというふうにされたわけなんですが、最初の話の部分の中では、もう既に3,500万円の部分から流用したというような、ちょっと言い方、使われたようなふうに、ちょっととられるように、ちょっと私思

ったんで、その辺だったら予備費の金額なんかも変わってくるんじゃないかというふうには、使われたんであれば、予備費のとこからの支出という部分も出てくるのかなというふうにちょっと思ったので、その辺のとこだけ、ちょっと改めてもう一回説明してもらえたらなと思うんです。

○吉本議長　答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長　増田議員の再々質疑にお答えいたします。

流用というふうに言いましたけども、最初の説明で言いました予備費の充用、流用と同じ意味なんですけども、ということで、再度整理をして説明しますと、予備費で3,500万円当初予算で積んでございましたが、先ほど説明をさせていただきましたが、今回、災害が多数発生しまして、大阪府の北部地震を受けたブロック塀の改修費用として1,591万4,000円、あと、台風21号による道路災害復旧費の緊急対応費として、1,231万1,000円をもう既に予備費の中から使っております。

そのほかにも井原市の職員派遣費とか、いろいろ使っている中で、もう残額が乏しくなってきているということで、このまま予備費の残額のままでいけば、先ほども説明をさせていただきましたが、繰り返しになるんですけども、下半期において災害が発生した場合に、緊急に対応する経費というのが現状では足らなくなるのではないかなということで、1,000万円の増額を今回専決して計上をさせていただいたと、そういうことでございますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○吉本議長　続きまして、議案第66号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員　66号については、市民プール設置及び管理条例の部分なんですが、この中で３点お聞きをしたいと思います。

まず１点目は、使用料です。この使用料について、屋外プール、またトレーニングルームの使用料が、200円から300円に値上げをされるという内容になっています。これについては、値上げをする理由について、どういう理由でされるのかという点。

それと、２点目には、使用料の値上げを行った場合、市としての影響額、これについてはどう見ているのかという点。

３点については、新しいプールを建設するときには、専門家も含めたまちにおいて検討していくと。そうした議論を受けた中で、新しいプールを建設してきたという経緯があります。検討委員会というんですが、そういう部分なんかを通じて建設されてきたということがあるんですが、使用料の面なんかについても、そうした専

門家の方なんかの意見を聞いた上での対応なのか、議論というようなものなんかがされてきたのかどうか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

生涯学習課長。

○信定生涯学習課長　おはようございます。

通告に従い、増田議員の質疑にお答えいたします。

１つ目、屋外プール、トレーニングルームとも、200円から300円に値上げを行う理由についてですが、堀口プールが昭和51年度、東公園プールが昭和55年度に開場して以来、また、トレーニングルーム使用料については、昭和59年度に総合体育館を開設以来、使用料の改定はしておりません。消費税が段階的に導入された際も、利用者として子供が多いとのことで、利便性という観点から使用料は据え置きにしてまいりました。

今回の改正は、新プールの建設費や運営費の増、また来年10月の消費税増税を見据えた中で、県内他市の状況、利用者の利便性等々を勘案して改正するものであります。

２点目、使用料の値上げを行った場合、影響は幾らと見ているのかについてですが、現在の２施設の平成29年度実績では、利用人数１万6,518人、歳入額249万7,800円でありました。プール使用料を100円上げさせていただくことによって、歳入額につきましては、平成29年度実績で1.5倍の約375万円を見込んでおります。

また、トレーニングルームにつきましては、平成29年度では３万244人、歳入額398万5,800円でありました。トレーニングルーム使用料を100円値上げさせていただくことによって、見込み額は約597万円を見込んでおります。

３点目、新プール建設を議論、検討した専門家を含めた検討委員会において、使用料についても議論が交わされてきたのかについてですが、スポーツ推進員や周辺市民の方々の意見をお聞きした中、使用料についての議論はしておりません。

○吉本議長　再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員　プール及びトレーニングルーム、これを値上げした場合、やはり市民感情、こういう部分の点では、えっ、何で値上げせなあかんのというような、こういう驚きの声なんかも上がると思うんです。しかも、1.5倍という金額になるわけなんですからね。

その点では、市として、この値上げを行うということに対して、市民感情につい

てはどのように認識をしているのかという点、この点だけ再度お聞きしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

生涯学習課長。

○信定生涯学習課長　再質疑にお答えいたします。

値上げ、市民感情どうかということの質疑なのですが、先ほども説明させていただいたとおり、今まで利便性という観点から使用料を据え置きとしてきました。今回の改正につきましては、建設費や運営費の増、消費税を見据えた中での値上げという形になっております。

これにつきましても、市民の感情については大丈夫だと考えております。

○吉本議長　再々質疑ありませんか。

（な　　し）

○吉本議長　続きまして、議案第68号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員　68号については、４点お聞きしたいと思います。

まず１点目は、適応指導教室、６ページのところに適応指導教室における事業の委託金というものが出てきています。まず、入として６ページで出ている。歳出においては、補正予算が212万円というふうになっています。そもそもこの適応指導教室関係で、補正予算の５号で行われる事業内容というのが、そもそもどういうようなものなのかと。

２点目には、消耗品費において68万5,000円というものが支出が必要だという内容になっています。この内容についてお聞きをしたいと思います。

そして、３点目には、機器の借上料62万5,000円というふうになっているんですが、この62万5,000円、必要な機器というのはどういうものなのかという点、お聞きをしたいと思います。

２点目には、繰り上げ償還、繰り上げ返済、この点については長期債の関係で、繰り上げられるわけなんですが、今回、繰り上げることによって、市として軽減される金額というのは幾らなのか、その見込み額という点をお聞きしたいと思います。

また、３点目は、減債基金、ここに２億円積み立てられますが、これはどうしてそういうふうに減債基金というところに積み上げるというふうになるのか、その理由についてお聞きをしたいと思います。

４点目に、公共施設の整備基金というところにもお金が積み上げられるわけなん

ですが、岩出、今後における市内の施設、この整備計画という部分については、年次計画的に、市としてはどういう進めようというふうに考えているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長　増田議員のご質疑に、通告に従いお答えいたします。

１点目の適応指導教室関係の補正につきましての１点目、どのような事業内容なのかにつきましては、和歌山県適応指導教室拡充支援事業を活用し、適応指導教室の取り組みを一層充実させ、欠席しがちな児童生徒や不登校等長期欠席の状態になった児童生徒への効果的な支援のあり方について、取り組みを進めるものです。

２点目の消耗品費の内容につきましては、問題データベースなどのデジタル教材の購入費です。

３点目の機器借上料につきましては、タブレットパソコン５台の借上料となっております。

○吉本議長　総務部長。

○大平総務部長　通告に従い、増田議員の質疑にお答えいたします。

２点目の長期債における繰り上げ返済による軽減金額ということでございますが、長期債の繰り上げ償還による将来の利子負担軽減額は、今回386万9,000円となっております。

次、３点目の減債基金に２億円を積み立てるのはということでございますが、減債基金への積み立てについては、平成30年度の当初予算において２億円の取り崩しをしておりましたが、平成29年度、繰越金が生じたことから、その積み戻しを行い、将来の公債費の負担に備えるものです。

４点目、公共施設整備基金への積み立てについてですが、公共施設整備基金につきましても、平成30年度当初予算において、これは市民プール建設事業費などの財源として４億円を取り崩しておりましたが、減債基金と同じく、繰越金が生じたことから、この一部である１億2,000万円の積み戻しを行い、平成31年度以降の公共施設の整備、改修等の事業に備えるものです。

○吉本議長　再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員　適応指導教室関係なんですが、今、機器借上料、タブレット５台分ということでした。この補正で使われる機器借上料というのは、今年度、３月までの部

分の金額で62万5,000円と。タブレット５台で62万5,000円ということになると思うんですが、タブレットの借上料というのは、このぐらい高いものなんですか。ちょっとその辺わかりにくいとこあるんやけども、現実的に、タブレットというのを５台分だったら、その辺のタブレットの借上料の部分が、１台、年間でちょっとどうなるのかという点も含めて、改めて機器の借上料について、何が何でもこれだけを借りて、どういう成果を市としては上げたいというふうに、ちょっと考えておられるのか。この点をお聞きしたいと思うんです。

そもそも、補正なんで、この時期に何で事業が始まったのか、この点はよくわからないとこがあって、なぜ今の時点でこの適応指導教室会計で、そもそも補正予算を組まなければならないような事態が生まれたのか、この点もあわせて、ちょっと再度お聞きしたいと思うんです。

そして、また今回のこの事業については、来年度以降も引き続いて行っていくという考えを持っておられるのかどうかという点、この点もあわせてお聞きしたいと思います。

もう１点は、公共施設の関係で、公共施設基金への積み立てという部分については説明もいただきました。実際には年次計画的に、市としても計画しているものがあると思うんですね。それでは、年次計画面において、整備計画、この点については長期計画というものが市として計画されている中で、今の時点でわかっている面として、平成31年度、そしてまた平成32年度完成というんですか、今回の長期計画という部分の中での平成31年度、平成32年度といったものが市として残されているのか、計画として残されているのか、この点ちょっとお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長　増田議員の再質疑にお答えいたします。

まず１点目、機器借上料が適正な価格であるのかということにつきましては、見積もり等を徴取しておりますので、適正な価格であるというふうに考えております。

２点目につきましては、成果をどのようにして上げていくのかにつきましては、適応指導教室において、ＩＣ機器等を活用して、個に応じた学習活動を提供していき、タブレットパソコン等を活用して、自分のペースや内容に応じた課題に取り組むことで、学びに対する意識や、あるいは学力の定着を図っていきたいというふうに考えております。

３点目、どうしてこの時期なのかにつきましては、本事業は文部科学省の平成30

年度いじめ対策・不登校支援等推進事業を和歌山県教育委員会が採択され、平成30年度和歌山県適応指導教室拡充支援事業として、本市が採択されたものであります。４月当初、年度当初、和歌山県が採択されませんでした。再度募集があり、それに県が採択されたことを受けて、本市が採択先として認められたということなので、この時期というふうになりました。

来年度以降ということはどうなのかということですが、先ほど言いましたが、本事業は文部科学省の事業を受けて、和歌山県教育委員会が採択されたものを本市で採択、事業化するものでありますので、基本的には本年度のみの事業というふうに考えております。

○吉本議長　総務部長。

○大平総務部長　増田議員の再質疑にお答えいたします。

公共施設の整備事業について、現時点で、平成31年度、平成32年度の具体的な年次計画等がということがあればということでのご質問であったかと思いますが、公共施設の整備の計画につきましては、平成28年３月に、岩出市公共施設等総合管理計画ということで大きな計画を立ててございます。これにつきましては、平成28年度から平成57年度までの30年間を計画期間として、計画の基本方針を定めたものでございます。

それに基づいて、公共施設の整備というのは、今後行っていく予定ですが、現時点で、平成31年度、平成32年度で具体的なということにつきましては、この場ではまだお答えできるものはございません。

それと、そういう計画はそれぞれの平成31年度の当初予算あるいは平成32年度の当初予算の中で改めてご審議をいただくということになると思います。

○吉本議長　再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員　適応指導教室関係なんですが、今お聞きしたら、本年度のみだと。３月で終わるんだということなんですが、そうすると、せっかくこういうふうな部分が、県を通じてするということなんで、市としては、平成30年度だけで終わるというのは非常に残念だなという気が私するんです。

そういう点においては、県に対してもしっかりと、これからもそういう適応指導教室面において、より一層の制度の充実という点ですか、そういう部分なんかも含めて対応してほしいというようなことなんかは、県に対して要望する。引き続いてやってほしいんだという、そういうようなことは市としてどのように対応される考

えなのか、この点　ちょっとお聞きをしたいと思うんです。

○吉本議長　答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長　増田議員の再々質疑にお答えいたします。

本事業は、基本的には本年度のみの事業というふうになっておりますが、ノウハウといいますか、ＩＣＴだけではなく、カウンセラーであるとか、そういうふうないろんな部分をこの費用等を活用しまして、蓄積、うちもしていきたいな。できる部分については、今、現既存の事業等も活用しながら、うまくしていけばというふうには考えておりますし、先ほど議員ご指摘のとおり、県に対しても引き続き適応指導教室拡充のための市等の支援であるとか、そういうふうな部分については引き続き要望していきたいというふうに考えております。

○吉本議長　続きまして、議案第69号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員　69号については国保関係です。基金ですね、今回、補正予算では基金に1,040万円積み立てられる形になっています。改めて確認だけしたいんですが、この1,040万円を加えた基金の合計、これについては幾らになるのか。

２点目に、一般会計に繰り出しというんですか、一般会計へ繰り入れする対応が行われるわけなんですが、金額的に、せっかく基金に積み立てる対応、こういうものがとられているのに、なぜ多額のお金を一般会計へ繰り出すという対応がされるのか、これについてお聞きをしたいと思うんです。

平成29年度の決算では6,000万円ぐらいの国に対しての返還金というんですか、精算による返還金というものなんかが生じてきています。そういう部分でいうのであれば、そういう対応なんかも一般会計へ繰り入れないで、やはり基金というところで対応していくというのが筋ではないかと思うんですが、なぜ一般会計繰り出しというような対応をされるのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長　増田議員の質疑にお答えいたします。

１点目、基金合計額ですが、平成29年度末残高が90万円でしたので、今回積み立てますと、合計1,130万1,000円になります。

続いて、２点目、なぜ一部分しか積み立てず、一般会計へ繰り出すのかにつきましては、平成29年度交付金等の精算に伴う返還金6,889万円を返還する必要があっ

たため、その財源として、９月議会において一般会計から6,889万円を繰り入れる補正をさせていただきました。

このたび国保会計の前年度繰越金が確定したことにより、一般会計からの繰り入れ相当分を繰り出すこととしたものです。これまで申し上げてきましたように、一般会計からの法定外の繰り入れは、後に精算することを原則として繰り入れており、最終的には繰り出しして返すものと考えています。

ただし、国保は平成30年度から広域化され、現在、過渡期と言える時期にあるため、今後、本市の国保会計に及ぼす影響などさまざまな不確定要素がございます。

そのため今回は本年９月に一般会計からの繰り入れ相当分として6,889万円を繰り出し、残り1,040万円は基金にとり置く補正としたものです。

なお、基金積み立ての上限額や規模等については、今後の状況を見ながら考えていきたいと思います。

○吉本議長　再質疑ありませんか。

（な　　し）

○吉本議長　続きまして、議案第70号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員　議案70号、介護保険の補正予算なんですが、これについても、先ほどの国保と同じように、介護給付費の準備基金というところで積み立てがされるわけなんですが、これについても基金の合計、これを積み立てることによって、合計額というのは幾らになるのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

そして、２点目には、来年度、このようにして積み立てられた準備基金、この部分についてはどのような対応されるお考えなのか、この２点お聞きをしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長　増田議員のご質疑にお答えいたします。

１点目の介護給付費準備基金合計額は、幾らになるのかについてですが、現在の残高２億6,517万348円に、今回の補正において1,757万8,487円を積み立てますと、２億8,274万8,835円となります。

次に、２点目の準備基金をどのように活用しようとしているのかにつきましては、岩出市介護給付費準備基金条例第６条において、介護保険給付費等の財源に充てる場合に限り、処分することができるとなっております。介護給付費が見込みを下回

る場合などは、剰余金を準備基金に積み立て、介護給付費が急増し、見込みを上回る等、不測の事態に備えることで、介護保険事業の安定的な運営を図るために活用いたします。

○吉本議長　再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員　現時点で、基金については、来年度の予算編成時期ですんで、市としてどのような対応になるだろうという見込みをされているのか、その点、ちょっと改めてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長　先ほどもお答えいたしましたように、来年度については、その時点で給付費が見込みを下回る場合は、剰余金を準備基金に積み立てますし、また、介護給付費が見込みを上回る等で不足が生じた場合は、介護保険の準備基金をその給付費に投入するという考えでございます。

○吉本議長　再々質疑ありませんか。

（な　　し）

○吉本議長　これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時40分から再開いたします。

休憩　（10時25分）

再開　（10時40分）

○吉本議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

２番目、尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

議案第62号についてお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　それでは、議案62号について質疑をさせていただきます。

今回の議案62号についてでありますが、岩出市の臨時的任用職員の給与に関して、最低賃金の引き上げに伴って対応したものであるということでありますが、時間給並びにアップ率、これについてはこの該当する給食配膳補助費、職員の幾らになるのか、まずお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長　尾和議員の質疑につきまして、通告に従い、お答えいたします。

時間給は803円で、アップ率は2.95％となっております。

○吉本議長　再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　これで試算しますと、和歌山県の最低賃金については803円ということで、10月１日から施行されております。これに抵触するものについては、最低賃金を違反になるということでありますが、今言われましたように、アップ率が2.95％、今回の和歌山県の最低賃金のアップ率については、それよりか多くて3.36％であったと思うんですが、この試算をしていく中で、岩出市は最低賃金を最低クリアするということのみに主眼を置いた選択ではないかというふうに思うんですが、それについて、まずお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長　尾和議員の再質疑にお答えいたします。

業務内容等に応じた適切な金額であると考えておりますので、率といいますか、803円、本市では、先ほど言いました2.95％でしたが、その業務内容等に適切な金額を出させていただいたというふうに考えております。

○吉本議長　再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　それ、今答弁をいただきました。アップ額については、最賃の流れからいいますと26円、780円が803円になったわけでありますから、26円のアップになっているわけであります。

それについての違和感があるんですけども、今ご答弁いただきましたが、私は、基本的に他の臨時職員についても横並びで上げていく必要性があるんではないかというふうに思うんですが、その波及効果については、現在のところ、どのようなお考えがあるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

教育部長。

○湯川教育部長　再々質疑にお答えいたします。

今回の議案につきましては、給食配膳補助員、これが対象となるものでございま

すので、ほかの臨時職員、これはまた違う話かなと思います。

先ほど、教育総務課長が答弁いたしましたように、勤務の状況等々を考えますと、適切であると、このように考えてございます。

○吉本議長　続きまして、議案第63号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　議案63号についてお聞きをしたいと思います。

まず、今回の共済金並びに補正予算で組まれている事業内容でありますが、支給に至る経過、決裁ですね、共済金に関する問題について、お聞きをまずしたいと思います。

それから、今回、台風に伴って、超過勤務の実績が拡大、増大したということなんですが、対象者、管理職者、それから一般職員及びその時間数について、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、被害に遭った物件についてですが、これについてどういう被害があったのか、その具体的なご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長　通告に従い、尾和議員の質疑にお答えいたします。

共済金に関する事項についてですが、今回、その他雑入に計上しているものについては、平成30年９月４日に台風21号により被災したもので、災害の種類としては、風災、水災となり、被害額の100分の50が支払われることとなっております。

被害状況については、既に共済会に報告しており、各施設にて修繕を進めているところですが、業者へ修繕費用を支払い後、共済会へ被害額を申請し、100分の50が市へ支払われることとなります。

○吉本議長　総務課長。

○木村総務課長　尾和議員ご質疑の２点目、超過勤務の実績及び対象者及び時間数についてですが、対象者は一般職員で、時間数は、平成30年７月豪雨、48人、223時間10分、台風12号、71人、730時間35分、台風20号、79人、839時間40分、台風21号、116人、872時間５分、台風24号、125人、1,073時間10分、延べ439人、合計3,738時間40分です。

○吉本議長　子育て支援課長。

○佐谷子育て支援課長　通告に従い、尾和議員ご質疑３点目の被害に遭った物件とその内容についてお答えいたします。

去る９月４日の台風21号により、各保育所において被害が生じました。被害物件と内容につきましては、岩出市保育所、カーポート修繕、岩出保育所、軒天修繕、山崎保育所、プロパン倉庫屋根修繕、根来保育所、給水管カバー修繕、根来保育所、桜倒木による伐採、撤去及びフェンス修繕、上岩出保育所、カーポート修繕の以上でございます。

なお、予算には載せておりませんが、別に根来保育所屋根の雨漏りの件がありますが、ただいま国と協議中でございます。

○吉本議長　クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長　尾和議員の質疑にお答えいたします。

被害に遭った物件については、クリーンセンター内資源ごみストックヤードです。内容につきましては、台風21号の暴風により、廃プラスチック置き場の重量シャッター２カ所と衣類置き場重量シャッター１カ所が破損したものであります。

○吉本議長　土木課長。

○山本土木課長　尾和議員のご質疑についてお答えします。

土木関係になります。農地等災害復旧費、これ工事請負費についてですが、７月豪雨による農地等の災害であります。境谷地区で３件、水田に土砂が流入し、撤去するものと、あぜが崩れ、ブロック積みで復旧するものです。また、安上地区で１件、これもあぜが崩れ、ブロック積みで復旧するものでございます。

次に、公共土木災害復旧費についてですが、委託料、台風21号による境谷地区の市道境谷相谷線ののり面崩壊箇所の測量設計費用です。工事請負費についてですが、７月豪雨、台風20号及び台風21号による市道への倒木や土砂流入があり、倒木撤去や路面清掃等に要した費用になります。また、強風によりカーブミラーの修繕に要した費用になります。

○吉本議長　教育総務課長。

○柏木教育総務課長　尾和議員の質疑につきまして、通告に従い、お答えいたします。

被害のあった物件とその内容の学校の部分につきまして、中央小学校は、校舎及び体育館の屋根と防球ネット、フェンス、西門扉、物置が強風のため破損しております。岩出中学校は、校舎の屋根、笠木と空調室外機、防球ネットが強風のため破損しました。岩出第二中学校は、防球ネットが強風のために破損しております。

○吉本議長　生涯学習課長。

○信定生涯学習課長　通告に従い、尾和議員の質疑にお答えいたします。

被害に遭った物件とその内容の社会体育施設の部分につきまして、市民総合体育

館正面の自動ドアがガラスの落ち込みにより、自動開閉不能となりました。また、大宮緑地総合運動公園内可動式トイレ１基が強風により転倒しました。同内テニスコートの回収ネットの支柱が破損しました。また、根来テニスコート内の日よけテントの支柱も折れて破損しました。

○吉本議長　再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　共済金の関係なんですが、今、ご答弁いただきました。100分の50については、共済組合のほうからその支給されるということでありますが、100分の50、半分については、岩出市の一般会計からの持ち出しになるのか。それともその手当についてはどういうところで支出していくのか、お聞きをしたいと思います。

それから、超過勤務の実績なんですが、今、ご報告いただきました。管理職者については、基本的には、時間外手当というのは支給されてないと思うんですが、一般職員の時間外、休日出勤、これについての対応について、押しなべてストレートにそれを超過勤務として休日出勤に充てるのではなくして、こういうような非常時期については、その後に振りかえ休日なり代休として処理をしていくと。そして、超過勤務手当の支出をなるべく抑えていくという手段がとられるべきではないかというふうに思っていますが、それによって岩出市の財政支出を少なくしていくという対応があってしかるべきであるというふうに思うんですが、そういう対応を実際されてきたのか、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、今、被害状況の中でお聞きをしました。事前に台風に備えて、各課で、不可抗力の場合、これはやむを得ない場合を除いて、例えば、クリーンセンターのシャッター破損等については、自衛措置として、風が吹くということは想定されていたわけですから、シャッターを開閉にして、あけておいて、風通しをするような状況にしておくとか、それから、カーブミラーの破損については、これは前々から要請をお願いをしておるんですが、日常ふだんに点検をすると。そして、カーブミラーの破損の内容に、ここら辺についてのチェック機能はどうであったのか。

それから、教育関係では、ネットの問題を今大きく予算を組まれているんですけども、ネットをこれ一部の地方自治体では、上げ下げできるようなネットの施設にしておくと。強風のときについては、それを左右にまとめるとか、そういうような対応をしておけば、そういう被害が発生することは極力抑えることができるんではないかというふうに思うんですが、これらの点について、担当課の管財課が所管をしておると思うんですけども、管財課のほうでそういう事前に予測される、地震と

いうのは、これは一過型で対応できないんですが、台風に対しては、気象庁の発表等では、少なくとも発生してから日本に上陸する可能性のある、考えられるということは、少なくとも５日ぐらい前には予測が可能な状態にあります。

そういう意味では、そこら辺の対応が万全ではないんではないかと。被害が起きたら、被害が起きた。それに対して手当てをするんじゃなくして、そういう事前の対応策をやはり各課で、前もって対応すべきだというふうに思うんですが、ここら辺について、その準備はどうであったのか、それについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再質疑にお答えいたします。

被害に遭った共済の物件の100分の50の残りの分についての財源ですが、これはお手元の事項別説明書にもありますとおり、全額一般財源となりますので、市の負担となります。

○吉本議長　答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長　尾和議員、再質疑の職員が休日に出た場合、代休をとるべきではないかということで、これにつきましては、休日に勤務した場合は、職員の健康面からも代休をとることを優先としてございます。

○吉本議長　子育て支援課長。

○佐谷子育て支援課長　尾和議員再質疑の事前の対応策についてでございますが、子育て支援課におきましては、保育所等に事前に飛びそうなもののチェック等を呼びかけております。

○吉本議長　クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長　クリーンセンターにおきましては、台風等がありましたら、看板、そういうもので飛びそうなものにつきましては倒して置いとくということをやっておりますが、この資源ごみのストックヤードにつきましては、平成24年４月以降、台風等のために重量シャッターといいまして、暴風に強いシャッターをやっております。

なぜやっておるかということにつきましては、中に資源ごみ、入っておりますので、それをシャッターをあけてしまう、台風で飛んでしまうということのないように暴風シャッターをやっており、平成24年４月以降、今まで破損がなかったという

ことで、今回の台風が異常に大きかったということと考えております。

○吉本議長　土木課長。

○山本土木課長　再質疑についてお答えいたします。

土木課としてですけども、事前の準備としては、災害の来る前には現場のパトロールというのを行っております。また、道路パトロールということで、月１回であったものを、最近では月２回、パトロールを行いまして、施設の管理というのを重点的に行っております。

○吉本議長　教育部長。

○湯川教育部長　教育部ですけども、これも議員のおっしゃるとおり、台風については事前準備が事前に確保できるということです。これまで被害に遭った箇所等々を中心に、スポーツ施設等についても事前に動かせるものは動かして備えるということでしてございます。

それから、防球ネットの手動で上げたり下げたりできるという、そういうネットに変えればどうかと、こういうご指摘でございます。今回の台風を受けて、この点についても協議をしてございます。ただ、今回の補助の対象ということになりますと、原状復帰ということが基本にあるということでございますので、今回は、今、張っているネットという形に考えてございますが、今後、手動で上げ下げできるようなネット、こういうものを張るように、つけていくように検討してまいります。

○吉本議長　再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　超過勤務のところでお聞きをしたいんですが、代休対応をやっているということなんですが、代休で実績、何日して、幾らの軽減を図ってきたのかということについて、お聞きをまずしたいと思います。

それから、被害の状況についてですが、やはりこれは市民の皆さんも我々もそうなんですが、台風が来た、やむを得ない災害、突風については、これはどうすることも人力では不可能だと思うんですが、いかにそれを最小の被害に食いとめるかというのは、これは災害本部長である市長の指示がないと、これは動かないと思うわけであります。

事前に、各課でそういうものをチェックをして、そういうときに備えて対応するということが、今後は綿密な計画のもと、実施をされることを期待をしたいと思うんですが、それについてご答弁をください。

○吉本議長　答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長　尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

超勤で代休対応で、何日して幾らかにつきまして、これにつきましても資料は現在持ち合わせてございませんが、今後も代休の取得を最優先に考えてまいります。

○吉本議長　副市長。

○佐伯副市長　尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

各施設における事前の準備についてでございます。ご指摘のように、事前準備は大変重要であるということは認識しております。引き続き各所属の所管長に対して、事前チェックの徹底を図ってまいります。

○尾和議員　議長ね、超過勤務の代休は後で回答もらうようにしてください。資料、今持ち合わせてないということなので。よろしいですか。

○吉本議長　総務課長。

○木村総務課長　済みません。先ほどの資料ですけども、現在のところ、代休につきましては、あと８週のうちでとれるとなってございますので、今現在、集計はできてございません。

○尾和議員　現時点の資料でいいんです。もう既にとっておる人もいてる。

○木村総務課長　現在とっておる者もございますけども、ちょっとそういう数値というのは今現在出してございませんので、もしも出すとなりましたら、ちょっと日数を必要といたします。

○尾和議員　それからでいいです。数字の計算ができたときに出してください。

○吉本議長　続きまして、議案第64号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　議案第64号について、質疑をさせていただきます。

議案第64号についてでありますが、この中で補正予算を組まれておるんですが、この中に物件補償というのが出ております。物件補償16万6,000円、これについての内容をお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

土木課長。

○山本土木課長　尾和議員のご質疑についてお答えいたします。

物件補償費の内容ですが、台風21号による境谷地区の市道境谷相谷線ののり面崩壊箇所の復旧工事に伴って、境谷地区のごみ置き場を取り壊すことになるため、その補償費用になります。

また、工事の作業ヤードが狭いため、隣接する土地を借地するための費用でございます。

○吉本議長　再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　ちょっともう一度確認なんですが、境谷のごみ置き場の復旧に充てるということなんですが、基本的には、これは各自治会がお金を出して設置している部類ですよね。台風の被害によってこれを補償するということになると、ほかの際にもこういう自然災害における物件補償というのは横並びで、市が支出するのか、そこら辺についてどのようなお考えで、今回の補償に至ったのか。それとも、市が半分もちますとか、そういうような規定なり規約、３分の１とか、そういうような形で処理をしたのか、そこら辺について、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

土木課長。

○山本土木課長　再質疑についてお答えします。

工事によって、ごみ置き場が取り壊すということになりますので、その復旧費用ということになります。

○吉本議長　再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　ちょっと確認なんですが、そうすると、境谷ののり面崩壊に応じて、資源置き場ですか、ごみの置き場ですかね、そこが工事をやるに当たって差しさわりがあるというので、そこの部分については撤去をして、ほかのところに設置をすると。その費用に岩出市の一般会計のほうから支出をしたという理解でよろしいでしょうか。

○吉本議長　答弁願います。

土木課長。

○山本土木課長　再々質疑にお答えします。

山の斜面に接している、近くにあるごみ置き場でございまして、それが本復旧工事によって取り壊すことになります。それの一度取り壊したものを工事が終わってからまた復旧するというための費用になります。

○吉本議長　続きまして、議案第65号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　議案第65号の質疑を行わせていただきます。

65号の条例改正でありますが、今回の条例改正で、船山地区公民館、山崎118番地の４と改正案にはなっております。番地の確認なんですが、この番地については、あとのところにも関連するんですが、現行の船山地区公民館、消防署の屯所があるとこですね。このところを指しているというふうに思うんですが、この番地、118番地の４をネットで検索しますと、あの番地、二百二十何番地ですかね、そのとこから東約50メートルぐらいのところの番地にヒットしたんですけども、これについて、ちょっと確認をさせてください。

○吉本議長　答弁願います。

生涯学習課長。

○信定生涯学習課長　通告に従い、尾和議員の質疑にお答えいたします。

番地の確認についてですが、現在の船山地区公民館の番地は、岩出市山崎122番地です。新しく完成しました新船山地区公民館の番地につきましては、岩出市山崎118番地の４になっております。現公民館から東に100メートルほどのところに新設で建てております。

○吉本議長　再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　そうしますと、現在、船山地区公民館という看板を設置していますよね、屯所のところに。あの看板は移動されるんでしょうか、それとも現行のまま、ああいう表示で対応するのか、これについて再度ご答弁ください。

○吉本議長　答弁願います。

生涯学習課長。

○信定生涯学習課長　再質疑にお答えいたします。

現在の船山地区公民館につきましては、岩出地区水田利用再編対策研修施設という名称であります。この船山地区公民館につきましては、新しく建てたところに船山地区公民館として持っていかさせていただきます。

○吉本議長　再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　私が勘違いしているんか、確認したいんですが、現在の屯所のあるところには、銘板で船山地区公民館という銘板ついていますよね。そしたら、118番の４のところにも船山地区公民館という表示になるのか、あの銘板は移動するのか、ちょっと僕、現地を確認しておるんですけども、現在ついとるやつについて、どうなのかというのが誤解を生じる可能性があるので、この点について再度ご答弁くだ

さい。

○吉本議長　答弁願います。

生涯学習課長。

○信定生涯学習課長　再々質疑にお答えいたします。

現在の船山地区公民館は取り壊しとなります。よって、その銘板は持っていきません。

○吉本議長　続きまして、議案第66号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　岩出市民プールに関してですが、先ほどもこれに関連して質疑がされました。私は、１番目に値上げの理由についてお聞きをしているんですけども、先ほどご答弁いただきましたので、それと同一やと認識をしております。それは答弁よろしいですわ。

それと、２番目のトレーニングルームに関してですが、現行200円を300円に、それから、小学生未満については無料、プールですよ。それから、トレーニングルームについては、１人１回、現行は200円やったと思うんですが、それを300円に。１人１カ月について1,500円、それから、市外の人については3,000円という形で表示をされているんですが、今までトレーニングルームを１カ月借用すると1,000円で使えたと思うんですよ。しかし、その1,000円の表示は条例でうたわれてないところを現行は徴収してたというような理解でよろしいんですか、これ。大変な問題ですよ。条例にないところを徴収したということになれば、市民の背任行為でありますから、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

生涯学習課長。

○信定生涯学習課長　通告に従い、質疑にお答えいたします。

２点目、トレーニングルームに関して、現行は幾らかについてでございますが、現在、１日の利用料は200円、１カ月の利用料、定期券は1,000円をいただいております。

○尾和議員　だから、1,000円徴集しているのはどこの根拠に基づいて徴収していたんかということを聞いているんです。条例に載ってないところを徴集したんちゃうんか。その答弁がないですよ。

○吉本議長　生涯学習課長。

○信定生涯学習課長　再質疑にお答えいたします。

○尾和議員　再質疑と違う。１回目の質疑や。

○信定生涯学習課長　済みません。これにつきましても、現在、いただいております。

○尾和議員　いただいておるのはいいけど、どの条例に基づいて1,000円を徴収してたのかということを聞いておるわけですよ。その答弁をしてくれと言うとるんや。はっきり答えなさい。そんな曖昧な答えじゃあかんよ。

教育長、最高責任者、教育長が答弁してください。

○吉本議長　教育部長。

○湯川教育部長　済みません。条例の中ではうたってはおりません。申しわけございません。便宜上、低額でということで、１日200円の部分を５日分という計算で1,000円をいただいていたと、こういうことでございます。条例化については、していなかったということで大変申しわけございませんでした。

今回の改正によりまして、条例化したいと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○吉本議長　再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　これね、教育長、市長もそうなんですけども、条例にうたってない使用料を、これ何年間、徴収してきたんですか、今まで。先ほどの答弁では、体育館が創設された以降かわかりませんが、何十年間にわたって、これが市民の懐から徴収をされていると。私は、これは確実に市長の責任ですよ。条例のないところからお金を市民から巻き上げる。これはあってはならないことなんです。責任をどう感じている。

今回は、１カ月1,500円とうたわれました。市外の皆さんは3,000円を取るんだと。うたっている。うたった以降についてよろしいですよ。これが議会で承認されれば、それはいいでしょう。しかし、今まで、過去、対象者は把握されておると思うんで返済しなさい、該当者に。どうですか、教育長。

○吉本議長　答弁願います。

市長公室長。

○久嶋市長公室長　済みません。金額につきましては、毎年決算審査特別委員会におきまして、議会で認定いただいておりますので、このとおりやと考えております。

○吉本議長　再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　今の答弁、あんな答弁じゃあかんよ。

○吉本議長　答弁は答弁です。再々質疑ありませんか。

○尾和議員　どうするんかという答弁がない。

○吉本議長　教育部長。

○湯川教育部長　条例化してなかったこと、これは大変申しわけございませんでした。使用料については、１日１回200円ということで、1,000円ということは大変優遇措置という考えでございますので、一月のうちに何日か来る、いろんな方がいらっしゃいますけども、優遇してきた、優遇措置をしてきたという考え方でございます。したがいまして、これまで利用してきた方々に対して、使用料金をお返しするという考えはございません。

　条例化、条例のしていなかったことについては、これはおわびを申し上げます。今回の議会におきまして、新しい新料金において、ご承認をいただきたいと、このように思いますので、よろしくお願いいたします。

　それから、1,000円ということで決定いたしました段階において、議会においてのご承認をいただいているものと、このように考えます。

○吉本議長　再々質疑ありませんか。

　尾和弘一議員。

○尾和議員　再度聞きますが、1,000円として決めた議会の承認というのは、いつされたのか。いつそういう決定をしているのか。

　それと、今、この問題について、やはり根本的に間違っておりますよ、根本的に。それは教育部長が今謝罪をされましたが、これは歴代の、今までの慣習というんか、慣行で、決算認定されているからそれでいいんだということになれば、例えばですよ、市民から条例にうたわれてないものを徴収して、決算認定されておるから、この金額はそれでいいんだというたら、どんなことでもできるじゃないですか。

　そんなことはあってはならないんですよ。決してこれは許されない事案ですから、十分な反省に立って、今後どうしていくのか、ご答弁をください、教育長。

○吉本議長　答弁願います。

　市長。

○中芝市長　尾和議員、再々質疑にお答えいたします。

　あなた言うように、その議会って頼りないもんかい。議会で決算認定したということは、全て認めたことやないか。それをそこまで言うとは、自分で自分らを卑下しているのと一緒やぞ。

（発言する者あり）

○吉本議長　議長として発言の停止を求めます。

続きまして、議案第68号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　議長ね、今の市長の答弁、この本会議で発言されるような内容と違いますよ。私は侮辱も何もしてないですよ。現行の条例にないところに徴収をしてたと。これは改めるべきじゃないですかと言っているわけです。

○吉本議長　議事を進めます。

議案第68号の質疑をお願いいたします。

○尾和議員　議案68号について、質疑を行います。

まず、補正予算についてでありますが、企画広報の予算計上がされています。消費生活相談件数並びにその内容についてどうなのか。それから、消費生活センターの相談員というのは有資格者が担当しているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、２番目に、子供の医療費増の理由は何か、具体的にご答弁ください。

○吉本議長　答弁願います。

市長公室長。

○久嶋市長公室長　尾和議員の質疑についてお答えいたします。

相談件数とその内容についてでありますが、商品、サービスの苦情、平成29年度、12件、平成30年11月末、13件、電話勧誘販売、平成29年度、３件、平成30年、３件、訪問販売、平成29年、７件、平成30年、７件、通信販売、平成29年、13件、平成30年、10件、借金問題・多重債務関係、平成29年度、４件、平成30年、４件、ネット関連のトラブル、平成29年度、13件、平成30年、５件、クーリングオフ、平成29年度、９件、平成30年、７件、特殊詐欺関係、架空請求はがき・メール、平成29年度、40件、平成30年11月、46件、合計、平成29年度、101件、平成30年11月末で95件となっております。

次に、相談員を有資格者についてでありますが、本市の消費者行政担当職員については資格を有しておりませんが、第１・第３火曜日の月２回、消費生活相談員または消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントの資格を有した相談員を配置しております。

以上です。

○吉本議長　保険年金課長。

○中井保険年金課長　尾和議員の質疑の２点目、子供医療費増の理由について、小中学生の通院分の扶助費が当初の見込みを上回ってきたことが主な理由となります。

具体的には、当初予算と比較して、小中学生の通院については918万9,000円の増、小中学生の入院については29万3,000円の増、未就学分が102万2,000円の減、計846万円の増と見込んでおります。

○吉本議長　再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　消費生活センターの開設については、これは非常に重要な部署でありますし、最近、勧誘、それから勧誘はがき、ここら辺が非常に多くて、警察から来たとか、岩出市役所方面から来たとか、そういうような形で各家庭に消費生活によってトラブルが発生をして、不当に預貯金が徴収されるというようなこともあります。これ重要な消費生活センターとしての役割でありますし、国民生活センターでもこのことを重視して、内閣における対応を十分対応してきておると思うんですね。

私は、消費生活相談員というのは、これは消費生活センターが実施をしている国家試験に合格した者が、それに対応するということになっておりますので、できたら、岩出市職員もそれに挑戦をして、それに対応できるような職員養成していくと同時に、現在の相談体制のさらなる充実を図っていただきたい、そのように思っておりますが、いかがでしょうか。

○吉本議長　答弁願います。

市長公室長。

○久嶋市長公室長　尾和議員の再質疑についてお答えいたします。

消費者安全法では、相談について専門的な知識及び経験を有する者と規定されておりますので、現在のところ、市職員の知識向上に努めておるところであり、現在、有資格者の採用は考えておりません。

しかしながら、現在、担当職員については、国民生活センターや和歌山県消費生活センターなどで開催される研修会に参加し、知識の向上に努めておりますが、今後も各種研修会に積極的に参加するとともに、関係機関と連携を図り、相談者に対し、適切な助言ができるよう努めてまいります。

○吉本議長　再々質疑ありませんか。

（な　　し）

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第62号から議案第73号までの議案12件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第62号から議案第73号までの議案12件は、お

手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

○吉本議長　以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月14日金曜日、午前９時30分から開くことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月14日金曜日、午前９時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会　（11時30分）

議　会　定　例　会　会　議　録

平成３０年１２月１４日

岩出市議会

議事日程（第３号）

平成30年12月14日

開　　議	午前９時30分	
日程第１	諸般の報告	
日程第２	議案第62号	専決処分の承認を求めることについて （岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）
日程第３	議案第63号	専決処分の承認を求めることについて （平成30年度岩出市一般会計補正予算第３号）
日程第４	議案第64号	専決処分の承認を求めることについて （平成30年度岩出市一般会計補正予算第４号）
日程第５	議案第65号	岩出市公民館設置及び条例の一部改正について
日程第６	議案第66号	岩出市民プール設置及び条例の一部改正について
日程第７	議案第67号	岩出市水田利用再編対策研修指導施設設置及び管理条例の一部改正について
日程第８	議案第68号	平成30年度岩出市一般会計補正予算（第５号）
日程第９	議案第69号	平成30年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第10	議案第70号	平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第11	議案第71号	平成30年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第12	議案第72号	平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第２号）
日程第13	議案第73号	市道路線の認定について
日程第14	選挙第１号	岩出市選挙管理委員の選挙
日程第15	選挙第２号	岩出市選挙管理委員補充員の選挙
日程第16	議員派遣について	
日程第17	委員会の閉会中の継続調査申出について	

開議　（９時30分）

○吉本議長　おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第62号から議案第73号までの議案12件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、岩出市選挙管理委員及び岩出市選挙管理委員補充員の選挙につきましては、単記無記名による投票、それと議員派遣と委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

日程第１　諸般の報告

○吉本議長　日程第１　諸般の報告を行います。

岩出市選挙管理委員会から選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙について、配付のとおり依頼がありましたので、選挙を行います。

以上で、諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

日程第２　議案第62号　専決処分の承認を求めることについて

（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）～

日程第13　議案第73号　市道路線の認定について

○吉本議長　日程第２　議案第62号　専決処分の承認を求めることについて（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）の件から日程第13　議案第73号市道路線の認定の件までの議案12件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案12件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長、田中宏幸議員、演壇でお願いいたします。

○田中議員　おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

12月６日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第63号　専決処分の承認を求めることについて（平成30度岩出市一般会計補正予算第３号）所管部分の外議案５件です。

当委員会は、12月10日月曜日、午前９時30分から開催し、審査について、総務部門終了後、建設部門を実施しました。

また、市道路線の認定の議案がありましたので、現地調査を行うため、議長に対

して委員派遣承認要求を行い、現地調査を行いました。

議案第63号　専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第３号）所管部分、議案第64号　専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第４号）所管部分、議案第67号　岩出市水田利用再編対策研修指導施設設置及び管理条例の一部改正について、議案第68号　平成30年度岩出市一般会計補正予算（第５号）所管部分、議案第72号　平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第２号）、議案第73号　市道路線の認定について、以上６議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第63号及び議案第64号の所管部分は承認、議案第67号、議案第68号の所管部分及び議案第72号は可決、議案第73号は認定しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第63号　専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第３号）所管部分についてでは、台風関連についてどのような認識を持っているか。また、職員の体制や超過勤務で何か問題点は。避難所で災害情報が入ってこないことについて、今後の対応は。農地災害の具体的な内容は。について。

議案第64号　専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第４号）所管部分については、質疑はありませんでした。

議案第67号　岩出市水田利用再編対策研修指導施設設置及び管理条例の一部改正についてでは、名称はいつまで使用するのか。また、変更することは可能か。解体工事のスケジュールは。また、跡地の利用はどうするのか。について。

議案第68号　平成30年度岩出市一般会計補正予算（第５号）所管部分についてでは、農業振興費の対象件数は。また、申請してから交付までどれぐらいの期日がかかるのか。補助金の対象はどのようなもので、ビニールハウスは該当するのか。また、この制度で被害額に対してどれだけ補塡されるのか。について。

議案第72号　平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第２号）について、質疑はありませんでした。

議案第73号　市道路線の認定についてでは、水栖45号線南側の既存道路は市道認定しているのか。また、接続部分はどのようになっているのか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○吉本議長　ご苦労さまでした。

続きまして、厚生文教常任委員長、三栖慎太郎議員、演壇でお願いします。

○三栖議員　厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

12月６日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第62号　専決処分の承認を求めることについて（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）の外議案８件です。

当委員会は、12月11日火曜日、午前９時30分から開催し、審査を実施しました。

議案第62号　専決処分の承認を求めることについて（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）、議案第63号　専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第３号）所管部分、議案第64号　専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第４号）所管部分、議案第65号　岩出市公民館設置及び管理条例の一部改正について、議案第68号平成30年度岩出市一般会計補正予算（第５号）所管部分、議案第69号　平成30年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、議案第70号　平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第３号）、議案第71号　平成30年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）、以上８議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第62号、議案第63号及び議案第64号の所管部分は承認、議案第65号、議案第68号の所管部分、議案第69号、議案第70号及び議案第71号は可決しました。

議案第66号　岩出市民プール設置及び管理条例の一部改正については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第62号　専決処分の承認を求めることについて（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）では、給食配膳補助員は現在何名いるのか。また、小学校には何名いるのか。について。

議案第63号　専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第３号）所管部分、議案第64号　専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第４号）所管部分及び議案第65号　岩出市公民館設置及び管理条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第66号　岩出市民プール設置及び管理条例の一部改正についてでは、トレーニングルーム月額使用料について、条例化していないのはどうしてか。また、条例に載せていないのであれば返金すべきではないのか。使用料の額についてどのようにして決めたのか。新しい設備になり、器具等の内容はどのようになるのか。につ

いて。

議案第68号　平成30年度岩出市一般会計補正予算（第５号）所管部分についてでは、子供医療扶助費について、見込みよりアップした理由は。適応指導教室費のタブレットを活用した学習について、今年度だけなのか。また、次年度で予算化はするのか。について。

議案第69号　平成30年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、議案第70号　平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第３号）及び議案第71号平成30年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、質疑はありませんでした。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○吉本議長　ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、採決を行います。

議案第62号　専決処分の承認を求めることについて（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）の件、議案第63号　専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第３号）の件、議案第64号　専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第４号）の件、議案第65号　岩出市公民館設置及び管理条例の一部改正の件、議案第67号　岩出市水田利用再編対策研修指導施設設置及び管理条例の一部改正の件、議案第68号　平成30年度岩出市一般会計補正予算（第５号）の件、議案第69号　平成30年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の件、議案第70号　平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第３号）の件、議案71号　平成30年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の件、議案第72号　平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第２号）の件、議案第73号　市道路線の認定の件、以上、議案11件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案11件に対する討論を終結いたします。

議案第62号から議案第65号及び議案第67号から議案第73号までの議案11件を一括

して採決いたします。

この議案11件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号から議案第64号までの議案３件は、原案のとおり承認、議案第65号及び議案第67号から議案72号までの議案７件は、原案のとおり可決、議案第73号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第66号　岩出市民プール設置及び管理条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員　議案第66号　岩出市民プール設置及び管理条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

まず、反対の理由の１つは、プール、トレーニングルーム使用料が値上げされていることです。近隣町村の状況も参考にしておりますが、プール、トレーニングルームの施設数や規模を他市と比較しても、値上げをせず、現行のまま運営することが望まれます。

そして、２つ目の反対の理由は、本会議で指摘されたとおり、トレーニングルーム使用料一月単位の料金について、条例で定められていないにもかかわらず、市民から一月1,000円の金額を徴収していました。このようになった経過説明では、昭和59年、総合体育館にトレーニングルームが併設され、人気がなかったこと、利用者が少なかったことから、昭和61年に一月1,000円の金額を設定し、決裁を経て、今日まで経過してきたというものです。

市民の健康を守るため、利便性を図るため、利用促進を進める上では、施策として評価できます。しかし、条例にしなければならない認識がなかったこと、これまで気がつかなかったことは残念でなりません。

そして、まず市がやらなければならないことは、現条例に基づいて対応することが必要ではないでしょうか。市民該当者に対し、返還をするべきと考えます。しかし、１カ月５回以上使用すれば安くなっている。返還しても、逆に徴収することになると理由を上げ、返還の考えはないことが答弁されました。

今回のような事態が起こったことは市に責任があります。ですから、今回の場合、

徴収する費用がかかった場合は、市の責任において処理を行うべきです。

また、市民への説明をどうするのかという点では、33年経過し、市民の方々には広く周知されてきていることを理由に、説明の考えがないと答弁をされました。市民への説明責任が問われます。

今回のことを教訓とし、市民の健康を守る役割を果たす上で、条例手続上、問題があったことはきちんと市民に明らかにし、説明することを求め、反対討論といたします。

○吉本議長　次に、本案に対する賛成の発言を許します。

井神慶久議員。

○井神議員　議案第66号　岩出市民プール設置及び管理条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論いたします。

本議案の料金改定については、新しいプールができること、また、トレーニングルームについては、新しい器具が導入され、充実するということであり、それぞれ設置されて以来、初めの改正となりますが、他市町村に比較して安価であることから、住民の理解が得られるものと考えます。

なお、本会議の議案審議において、これまで発行した１カ月券に関して、根拠となる条例がないということで、使用料を返還すべきであるという指摘がありましたが、委員会における執行部の答弁で、トレーニングルームの使用料については、岩出市体育館設置及び管理条例第６条に定められる別表、備考６に基づき発行しているが、別表への記載がなかったとのことであります。

１カ月券の導入は、広報紙等で周知されており、さらに言えば30数年にわたり、認知され、利用されていることでありますので、使用料については返還する必要はないものと考えます。

また、健康増進やスポーツの振興に資するといった住民視点に立った場合、不利益を与えたものではなく、少しでも安価で利用できることはありがたいことであると思います。

議会としても、これまで決算議案等の認定してきたこともありますが、今後、法に定める分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例に記載されるよう申し添えしまして、私は賛成といたします。

○吉本議長　次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　議案第66号　岩出市民プール設置及び管理条例について、私は反対の立

場から討論を行います。

今回のプール及びトレーニングルームの使用について、使用者は１人１回につき200円から100円アップして300円に値上げをするというふうになっております。

本来、地方自治体が住民サービスを提供する際、その対価として料金を徴収しています。市民の皆さんは、手数料と使用料を同じとして認識されておられますが、手数料は、地方自治法227条を根拠として、特定の者のためにする事務への対価であります。使用料は、自治法225条を根拠に、行政財産の使用または公の施設の使用への対価として徴収される点で性質が異なります。

いずれも歳入として収入となり、市の歳入に入ります。これらを徴収できる法の根拠は、地方自治法227条及び228条において、条例で定めなければならないとうたわれております。

さらに、受益者負担の基本は、利用者が受けたサービスについて、その費用は税金ではなく、利益を受ける者に負担が発生し、その金額を徴収できるとするものであり、そこには受益と負担の公平性を考えて、行政サービスすべきものであります。

しかし、今回の値上げの原価計算は明らかにせず、一般的な理由としている点であります。貸し出し施設に係る年間経費、年間人件費、物件費、対象総面積、稼働率等々から、数値的に原価を出しておりません。これでは全く意味不明であり、理解ができないのであります。

地方自治体は営利団体ではありません。さらに、今回、明らかになったことは、現在、１日200円、１カ月利用料定期券は1,000円をいただいておりますと、条例に明記されていないにもかかわらず、徴収していたことであります。

教育部長が、条例の中ではうたっておりません、申しわけありませんと謝罪がされましたが、市長公室長、市長が、金額については、毎年、決算審査特別委員会において議会で認定いただいておりますと強弁を言い、さらに市長は、あんたの言うように、そない議会って頼りないもんかい。議会で決算認定したということは、全て認めたことではないかのか。それをそこまで言うとは、自分でみずからを卑下しているんと一緒やぞ。そのぐらい議会を侮辱するなと言うんやと、私に対して高圧的に恫喝する発言をしてきました。

決算において、議会が認定しているから合法であるとは、我田引水の論法であります。ならば、過去、大門池賃貸借契約も議会において認定したものであり、ちゃぶ台をひっくり返してきたのは誰なのか、問われなければなりません。

議会並びに行政は、法に従い、事業を遂行すべきであり、今回の発言は独裁的で

あり、余りにもひど過ぎる発言であることを申し添えておきます。

附則で、障害者や健康を維持したいとトレーニングに励んでおられる高齢者等々の配慮を考え、減免制度も考えていないことであります。

よって、私は66号議案には反対といたします。

○吉本議長　次に、本案に対する賛成の発言を許します。

山本重信議員。

○山本議員　議案第66号　岩出市民プール設置及び管理条例の一部改正について、私は賛成討論をいたします。

今回は、新プールを建設したことによる新料金体制、さらに言えば、今後のことですが、旧プールの跡地の活用についても費用が必要となってくるものと思います。少しでも歳入財源をふやしていくことが求められる中において、他市町村との比較において遜色のない安さであり、住民理解が得られるものと考えます。

なお、当時の担当者が、トレーニングルームの１カ月券について、昭和61年にできて以来、ずっと販売されているということで、本来であれば、このときに条例にうたうべきであったところ、条例化の手続がなされていないということについては大いに反省していただき、今後二度とこのようなことがないようにしていただきたいと強く要望いたします。

ただ、１カ月券ができてから33年が経過していますが、議会としても、この間、ずっと見過ごしてきたことも事実であります。本議会において、条例のないところからお金を市民から巻き上げるとか、決算で認定ですればどんなこともできるのかというような発言がありましたが、そんな話ではなく、33年間という長い年月の中で、議会として決算で認定し、条例の不備を見逃してきているということについて、私は、その責任の一端はあるのではないかと考えております。

新しいプール、新しいトレーニングルームが、市民の憩いの場として、多くの市民に利用していただくことが、私たち本来の仕事であります。このことを願って、賛成討論といたします。

○吉本議長　ほかに討論ありませんか。

（な　　し）

○吉本議長　以上で、議案第66号に対する討論を終結いたします。

議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○吉本議長　起立多数であります。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第14　選挙第１号　岩出市選挙管理委員の選挙

○吉本議長　日程第14　選挙第１号　岩出市選挙管理委員の選挙を行います。

地方自治法第181条第２項の規定により、選挙管理委員の定数は４名です。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○吉本議長　ただいまの出席議員数は、16名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○吉本議長　投票用紙の配付漏れはありませんか。

（な　　し）

○吉本議長　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○吉本議長　異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人を記載の上、演壇に備えつけの投票箱に２番議席の方から順次投票をお願いいたします。

（投　　票）

○吉本議長　投票漏れはありませんか。

（な　　し）

○吉本議長　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○吉本議長　開票を行います。

会議規則第31条第２項の規定により、立会人に２番議席の井神慶久議員及び５番議席の梅田哲也議員を指名いたします。

両名の立ち会いをお願いいたします。

（開　　票）

○吉本議長　立ち会い、ご苦労さまでした。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票15票、無効投票１票です。有効投票のうち、亀田保夫さん５票、小川昌子さん４票、赤井満さん３票、前田雅宏さん３票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、１票であります。

よって、岩出市選挙管理委員に、亀田保夫さん、小川昌子さん、赤井満さん、前田雅宏さんが当選されました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第15　選挙第２号　岩出市選挙管理委員補充員の選挙

○吉本議長　日程第15　選挙第２号　岩出市選挙管理委員補充員の選挙を行います。

地方自治法第182条第２項の規定により、選挙管理委員補充員の定数は４名です。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○吉本議長　ただいまの出席議員数は、16名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○吉本議長　投票用紙の配付漏れはありませんか。

（な　　し）

○吉本議長　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○吉本議長　異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人を記載の上、演壇に備えつけの投票箱に２番議席の方から順次投票をお願いいたします。

（投　　票）

○吉本議長　投票漏れはありませんか。

（な　　し）

○吉本議長　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○吉本議長　開票を行います。

会議規則第31条第２項の規定により、立会人に２番議席の井神慶久議員及び５番議席の梅田哲也議員を指名いたします。

両名の立ち会いをお願いいたします。

（開　　票）

○吉本議長　立ち会い、ご苦労さまでした。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票15票、無効投票１票です。有効投票のうち、堀口健三さん５票、味村万喜子さん４票、鳥本富貴さん３票、松田長次郎さん３票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、１票であります。

よって、岩出市選挙管理委員補充員に、堀口健三さん、味村万喜子さん、鳥本富貴さんが当選されましたが、鳥本富貴さん、松田長次郎さんが３票で同数であります。

地方自治法第182条第２項の規定により、３票で同数の鳥本富貴さん、松田長次郎さんの３番、４番の順位の決定をくじで定めます。

くじを引く代理人の指名を行います。

３票で同数の鳥本富貴さんの代理人に２番議席の井神慶久議員、松田長次郎さんの代理人に３番議席の山本重信議員、以上の方は、演壇の前にお願いいたします。

まず、くじを引く順番のくじを引いてください。

（順番くじ）

○吉本議長　１番、松田長次郎さんの代理人は山本重信議員、２番、鳥本富貴さんの代理人は井神慶久議員であります。

それでは、本くじを順番に引いてください。

（本くじ）

○吉本議長　くじの代理、ご苦労さまでした。

くじの結果を発表いたします。

３番は鳥本富貴さん、４番は松田長次郎さん。

以上の結果、岩出市選挙管理委員補充員は、１番順位、堀口健三さん、２番順位、味村万喜子さん、３番順位、鳥本富貴さん、４番順位、松田長次郎さんに決定いた

しました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第16　議員派遣について

○吉本議長　日程第16　議員派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第158条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第17　委員会の閉会中の継続調査申出について

○吉本議長　日程第17　委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

各委員会委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付の申出書の写しのとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することに決しました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

○吉本議長　以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月18日火曜日、午前９時30分から開くことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月18日火曜日、午前９時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会　（10時10分）

議　会　定　例　会　会　議　録

平成３０年１２月１８日

岩出市議会

議事日程（第４号）

平成30年12月18日

開　　議　　９時30分

日程第１　　一般質問

開議　（９時30分）

○吉本議長　おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第１　一般質問

○吉本議長　日程第１　一般質問を行います。

一般質問は、13番、奥田富代子議員、15番、増田浩二議員、14番、市來利恵議員、６番、田畑昭二議員、16番、尾和弘一議員、以上５名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い発言席から順次質問を許可いたします。

通告１番目、13番、奥田富代子議員、一問一答方式で質問をお願いいたします。

奥田富代子議員。

○奥田議員　おはようございます。13番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で、１点目、買い物弱者への支援について、２点目、ＩＣＴを活用した教育について、３点目、災害時の自助・共助・公助についてで伺います。

まず１点目、買い物弱者への支援についてです。

少子高齢化が急速に進む今日、2025年には団塊の世代の方全てが後期高齢者になります。地域福祉協議会が岩出市にお住まいの高齢者から伺った声を身近な困り事集としてまとめられています。声の一例を挙げますと、車にも自転車にも乗れないので買い物が大変、スーパーに行くにも歩いてでは遠く、タクシーだと近いので運転手に嫌がられてしまう場合もある。車の運転をやめようと思うが、タクシーは高く、買い物や通院のたびに利用できない。不便になるので、車に気をつけて乗っている。近所の人たちと以前より交流がなく、足が弱くなってからは、ますます家の中で過ごすことが多くなった。話し相手がいないなどなど、載っています。日々の暮らしに欠かせない買い物に不便を感じている高齢者は、大変多くいると思われます。

岩出市には、後期高齢者は何人いらっしゃるのでしょうか。

買い物弱者と言われる買い物に困っている高齢者に対し、どのような支援をされているのでしょうか、お伺いいたします。

○吉本議長　ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　おはようございます。奥田議員ご質問の買い物弱者への支援についての１点目、後期高齢者の人数についてでございますが、平成30年11月30日現在における後期高齢者の人数は、5,281名となってございます。

続いて、２点目の買い物弱者への支援についてですが、本市では、買い物弱者を含めた高齢者等交通弱者の日常の移動手段を確保することを目的として、岩出市巡回バスの運行を行っております。運行経路につきましては、市役所を初めとする公共施設やＪＲ岩出駅、スーパーなどの商業施設付近にバス停を設置し、市内の各地域を巡回しております。また、市では65歳以上の方などには無料で巡回バスをご利用いただけるように、あいあいカードの発行を行っております。

○吉本議長　再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員　人生100年時代と言われ、健康な高齢者はふえています。しかし、一方で体力の低下などにより、家から出ることや、人との交流が減少する高齢者も少なくありません。孤独は万病のもと、生活習慣病以上のリスクがあるとも言われています。

広報いわでの12月号に、健康寿命をのばそうのコーナーで、「＋10（プラス・テン）にチャレンジ！」と載っています。プラス・テンというのは、国が今よりも10分多く体を動かすことを提唱したものです。全ての年代において、ここ10年間で、１日当たりに歩く歩数が1,000歩減少している。1,000歩は10分の歩行に相当するので、プラス・テンとなったとのことです。

プラス・テンで体を動かすというのは、ウオーキングなどの運動だけではなく、掃除や買い物、通勤、畑仕事などの日常生活を含みます。このことからも、高齢者にとっては、買い物に困っているからといって、誰かに買い物をしてきてもらうのではなく、店内を歩き、自分で買い物をすることが健康増進につながり、介護予防にもつながると考えられます。

山形県天童市では、ことしの10月から全国初の試みとして、買い物に行きにくい高齢者の支援を市と介護事業者、スーパーなどの商業施設が連携して送迎、高齢者自身が店内を歩き、買い物をしてもらうことで、健康増進や認知症の予防をする事業を行っているということです。これは買い物支援だけでなく、ショッピングを利用したリハビリにもなります。利用者は、30分の買い物で、歩数計は1,117歩を示

し、最近、こんなに歩いたことはない、ストレスも発散できて楽しいと話しているということです。

岩出市でも介護施設を利用している高齢者は、既にこのようなサービスを受けていると思われますが、自宅でひとり住まいとか、子供と住んでいても仕事で帰るのが遅いなどの理由で、高齢者が閉じこもるようなことがないように、市が介護事業者や商業施設と連携し、買い物支援につなげてはいかがでしょうか。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　奥田議員の再質問にお答えをいたします。

現在、市では高齢者の閉じこもり予防としまして、生活支援サービス体制整備事業において、それぞれの地域で高齢者の交流の場となっている活動の場について把握できたものを交流マップとして市ウェブサイトに掲載しており、今年度中に冊子版の作成を予定しております。

この交流マップには誰でも気軽に参加できるサロンや体操、学習会などを掲載しており、高齢者の方が地域で活動していただくためのツールとして提供することとしています。

また、市では介護予防のための健康体操である岩出げんき体操を推進しているところです。岩出げんき体操は、高齢者の方が自宅から歩いていける場所に集まって運動するものであり、岩出げんき体操に取り組む団体を支援する応援講座を実施しております。

これら交流の場に興味を持っていただき、参加していただくことで高齢者同士の交流が深まり、生きがいと楽しみを持った生活を送ることができ、閉じこもり予防あるいは介護予防につながると考えております。

奥田議員ご提案の買い物支援につきましては、全国初の試みということであり、実施している自治体、山形県天童市の状況について、まず情報収集をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長　再々質問を許します。

（な　　し）

○吉本議長　これで、奥田富代子議員の１番目の質問を終わります。

引き続きまして、２番目の質問をお願いいたします。

奥田富代子議員。

○奥田議員　次に、ＩＣＴを活用した教育について伺います。

国では21世紀にふさわしい学校教育の実現として、ＩＣＴ教育環境の充実を推進しています。当市議会厚生文教常任委員会では、本年５月に、ＩＣＴ教育の先進地域である広島県竹原市を視察させていただきました。竹原市情報課教育推進事業の実施計画では、平成24年度から25年度を導入期、平成26年度から29年度を充実期、平成30年度から31年度を発展期として、段階的にＩＣＴ環境、教員のＩＣＴ活用能力、校務支援システムの調整を図っています。

視察で訪れた竹原市立中通小学校では、平成21年度から電子黒板の活用、研究をスタートし、既に10年目になるということで、タブレット端末の活用は６年目ということです。現在は、全学級に天使黒板が整備され、実物投影器とインターネットにも全て接続されています。無線ＬＡＮは４台、タブレット端末は29台配置されています。

ＩＣＴを活用した授業の見学もさせていただきました。タブレットと電子黒板を活用した国語科の授業では、共同的な学びを通して、読解力、表現力の育成を目指していました。体育では、録画した自分の姿を見ることにより、映像で分析し、修正点を確認することができます。平成28年度からは、３学期からプログラミング教育を開始しているということです。

岩出市の教育現場におけるＩＣＴ環境の現状についてお伺いします。

また、ＩＣＴを活用した教育についての考えをお聞きいたします。

○吉本議長　ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○塩﨑教育長　奥田議員のＩＣＴを活用した教育について、お答えいたします。

１点目のＩＣＴ環境の現状につきましては、現在、岩出市の各小中学校には、パソコン教室と電子黒板各１台、教員用パソコン100％の配置などをしています。

２点目のＩＣＴを活用した教育についての考えについてですが、新学習指導要領では、情報活用能力の育成が重要事項として位置づけられました。これを受けて、ＩＣＴなどを活用して情報活用能力の向上を図るため、各学校においてコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図るため、岩出市教育情報化推進計画を策定し、ＩＣＴを活用した教育の充実に向け、計画的に実施してまいりたいと考えております。

○吉本議長　再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員　今、各学校に１台、電子黒板が配置されているとお伺いいたしましたが、どのような使われ方をしているのか、お聞きいたします。

それから、ＩＣＴを活用することでどのような教育効果を目指しているのかについて、教えてください。また、今後、ＩＣＴ教育環境を充実するための計画について伺います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　奥田議員の再質問の１点目、電子黒板を活用した授業の取り組みということでお答えさせていただきます。

具体的には、文部科学省から配布されたデジタル教材を電子黒板に映し出しまして、子供たちによく見せたい部分の拡大や、強調したい箇所を焦点化させたり、画面を見ながら質問をして答えさせたりといったことをしてございます。

また、デジタル教材には音声も入っていることから、デモンストレーションや確認の場面で音声を繰り返し再生することで、全ての学校において、一律に外国語の授業を行っております。

電子黒板は、通常の黒板と同じように、書き込みなどの操作ができることから、映し出した資料の上に、例えば、円を描いたり、線でつないだりとか、こういったこと、いろんな使い方ができております。

それから、２点目、教育の効果ということですけども、コンピュータが身近になった現在におきまして、子供たちがその仕組みを知り、活用できることが大切になってきます。授業における効果という面では、教科書やノートを実物、投影機を使って大型の提示装置に大きく映すことで、子供たちの顔が上がって、意欲的に、また集中して授業に向き合うことができます。また、視覚的に捉えやすく、思考が可視化することで、自分や他者の思いがより明確になるなど、わかる授業の手段の１つとして活用が求められております。

さらに、教員の日々の教材研究や準備においても、例えば、資料を拡大印刷して黒板に掲示している今の状況から、大型掲示装置に拡大掲示することで、資料作成の時間や費用が削減できるとともに、作成資料をほかの教員と共有することで、よりよい授業づくりにつながる。子供たちの学力の定着につながるものと考えてございます。

３点目、今後の計画ということですけども、情報教育推進計画というのを今年度

策定いたしました。これ３年計画ということになってございますが、来年度から３年計画で、こういった設備を集中して設置してまいりたいと考えてございます。

○吉本議長　再々質問を許します。

（な　　し）

○吉本議長　これで、奥田富代子議員の２番目の質問を終わります。

続きまして、３番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員　災害時の自助・共助・公助について伺います。

これまで岩出市は、比較的、災害の少ない暮らしやすいまちと感じていましたが、ことし９月に発生した台風21号では、住民のほとんどが大なり小なり被害を受けました。間もなく新年を迎えようというこの時期になっても、いまだにまちのあちこちにブルーシートで応急処置をしている家屋が見受けられます。

台風21号のときは、長時間の停電で困っている方が多くいらっしゃいました。私も気になる高齢の方を訪問したところ、屋根瓦が飛び、雨漏りが激しく、頼みの夫は入院中、ご本人は少し目と足が不自由なため、停電の自宅で夜を過ごすのは危険と感じ、最寄りの公民館に避難する準備をしているところでした。タイミングよく暗くなる前に避難所までお送りすることができ、安心しました。

避難所で、夜中、ひとりぼっちだったら不安と言っておられましたが、数人の方が避難してこられたのでよかったと伺いました。また、市の女性職員が、その避難所にいてくれたので大変心強かったと話されていました。

少人数の場合は、避難所の生活にも混乱なく行えますが、大人数の方が避難する場合、例えば、総合体育館や小中学校の場合は、避難所運営マニュアルに基づき運営することになると思いますが、国が示す運営マニュアルは、東日本大震災を受けて、要配慮者支援等の内容が見直され、平成25年に改定されました。

また、熊本地震での教訓を踏まえて、平成29年３月にも改定されています。さらに、要配慮者への支援及び食物アレルギー対策を充実させるため、平成30年４月にも改定されています。

１点目として、市の避難所運営マニュアルもこれらの改定が反映されているのか、お聞きいたします。

次に、避難所では行政に任せ、頼るだけでなく、住民が主体となって運営をする、また助け合う共助が必要です。避難所が混乱せず運営されるためには、避難所運営リーダーの存在が欠かせないと思います。避難所運営の訓練や講義など、リーダー

養成の現状とリーダーとして避難所運営に携われる人数をお聞かせください。

次に、岩出市は南海トラフ巨大地震が行った場合、津波の浸水想定には入っていませんが、地震については震度６強、建物１万9,000棟のうち600棟が全壊、2,300棟が半壊と想定されています。

市民が自分自身で身を守る自助については、保存版岩出市防災マニュアルやハザードマップ、またウェブサイトでも啓発されていますが、日々の暮らしの中でできる防災という視点での啓発についてお聞かせください。

○吉本議長　ただいまの３番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　奥田議員ご質問の３番目、災害時の自助・共助・公助について、お答えいたします。

１点目の避難所運営マニュアルについてですが、地震、津波、風水害等の大規模災害が発生し、住民が避難を余儀なくされる場合に備えて、要配慮者への対応や避難状況に応じたプライバシーの確保、男女のニーズへの違いへの配慮など、避難所環境の向上に資するため、平成25年３月に策定し、平成30年６月に改定を行い、現在、市のウェブサイトにおいて公開しております。

２点目の避難所運営リーダー養成の現状と人数についてですが、大規模災害時の避難所運営を円滑に行えるよう、運営主体となる自主防災組織の代表者など、地域における防災リーダーを対象に、和歌山県が主体となり講座を実施しております。

講座内容としましては、避難所運営に係る講義を初め避難所で起こり得るさまざまな出来事にどう対応していくかを疑似体験できる避難所運営ゲームなどを行っております。平成28年10月９日に総合保健福祉センターにて28名、本年12月15日に岩出市役所にて15名、延べ43名の参加をいただいております。

３点目の日々の暮らしの中でできる防災という視点での啓発についてですが、市内各小学校などで実施している地域防災訓練や各地域での個別の訓練などの実施支援を行っております。また、岩出市防災マニュアル、ハザードマップを平成27年３月に作成し、広報とともに全戸配布を行ったほか、新転入世帯へ配布しております。なお、本年度、内容を更新の上、新たに作成を進めており、改めて全世帯に配布する予定です。

そのほか災害発生時の被害を未然に防ぐため、家具固定・転倒防止策及び危険ブロック塀等撤去改善事業補助などを実施しております。

また、各小中学校及び保育所等を対象とした防災訓練、中学生を対象とした防災

ジュニアリーダーの育成など、若年層への防災意識の向上も図っております。

市としましては、今後もこれまでの取り組みを継続するとともに、機会あるごとに啓発、情報提供し、防災意識の高揚、普及を行ってまいります。

○吉本議長　再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員　ことしの台風21号のときは、瓦れきや飛んできた農業ハウスのビニールやトタン、カーポートの屋根など、災害廃棄物の置き場が決まっていなかったため、ある自治会では、とりあえず自治会内の公園に集め、自治会長がクリーンセンターに運べるものは運んでいました。しかし、大半の市民は、どこに置き、誰が運ぶのか、どう処理するのか、わからなかったため大変戸惑っていました。

巨大地震ほどの規模でなくても、災害廃棄物が出るような災害が起こった場合の対策についてお聞かせください。

先ほど自助については、防災意識の高揚、普及ということで、地域防災訓練や家具固定・転倒防止策や危険ブロック塀の撤去、防災ジュニアリーダーの育成等で啓発、情報提供されているとお聞きいたしました。

ここに「東京くらし防災」という本があるんですけども、これは、わたしの「いつも」がいのちを救うというサブタイトルのついた冊子です。これは東京都が女性の防災への参画を促すとともに、一層きめ細やかな災害への備えを促進することを目的に、女性の視点から防災ブックを作成し、都民に配布しているものです。

私も、これ参考のために取り寄せて読んでみました。親しみやすいイラストやキャラクターを活用し、生活のシーンごとに、暮らしの中でできる防災対策を紹介してあり、大変わかりやすく、また実践しやすいと感じました。前書きには、防災で一番大切なこと、それは命を守ることです。東京に大地震が来る。その日に備えて何か行動を起こしていますかとのアンケートにも見られるように、具体的な方法がわからないという理由で、災害の対策をしていない人もいるのではないでしょうか。そんな人に防災を始めてほしくて、「東京くらし防災」は生まれました。

この本で伝えたいのは、いつもの暮らしの中でできる防災です。毎日の行動や習慣にちょっとした工夫や発想を加えるだけで、防災が暮らしの中で始まりますとあります。岩出市でも、この本を参考に、日々の暮らしの中でできる防災を市民に情報提供してはいかがでしょうか。

それから、もう１点、この「東京くらし防災」の中に液体ミルクのことが書いてあります。東日本大震災や熊本地震のとき、フィンランドから救援物資として乳児

用液体ミルクが届けられ、話題になりました。液体ミルクとは、成分が母乳に近く、乳児に必要なビタミンやたんぱく質といった栄養素を加えた液体状の乳製品です。常温保存が可能で、粉ミルクのようにお湯を用意する必要がないことから、災害時には重宝いたします。また、母乳で育てているから粉ミルクも液体ミルクもなくて大丈夫と思っているお母さんでも、災害時のストレスで母乳が出なくなることも考えられます。

2009年には、日本乳業協会が液体ミルクの販売解禁に向け、規格基準の設定を厚労省に要望したほか、市民団体から販売解禁を求める声が上がっていました。その後、安全性や必要な栄養分が確認され、ことし８月には乳児用液体ミルクが解禁になりました。国内での製造や販売が可能になりました。今後、国内で製造販売が行われるようになると思いますが、市では災害時の備蓄品として取り入れる考えについてお伺いいたします。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　奥田議員の再質問のうち災害により発生した廃棄物の関係について、お答えをいたします。

先般の台風21号では、暴風による被害で屋根瓦やトタンなどの工作物が飛散し、市内各地でさまざまな廃棄物が発生し、処理方法についても多くの市民から問い合わせがございました。中でも通常は、市では処理できない瓦れき類に対する問い合わせが多く、適正処理困難廃棄物回収の機会をご案内いたしました。

現在は、当時の対応を検証するとともに、災害の種類や規模あるいは市内の被災状況など、さまざまなケースを想定し、廃棄物処理の体制や仕組み等について検討しておるところです。

また、市ウェブサイトの内容を拡充する等、市民の周知についてもより一層努めてまいりたいと考えております。

○吉本議長　総務部長。

○大平総務部長　奥田議員の再質問のうち東京都が発行している「東京くらし防災」があるが、岩出市においても、この本を参考に、暮らしの中でできる防災を市民に伝えてはどうか。液体ミルクを備蓄品として取り入れる考えはという２点について、お答えいたします。

まず１点目、「東京くらし防災」は、日常の暮らしの中でできる防災、毎日の行動や習慣にちょっとした工夫や発想を加えるだけで、防災が暮らしの中で始まりま

すとし、日常生活でできる防災がいろいろ紹介されており、大変参考になるものです。本市においても、このような冊子等を参考にしながら、広報紙やウェブサイトで市民の皆様にお伝えできるよう研究してまいります。

また、液体ミルクについては、本年８月８日に製造、販売が解禁になったところであり、粉ミルクのような調乳の必要がなく、使いやすいという利点がありますが、解禁になって間もないことから、今後研究してまいりたいと考えます。

○吉本議長　再々質問を許します。

（な　　し）

○吉本議長　これで、奥田富代子議員の３番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

通告２番目、15番、増田浩二議員、一問一答方式で質問をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員　15番、増田浩二。議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

まず最初に、平成31年度一般会計予算について質問をしたいと思います。

現在、国においては、安倍首相のもとで、本来は国民生活向上の施策推進、命と暮らしを守るべき政治が求められていながら、自衛隊員の命を危険にさらす憲法改悪や沖縄県民の意思を踏みにじる行為を初め、入管法、漁業法、水道法など、まともな審議なしで国会運営自体を強行採決するなど暴挙を重ねています。

来年には、消費税を10％に引き上げ、インボイス制度の導入で、ますます国民生活を苦しめる。こういう対応も行おうとしてきています。

後期医療制度では、保険料軽減措置において、年収80万から168万円以下の方に負担増となる方針も打ち出されてきています。その根本には、アメリカ追随の姿勢や大企業奉仕のための財源づくりの政治が根底にあります。

このような中で、国の悪政に対して、岩出市民の生活を守る政治が平成31年度には求められてきています。今、来年度予算編成時を迎えていますが、中芝市政において、平成31年度においてどのような予算を組んでいくのか。以下７つの点から市長にお聞きをいたします。

まず１点目として、市民生活改善にはどのような改善対策をとろうとしているのか。

２点目として、消費税率が10％に引き上げられた場合、予算編成面でどのような影響を与えると認識しているのか。また、インボイス方式によって、中小零細業者など、市民生活でどのような影響が出ると捉えているのか、お聞きをしたいと思い

ます。

３点目として、予算編成方針では、徹底した歳出削減に取り組むと、施政方針の第１点目に書かれていますが、この点では市民サービスの後退につながるのではないか。どのような面を削減するつもりなのか、お聞きをします。

以下４点目として、平成32年度までの第２次長期計画満了まであと２年となりましたが、残された課題は何か。また、平成31年度でどのような事業を行う予定なのかをお聞きをします。

５点目として、市政懇談会でも、高齢化社会を反映した移動手段の改善、交通網の充実改善を求める声が多々出されていますが、住民の移動手段の実態や、どのような改善が求められているのかを調査するアンケートの実施や、公共交通に対する改善策の調査、研究を行うことが求められていると考えますが、市の考えをお聞きをします。

６点目として、消防委員会において、災害対策面では、今後はブルーシートの無料配布を行っていきたいということが言われましたが、災害対策や防災対策面ではどういった充実策を展開していく考えを持っているのか、改善面をお聞きをします。

７点目に、職員体制面では、今年度において途中退職、死亡等で人員減があっても職員の補充対応がされない実態もあります。そうでなくても職員が年休すらとりにくい状況がある中で、職員体制の充実こそ市民サービス向上につながると考えますが、今後の体制面はどのように進めていくのかをお聞きをします。

○吉本議長　ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　皆さん、おはようございます。

増田議員の平成31年度当初予算についてのご質問にお答えをいたします。

平成31年度については、第２次岩出市長期総合計画期間満了が翌年に迫っていることから、まちづくりの大綱に掲げる各施策を着実に進めるとともに、人口減少、災害対策、公共インフラの新規・更新整備、社会保障関係費などの市が直面する諸課題に対応していく必要がございます。特に人口減少に対する取り組みを進めていくため、岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、平成29年度を地方創生・岩出市創生幕あけの年と位置づけ、人口対策につながる事業を重点かつ優先的に取り組んでいるところでございます。

このような中、平成31年度予算編成においては、消費税引き上げや諸施策も含めた国の動向は、依然として不透明となっております。そのため平成31年度の財政運

営の軸を引き続き健全財政の堅持とし、経常経費の削減及び自主財源の確保に努めながら、今後の社会経済情勢の変化におくれることなく、市民サービスを効率的・効果的に提供できるよう予算編成方針を打ち出し、現在、編成を進めているところでございます。

詳細な内容は、担当部長から答弁いたします。

また、平成31年度当初予算は、次回の定例会に上程いたしますので、その際はご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○吉本議長　総務部長。

○大平総務部長　増田議員の平成31年度当初予算についてのご質問にお答えいたします。

１点目の市民生活向上に向けた改善施策について、お答えします。

現在、予算の編成を進めている段階であるため未定でありますが、さきに市長が答弁をしましたとおり、予算編成方針において、人口減少、災害対策、公共インフラの新規・更新整備、社会保障関係費などの市が直面する諸課題への対応に取り組むこととし、編成作業を進めているところでございます。

次に、２点目の消費税が引き上げられた場合における予算編成面での影響について、お答えいたします。

現時点では、消費税引き上げに伴う国の社会保障制度の改正及びインボイス方式の対応内容が不透明でありますが、保育料の無償化など、市の施策、予算に与える影響は大きいと考えております。また、国の制度改正のほか、歳入では、市の使用料、手数料への増税分の転嫁が必要となること、歳出では、支出に係る消費税分の増加などの影響があると考えております。消費増税に対応する歳出予算編成に関しましては、可能な限り前倒しで執行する、想定をするなどの対策を行っております。

なお、このように消費税の引き上げを初めとした国・県の動向は、予算編成に影響を来すため、十分な情報収集に努めているところでございますが、方針が明確でない点もあることから、必要に応じ、補正予算での対応も必要かと考えております。

次に、３点目の徹底した歳出削減に取り組むと打ち出しているが、市民サービスの後退につながるのではないかについて、お答えいたします。

議員ご質問のとおり、基本方針の１点目で、歳入財源の確保及び歳出経費の削減を打ち出しておりますが、これは財政運営の軸である健全財政の堅持に向けた取り組みの１つであり、市民サービスの低下を来さないことを基本方針の前提としていることから、後退につながるような削減になるとは考えておりません。

次に、増田議員ご質問の５点目、市政懇談会でも高齢化社会を反映した移動手段の改善、交通網の充実改善を求める声が多々出されている。移動手段の実態やどのような改善が求められているかを調査するアンケートの実施や公共交通改善策を研究実施すべきということについてでございますが、岩出市では、市内を運行する巡回バスや市域を超える紀の川コミュニティバス、大阪方面路線バスを運行し、利便性の向上に努めているところでございます。

特に、高齢者等交通弱者の日常の移動手段である巡回バスに関しましては、平成26年度に巡回バスに関するアンケート調査を実施し、バスの利用状況や要望事項の把握を行っております。また、平成28年度には、巡回コースの一部ルートの見直しや停留所の増設、ダイヤ改正を実施いたしました。

市といたしましては、現在のところ、実態調査等に関するアンケートを実施する考えはございませんが、今後も利用状況等を注視し、より利便性の高い運行を実現するため、岩出市地域公共交通協議会において、引き続き研究を行ってまいります。

次に、６点目のご質問の災害対策面では、消防委員会で、今後はブルーシートの無料配布を行っていきたいとされたが、災害や防災対策面でどう充実させる施策をとるのかということについてでございます。

平成30年10月16日に開催いたしました消防委員会において、ブルーシート備蓄等の検討は必要である旨をお答えしております。また、災害防災対策面につきましては、多発する風水害や近い将来発生するとされている大規模地震に備え、自助・共助・公助のバランスのとれた防災体制の確立、市民の防災意識のさらなる高揚に向け、自主防災組織の結成及び育成を推進するほか、地域防災訓練の実施、家具転倒防止金具取付事業、危険ブロック塀等撤去改善補助事業、防災行政無線のデジタル化など、積極的に事業を進めてまいります。

次に、ご質問の７点目、職員体制面についてお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、職員体制の充実が市民サービスの向上につながるというふうに考えますが、職員を動員すること以外でも、職員体制の充実はできると考えております。職員個々の資質の向上、組織の見直しのほか、組織の垣根を越えての助け合いなどにより、その充実を図っているところであり、今後も努めてまいります。

なお、年度途中の退職などにより欠員が生じた場合は、職務内容や業務量を考慮し、必要に応じて補充を行ってございます。

○吉本議長　市長公室長。

○久嶋市長公室長　増田議員のご質問の４点目についてお答えいたします。

予算編成方針の基本方針にありますように、事業の実施に当たり、各事業ともに目的、目標の達成が目指すべき事業の方向性となり、第２次岩出市長期総合計画の将来像である「活力あふれるまち　ふれあいのまち」の実現に向けた取り組みとなります。

第２次岩出市長期総合計画については、４つのまちづくり大綱に掲げる各諸施策に対し、事業の進捗管理、目標達成に向けたＰＤＣＡの取り組み等について、毎年、四半期ごとの実施計画ヒアリングを行っているところです。

現在、主な取り組みとして、住んでよかったと思えるまちづくりについては、都市基盤整備となる下水道の普及促進や交通渋滞対策への道路整備、根来を中心とした観光振興、安全で安心して暮らせるまちづくりについては、防災訓練、自主防災組織の結成による地域防災活動の推進、浸水対策等のハード整備を含めた防災まちづくり、笑顔あふれるまちづくりについては、児童生徒の学力向上につながる教育環境の整備、生きがいづくり対策として、生涯教育やスポーツ環境の充実、文化活動の推進及び文化資源の保護等によるふるさとづくり、元気で健康なまちづくりとして、社会保障制度による保健・医療の充実、健康づくりの推進となる健康診断、講座・教室の実施、子育て支援対策として、保育所、包括支援センター等の充実、高齢者を支える介護保険事業の充実など、さまざまな施策に取り組んでいるところでございます。

これら事業を総合的にバランスよく、健全財政を堅持し、将来的な展望を持ち、行政を進めていくことが最大の課題と考えておりますので、引き続き住民サービスの向上を念頭に、各諸施策の推進に努めてまいります。

市長公室では、平成33年度の計画策定に当たり、平成31年度では第２次長期総合計画の総括と住民意識調査を実施するなど、次期計画策定の基礎資料の準備を進めてまいりたいと考えております。

○吉本議長　再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員　予算面、この面においては、先ほども言いましたけれども、消費税の増税、これが大きな影響を与えるわけであります。この点では、今、既にかつらぎ町なんかでは、与える影響、これがどれぐらいになるのかということなんかも、もう既に計算がされています。かつらぎ町では、平成29年度の決算ベースで計算して、１億1,000万円が実質負担増というふうになるんだということが明らかになってき

ています。

岩出市では、10%になった場合、負担増はどれぐらいになると見込んでいるのか、この点をお聞きをしたいと思います。

２点目には、市民生活、この市民生活面では、小売業、サービス業などにおいてインボイス制度の影響が出ると言われています。岩出市では、現時点で1,100件余りの事業所のうち、卸売・小売業で406件、宿泊・飲食サービス業で205件という状況でありますが、実際にこの中で影響を受ける対象業者はどれぐらいあると認識をしているのか。また、対象となる事業所に対して、インボイス制度の中身や対応面について説明会を初めとした、市として、今回のこの消費税増税に対しての対応、どういうような対応を行うのか、お聞きをしたいと思います。

交通体系面、この部分については、先ほど協議会で研究するんだと。26年度でアンケートをとっているんでというようなお答えなんかもありました。私は、しっかり市として、こういう今の岩出市内の交通弱者に対する調査ですね、実態、これ本当に真剣に、今、岩出市として把握をする、こういうことが今本当に求められていると思うんです。そういうことがないからこそ、市政懇談会なんかでも、あちこちから交通体系の改善求める声、これ上がってくると思うんです。

私は、そういう点では市として改善策に取り組む姿勢がないんではないのかと。また、非常に弱いというふうに言わざるを得ないと思うんです。市として、それでは、今の岩出市内の住民の移動手段の実態、これについてはどこでどのような困難があるのか、またどういうような実態になっているのか、市としてどういうような認識を持っているのという点、これをお聞きをしたいと思います。

職員の体制面では、先ほどでは補充面、こういう面については、必要に応じて行っているんだという点言われました。この点では、じゃあ、どういうような場合に職員が欠員となった場合に必要とする状況になるのか、どういった場合に補充がされるんかという点、これをお聞きしたいと思います。

また、本来は市職員自身が、やっぱり市民生活を改善をしていく。そのためには、いろんな調査や研究、視察、こういうものなんかも私は必要だと本当に思うんですね。だから、そういう点でいうと、例えば、視察という部分なんかも含めて、全国的にこれを視野に入れていく。そのためには、１泊２日ぐらいのそういう職員の研修というんですか、視察研修、こういう部分なんかも取り組んでいく必要が本当にあると思うんですね。そういう部分については、市として現実に１泊２日というような、例えば、全国的な、とてもやないけども１泊でなければ研修できないという

ようなところに行っている実態があるのかどうか、この点もお聞きをしたいと思います。

以上の点について、再度質問をさせていただきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　増田議員の再質問にお答えいたします。

まず１点目です。この消費税の10％増税に関しての岩出市での負担増はどのぐらいを見込んでいるのかということでございますが、先ほど答弁をさせていただきましたが、今現在、さまざまな制度が打ち出されている中で、情報収集を行っているところでありますので、現時点で負担増は幾らというふうな試算は行えておりません。当然、予算編成の際には、そういったことも含めて提出をするということになると思いますが、現時点ではそこまで押さえられておりません。

次に、３点目の交通体制の面で、移動手段の実態の認識ということでございますが、これにつきましても、先ほど申しました協議会での路線バスについては、運用等の検討を毎年行っているところです。確かに一定数の移動困難な方というのはおられると思いますので、そこはバス運行事業等を充実させることによって、できるだけ支援をできるようにというふうに考えてございます。

４点目の職員の補充面で、どういった場合にするのかということでございます。基本的には、職員の採用計画を立てて、毎年度、職員採用、募集を行っております。年度途中で、当初からは予定がなかった中途退職とか、そういうのがあった場合は、試験等で行っている任用の登録の中から補充をして、採用するというふうな形で対応しておりますが、年度途中での退職者の対応については、その実態に応じて、難しい面もございますが、そういった形での補充をしております。

それと、視察を含めて、１泊２日の研修も行ってはどうかということでございますが、研修につきましては、総務課のほうで職員に対する種々の研修を行うとともに、職員が自発的に業務に関係する資格を取りに行く場合は、資格取得の補助制度等も行っておりますので、そういった対応というところでございます。

○吉本議長　事業部長。

○田村事業部長　増田議員の再質問にお答えいたします。

対象業者につきましては、消費税免税業者等が影響を受けると考えますが、市ではこの数を仕入れてございません。また、統計でも公表していないため、事業業者については不明でございます。

それと、説明会の実施についてなんですけども、平成30年11月22日に、岩出市市民総合体育館において、粉河税務署による消費税軽減税率制度説明会を実施してございます。また、商工会におきましても、平成31年１月21日に、粉河税務署による消費税軽減税率制度セミナーを実施予定と聞いてございます。

○吉本議長　再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員　消費税の岩出市の予算における影響額、これについてはまだ時間がかかるということでした。それでは、いつになったら、時期ですね、時期としてはいつごろになればその影響額というのがわかるようになるのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

それと、インボイス関係の部分の説明だって、今、粉河の税務署なんかで、商工会なんかでも行っているんだということを言われました。そういう点では、例えば、そういうことが行われた場合、岩出のホームページ、そういうところなんかでのお知らせというようなことなんかは対応されてきたんでしょうか。この点、ちょっとお聞きをしたいと思います。

それと、交通体系ですね。特にお年寄りなんかの市内を移動する不便さ、こういう部分については、本当に、今、岩出市としても検討していかないけないというような時期に本当に来ているんじゃないかというふうに思うんです。

平成26年度にアンケートをとったんだということなんですけれども、じゃあ、そのアンケートの中で見えてきたことは何なのか。その協議会の中でどういうような議論がされて、そして、今後の必要な施策、これはどういうものが要るようになるんだというようなことなんかは議論をされてきたんでしょうか。その点、今後の岩出市として、本当に住民の移動手段の解決策、これはやっぱり取り組んでいく。

そのためには、やっぱり本当の意味での市民の実態をわかるような形のアンケートというのが、私はやっぱり必要だと思うんです。時間的な部分で、何時から何時のときに利用したんだとか、場所はここからここまで移動したいんだというような地域別とか、年齢別とか、もっと細かいような、そういう部分を含めたアンケートなんかも、私は本当に検討したらいいんではないかなというふうに思うんですが、そういう点での実態調査ということは、今後もされないのか。

もしするんであれば、いつごろ、今後も一切しないというんでは私はないと思うんですね。必要に迫られる時期が私は絶対あると思うんです。そういう点では、そういう実態アンケートについての、改めて市全体を見渡したそういうアンケートと

いうのは行われないのかという点、改めてお聞きをしたいと思います。

それと、職員の面なんですが、先ほど１泊２日の部分で聞いたんですけどね。私聞いたのは、要するに職員がいろんな新しい事業をいろんな自治体でやっていると。そういうところを県の視察に行って、見学にしにいって、うちの岩出市でもこういう事業はやっぱり取り入れる必要があるんじゃないかという部分の中での調査や研究のための派遣というんですか、そういうことなんです。だから、岩出の庁舎の中で受けるいろんな研修というんじゃなしに、現地まで出向いていろんな事業を展開しているものを学んでくるということなんかは、岩出市で実際に本当にそういうことなんかがされているのか。今の職員体制の中では、現実的には、やっぱりそういうことなんかも無理ではないかのかというふうに、私は人員体制の中では無理なんじゃないかなというふうには思うところもあるんです。

だから、そういう点では、実際に年休もまともにとれないというような状況もある中で、そういうことなんかについては、市として人員体制の充実という面でも要るんじゃないかというふうに思うんです。

それと、もう１点は、先ほど、新しい職員の採用ということなんかも一部触れられたんですが、来年度、岩出市として、やはりそういう貴重な人材というんですか、そういういろんな各種技能の資格を持ったそういう職員を初めとして、本当の今の時代にマッチした斬新な、新しい発想を持ったそういう職員をやっぱり採用していくということが、私は求められていると思うんです。

そういう点では、今年度、どういうような人材を採用した、そういう採用の中身という部分については、どういう方を採用したのかという点、これもお聞きをしたいと思います。

それと、もう一つは、職員みずからが、やっぱり資質の向上、今も言ったように、新しい発想とか、斬新な発想を持てるような資格取得という点も含めた今の既存の、今おられる職員さんが資格を取っていくというための対応面、これについては、来年度どういうふうに考えているのかということを最後にお聞きしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　増田議員の再々質問についてお答えいたします。

まず１点目、いつになったら消費税の影響額がわかるのかというご質問についてでございますが、これにつきましては、最初の答弁でお答えいたしましたが、消費税の影響については、今現在わかるもの、それと情報収集をしているもの、それと

情報収集ができないというか、まだ制度自体が未定なものというふうな３つに分かれると思います。

それで、影響額の確定については、平成31年度の予算案を出した時点で、その時点での影響額は幾らかということの計算はできていると思います。しかしながら、いろいろ制度面の改正等がございますので、当初のお答えでも出しましたが、補正等の必要も出てくるというふうに今現在では考えております。したがいまして、影響額は、平成31年度の予算編成時には、その時点での計算した影響額というのはお示しできるのかなというふうに思います。

それと、交通体系の点でございますが、これについては、アンケート調査でいろいろ不便があるというふうなことを出されている点について、改正を行えるものは改正を行ったということでございます。実態調査につきましては、将来、全くしないのかということではございませんが、現時点では、それについては未定でございます。

それと、来年度、岩出市としての資格取得の話ですけども、これ、先ほどもお答えいたしましたが、職員の中で公務に関係する資格を取得したいということがありましたら、その試験なりを受ける際の助成というのを今までも行っております。これからもそういったチャレンジするというふうなことでございましたら、それについての支援は引き続き行ってまいりたいと考えてございます。

○吉本議長　総務課長。

○木村総務課長　増田議員の再々質問の中で、１泊２日で職員の研修をして、新しい事業等視察してはどうかということでございますが、１泊２日というよりは、岩出市としましては、今、和歌山県または大阪府と人事交流を行っております。その中で、いろいろ教えていただいたり、または学んでくるということが大切かと考えてございますので、今後もそういう人事交流を主に行っていきたいと考えてございます。

あと、採用の職種につきましては、技師、保健師等、あと、保育士、社会福祉士も含む資格職等をまた今後必要とあれば雇っていきたいと考えてございます。

以上です。

○吉本議長　副市長。

○佐伯副市長　増田議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど、総務部次長がご答弁させていただきました資格取得者の採用についてでございます。平成31年度では、お答えしたとおり、一般職、保健師、保育士、社会

福祉士、技師の採用を予定しているところでございます。

今回の募集に当たって応募した人数が大変少のうございます。どこの市町村あるいは民間企業におきましても、資格職の採用というのは非常に需要があるという状況でありますので、引き続きこの職種の確保のため、募集内容等、調査研究をしてまいりたいと思います。

○吉本議長　税務課長。

○松本税務課長　増田議員の再々質問について、お答えいたします。

消費税に関する説明会等、広報はということでございますけども、そのことにつきまして、年末調整説明会のときに、同時に消費税の軽減税率の説明会を行っております。これにつきましては、広報させていただいております、広報紙にて。

以上でございます。

○吉本議長　これで、増田浩二議員の１番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前11時から再開いたします。

休憩　（10時45分）

再開　（11時00分）

○吉本議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

増田浩二議員、２番目の質問をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員　次に、教育委員会事務事業評価について、４つの点で質問をします。

１点目として、ことし10月に平成29年度事務事業についての評価報告書が出されています。評価委員会から指摘をされた点について、当局としてどのような認識を持ったのかという点、また、指摘や改善をされた点については、平成31年度においてどう反映をしていくのか、お聞きをしたいと思います。

２点目としては、自己評価という点では、Ｃ評価が４つ、あとは全てＢ評価となっています。基本的には、本来、Ａ評価というのを目指して職員が取り組んでやっているというふうに思うんですが、他の市なんかと比べて、少ない職員体制面が、各種の事業を進めていく点で調査や研究、事業における改善策、こういうものに取り組む点で影響はしていないのかと、当局の見解をお聞きしたいと思います。

３点目に、各事業において積極的な予算をとって、いろんな斬新なアイデアを取り入れて、事業展開をすることによって、市民の皆さんからも学校教育、また社会

教育面でこれはいいんじゃないかというような点、また、市職員自身が市民サービスの向上が図れたと。職員自身が言える評価なるんではないんでしょうか。ほとんどの事業が継続が必要という認識に立っているわけなんですが、今後、こうした部分の中で、職員の皆さん自身がＡ評価にしていく、こういうふうにしていく手だてについては、どのように進めようとしているのか、お聞きをしたいと思うんです。

４点目に、小中学校教材、教具等整備事業、要するに学校における教材整備計画面、これにおいては、国において、毎年、800億円の地方財政措置が講じられてきています。この教材整備指針に基づく教材整備面では、この制度、これができて以来、年次的にどれぐらい活用を行ってきたのか、この点をお聞きしたいと思います。要するに、これまでの実績ですね、これについてお聞きをしたいと思います。

また、今後も岩出市として、積極的にこのような制度なんかには活用すべきと考えるわけなんですが、当局の対応、また見解についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　増田議員の教育委員会事務事業評価についてのご質問に、一括してお答えいたします。

１点目、改善点をどう反映させていくのかにつきましては、教育総務課では、児童生徒の安全で安心した学校生活のための教育環境の整備、コミュニティスクールの導入など、家庭、地域と連携した学校づくり、また、次期学習指導要領への対応といった項目が指摘されてございます。

施設整備については、学校施設、社会教育施設とも、これまでも計画的に実施しているところですが、空調設備につきましては、国の冷房設備対応臨時特例交付金を活用して、早期完成を進めてまいります。

コミュニティスクールにつきましては、平成31年度において全小中学校に設置する方針でございます。

また、新学習指導要領への対応としましては、教育情報化推進計画に基づき、計画的に実施してまいります。

生涯学習課では、各種イベントに参加する多くの年代の声を聞き、生かす、それからコミュニティスクール導入による地域との連携といった項目が指摘されてございます。

公民館事業では、各教室でのアンケート調査の実施、文化祭や市民運動会等については、文化協会やスポーツ推進委員会等の関係団体との連携を密にしていくとと

もに、参加者の増を目指した取り組みを進めてまいります。

岩出図書館及び民俗資料館では、小中学校との連携した取り組み、広報活動の充実などについて指摘されており、図書館につきましては、学校司書の派遣、ブビリオバトルの充実を図るとともに、うちどくノートのさらなる活用に向けた啓発活動を推進してまいります。

また、民俗資料館につきましては、根来寺周辺地域にある施設等による文化文教ゾーン連絡協議会の一員として、根来寺や他の施設との連携を深め、広報活動の充実と学習展示会等の充実に努めてまいります。

次に、２点目、３点目ですが、議員ご指摘のとおり、職員は最大の事業効果が得られるよう各事業に取り組んでいるところですが、自己評価ではＣ評価が４つ、その他は全てＢ評価となってございます。

この事務事業評価報告書については、より客観的なものとなるよう工夫が必要との指摘をいただいてございます。現在の評価書の様式では、事業目的や事業概要はわかりますが、評価の対象となる数値、指標的なものがなく、ＰＤＣＡサイクルでいいますと、プランの部分が不明瞭であることから、感覚的な評価になっている部分があるように思います。

Ｂ評価が多いのは、職員体制面の影響ではなく、様式の問題もあると考えておりますので、平成30年度の事業評価では様式を変更するよう検討しているところでございます。

４点目の教材整備等の地方財政措置の活用につきましては、学習指導要領の改訂に合わせて、文部科学省が各教育委員会、各学校で教材を整備する際の参考資料として、平成23年４月に教材整備指針が示されてございます。

整備に当たっての留意点として、各教育委員会においては、所管の学校から意見を聴取しつつ、複数年次にわたる教材の整備をすることとなっていることから、既に学校が保有している教材の更新や学習指導要領改定に対応するための整備を進めてまいりました。平成29年度決算で申し上げますと、対象となる教材備品購入費は、小学校費で約75万9,000円、中学校費で約111万9,000円となってございます。

以上でございます。

○吉本議長　再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員　この評価一覧表、市が出されたこの評価報告書の中では、最後のほうに一覧表というものなんかもついています。この中には評価委員さんの指摘したとこ

ろ、また、内容、別の項目ではつくられているんですけれども、実際には一覧表という部分の中には職員の評価欄というものはあります。そのために委員さんの意見がないので、非常に見づらいというんですか、指摘された改善点というのが、職員の認識とどう違っているのかという点が非常にわかりにくいものになっています。

そういう点では、今後は並列表記というんですか、そういうものを行っていくことを考えてはどうなのかというふうに思うんです。既に他の自治体なんかでは並列評価されてやっている市、そこでは、やっぱり非常にわかりやすいようなものになっています。この点では、改善していくという方向はないんでしょうか、この点をお聞きしたいと思います。

それと、この評価については平成29年度のものです。職員自身が総合評価を出した期日、これはいつをめどにこの評価を下しているのかという点で、評価時期、この点をお聞きしたいと思うんです。

３点目には、例えば、評価報告書では、文化祭というような点では、高校生への対応面や申し込み方法の点が指摘をされています。私も、こういう文化祭に対しての申し込み期日ですね、申し込みの方法の期日という部分なんかはもっと変えてはどうなのかという点なんかも議会で取り上げてきたんですが、今年度の文化祭、この文化祭では29年度の時点では、申し込み期日が８月末だったと思うんです。ところが、ことしについては９月の上旬までというふうに変わってきています。評価委員さんのこういう指摘、これがある前に、職員の方が前年の反省を生かして、もう既に改善に取り組んできています。

じゃあ、これ以外に、こういう各事業において、今年度、既に改善されてきたという点、こういうものは、これ以外にもどのようなものがあるのかという点、この点をお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　増田議員の再質問にお答えいたします。

１点目、評価委員の評価を一覧表に入れたらということですけども、様式のほうは今年度で、平成30年度の部分で変更を考えてございます。自己評価というのは教育委員会がしておりまして、その自己評価に対して評価委員が評価を出すと、こういうことでございます。組織としたら、別々の組織ということになりますので、そういった評価を一緒にしたものを公表するのはどうかなと、このように考えてございます。したがいまして、評価委員の評価というのは、教育委員会の自己評価とは

別で評価をしたいと考えています。

ただ、我々評価委員会の中で、直接協議をしてございまして、指摘事項につきましても意見を伺ってございますので、この評価委員の意見等につきましては、翌年度の事務事業に生かしているということでございます。

それから、いつ評価しているんかということでございますが、例年、６月に事務事業評価、自己評価を始めます。７月には定例教育委員会のほうへ報告させていただきまして、同時に点検評価委員会のほうで各事務事業の説明をしまして、そこで質問をいただいたり意見をいただいたりと、こういうことでございます。

意見の取りまとめのほうは、８月に第２回目の点検評価委員会のほうで意見の取りまとめをいただきまして、９月の定例教育委員会へ報告と、こういう形になってございます。

それから、文化祭でポスター、８月ぐらいから張ったらどうなと、こういうお話でございましたが、文化祭におきましては、平成30年度では参加者の数というのは、前年、前々年度を上回ってございますが、出品作品というのは減少傾向にあります。早目に張り出してということでございますが、教育委員会のほうで、ことしから申込書を今まででしたら、公民館あるいは生涯学習課でしか申込書をとれなかったものをウェブサイトからダウンロードできるようにいたしまして、そういった改革もしているんですが、展示室については余り効果がなかったのかなと、このように考えてございます。

ポスターにつきましては、文化祭についてはポスターはつくっておりませんが、今後、必要に応じて検討していきたいなと思います。

○吉本議長　再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員　評価の一覧表については、今後もぜひもっと見やすいような形で、私は、これは改善の必要があるというふうに、これは指摘をさせていただきたいと思うんです。

最後に、今も若干、文化祭のお話ちょっとありました。その点では、教育委員会としても、他の部局との連携というんですか、そういう部分なんかは、やはりもっともっと検討していく余地があるんじゃないかなというふうに本当に思うんです。

例えば、今も言われたように、文化祭、これ11月の上旬です。かくばん祭りというのは、ことしも11月の第４週の土曜日でしたかね、行われたと思います。実際に、最近は、来場人数も本当に少なくなってきているというように思います。たしか、

文化祭の会場を正面玄関入ったところに、ちょっと１枚張ってたかなという記憶はあるんですが、正直なところ、余り気がつきませんでした。

少なくても、やっぱりいろんな教育委員会が直接、かくばん祭り、担当しているんかどうかというのは、ちょっと僕はわからんのですが、いろんなやっぱり他の部局とか、いろんな行事なんかをするときには、やっぱりもっと連携して、せっかく多くの方が来られているんだから、11月の終わりにかくばん祭りありますよというようなやつをもっとアピールしていくというのも、やっぱり非常に大事じゃないかなというふうに思うんです。

そういう点では、駐車場の入り口とか、当然、体育館の入り口なんかもそうだし、展示会場の中なんかでも、見る、見やん、効果ある、ないという以前の問題として、やっぱりいろんな形で目につくというんですか、そういうところなんかにもいいんじゃないかなというふうに思うんです。保育所とか小学校とか中学校のそういう子供さんたちの出されているとこなんかでも、張っていったらどうかなというふうに思うんです。

特に、ことしのかくばん祭りなんかは、子供さんの落語というような部分なんかもあったわけですし、そういう点でいうたら、やっぱり、あっ、子供が出るんやという形の部分の中で、やっぱり興味を引いてもらえるんじゃないかなというふうにも思うんです。

それで、また文化祭で配られているチラシというんですか、玄関入ってすぐ左のところなんかもでも配布しているような、そういう部分なんかにもあわせて、これ以外の今後の文化祭以降の行事なんかも、予定という部分なんかも記載していくというんですか、そういうことなんかも行っていって、もっともっとやっぱり行事をアピールしていくという部分なんかも、もう少しやったらどうかなというふうにも私思うんです。

せっかく多くの方が来られているし、ポスターについては、ちょっとスペース、いろんなスペースの関係なんかもあるんだろうと思うんでしょうけれども、検討の余地なんかもあると思うんです。

そういう点では、他の部局との連携面、今後の対応面について、再度ちょっとお聞きしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　再々質問にお答えいたします。

他の部局との連携を強化せよと、こういうことでございますが、市が実施しております大きなイベント、かくばん祭りのお話もありましたけども、夏まつり、マラソン大会等々、いろいろとございます。それぞれ実行委員会が主体となってやっていただいてございますが、実行委員会へ図る前に、全部局の職員が集まって、企画委員会というのをやっています。企画委員会の中で、所管となる部が中心になって、他の部局の意見を聞きながら、イベントの内容等について検討しているところでございます。

それから、例えば、ちょっと事例申し上げますと、ことしの文化祭で地方創生の基幹事業として観光振興と位置づけている中で、文化祭でクロアワビダケの振る舞いであるとか、それから、ねんりんピックのリハーサルにおきましても、場所が根来若もの広場でしたので、クロアワビダケの振る舞いであるとか、一乗閣、道の駅への誘導、こういったことも行ってございます。それから、ふるさと納税のチラシにつきましても、岩出市をＰＲする１つということで、これについても参加された方へのＰＲに努めたと、こういうことで、１つのイベントをする中で、全部局で検討して調整して、岩出市のＰＲを図っているということでございます。

○吉本議長　これで、増田浩二議員の２番目の質問を終わります。

続きまして、３番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員　３番目に、データヘルス計画について質問をしたいと思います。

ことし３月に、岩出市における国保のデータヘルス計画が策定されました。岩出市の医療費削減、市民の健康増進、また、医療費削減による国保税引き下げと、そういうようなためにも必要だという部分の中で活用されるものです。

１点目に、この計画の中では健診データやレセプトデータの分析、今後の目標設定など、計画がされてきていますが、４月から12月まで、今月ですね、この目標設定に向けた今年度の取り組み、これはどう進められてきたのかという点、これをお聞きしたいと思います。

２点目として、人口３万人の時点と５万3,000人の現在でも、こういう健康を図っていくという関係の職員体制、これはほとんど変わらないものとなっているんではないでしょうか。職員の仕事量という面では、このデータヘルスの計画、これを進める上では、まさに労働強化となっている面があるんではないかと考えますが、市の見解をお聞きしたいと思います。

３点目として、60歳以上の医療費が67.5％という、和歌山県の国保連合会の資料

はありますが、岩出市の国保加入者の実態、これは独自に算定されているのかどうかという点、この点をお聞きしたいと思います。

４点目として、データヘルス計画の中の指標、これについては、平成28年度、人口５万3,944人となっています。このうち国保におけるゼロから14歳、15から64歳、65歳以上の人口割合というのはどうなっているのか、この点をお聞きしたいと思います。

最後に５点目として、脳ドック面では、平成30年度も枠の拡大というものがされてきていますが、今後も枠の拡充を行っている医療費総額を抑えるための手だてが私は必要だと思うんですが、来年度の対応はどうされるのか。

この５つの点をお聞きしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの３番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　増田議員ご質問の３番目、データヘルス計画についての１点目、目標設定に向けた今年度の取り組みはどう進めてきたのかについて、お答えをいたします。

データヘルス計画において、特定健診データやレセプトデータを分析した結果、本市では、慢性腎不全を初めとする生活習慣病の医療費が多額となっていること、生活習慣病そのものや生活習慣病を起因とする疾病患者数が多いことなどから、特定健診の受診率向上や特定保健指導の終了率向上など、３つの目標を設定いたしました。

今年度は、その３つの目標について、対象者、事業内容、実施方法、評価体制、評価方法など、具体的な項目を設定し、目標を達成するための具体的な実行計画である個別保健事業計画を作成し、関係機関と連携共同し、事業実施に取り組んでいるところです。

続いて、２点目、職員の仕事量に関しましては、人口３万人のころを例として挙げられております。人口３万人のころといいますと、今から30年ほど前の時代となりますが、当時は手書きやワープロでの事務が主流でございました。これに対して、現在は資格、給付等、あらゆる面においてシステムでの管理が進んでいますとともに、事務につきましても、パソコンの普及等により効率化が図られており、手書きの時代と単純に仕事量を比較するのは困難であると考えるところではありますが、あえて比較をいたしますと、人口が３万人台の時期である平成６年では、国保担当は３名でした。現在は国保の資格、給付事務など、主として国保を担当としている

職員が５名、別に徴収担当３名配置しております。

また、データヘルス計画を進めるための職員体制につきましては、平成30年度から新たに正職員の保健師を保険年金課に配置しております。また、保健指導等の経験が豊富なベテランの保健師を臨時職員で雇用しており、専門性を強化して、保健事業に取り組んでいるところです。

続いて、３点目の岩出市の国保加入者の実態は独自に算定されているのかについてでございますが、60歳以上の医療費が67.5％を占めているというのは、岩出市国民健康保険における平成28年度の数値となってございます。

なお、計画には記載しておりませんが、和歌山県における数値につきましては、69.9％となっております。

続いて４点目、国保における年齢別の割合につきましては、平成28年度末の被保険者数は１万3,226人で、人口に対する加入率は24.5％、国保の被保険者数に対するゼロから14歳の割合は9.8％、15から64歳の割合は51.8％、65から74歳の割合は38.4％となってございます。

続いて５点目、脳ドック面での来年度の対応につきましては、脳ドックは、脳卒中発症前の異常を捉え、生活習慣改善や薬物療法、手術につなげる検診で、今年度は定員70名で実施してございます。

脳卒中は、高血圧、糖尿病、脂質異常症、心疾患等が危険因子とされており、これらの生活習慣病の治療や予防に取り組むことが、脳卒中の予防に最も効果的であると考えられます。

これらのことから、国保では脳ドック募集において特定健診を受診して、日ごろから自身の健康に気を配っていただいている方に脳ドック検診申し込みの際の優先枠を設置するなどの見直しを行いました。

今後も脳卒中の予防に取り組む観点から、特定健診受診者の優先枠を設定するなど、まずは特定健診の受診を促進することで、脳卒中の危険因子である生活習慣病の予防に取り組んでいきたいと考えております。

保健事業は、脳ドック以外にも、特定健診、特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防事業、生活習慣病予防教室など、さまざまな取り組みを行っており、それぞれの事業の効果なども検証しながら、全体のバランスにも配慮していく必要があることから、現在のところ、定員をふやす考えはございません。

以上です。

○吉本議長　再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員　岩出市のデータヘルス計画、この中では、病状分析、疾病別というんですか、そういう部分の分類、こういうものなんかを初めとして、後期高齢者１人当たりの分析など、非常に市の実態がよくわかる、この間、分析がされてきていると思うんです。今後求められているのは、こうした分析面から見た今後の対応策をどう進めていくのか、これが問われています。

今後においては、市としても人工透析者をふやさない対応面にも力を入れる必要があるとされています。糖尿病重症化予防事業では、参加者数をふやしていくということが、私は求められるんではないかなというふうにも思うんですが、平成28年度実績で参加者数10名となっています。そのうち対象者自身そのもの、いろんな本人の了解を得ての参加というふうになるというふうに書かれているんですが、そもそもの対象者自身、これが糖尿病の重症化予防事業の部分の中での対象者自身というのは何名ほどおられるんでしょうか。

それと、後期高齢者１人当たりの医療費については、和歌山県の平均よりも高い状況ということも、市として明らかになってきています。その中で、市としては後期高齢者医療に入る前段階で、生活習慣病の予防対策などを効果的に実施していく必要があると、こういうふうにうたわれています。

では、こういう事業なんかについても、今後どのような対応を進めていこうというふうに考えているのかという点、この点をお聞きをしたいと思います。

それと、今、データヘルス計画、これを推進していくに当たって、少なくとも医療費総額、これを抑えられてきているというふうにも私は思うんです。そうなると、来年度の国保税に関しては、どういうふうに考えておられるのか、この点をお聞きをしたいと思います。

以上です。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　増田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、２点目の後期高齢者の医療費が高いというところからの対策はどうかというところでございます。このデータヘルス計画に関しましては、岩出市の国保の加入者の方に対する現状分析と課題というところから計画を作成しておるところでありますけども、ちなみに岩出市国保の１人当たりの医療費を申し上げますと、これ、和歌山県の国保運営方針のほうで出ておる数値でありますけども、平成27年度にお

きましては33万4,000円、これは県平均35万5,000円を下回っておりまして、９市の中では３番目に低いというような状況になっております。

これから高齢化が進んでまいります。後期高齢者と呼ばれる方の数も多くなってくると思いますが、まず、市といたしましては、データヘルス計画で浮かび上がっております生活習慣病や生活習慣病を起因とする疾病患者数が多いというところ、この課題に対応するための特定健診の未受診者の対策あるいは特定保健指導の利用勧奨、それぞれ糖尿病性腎症重症化予防事業などを進めてまいりたいと考えております。

それから、糖尿病性腎性腎症重症化予防事業に関して、利用者が少ないというところのお答えでありますが、確かに保健指導もそうでございますし、この糖尿病性腎症重症化予防事業に関しましても、なかなか申込者数がふえないというところがございます。現在、先ほど申し上げましたように、保険年金課のほうに正職員として保健師を採用し、それから、そういう保健指導とか、そのような勧奨に関して非常に経験豊富な保健師さんを非常勤で採用して、勧奨について強めておるというところでございます。

それから、来年度の国保税についてどうするのかというところでございます。平成30年度からの広域化に伴い、保険税率については県から示される国保事業費納付金を納付できる水準の税収を確保するための国保税率を設定する必要がございます。まだ、納付金額、示されておりませんので、来年度、税率がどうかというのは、現時点ではお答えができません。

なお、納付金は、市町村ごとの被保険者数、それから所得水準、それに医療費水準を反映させて計算されるということになります。つまり医療費水準が納付金額に反映されていくというようなことになりますから、市としましては、今後も保健事業を推進して、医療費の適正化に取り組んでまいります。

それから、糖尿病性腎症重症化予防事業、対象者数につきましては担当課長のほうからお答えさせていただきます。

○吉本議長　保険年金課長。

○中井保険年金課長　増田議員の再質問の糖尿病性腎症重症化予防事業の対象者なんですけども、ｅＧＦＲの数値等で対象者を抽出しましたら、平成29年度は、対象者174名、うち申込者のほうは８名でした。これらの状況で、なかなか申込者を同じような方が毎年抽出されるという現状ですので、ふやす対策が必要ということで、これは主治医と連携した事業でありますので、本年度は糖尿病の患者さんを診られ

ている主治医の先生のほうにもお願いに行っているところでございます。平成30年度につきましては、現在、抽出者は176名で、申し込みのほうは７名ということで実施しています。

○吉本議長　再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員　今、国保ですね、データヘルスについては、本当に今の岩出市の国保の現状、これをどう変えていくのかという点で、本当に非常に大事な計画だと思うんです。一番最初に、予算のときなんかにも言うたんですけども、今、本当に国の政治というのがとんでもない方向で進んできています。

繰り返しになるかもわかりませんが、消費税、これが導入されて以来、消費税は349兆円集められてきたと。一方で、法人税減税が280兆円行われてきたと。実質的には消費税の80％がこういうところに穴埋めがされてきたと。要するに、大企業の負担軽減のために使われたと。一方では、国民生活では、社会保障費のカット、生活保護費削減や年金の削減、医療・介護分野においての削減、こういう部分については、この５年間だけで３兆4,500億円も行われたと。来年、消費税を10％に引き上げるという部分の中においては、軽減税率で減る減収分１億円のうち7,000億円を社会保障費、これをさらに削減する、こういう計画です。

消費税は、社会保障制度の充実のために必要だと言いながら、社会保障を切り捨ててきたのが歴代の自民、公明が中心のそういう内閣です。この間、アベノミクスで景気回復と言いながら、家計消費は落ち込み続けています。平成13年では、平均364万円でしたが、平成18年では339万円にまで落ち込んでいます。年間25万円もの食費を初め買い物を控えざるを得ないという生活を私たち国民は送っていると。また、この間、労働者の給与も下がっています。

この岩出市においては、課税標準額、これについては、今年度、納税義務者数は２万156人です。そのうち200万円以下の方が１万3,856人、300万円以下の方が2,960人おられますので、300万円以下の家庭が83.4％となっているんです。課税標準額100万円以下の方は8,004人、39.7％、約４割を占めています。300万円で、月平均25万円、200万円では、月平均16万6,600円で、まさに生活をしている。100万円以下の方は、もっと生活が大変です。

国民健康保険税に加入されている方にとっては、本当に低所得の方が数多く加入をされてきています。そういう点においては、しっかりと今のこういう生活の中で、国民健康保険税、この加入者に対して、やっぱり温かい手だてというのが私は本当

に必要だと思うんです。

そういう点では、先ほど、課税については、課税というんですか、来年の国保税についてのことなんかは明言をされませんでしたけども、こういう実態も含めて、やはり岩出市として、国保税の、少なくとも値上げを抑えていく。また、しっかり医療費総額なんかも抑えていって、保険料そのもの自身を下げていく。また、市としての、やっぱり独自施策というものなんかも、私はとっていくべきだと思うんです。そういう点については、再度こういう国保加入者の支援、そういう面でどう考えているのかという点、この点を改めてお聞きしたいと思います。

それと、もう１点は、この間、朝日新聞で和歌山市の検診の質向上へ制度管理がかなめという題目で、朝日新聞に、がん登録活用追跡調査する自治体もと、こういう新聞記事なんかが載りました。

その中では、がんと診断された全ての人のデータを集計するがん登録情報を活用し、検診受診者を追跡調査をするものなんだと。この中では、和歌山市のことなんかを事例に出されていましたけれども、岩出市としても、独自のこういう対策面というんですか、こういうものなんかも、やっぱり検討していくというんですか、実施しているというようなことはないのかどうか。そして、やはり他の自治体のやっている取り組みなんか、しっかりとやっぱり研究していくことも大事だし、やはりそういうことなんかも検討していくことなんかが、やっぱり私大事だと思うんです。

そういう点では、今、和歌山市は17年と書いていますんで、去年からだと思うんです。そういうことはやっているんで、そういうことなんかは、市としていろんな全国的な事例というものなんかの研究とか調査というのは、どういうふうにされているのか、この点をお聞きしたいと思うんです。

同時に、岩出市なんかでも、和歌山市が行っている、こういう追跡調査というものなんかも取り入れていくということなんかは考えないんでしょうか。この点を最後にお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　増田議員の再々質問にお答えをいたします。

データヘルス計画が重要であるということで、今後は国保の国保税率を抑えるというために、どうしていくのかというところであったかと思います。１点目でございます。

先ほど申し上げましたが、国保税率に関しましては、広域化によりまして、市町

村ごとの被保険者数や所得水準、それから医療費の水準、これを反映させて計算されてくるということで、医療費水準が納付金額に反映されてくるということになります。

我々としましては、これからも特定健診等の保健事業を推進して、医療費の適正化に取り組んでいくというところで、国保税に関しての対応をしていきたいと考えております。

それから、がん登録について、岩出市で独自に情報を集めて対策をやらないのかというところでございます。質問の通告がデータヘルス計画、国保のデータヘルス計画とがん登録との関連性がちょっとわかりにくいところではございますが、がん登録に関しましては、和歌山市で申しますと、県内の各病院から、がんと診断された方の情報を県のがん診療連携拠点病院である県立医大附属病院のほうに集積して、それを情報集めて登録して、例えば、５年生存率であるとか、そのようないろんなデータを分析していく、そういうシステムであったかと思います。これが最終的には、各都道府県から国立がんセンターのほうへ集積されて、全国的な分析がなされると。たしか、そういうシステムであったかと思います。

これに関しましては、例えば、和歌山県でいいますと、がん登録というのは、たしか、まだ始まって10年程度だったかと記憶しておりますが、これからその情報を蓄積することによって、いろんな分析データというものが出てくるのではないかと考えております。我々としましては、岩出市単独というよりは、和歌山県内の状況を見ながら、そういう集積されて、いろんなデータ分析がなされた。そういう結果を見ながら、あるいはその中で、各市町村ごとの分析というのもいずれは出てくるのではないかとも考えますし、そういうところで、また今後対応していきたいと考えております。

以上です。

○吉本議長　これで、増田浩二議員の３番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後１時15分から再開いたします。

休憩　（11時47分）

再開　（13時15分）

○吉本議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告３番目、14番、市來利恵議員、一問一答方式で質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員　14番、市來利恵です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、子供のインフルエンザ対策についてであります。

今月上旬から、和歌山県内でインフルエンザ集団感染の報告が相次いでいる。去年より２カ月早いペースという記事が朝日新聞に掲載されていました。子供がインフルエンザに罹患してしまうと、乳幼児などでは気管支炎や肺炎、中耳炎の合併症になるおそれがあるほか、まれにインフルエンザ脳症という死亡率の高い重い合併症を起こすとの事例があります。

また、インフルエンザに罹患すれば、保育所、幼稚園、小学校や中学校において集団感染が発生し、子育て中の保護者は子供の看病のために仕事を休まなければならない状況にもなります。

子供の予防接種には、国が法に基づいて実施する定期と、インフルエンザやおたふく風邪などの任意の２種類があり、定期は原則無料で受けられるが、任意は自費となります。

日本小児科学会は、任意接種について、効果と安全性は十分に確認されており、重要性は定期接種と全く同じとして、積極的な接種を推奨、インフル接種は重症化を予防する効果があると説明をしています。子供に対するインフルエンザの予防接種は、１歳以上６歳未満の幼児の場合、ワクチン接種により、約20％から30％の発症・発病を阻止する効果があるという研究結果もあり、感染後の重症化を予防する一定の効果もあるとも期待されています。

インフルエンザ接種１回当たりの費用は約4,000円前後、医療機関によって異なりますが、厚生労働省は６カ月から12歳は２回、13歳以上は１回、接種が原則としており、低年齢の子供が複数いる場合などは費用がかさむことがわかります。今、インフルエンザにかかったとしても重症化しないようにとインフルエンザの予防接種を受ける方々が多くなってきています。

そこで、岩出市のインフルエンザ予防接種の接種率についてお聞きをいたします。

次に、県内過半数の16市町村が子供の任意のインフルエンザ予防接種への助成制度を設けております。実施している市町村の状況について、また対象年齢や実施に至った理由など、お聞きをいたします。

３つ目は、先ほども述べたように、インフルエンザ接種１回当たりの費用は約

4,000円前後、低年齢の子供、複数いる場合などは費用がかさんできます。予防接種を受けやすく環境を整備する必要があるのではないかと考えます。安心して暮らすことができ、子供を産み育てることができる環境を提供することが大事です。子供の健やかな成長と子育て世代の経済的負担を減らすことによる子育て環境の充実を図るため、予防接種助成の実施を求めますが、いかがでしょうか。

○吉本議長　ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　市來議員ご質問の１番目、子供のインフルエンザ対策についての１点目、接種率についてでございますが、個人で任意に接種されているため、市では把握してございません。また、岩出保健所にも問い合わせましたが、統計的なデータはないとの回答でした。

２点目の県内での子供のインフルエンザ予防接種助成の状況ですが、市では御坊市が、町村では紀美野町を初め15の自治体がそれぞれ実施しております。助成対象は市町村によって異なりますが、１歳から小学生までを対象としているところが多く、実施理由としては子供の疾病予防や蔓延予防が主なものとして上げられております。

３点目につきまして、現在、岩出市では予防接種法及び予防接種法施行例に基づき、法に定められた疾病に対する予防接種を行っているところでありますが、任意接種である子供へのインフルエンザ予防接種への助成を実施する考えはございません。

以上です。

○吉本議長　再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員　まず、接種率については把握していないという答弁がありました。また、保健所に問い合わせても、同じように把握はされていないと。毎年流行するインフルエンザですから、やはり私は独自で一度調査をするべきだと考えます、この接種について。どのぐらい、やっぱり接種しているのというのをやはり岩出市の現状が見えてこなければ対策も打てないと。ぜひ調査の考えについてお聞きをしたいと思います。インフルエンザの調査については、保護者にきちんとアンケート等々、調査をすればすぐわかることだと思うんで、つかむことは簡単ではないかと考えます。

２つ目は、インフルエンザワクチン助成を県内全30市町村のうち16市町村で、先ほどもおっしゃいました御坊市が市では１市、残り15が町村に分かれますが、やら

れております。１回当たり1,000円から3,500円を公費負担する制度等を設けております。対象年齢もそれぞれ独自に決められておられます。自治体の財政状況などに応じて独自の策を練られるということです。

そこで、まず、毎年、保育所や学校などでは学級閉鎖や学年閉鎖などがあります。県のまとめでは、2017年11月から18年３月の間に、累計で、保育所、幼稚園から高校までの19校が集団インフルエンザで休校、611学級が閉鎖に、欠席者数は7,992人に上ったと報告がありますが、岩出市においてはどういった状況でしょうか。

また、インフルエンザにかかれば、５日から７日まで自宅で療養し、学校や保育園などには報告が上げられると思います。昨年のインフルエンザ罹患者数についてもどれぐらいいるのか、お聞きをしたいと思います。

３つ目は、実施の考えはないということが答弁をされました。岩出市の子供の人数から見てみると、ゼロ歳から14歳まで、多く見ても8,000人、8,000人を対象に、例えば1,000円助成したとして800万円、２回接種が必要な子供の数は5,000人と見て、費用は500万円、合わせて1,300万円となります。2,000円補助した場合は掛ける２の2,600万円、岩出市には十分助成できる財源があると考えます。

医療費の面から見てどうなのか。インフルエンザワクチンの接種、即効性、有効性が証明された数少ない医療費削減の手段とも言えるとの専門家等々の意見も上がってきております。

予防することで重症化を防ぎ、また、医療費を抑えることができれば、市としてもいいのではないかと考えるわけです。再度、この点から実施を求めますが、こちらもあわせて酌み取っていただき、実施することについて、再度答弁を求めたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　市來議員の再質問にお答えをいたします。

まず１点目、インフルエンザの接種の状況について、調査を行うべきではないかというところでございます。

接種率等に関しまして、正確に調査を行うとなりますと、全ての保護者からの回答をいただく、あるいはもしくは全ての医療機関から接種の状況について調査、回答をいただくような、そういうようなところが必要となってくるかと思います。

接種率とか接種の状況をそこまでの労力を使って把握するべきかというのは、少しどうなのかなというふうに考えます。

それから、３点目の予防接種助成が医療費の減少にもつながるんではないかというところでございます。子供のインフルエンザ予防接種の有効性、先ほど市來議員のほうからも、日本小児科学会からの見解が出されておるというふうにおっしゃいました。おっしゃるとおり、接種の有効率は大体20から30％というところでありますが、この日本小児科学会の見解は、任意接種として推奨することが、現時点では適切な方向であると、そういうふうに私のほうは伺っております。

こういうことを踏まえますと、子供のインフルエンザ対策としては、まず何より日ごろからの手洗いやうがいの励行を初めとする健康意識の向上が重要であると考えております。そこで、我々としましては、広報やウェブサイトによる啓発に加えて、保育所あるいは小中学校において定期的に発行している保健だより、これらにおいて注意喚起したり、あるいは子供には手洗いやうがいの励行を実施しているところでございます。今後も、保護者あるいは子供に対して、インフルエンザなどの感染症を初め健康や疾病に関する意識を高めていくよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長　教育部長。

○湯川教育部長　小中学校合わせて学級閉鎖になった学級数でお答えをいたしますと、平成27年度は27学級、平成28年度は34学級、平成29年度は60学級となってございます。学級閉鎖中に授業がストップするということもございますが、最終的には学習指導要領で定められている授業時間を下回るまでの影響はございません。

○吉本議長　再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員　助成を実施しているすさみ町の環境推進課担当者は、インフルエンザによる学級閉鎖、ほとんどなく、感染拡大を防ぐ効果はあると感じているというふうに自治体の職員の方が答えられております。

教育現場から、先ほども学校の学級閉鎖等々の報告をしていただいたんですが、やはり学校現場から考えても、予防は必要ではないかと考えます。医療費の削減から見る点でも、予防接種による効果について考えていく必要があると思います。

岩出市では、やはり先ほども言った任意のものだからという点からやらないという考え、また、調査のほうも独自ではしないというふうな考えを言われましたが、やはりそこは任意であっても、他の自治体では実施できているという点では、岩出市がやらないということにはならないと。できないということにもつながらない。

独自に助成をして、やはり子供の健康と命を守り、予防策を講じて、ほかの自治体では頑張っているところから考えたら、市がやろうと思えばできる問題だと考えます。私は、ぜひ研究や、また調査もあわせて、ぜひ実施できるように前向きに取り組んでいただきたいと思うんです。

先ほど言ったように、やはり医療費の観点から見てどうなのかという点、また学校教育という観点から、問題は、例えば、学校で学級閉鎖になっても特に問題はないとおっしゃったんですが、やはり子供たちの健康を守るためにも、また学級閉鎖を少なくするためにも、ぜひ実施を求めますが、これについていかがでしょうか。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　市來議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほど、すさみ町を例に挙げられて、自治体それぞれの考え方によって実施することができるのではないかというふうにおっしゃいました。我々の考え方としましては、子供の健康につきまして、まず保護者が子育てにおける第一義的責任を有しているという基本的認識のもと、ふだんから子供の疾病予防等、健康に対する関心や意識を高めていくことが重要であると考えており、市としましては、意識を高めていく取り組みに今後も力を入れていきたいと考えており、任意接種であるインフルエンザ予防接種の助成をそのメニューの１つとして取り入れる考えはございません。

一度、子供のときに身につけた健康に対する意識、これは大人になっても一生なくなるものではございませんので、急がば回れと、地道に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長　教育部長。

○湯川教育部長　再々質問にお答えいたします。

学校の関係ですけども、厚生労働省のほうでは、学校の中でインフルエンザが発生した場合、個々にその患者を把握するということではなくて、学校内の集団発生を早期に探知する、こういうことでございまして、大きな集団発生を防ぐために注意深く発生状況を観察して、保健所、教育委員会、保護者などとその情報を共有する体制をつくっていくと、こういうことになってございます。

○吉本議長　これで、市來利恵議員の１番目の質問を終わります。

引き続きまして、２番目の質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員　市の責任で待機児童解消を。

人口減少、少子化と言われながら、保育需要は年々伸びています。特にゼロ歳から２歳時期の保育需要が大きく伸び、認可保育園に入れない待機児問題が社会問題となっております。これに対する安倍政権の進める政策は、既存の施設への詰め込み、最低基準の規制緩和によるその場しのぎの対応で、安心・安全を求める保護者のニーズに応えるものとはなっておりません。

岩出市の特徴は、子供の数自体は減少しているが、保育を希望する数は横ばい状態、低年齢児の希望者は増加傾向にあります。平成27年度では、初めて年度当初において14名の待機児童が発生しました。４月に発生した14名の待機は５月には解消し、従来の低年齢児の増加傾向に対応するため、５月からは地域型保育園事業などが開始され、対応されております。

しかし、その後も年度途中の申し込みが例年を超えるペースをふえ続け、各園に定員を超える受け入れ増を要請し、対応したが、それも限界となっており、平成28年２月１日時点では待機児童が40名出ました。

平成28年度当初において、解消すべき定員増を行い、平成27年度当初、1,345名の定員枠を平成28年度当初は1,453名の受け入れ体制を進めて対応等を行っております。年度当初は、待機児童発生しないよう対応ができても、年度途中の待機児童が毎年発生しております。

平成30年度においても、４月の時点では待機児童ゼロですが、６月に15名、11月には33名が待機児童数として上がっております。待機児童の年齢では、11月時点で、ゼロ歳児、11名、１歳児、13名、２歳児、９名と低年齢児です。ことしも来年度の入所者申し込みを行っておりますが、市民の方から、市のほうから入れないかもしれないというような形で言われて、すごく不安だ、何とかしてほしい、仕事が決まっているのに困るといったようなお声をいただきました。どんなに定員増をふやしても、安心・安全な保育環境でなければなりません。

まず、来年度の保育需要と保育体制についての評価、これについてお聞きをいたします。

次に、年度当初は待機児童が発生しなくても、年度途中から待機児童が発生する問題があります。待機児童ゼロに向けての対応策はどうか。

次に、特別の配慮を要する子の受け入れについてであります。市においては、食物アレルギーを持つ子供や発達に課題のある子供を保育園が受け入れるに当たって

は、行政の支援を受けることで、多くの保育園で受け入れが行われていると認識しています。現在、公立で146人、私立で22人、対応されております。現場での対応、課題、また今後の方向性についてお伺いをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　市來議員ご質問の２番目の１点目、来年度の保育需要と保育体制の評価についてですが、現在、平成31年度の一次募集が終了し、各施設の定員設定及び申込者の利用調整を行っておるところです。一次募集の新規申込者は317名、継続の申込者が1,099名、計1,416名となっております。

申し込み状況といたしましては、昨年度と比較しまして、新規申込者が６名の減、継続申込者が32名の増、計26名の増となっており、今後、二次募集の状況等を勘案すると、特に１歳児及び２歳児については、かなり厳しい状況であると受けとめております。

２点目、待機児童ゼロに向けての対応策ですが、市では待機児童対策として、次の５点に力を入れておるところです。まず、１つ目として、公立・私立保育所、私立認定こども園の定員拡充についての調整、２つ目として、利用者ニーズに沿った私立幼稚園の活用、それから３つ目として、私立幼稚園に対し、国が推奨する幼保連携型認定こども園への移行推進、４つ目として、企業主導型保育事業の活用、５つ目として、一時預かり事業及びファミリーサポートセンター事業の活用等を実施しております。厳しい状況ではありますが、待機児童をできるだけ発生させないように、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

３点目、特別の配慮を要する子の受け入れについてですが、現在、公立の保育所では、何らかの支援を要する児童が、障害手帳所持９名を含み135名在籍しております。また、支援を要する児童に対する加配保育士数が32名、おおむね児童４名に対し１名を配置しておるところです。

また、私立保育所の受け入れの状況につきましては、支援を要する児童数が20名、うち障害手帳所持児童数が１名、それから支援を要する児童に対する加配の保育士数が３名となってございます。

以上です。

○吉本議長　再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員　待機児童が解消されない要因としては、待機児童数の定義に問題がある

ことは否めません。待機児童をめぐる調査に関しても、結果に大きな差が出ています。待機児童数の算出時に、自治体の判断によって待機児童から除外してもよいとされる児童数が設けられていることによります。

現在、待機児童数の計測に当たっては、認可保育所や認定こども園等への申込児童数から、それらの施設を実際に利用している児童数を差し引き、さらに自治体の判断により除外してもよい児童数を差し引いて、待機児童の数を算出しております。この自治体の判断により除外してもよい児童の数には、認証保育所や認可を受けない保育ママなど、自治体単独事業の認可外利用者、認可化移行支援を受ける認可外の利用者、幼稚園の長時間預かり、保育の利用者、求職中のうち求職活動を休止している者、保護者の私的な理由により待機している者、育児休業中の者が上げられております。

これら除外してもよいとされる基準によって、例えば、保育所に入所できずに、育休を延長せざるを得なかったという場合も待機児童には含まれていないことになっております。

子ども・子育て支援法に基づく基本方針では、現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で必要な保育を整備する指針が示されておりますが、これでは実態とかけ離れた状態把握に陥ってしまいます。

現状に即した待機児童の把握に基づいて、この問題を解決することで女性がますます地域社会や経済の現場で活躍できるよう応援する必要があるのではないでしょうか。

来年度、聞いたところによると、やっぱり１歳、２歳が厳しいとは言っているんですが、これは出てきた状況、申し込みがあった者、また二次でどれだけ出てくるかというところにもありますが、出てきた者の状況だけで、この待機児童が生まれてくるということになります。

でも、実際には、先ほど申しましたように、除外してもいいというふうなことが、待機児童の定義に、私たちは問題あると思うんですが、自治体の判断により除外してもよい児童数という把握については、どのような形で把握されているのか、それについて、全く把握をされていないのか、この辺についてまずお聞きをしたいと思います。

先ほども言われたように、１歳、２歳が大変厳しい状況にあるという形で言われました。しかし、保護者の中には既にもう仕事が決まってしまっているといったご相談もあり、早くやっぱり受け入れをできるように安心したいという願いが数多く

上がっています。この厳しいとは、もちろん１歳、２歳で岩出市で入れないという状況に至るというふうな形になるのか、それとも入れる方向にできていくのか、その辺ちょっとはっきりとしていただきたいと思います。

受け入れについて、やはり岩出市の特徴は、年度途中の要望する保護者の方々が数多くいらっしゃいます。保育所の計画が年度当初の待機児童だけを問題にしているところはないかという点です。実際は年度の初めに比べて、月追うほどに待機児というのがふえてきています。この保護者たちは、待機状態のため職場復帰も就職もできません。ここを解消できる対策を講じなければ、待機児問題というのはなくならないと思います。この点を見据えた取り組みを市としても進めるべきだと考えます。

改正された児童福祉法第24条には、自治体の保育所設置義務があり、保育所を希望する住民がいる場合、保育所を増設するなど、保育所への入所を自治体が保障する義務があります。保育所保育士の第１章には、保育所の役割として、入所する子供の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するにふさわしい生活の場でなければならないと書かれています。

保護者が希望する時期に子供を保育所に預けられることと同時に、子供たちの命を守り、健やかな成長、発達を保障する、安心・安全の保育を実施するために、市の果たす役割はますます重要となってまいります。

先ほど言いました、次年度に向けて、企業の保育をやったり、一時預かりだったり、ところが公立でしっかりとこの問題をどうしていくのかというところが欠けていると思うんです。私は安定した保育施設の増設は、民間ではなく、しっかりと公立で新たに保育所を増設をすることこそが、今、岩出市に求められているのではないかと考えます。

先ほど聞いた特別の配慮を要する子の受け入れについてもますますふえてきている中では、かなりの各園の定数を見ますと、190人、200人近くがいてると。その中で、やはり安心・安全が保つことが本当にできるのかというところに対しては、しっかりと確保できるようにするためには、さらに園をつくって、そこでまた見ていくということが必要ではないかと考えますので、新たな保育施設を公立、市が責任を持ってやることを求めますが、いかがでしょうか。

以上です。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　再質問に答えをいたします。

まず１点目ですが、待機児童の数え方に関して、国の基準にはまっていない潜在的な待機児童をどのように把握しているのかというようなご質問であったかと思います。

基本的に、保育を必要とする方、皆さん、子育て支援課のほうへ保育所の相談に見えられておると思っております。その中で、確かに状況を見て、求職を諦めた方あるいは幼稚園へ変わられた方いらっしゃろうかと思います。今、手元にその数というのは把握しておりませんが、担当課のほうでは、その申し込み状況を見ながら、その辺の分析はしておるというふうに考えております。

それから、今、１歳、２歳の状況が厳しいということで、今後どうなるのかというところでございます。実際、保育士の確保と、これから来年初めにかけて、できるだけ待機児童を出さないように頑張ってまいりたいとは考えておりますが、現状、かなり厳しい状況であるというところです。

それから、そういういろんな意味で、保育所の増設をするべきではないかというご質問であったかと思いますが、先ほどおっしゃられましたように、平成27年度に本市において、年度当初に待機児童が発生いたしました。市では、その後、待機児童を発生させないために、さまざまな手を尽くし、現在に至っておるところです。

ところが、国による保育料無償化などの動きもありまして、再び年度当初の待機児童が発生する懸念も高まっておるところで、保育士の確保などの対応を迫られているというところでございます。

ただ、保育所の増設等ということになりますと、今の現状、これだけを見るのではなく、子供の数の将来的な推移あるいは保育に対する需要など、長期的な視点で考えていくべきであろうと思いますので、今、現時点で増設というような方向には考えていないというところでございます。

以上です。

○吉本議長　再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員　岩出市においては、やはり保育士の確保が、先ほどからも難しくなっていると、課題とされていると思うんです。岩出市の状況を見ると、待機児童が発生している年齢というのはゼロ歳児から２歳児で、30年度の定員数は、ゼロ歳児から２歳までで受け入れ可能数は、２歳児の今あき状況を確認してみますと、２歳児の１名だけとなっているんですよ。公立、私立で見ても、地域型の園の状況を見ても、

受け入れ可能数はゼロに、ここから見ても明らかに施設が足りていないという状況が見受けられます。

保育所不足の問題は、やはり今、保育所に求められるニーズというのは多様化して、延長保育や病児保育、一時保育、子育て支援などへの対応、アレルギー児や発達障害の子供への適切な支援など、保育支援は非常に多様で高度な専門性が求められております。

先ほども言ったように、さらにノロウイルスやインフルエンザなど集団感染対策などもあって、現場は多忙化をしています。しかし、今、保育士の処遇の改善というのは、まだまだ至っていないと。せっかく保育士として働いても数年でやめてしまう保育士も少なくなく、経験を積み重ね、保育の質を保つことが難しくしています。ただ、子育てに一段落した元保育士などは、やはり正規で保育士に戻りたいが、募集しているのが非正規だったり、逆に派遣が多く、身分が安定したいからといって戻らないといった方々もたくさんおられます。

やはりここ保育士不足をどうするかというのは、やはり公立で保育士を正規に採用し、保育士の確保に責任を持って行うことが求められると思うんです。もちろん私のほうでも受け入れ体制を大幅にふやして見ていただいていると思うんですが、しかし、そこでも保育士不足というのは起こっているんです。

公立も起こっている。もちろん私立はもっと起こるんです。身分が派遣だったり、臨時だったり、そういう方々が数多く雇われているというか、そういう環境にあるんで、そこはやっぱり公立として、しっかり確保するためには、まず身分の保障という点では、正規の労働者を、保育士をふやす。その努力をしていかない限り、保育士の問題というのはずっと不足を補ったままではないでしょうか。

今求められているのは、子育てと仕事の両立のための施設の拡充ですが、子供の施設である以上、子供の権利を最優先とするのは当然です。小さな命を預かる保育園として、保育の質のどう確保し、向上させるかが問われています。

待機をなくすために園児を詰め込みすることがいいのかどうかというところも考えなければなりません。やはり事故が起こってしまっては、命にかかわる大事な問題となります。事故が起こらないためにも、やっぱり保育所を増設をすることは必要であると考えます。

また、保育所の増設については、ここでも子供の数を見る。長期的にというふうに言われるんですが、しかし、働くお母さんとかは今困っているんです。今働くんです。今から問題を解決するために動かなければ、長期的というても、子供の数は

全国的にも減るというのはわかっているんで、少子化なんでね。その辺から、長期的というふうに考えをもとにやるのではなく、今どうするかというのを行政として考えるべきではないでしょうか。もう一回、この辺についてお答えを求めたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　市來議員の再々質問にお答えをいたします。

正規の保育士をふやすべき、それから、改めて再度保育所の増設をするべきという、そういう内容であったかと思います。

まず、正職員採用につきましては、やはり定数条例というのがございます。これで計画的に行っているところであります。また、正職員やないとというふうな声があるというふうにおっしゃられておりますが、我々も臨時の保育士さんの確保のために今頑張っておるところですが、その応募されて面接に来られた方の中には、やはり今子供さんがおられる状況であるとか、いろんな事情で臨時とか短時間で勤務をしたいよという、そういう方もいらっしゃるので、一概に正規やったらええ、臨時やったらというような、いろんな方がいらっしゃると思うので、我々としては、確保に向けていろんなところで努力をしていくというところです。

それから、保育所の増設あるいは正職員のことに関しましては、繰り返しになりますけども、やはり正職員あるいは施設というものは、現状というだけでなく、将来的な、あるいは長期的な視点で考えていくべきであろうと考えております。

以上です。

○吉本議長　これで、市來利恵議員の２番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。

通告４番目、６番、田畑昭二議員、発言席から総括方式で質問願います。

田畑昭二議員。

○田畑議員　６番、田畑昭二です。議長の許可を得ましたので、さきの通告に従いまして、総括方式で３点質問いたします。

まず１点目は、先ほど同僚議員から質問がありましたけれども、保育所待機児童について、まず質問をさせていただきます。

最近、ゼロ歳児から２歳児の保育施設が満杯で、入所待ちの親御さんからの相談が多く、市としての対応について、以下の３点について質問いたします。

まず１点目は、当市における現在の待機児童の状況はどうなっているのか。

２点目は、明年度及び今後の待機児童の見通しはどう見ているのか。

３点目に、その対策はどのように考えているかをお尋ねいたします。

次に、当市における人口減少についてお尋ねいたします。

今まで、当市は微増ではありますが、減少はなかったと思いますが、近年、減少へと転じているようです。過去３年間の人口推移はどうなっているのか。

また、人口減少の対策は何か考えているのか。

人口減少による影響はどういったものがあるのか、お答え願いたいと思います。

３番目に、広域農道でのイノシシ事故についてであります。

本年11月初旬、夜間に大阪方面から帰宅途中の住民が、広域農道の歴史資料館から300メートルほど東寄りのところで、オートバイとイノシシの衝突事故があり、住民は鎖骨を折り、オートバイは大破したそうです。ちょうど街灯のないところで、真っ暗なため、一瞬が何が起こったかわからなかったそうです。警察が来て、オートバイにイノシシの毛が付着していたので、イノシシの追突とわかったそうであります。もし後続車があれば大惨事となっていたと思うと、ぞっとしたそうです。

そこで質問ですが、イノシシ対策として、市は猟友会の方々にお願いし、かなりの数の駆除もされておりますが、今回の事故のようなことも今後考えられます。せめて、墓地、公園、交差点は大きな街灯がつけられておりますけれども、その交差点までの広域農道の真っ暗なところは、防犯灯か街灯をつけていただけないのか質問いたします。

以上３点、よろしくお願いします。

○吉本議長　ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　まず、田畑議員の２番目の人口減少についてのお答えからさせていただきます。

本市は和歌山市に隣接し、大阪府側から和歌山県に至る玄関口として位置しており、これまで道路、下水道の都市基盤整備、社会保障や教育環境の充実に取り組んで、全国的に人口減少が問題となる現在においても人口を維持してきました。しかしながら、働き手の主力となる生産年齢人口の割合は低下の傾向にあり、老齢人口の割合が上昇傾向を続けており、長期的に立てば、人口減少の局面に転じることは避けられないものと言えます。

このため本市が目指すべき人口の未来像を示した岩出市人口ビジョンを踏まえ、長期的な重要課題である人口減少の歯どめに向けた実効性のある地方創生の取り組

みを進めていくため、岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しております。

当市としましては、これまで積み重ねてきたまちづくりをさらに発展させ、人口減少時代に対応した魅力ある岩出市づくりを基本目標に、「活力あふれるまち　ふれあいのまち」の実現のため、総合戦略における基本目標を人が集う魅力あるまち、子育てしやすいまち、安全・安心で住環境のよいまち、産業振興による活力あるまちと定め、さまざまな施策に取り組んでおります。

このような中、当市では平成29年度を地方創生・岩出市創生幕あけの年と位置づけ、交流人口の増加を図る最も有効な手段として、道の駅ねごろ歴史の丘を活用しながら観光振興に取り組むとともに、特に人口対策につながる事業を重点かつ優先的に実施する事業と位置づけ、魅力あるまちづくりに取り組んでいるところでございます。

なお、詳細については市長公室長から答弁させます。

○吉本議長　市長公室長。

○久嶋市長公室長　田畑議員ご質問の当市における人口減少について、一括してお答えいたします。

過去３年間の人口推移についてでありますが、住民基本台帳人口では、平成27年度末総人口５万3,694人、平成28年度末総人口５万3,944人、平成29年度末総人口５万3,827人、平成30年11月末総人口５万3,881人となっております。

次に、人口減少による影響はについてでありますが、労働力など地域の担い手不足や消費の減少などによって地域経済を脅かし、税収や交付税などの歳入の減少による市財政の影響も危惧されるほか、社会保障費の増加や地域コミュニティの維持にも支障を来すなど、地域の活力の低下が懸念されます。

そういった状況を十分認識しながら、岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた目標を着実に実行し、持続可能な財政運営ができるよう心がけてまいります。

次に、人口減少の対策は何か考えているのかについてでありますが、先ほど市長の答弁でもありましたが、４つの基本目標を定めております。その具体的な施策としては、人が集う魅力あるまちでは、便利さ、暮らしやすさの追求、観光の振興、ふるさと意識の向上、快適な生活環境の維持、自然との共生、文化・芸術・スポーツに親しむ環境づくり、子育てしやすいまちでは、男女の出合いの場の創出、妊娠、出産への支援体制の強化、子育て家庭を支える環境づくり、健全な子供を育む教育の充実、子供たちの最善の利益を支える環境づくり、安全・安心で住環境のよいまちでは、災害に強いまちづくりの推進、防犯体制の強化、交通安全施設の整備、地

域医療体制の整備、健康づくりの推進、介護・介護予防サービスの充実、産業振興による活力あるまちでは、多様な企業の集積、地元企業への活性化・育成・支援、観光分野における雇用の創出、農業の振興、子育て女性等への就業支援等、各課が横断的に人口減少対策に取り組んでおり、それらを着実に達成していくことで、人口減少の抑制につなげております。

特に少子化の原因として、離婚化や晩婚化、晩産化が上げられますが、現在、当市では男女の出合いの場の提供や不妊治療等の助成を行っているほか、安心して出産・子育てができるよう子育て環境の整備等、充実に努めているところであります。

また、当市への進出を希望する企業や地元企業の活性化に積極的に支援することにより、雇用拡大にも努めているところであります。

今後も市の将来都市像である「活力あふれるまち　ふれあいのまち」の実現に向けさまざまな事業に取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○吉本議長　生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　田畑議員ご質問の１番目の１点目、保育所待機児童ですが、12月１日現在、ゼロ歳児、15名、１歳児、14名、２歳児、８名、年少児、２名、計39名の待機児童が発生しております。

２点目、来年度及び今後の見通しについてでございますが、先ほど市來議員のご質問に回答させていただきましたとおり、現在、平成31年度の一次募集が終了し、各施設の定員設定及び申込者の利用調整を行っているところです。継続、新規を合わせた申込者数は昨年度より増加しており、特に１歳児及び２歳児について厳しい状況となっております。

３点目、待機児童対策についてですが、公立・私立保育所、私立認定こども園の定員拡充の調整、利用者ニーズに沿った私立幼稚園の活用、私立幼稚園に対し、国が推奨する幼保連携型認定こども園への移行推進、企業主導型保育事業の活用、一時預かり事業及びファミリーサポートセンター事業の活用等を実施し、できるだけ待機児童を発生させないよう取り組んでいきたいと考えております。

○吉本議長　事業部長。

○田村事業部長　田畑議員ご質問、広域農道でのイノシシ事故についてお答えいたします。

道路管理者が設置する道路照明灯は、歩行者及び自転車等の夜間交通の安全の確保及び防犯を目的として、２車線以上及び歩道つきの市道で、交通量及び住宅密集

度等を考慮して設置しております。

市では、現在、幹線道路である市道山西国分線や市道安上中島線等において、歩道設置区間を重点的に道路照明灯を設置しております。

議員ご質問の広域農道、道の駅ねごろ歴史の丘から根来公園墓地入り口交差点までの区間につきましては、イノシシ対策ではなく、観光振興の観点から、歩行者等の安全確保のため、今後、電柱強化を基本とした設置を検討してまいりますが、紀の川市境までの区間につきましては、歩行者及び自転車等の夜間通行が少ないことから、現在のところ、設置の計画はございません。

○吉本議長　再質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員　まず１点目の保育所待機児童についてでありますが、結構相談の電話も多く困っているんですけども、現在待機されているご家庭の皆さんは、どのようにさまざまな形で対応されているのでしょうか。無認可託児所等を利用されているとか、いろいろあるんでしょうけれども、市として掌握されている範囲で結構ですので、お答え願いたいと思います。

２点目の人口減少について、詳細を答えていただきました。その中で、総合戦略の基本目標に基づき、人口減少対策に取り組んでいるということで答弁をいただきましたけれども、かなりさまざまな観点からの対策でありますけど、その効果はどのような形で出ているのか、お答え願いたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　田畑議員の再質問にお答えをいたします。

入所できなかった児童は、今どう対処しているかを把握しているかというところでございますが、子供を入所させることができなかった場合、無認可の保育施設へ預けておられる方あるいは育児休業を延長して家庭で保育を続けられる方、それから親族等に児童の保育を依頼しておられる方、それから職場の託児施設に預けられる方、あるいは一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業を利用されている方がいらっしゃるというふうに把握をしております。

以上です。

○吉本議長　市長公室長。

○久嶋市長公室長　田畑議員の再質問にお答えいたします。

岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略の実施においては、基本目標、基本的方

向性、具体的な施策に分類し、各施策の効果や成果を総合的に検証するための重要業績評価指標、ＫＰＩというんですが、を設定し、本市におけるまち・ひと・しごと創生を実現するため、施策効果やＫＰＩについて検証を行うことになっております。

また、事業結果については、各担当課において、ＰＤＣＡサイクルに基づき検証を行い、社会経済の情勢や市民ニーズへの対応を図りながら、課題分析・改善に努めております。

効果・検証につきましては、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア及び住民の代表で構成する岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会において、４つの基本目標をもとに実施しており、それぞれ有効であったとの評価をいただいております。

以上です。

○吉本議長　再々質問を許します。

（な　　し）

○吉本議長　以上で、田畑昭二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

14時25分から再開いたします。

休憩　（14時10分）

再開　（14時25分）

○吉本議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告５番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　それでは、一般質問を議長の許可を得ましたので、行いたいと思います。

私は、今回、消防団員の報酬、それから死亡手続、未婚ひとり親家庭、身体障害者雇用、過労死防止、市庁舎のサービス・利便性の向上、森林環境税について、７項目にわたって質問をさせていただきます。いずれも市民生活にとっては重要な課題でありますので、執行部の前向きな答弁を求めておきたいと思います。

まず、消防団員の報酬支払いについてであります。

消防団は、消防組織法に基づいて、各市町村に設置され、一般市民で構成されている消防機関であります。入団や退団は自由で、火災が発生した際に消火活動や人命の救助をすると。1956年に全国に約180万人いた消防団員の皆さんが、2017年４

月時点では85万人に減ってきております。それでも消防職員に比べると５倍以上の動員力は高い状況にあります。

特に消防署が近くにない場所では、消防団の方が現場に早く到達することが可能で、消防隊が駆けつける前の消火という重要な役割を担っております。このように日常の消火活動に誠意を持って活動される皆さんに、まず敬意を表したいと思います。

しかし、最近の報道、神戸新聞や毎日新聞によりますと、これは岡山市で幽霊消防団員、2015年から16年度、一度も活動していない348名の消防団員に、計1,460万円の報酬を支出していたということが明らかになっております。

岡山市は、この348名、全消防団分団が原則参加する年１回の訓練大会やその練習にも参加しておらず、幽霊団員の可能性があり、公金の流出、緊急時の団員不足などにつながりかねず、市消防局は実態調査をしているところであります。

市消防局によりますと、市消防団には、17年度4,577名、全99分団に所属している。しかし、市は活動実績がないにもかかわらず、各団員に年２万1,000円、一般団員ですね、報酬を支払っておりました。また、団員が出動すると、各分団長が市に報告し、出動に応じて市が団員に手当を支給する。全分団が、原則参加して、消火技術競う年１回の操法訓練大会などにも参加も支給対象になっております。

その結果、15年から16年度で全体の８％にわたる348人が出動訓練参加の報告がゼロだったことが判明しております。

消防庁の通達によりますと、報酬・手当は団員個人の口座に振り込むことになっているが、消防団の関係者によると、実際には分団側が口座を管理しているケースが少なくない。市消防局は、緊急時にどれだけの団員が配置できるのか、正確に把握する必要がある。実態を調査し、改善を検討したいと言っているそうであります。

神戸市においても、10分団が団員報酬を全額集め、懇親会費などに充てていたということであります。また、手当を含む報酬全額を分団活動に充てることを入団の条件にしていたそうであります。

そこで質問させていただきます。岩出市において、このようなことはないと私は思っておりますが、現在の支給方法についてどのようにされているのか、まず第１点お聞きをしたいと思います。

２点目は、各自治体で問題になっていることに対する市の認識はどのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。もし仮に、消防署の通達以外のことをやっているということになるのであれば、今後の方針、対策についてご答弁をい

ただきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員ご質問の１番目、消防団員の報酬について、１点目から３点目まで一括してお答えいたします。

現在、消防団員への手当は、副分団長以上については個人に対し、部隊長以下の団員については、団員から各部隊長に対し委任状を提出し、部隊隊員に支給しております。

神戸市等で団員報酬の支払い方法等について問題になっていることは、市としても認識しております。

そこで、今後の方針、対応についてですが、消防団員への手当は本人に直接支給されるべきであるということを踏まえまして、消防団とも調整を行っており、次年度から団員の個人口座へ振り込みとしてまいります。

○吉本議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　今、総務部長から答弁をいただきました。

結局、今までは、団員、副団長、いわゆる特定の人の口座に報酬を払って、それからという使い方をしてたという事実がここで明らかになったと思うんですが、この前も窓口で、最初のときにお話をしました。平成30年１月19日の消防長官の各市町村県議会議長宛てに、知事宛てに、通達重点事項として出ている件でありますが、ここには消防団員に対する年額報酬等の支払い方法については、組織法第23条の規定に基づき、各地方公共団体の条例で定めているところ、年額報酬等はその性格上、本人に支給されるものであることを踏まえ、適切に支給するということがうたわれております。

現在、岩出市は、いわゆる個人に支給をしてなかったということでありますから、明らかに違法な手続であったという認識であろうと思うんですが、それについて再度お聞きをしておきたいと思います。

そして、今後については、先ほど総務部長から答弁いただきましたように、個人の口座に振り込みをするということを確実に早急に実施をしていただきたいと思っておりますが、それについてご答弁をください。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず１点目、支給方法について、今まで違法な手続であったのではないかということでございますが、これは確かに通知に基づく、いわゆる各個人の口座に振り込みということはしていなかったのは事実ではございますが、いわゆる個々の団員には、この委任状を提出してもらっての支給で、個々の団員に支給はされているところでございます。しかしながら、通知に基づかない方法であったということは、今まではそうであったと思います。

今後の方針、対応については、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、次年度からは団員の個人口座への振り込みとしてまいります。

○吉本議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　再度確認をしておきたいと思います。

岩出市消防団条例の手当第15条、これに伴って、団員には次の手当を支給するということでありますが、その中で、団長、副団長、団長が８万円以下、副団長が６万円以下、分団長が５万9,000円以下、副分団長が４万3,000円以下、部長が３万2,000円以下、班長が２万5,000円以下、団員が２万5,000円以下と。出動手当は年5,000円以下と。それは個人の口座に振り込んで、ただ、技術手当という特別機動隊、年３万円以下、それから特別機動隊以外の部の年7,000円以下、訓練手当特別機動隊、年５万5,000円という手当の支給があるわけですが、これらについて、どのような処置をしていくのか、支給を、再度確認をさせてください。

それから、この委員の手当に関して、特別非常勤公務員についてもそのような同様の支給方法があるんではないかと疑わざるを得ないんですが、これについてあるのかないのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再々質問にお答えいたします。

１点目は、いわゆる消防団員に対する条例に基づく手当の支給方法の確認であったと思いますが、15条にある団員手当につきましては、それぞれ各団員の個人口座へ振り込むということにいたします。

あと、技術手当等で、特別機動隊とか、そういった、いわゆる部隊のところについては、部隊の代表者にその手当を支給するということになります。

もう１点、他の委員会等で、同様にまとめて支払っていることはないのかという

ご質問があったかと思いますが、他の委員会の報酬については個人への支払いとなっております。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の１番目の質問を終わります。

続きまして、２番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　２番目の死亡手続についてであります。

今、岩出市においては、年間約370名から400名近い方が、１年間、お亡くなりになっております。これからも少子高齢化の中で死亡される、亡くなられる方は、だんだんふえてこようという実態にあろうと思うんですが、市民からはどこの窓口に行けばいいのかわからない。何度も同じことを言わなければならない。時間がかかる。何枚も書類を書かなければならないといって、とても疲れるというようなさまざまな声が寄せられております。

個人の条件で必要な手続には異なりますが、悲しみの中、何をすればよいのかわからない人、手続に時間がかかり、途中で帰る人や書類の多さに苦労する人が多くおられます。窓口で必要な手続を精査をして、関係書類の申請を一括して作成した後、各課に案内する仕組み、あるいは今後、これらの人たちの遺族の皆さんの手間を少なくしていく。そして、手続のワンストップでスムーズに完了できるようにしていくべきはないかと考えております。

そこで質問させていただきます。岩出市役所内での手続一覧はどうなっているのか。各担当課においてどのようなものがあるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、２番目に、他の自治体においては、お悔やみハンドブックの配布やお悔やみコーナーを窓口に設置をして、利便性の向上を図っているところがあります。これらの点について、岩出市においても市民のサービス向上に向けてどのように取り組みをしていくのか、岩出市のお考えを聞かせてください。

○吉本議長　ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員のご質問の２番目、死亡手続についての１点目、市役所内での手続一覧はどうか、各担当課での内容はどのようなものであるのかのご質問にお答えいたします。

死亡に伴う手続につきましては、まず、市民課において死亡届の届け出時に、関係各課における手続内容、必要書類、期限、担当窓口を記した一覧表を手渡ししております。ご遺族の方につきましては、後日、各課において必要な手続を行ってい

ただいております。

主な手続といたしましては、税務課では納税義務者の変更手続、保険年金課では葬祭費支給申請、後期高齢者医療もしくは国民健康保険の喪失手続、長寿介護課では介護保険資格喪失手続、福祉課では身体障害者手帳の返還手続、上下水道課では給水装置使用者変更手続、農業委員会では農地の権利取得手続などがございます。

続きまして、２点目、お悔やみハンドブック及びお悔やみコーナーの新設で、利便性の向上を図ってはという質問についてお答えいたします。

お悔やみハンドブック及びお悔やみコーナーの新設につきましては、窓口業務改革として、死亡関連手続に一元的に対応する総合窓口を導入されている市もあることは承知しております。当市におきましては、市民課に総合案内を設置し、ご遺族の方に必要な手続の担当窓口を案内しており、各窓口が連携し、丁寧な対応に努めているところでございます。

また、岩出市ウェブサイトにおきましても、お悔やみのページを設けており、ご遺族の方に必要な手続の案内を行っております。

今後も他市のさまざまな取り組みを注視しながら、市民サービスの向上に努めてまいります。

○吉本議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　今、ご答弁をいただきました。私は、この死亡されたご遺族の皆さんが、市の窓口へ来て、そういう手続をする上において非常に複雑で多岐にわたっております。提出書類も、私が調べる限りでは、少なくとも20から30あるんではないかと言われております。

この手続の一番の手続をお悔やみコーナーとして設置しました大分県の別府市、これ、年間多くの方が亡くなられております。別府市では死亡に関する届け出、最大で13課合わせて60種類の書類が必要になっているということを言われております。

それから、新座市では、平成29年度、1,300人を超える死亡届が提出されておりますが、ここにおいてもお悔やみコーナーを設置をして、ワンストップでこれらの手続が完了できるように、短時間で完了できるような体制をとっておられます。

岩出市においても、今後、死亡者が増加、少子高齢化の中で死亡者がふえてくることは間違いありません。そういう人たちのために、市の行政としてサービス向上に一役果たしていただきたい。

それから、今、部長のほうでお悔やみの必要書類ですか、ウェブサイトでという

ことなんですが、死亡火葬許可書を取りに来られたときに渡していますよということなんですが、一覧表にして、できたらお悔やみハンドブックというものを新しくつくって、そういう人たちの利便性向上に実施していただきたいと、そのように感じておりますが、岩出市のお考えをお聞かせください。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず１点目、総合案内、ワンストップ窓口にする予定はというご質問であったかと思いますが、現在、高齢者や体の不自由な方など配慮が必要な場合は、各担当窓口職員が連携し、１カ所で手続が済むよう案内させてもらっております。

今後につきましても、全ての来庁者の方が利用しやすい窓口になるよう取り組んでまいります。

なお、当市の死亡者数ですが、これは尾和議員も質問の際におっしゃっていましたが、平成29年度で465名なんですけども、約１日１名程度という状況でございますので、現時点では、先ほど申しました形で個別対応ができる状況であるということで、現在の方法で窓口対応を進めたいと考えてございます。

続きまして、もう１点、お悔やみハンドブックの作成についてということでございますが、今現在、先ほど答弁の中でも申しました担当窓口を示した一覧表を策定しておりまして、これは手続内容とか期限とか、割と簡潔に書いた形で、１枚物のペーパーにおさめておりますが、この内容につきましても工夫ができることがあれば、もう少し説明をするとか、そういういろんな工夫というのは、今後検討していきたいと考えてございます。

○吉本議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　今ご答弁いただきました。ぜひ別府とか新座市とか、他の地方自治体を参考にして、よりよいものを岩出市においても作成していただきたいと。そして、窓口に常設をしていくということを求めておきたいと思います。最後にご答弁をください。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど申しましたが、窓口の対応につきましては、現時点では現状のままの対応

とさせていただきたいと考えております。

それと、今現在、当市で死亡手続に来られた方にお渡しをしております一覧表につきましては、工夫できるところは工夫をして、改善等を検討いたしたいと思います。先ほどの答弁のとおりでございます。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の２番目の質問を終わります。

続きまして、３番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　次に、未婚ひとり親家庭、いわゆるシングルマザーの家庭についてのご質問をさせていただきたいと思います。

この質問は、過去、私も何回かやってきておるんですが、最近、特に国会等でもこの問題を改善していこうという動きが出ておりますので、岩出市におけるひとり親、未婚シングルマザーの問題について、再度質問をさせていただきたいと思います。

近年、ひとり親家庭の子供の貧困が深刻化をしております。死別やＤＶ、経済的困難、さまざまな事情でひとり親となりますが、結婚しないで出産する未婚のひとり親の割合もふえてきております。その内容は、離婚や死別、未婚出産でひとり親となった人と未婚の中でも一度も結婚歴がない未婚のひとり親であります。

支払う税金や出費が大きく変わり、これが差別と言えるものであります。一度も結婚歴がない未婚のひとり親だけ所得税や住民税が軽減される寡婦控除を受けられないのであります。それは日々の生活を困窮させ、子供の生活に大きく影響します。この件について、私は全国的には、今、声の拡大が広がっておりますが、子供にはどこにも責任はありません。

そこで、岩出市の対応をお聞きしたいと思います。ひとり親の子供たちを貧困から守るため、一度も婚姻歴がない未婚のひとり親世帯にも等しく寡婦控除を適用していただきたい。それから、非課税世帯の対象にも含めていただきたいと考えております。

また、ひとり親家庭の寡婦控除に男女での控除適用要件の差、ひとり親になった理由の内容について、適用要件に差をつけることをやめ、ひとり親皆平等にしていただきたい、そのように思っております。

そこで質問をさせていただきます。この寡婦控除というものは、戦後、戦地で亡くなられたご主人、奥さんのために設けられた寡婦控除がスタートであります。

そこで、１番目に婚姻履歴者のシングルマザーとの格差はどのぐらい、現在ある

のか。

２番目に、格差是正に向けて、岩出市の対応、方針はどうか、ご答弁をください。

○吉本議長　ただいまの３番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の３番目の質問にお答えいたします。

１点目、婚姻暦のある人とシングルマザーとの格差はどのぐらいあるのかについてでございますが、住民税における差につきましては、所得や控除によって変動しますが、寡婦の方は合計所得金額が125万円以下で非課税になります。また、扶養親族である子がいる方の寡婦控除は30万円でありますので、単純に計算しますと、所得割の税率10％を掛けて３万円の差ということになります。

２点目の格差是正への対応、方針はどうかについてですが、現在、包括の議論も行われておりますが、そういった取り組み、税制改正後に法に基づき対応してまいりたいと考えてございます。

○吉本議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　実質的には３万円の差ということなんですが、私が試算しますと、これ、総務部長ね、大体20万ぐらいの差があるんですよ、いろんなものを含めると。それはなぜかといいますと、保育料とか、そこでの適用がないのということで、それらもろもろを入れると20万ぐらい、その個人差はあるんですが、ほぼ20万ぐらいの差が出てくるという実態でありますので、この点を考えていただいて、今、余り積極的な答弁ではなかったんですが、埼玉県の朝霞市では、もう既に10年ぐらい前から、みなしとしてシングルマザーについては寡婦控除をやっているということで、市民税や住民税、ここらについても控除をしているという実態もあります。これはほかの市も地方自治体のほうもだんだんふえてきておるんですよ。

そういう影響を受けて、今、国会で議論になっているのは、控除をしましょうと。そして、さらに手当として１万5,000円ですか、新設をするんだということですから、法律が通常国会で通れば、そのようになると思うんですが、ぜひ岩出市においても積極的に前向きに、この控除規定というものを適用して、シングルマザーの皆さんの生活を守っていくという姿勢をとっていただきたい、そのように思っておりますが、市の答弁を求めます。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　尾和議員の再質問にお答えをいたします。

寡婦控除の関係で、福祉部に関するところでございますが、児童手当については、本年度６月以降、それから児童扶養手当については８月以降、それから保育所等の利用者負担については９月以降、それぞれ各法の改正により寡婦控除のみなし適用がなされました。これにより全国的に寡婦控除による格差は解消されたと考えております。

以上です。

○吉本議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　私がこの提案をしたときには、全然前向きでなかったんで、全体的には運動の中でこういうことが実現したということで、私も喜んでいるんですが、今後も、さまざまな問題について先取りをして実施できるように決断をしていただきたい、そのように思っております。

あれば、なかったらいいですよ。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の３番目の質問を終わります。

続きまして、４番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　次に、４番目の質問をさせていただきます。身体障害者雇用の問題であります。

９月議会において、私はこの問題について質問をさせていただきました。岩出市は法定雇用率が不足をしていると。その人数は１名であるということを明らかにされましたが、その際、充足するための計画や予定を明らかにされませんでしたので、再度、具体的にお聞きをしたいと思います。

まず１点目は、今後、１名の雇用計画のスケジュールをご答弁ください。

２番目に、既に雇用されているのであれば、いつ雇用したのか、それもあわせてご答弁ください。

○吉本議長　ただいまの４番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の身体障害者雇用についてのご質問にお答えいたします。

障害者雇用率の充足のための今後の計画でありますが、来年度中に障害者向けの採用試験を実施する予定にしております。

なお、障害者雇用率を早期に達成するためにも、可能であれば年度途中からでも

採用はしたいと考えているところでございます。

２点目、ですので、現在のところ、まだ補充はできておりません。

○吉本議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　総務部長ね、もっと具体的にご答弁いただけませんか。来年度中予定であると。しかし、年度途中でもやるよということなんですが、市の広報等、雇用をするということをしない限り、応募者もないわけですから、いつやるのか、いつそれを実施するのかということをご答弁ください。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

雇用をいつまでにするのかということで、最初に、来年度中に障害者向けの採用試験を実施する予定にしておりますということでお答えをいたしました。これにつきましては、採用するに当たり、こちらでの受け入れ体制あるいは仕事内容等、今現在、どういったことができるのか検討中でございます。その検討が早く済みましたら、年度途中からでの採用ということに踏み切りたいとは思いますが、今、そういった関係で種々検討をしているところでございますが、これは現時点では雇用率を充足していないということですので、来年度中には必ず実施をするというふうに考えてございます。

○吉本議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　何回も同じような質問なんですが、苦言を申しておきますと、この質問したのは、私、９月にやる前にもやっております。９月議会から10、11、12、もう既に３カ月経過しているわけですよ、ほぼ。しかし、今みたいな答弁であるので、私はおぼつかないなと思っております。

早期に実施をして、募集要綱を出して、充足するように万全を期していただきたい、そのことをご答弁ください。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再々質問にお答えいたします。

採用試験の早期実施については、市といたしましても、可能であればそういうことで採用試験を実施したいというふうに考えております。それは先ほどからの答弁

でもお答えしたとおりです。

ただ、いろいろと定員の関係とか、組織の関係、それと、どういう受け入れ体制ができるか、あるいはどういう職種にできるかとか、そういった点で、まだ少し検討する必要がございますので、それは検討が済み次第、できるだけ早く採用試験を実施したいということで考えてございます。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の４番目の質問を終わります。

続きまして、５番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　過労死防止の問題についてお聞きをしたいと思います。

先日、過労死防止のセミナーがありまして、私もビッグ愛のほうに足を運んでお聞きをしてまいりました。過労死とは、働き過ぎが原因になって引き起こされる死です。長時間労働による疲労や精神的負荷が過度に蓄積されて、心身の健康を損ない、ついには死に至るとされております。これ、電通事件でも最高裁の判決がおりたところであります。脳内出血や心筋梗塞など身体に破綻するのが過労死、鬱病の発症など、精神が破綻するのが過労自殺、過労自死であると言えます。

過労死、過労自殺は、無理して真面目に働いている人たちを突如襲い、大切な人を突然奪ってまいります。家族の心配は突然現実のものとなるのであります。

過労死が、近年、特に問題になっておりますが、1998年から13年連続で毎年３万人を超える労働者の皆さんが、自殺をしたり過労死で亡くなっております。相当数の自殺がこの中に含まれているのであります。

今や交通事故の死亡者、年間１万人を下回っておりますが、それをはるかに超える現実が、今の日本の中で起きているのは、我々もそうでありますし、皆さんも御存じだと思うんですが、厚生労働省は、過労死、過労自殺の認定基準を作成して、一定の要件を満たした過労死、過労自殺を労働災害として認定をしているところであります。

最も労災請求がなされない事案は氷山の一角で、重い後遺症害が残った場合や自殺未遂も含めると、過労死、過労自殺の犠牲者は、それをプラスして、数万人に達すると考えられております。

また、過労死の認定基準とされている週40時間を超えて時間労働が１カ月100時間、または２カ月以上平均して80時間を超えて労働している人々は、数百万人と言われております。先日も新聞報道等で問題になって、国会でも問題になっておりましたが、外国人の労働力を受け入れるということで、さらにこの事案がふえるんで

はないだろうかというように私は危惧をしております。

そこで、過労死防止に向けた問題で、一番問題なのは、１番目に、現在、超過勤務及び労働基準法36条、いわゆる36協定違反は、岩出市においてはあるのかないのか、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、２番目に、有給消化率の向上のための対策、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、３番目に、来年の2019年４月から労働基準法が改正になりまして、これに対する岩出市の方針はどのように構築をされようとしているのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの５番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の過労死防止についてのご質問の１点目、現行の超過勤務及び36条違反についてはどうかについてお答えいたします。

超過勤務時間についてですが、10月末現在で職員の累計は２万7,954時間となってございます。36協定についてですが、平成30年度でクリーンセンターにおいて協定を超える時間外勤務をしている月が５月と９月の２カ月あります。これについては、今後、労使で改善に向け協議を行ってまいります。

ご質問の２点目、有給消化率の向上のための対策はどうかについてお答えいたします。

年休の切りかわりの際に、所属長に対し、年次有給休暇をとりやすい雰囲気の醸成や環境整備に努めていただくとともに、所属内に積極的な取得の周知を依頼しているところであります。今後も職員の健康管理の観点からも、取得しやすい環境づくりに努めてまいります。

３点目、労働基準法の改正に伴う岩出市の方針についてはどうかについてお答えいたします。

法律の改正で、年次有給休暇を５日以上取得しなければならないというふうになりました。ワーク・ライフ・バランスの観点からも、職員が年次有給休暇を５日以上取得するようにしてまいります。

○吉本議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　労働時間については、私は、基本的には週45時間、年間360時間を限度とするということがうたわれております。しかしながら、岩出市においては、今、

総務部長が答弁されたように、36協定もいまだに守ってない。これはどういうことなんでしょうかね。コンプライアンスそのものでも、いわゆる市行政として、最も法に従って仕事をすべきこの地方自治体が、このていたらく。私は、管理監督責任者の責任やと思っております。

この36協定違反をなくしていくという強い信念がない限り、労働違反を起こしていくということになるわけですから、この点については、今後、逐一チェックをしてまいりますが、行政のほうで事業主である地方自治体がそういうことのないようにやるべきであると。現に注意喚起をしておきたいと思います。

それから、労働基準法の改正で、今、部長が言われた2019年、来年の４月から全ての企業において、年10日以上の年次有給休暇を付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年５日について、使用者が時期を指定して取得させなければならないということになってきております。これは法ですから、必ず管理者が、年有給休暇を10日以上取得している職員の皆さんには、年５日有給休暇を取得させるという強い決意をここの場所で表明をしていただきたい思います。よろしくお願いします。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長　ただいまの尾和議員の再質問に答えさせていただきます。

クリーンセンターで36協定の時間超過と言われておりますが、実は、これは平日、超過勤務違反というのは、５月、９月、平日の日に祝日がある月でございます。これにつきましては、労使協定の中で、法律では、週40時間を超えていなければ、月45時間の上限の算定に含まなくてもよいというふうに規定をされておりますが、協定の中で、一応含むという協定になっておりましたので、労使間の協定の言葉の間違いというか、そういうふうにやっておりましたので、平成31年度においては、労使の協定を法律どおり、平日の休日は週45時間の上限の算定に含まないような協定に変更いたします。

現在、平成30年度につきましては、単に協定書において、祝日、休日の取り扱いの相違であるということになっておりますので、労働基準監督署において確認したところ、協定書を変更すれば、法律違反にならないという回答でございますので、そういうふうに平成31年度からはやらしていただきます。

今、俗に言う過労死とか、世間で言われているブラック企業のような超過勤務の

実態では全くありませんので、それは強く言っておきます。

○吉本議長　総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

2019年４月からの労働基準法の改正に伴い、年次有給休暇５日を取得するということになっているということで、それについて必ずするという決意表明をということでございました。

先ほどの答弁でもお答えいたしましたが、法律上、年次有給休暇を５日以上取得しなければならないということに、来年４月からなりますので、当然のことながら、職員には５日以上、年次有給休暇を取得させるようにします。

○吉本議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　36協定というのは、年度初めに結んで、それを守るというのが原則です。それに抵触しておるのは違反なんですよ。なるべく時間外労働を減らしていくという基本で、監督署に相談したら、抜け道はこうしたらいいですよという、そしたら違反になりませんという、こういうやり方じゃなくして、少なくとも長時間労働を減らしていくという基本に立って、45時間の360時間、これを守っていくいう姿勢がないと、いつまでたっても超過勤務というのは減りませんから、その点を一言つけ加えておきたいと思います。

それから、これは国会でも問題になったんですが、勤務間のインターバル制度、これについても、インターバル制度で、少なくとも９時間、24時間、９時間を休ませるという制度の実施がされようとしてきておりますので、ここも含めて、なるべく職員の皆さんが健康でいろんな病気にならないように、体制づくりをあわせて要請をしておきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどの36協定の話なんですけども、これは確かに、今年度は、いわゆる平日の祝日について、これはクリーンセンターでは、協定で算定に含むということにいたしておりますので、いわゆる祝日が多い５月と、あと９月に協定違反ということに起因になりました。本来であれば、これは協定から外して、算定の際は外して協定を結ぶということもできるということでございます。

もし仮に、これがこのままいきますと、例えば、来年の５月に10連休が予定され

ておりますが、そういった場合はどのようにしても、それを守れなくなるようなこともございますので、そういった点で、今年度は、確かに労使交渉の協定ではそうなっておりますが、来年度はその部分を直すということで、単に超過勤務を容認するという、そういう考えでの協定の見直しではございません。

それと、職員の超過勤務についてですけども、インターバルの話が出ておりましたが、現実的に、例えば、災害が起こった場合は、どうしても、市としては24時間体制でいく中で、それは職員の当番制とかを決めておりますので、過剰な超過勤務になるようなことはないように、そういうふうな体制も整えておりますので、そこは十分注意をしているということでございます。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の５番目の質問を終わります。

続きまして、６番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　次に、６項目めの質問をさせていただきます。

市庁舎の市民サービス向上に向けての問題点を上げさせていただきたいと思います。

この課題は、いかに市民の皆さんが来庁して、スムーズに要件を済ませお帰りいただくかであります。市庁舎は最も求められるのが、利便性であると考えております。また、市職員の働く職場環境の改善や福利厚生の面からも常に考えておくべき課題でもあります。私は、その点から考えて、以下９項目にわたって提案をしてみたいと思います。

市長は、そんなこと言われなくても改善していると思われるかもしれませんが、以下の点を質問させていただきますので、市民目線で答弁をしていただきたいと思います。

まず第１点は、休憩室並びに男女の更衣室及び食堂室についてであります。

休憩室、それから男女の更衣室、現在ある岩出市役所庁舎内の更衣室というのは、女性に比べて、男性はあれが更衣室かなというような状況であります。それから、食堂もありましたが、食堂が管財室に変わりまして、食堂がないという、この実態になっております。昼休み、市民の皆さんが窓口に来られて、職員の皆さんが自席で弁当を広げて食べておられる姿をよく見ますが、あんまりいいもんではありません。市職員も必要な食堂において食事ができる、こういう環境をやっぱりつくっていくべきだと。福利厚生の一環として、基本的には考えております。

男女の更衣室、休憩室、これらについて市の考えをお聞きをしたいと思います。

それから、２番目のトイレの問題でありますが、トイレの表示、北から入ったところのトイレの表示が見にくいという苦情を聞いております。トイレの表示、改善をすべきではないかというふうに思っています。

それから、不足状況についてですが、今まで南側にあったトイレが、市民の皆さんが使えないということで、現状では北から入ってきたところの男女のトイレしかないのが、１階の庁舎の現状であります。不特定多数の皆さんが市庁舎に来て、トイレがどこにあるのかというような状況は余り好ましくありませんし、やはり見やすいところにしていくと。不足の状況を考えますと、これからどんな状況で、市民の皆さんが災害時に来られるかもわかりません。そのことを考えますと、不足状況にはあるんではないかというように思っておりますので、これを改善する考えはないのか、お聞きをしたいと思います。

それから、緊急時、対応として、できたら一角に常備ヘルメットの完備を、全員にというわけにはいきませんが、少なくとも10個ぐらい、必要なところにヘルメットをかけておくと。いざというときには、それを市民の皆さん、自由に使ってくださいというような体制があってもいいんではないかというふうに思います。これは海南市役所で完備をしているというのを聞いておりますので、これはいいことだなと。岩出市においても、そういう点ではヘルメットをすぐ使えるような状況にしておくことが求められると思いますので、それをお聞きをしたいと思います。

それから、庁舎内の案内についてでありますが、北から入った正面のところに、平面図で表示をされております。それから、エレベーターのところにも表示がありますが、これは非常に、岩出市庁舎は継ぎはぎだらけで、迷路状態になっているということは、私もそうですし、私自身もいまだに迷うところがあるんですが、迷路をなくすために、市民の皆さんが、動線を書いて、入ったところから、その動線に従って自分の必要なところに行けるような表示を、これ早急にやっていただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

それから、５番目に、市三役、市長、副市長、教育長、市庁舎に現在おられるのか、出張中なのか、不在なのか、こういう表示をぜひ設けていただきたいと。今、各地方自治体では既にやっておりますので、岩出市においても表示をしておくべきではないかと考えておりますので、市の答弁を求めたいと思います。

それから、６番目なんですが、職場内の私物の持ち込み、あわせて不要な物の整理整頓、これ、私、先日、県庁のほうへ参りまして、県庁へ以前行ったら、廊下のところにロッカーを並べて非常に煩雑な状況になっていたんですが、この前行った

ら、きれいになっておりました。市町村課で聞いたら、全部整理したんだと。ああ、これいいですねというふうに思いました。通路は通路として確保しておく、これが大切だと思います。

岩出市庁舎においても、２階の総務から入った南側のところには、必要な物、必要でない物、これを区別して、長期に使わない物については倉庫に保管をする。通路をいざというときに自由に使えるような体制にしておくべきだと、そのように考えておりますので、この問題についてお聞きをしたいと思います。

それから、職場内の私物ですが、公の政党の新聞を勤務中に読んでいるということは、これはあってならないと私は思っております。自分の物は自宅で読むということが求められると思いますので、これについてもお聞きをしたいと思います。

それから、７番目に、南庁舎のＡＥＤを配備をしておく必要があるんではないかと思います。現在、北から入ったところに配備をしておりますが、先日、危機管理のほうにＡＥＤどこに置いていますかと聞いたら、ええ、どこやったかなという職員がおられました。これではＡＥＤの配備をどこにあるのか、危機管理課の担当者も知らない。南庁舎にありますかと聞いたら、南庁舎にはどうやったかなというような返事でした。これではＡＥＤの配備の問題について、全体の共有した状況にはないんではないかなと。南庁舎においても距離がありますから、あそこにも１台設置をしておく、そういうことが求められる、私はそう考えておりますが、お聞きをしたいと思います。

それから、８番目に、自転車、単車の置き場、きょうもちょっと若干雨は降っておりますが、単車のサドルのところ、自転車のところ、雨ざらしになっているというのが実態であります。市役所に来られる市民の皆さんは、我々から言いますと、市の職員から言いますと、お客さんであります。大手の量販店等では、自転車置き場、単車置き場というものを設けて、そういう施設をつくっておるわけでありますが、岩出市庁舎に来られる市民の皆さんにも、そういう雨よけひさしの設置を北から入ったところに必要な数を置けばいいんではないかというふうに考えますが、市の考えをお聞かせください。

最後になりますが、年明けしますと確定申告の時期になります。確定申告になりますと、駐車場は不足状況になろうと思うんですが、これに対する市の対応、どうしていくのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの６番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員ご質問の６番目、市庁舎のサービス向上についてお答えします。

まず１点目、休憩室、男女更衣室及び食堂室について、お答えいたします。

休憩室については、昨年度まで庁舎にあった食堂を廃止し、南庁舎２階に職員が休憩及び食事がとれるように新たに設置いたしました。また、男子更衣室については庁舎２階に、女子更衣室について庁舎１階にそれぞれ設けおります。庁内の配置については、執務スペースや通路、会議室など、包括的に考慮して決定をしてございます。

次に、２点目のトイレ表示及び不足状態についてにお答えいたします。

トレイの表示については、トイレ前に表示があるものの、通路等の見やすい位置には表示ができていないため、利便性も考慮し、今後検討してまいります。

なお、トイレの不足状況につきましては、南庁舎が新たに建設されたことに伴い、昨年度より１カ所増加していること、それと、現状でも市民の方々がトイレに並んでいるような状況も見受けられないことから、現在、トイレは不足していないと考えております。

次に、３点目の緊急時の対応として、常備ヘルメットの完備をについてお答えいたします。

地震等の緊急時は、被害を最小限にすることが第一と考えることから、平成28年度の地域防災訓練でシェークアウト訓練というのを行っております。シェークアウト訓練といいますのは、姿勢を低くして、頭を守り、動かない、こういった動作をとることにより命を守るものです。議員ご提案のヘルメットの配備も有用とは考えますが、すぐにどこに対応できるシェークアウト、これの普及を図ってまいりたいと考えてございます。したがいまして、現在、ヘルメットの配備というのは考えてございません。

次に、４点目の庁舎内について、いわゆる迷路対策としての動線の表示についてお答えいたします。

庁舎内の案内については、正面玄関前などわかりやすい位置に全体の案内図を設置し、少し入り組んだ箇所では適宜案内標識等を設置しております。また、市民課窓口及び福祉課前階段横には全体案内図を縮小した持ち運び可能なサイズのフロアマップも設置をしてございます。

今後も引き続きご利用いただきやすい庁舎となるよう環境整備に努めてまいります。

次に、５点目の市三役の在庁・不在の表示について、お答えいたします。

現在、三役の各執務室内には、在室・不在の表示を行っておりますので、新たな設置というのは考えてございません。

なお、訪問等に関しましては、お問い合わせいただければ、所管の窓口において確認をさせていただきます。

次に、６点目の職場内私物の持ち込み、不要な物の整理・整頓についてお答えいたします。

不要な物の整理・整頓については、ロッカーや収納棚を設置し、整理・整頓に努めておりますが、議員ご指摘のあったところについても、引き続き市民の通行の妨げとなるようなことがないように取り組んでまいります。

また、勤務時間中に政党の新聞を読んでいるというようなご指摘がございましたが、これについては勤務時間中にはそういったことのないよう取り組んでいきたいと考えてございます。

次に、７点目の南庁舎にＡＥＤの配備についてお答えいたします。

南庁舎にはＡＥＤを配備しておりませんが、庁舎１階の正面玄関前にＡＥＤを１台設置しております。南庁舎にもＡＥＤの配備をということでございますが、距離的には、今のところ、それほど離れてもございませんので、対応できる範囲にＡＥＤがあるということで、現在設置する予定はございません。

次に、８点目の自転車及び単車置き場に雨よけのひさしの設置をについてお答えいたします。

現在、正面玄関東側と守衛室前の駐輪場に雨よけがございます。東側駐輪場にはございませんが、現在の利用状況等から考えて、設置をするという予定はございません。

最後に、９点目の確定申告時の駐車場不足対策についてお答えいたします。

南庁舎を建設した際に、あわせて周辺の造成を行い、駐車場を拡張いたしました。それにより駐車区画が80区画増加しており、現在328区画あります。確定申告の受け付け期間中で、特に来庁者の多い日は、例年どおり、他の場所に駐車場を借りて対応する予定でございます。また、職員には公共交通機関を使用するなど周知し、車の乗り合わせ等、それを周知し、少しでも駐車スペースを確保できるように努めてまいります。

○吉本議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　総務部長の全く誠意のない、ゼロ回答の答弁で、私はあいた口が塞がらないんですが、トイレの問題、これ、トイレの個数については、男子、最大で同時に就業する男性が60人以内に１個、男子小便が30人以内に１個、女子用便所が同時に就労する女性20人に１個というように基準はあるんですが、市役所というのは不特定多数の方が参られるわけですから、そういう点からいって、もっと弾力的に使いやすいトレイ、これを目指すべきではないかというふうに思います。

それから、トレイのところで、男子トイレに、今、乳幼児用おむつ交換台というのが、男子トイレにも必要ではないかと思うんですよね。男子で子供を抱えて来られる方もおられるわけですから、これについても検討をすべきではないかというふうに思います。

それから、更衣室なんですが、あれが更衣室ですかね、部長、市長。全く更衣室としての役割を果たしてないんではないかなと思っております。女子の更衣室もそうなんですが、スペースが小さくて、あそこで更衣室で着がえて業務に就労されているというのは何人おられるんでしょうか。男子の方は通勤で来て、更衣室で着がえて職務に入ると、そういうめり張りを持った、そのためにも更衣室の完備が必要なわけであります。そういう意味では、更衣室をもっと快適なものにすべきだということで提案をしているわけであります。

それから、ヘルメット、これはしないと。何でヘルメットをしないんかようわからんのですが、いざというときに少しでも災害を少なくすると、被害を少なくするためにも、私は最小限度の措置として置くべきだというように思いますので、再検討をすべきだと。

それから、庁舎内の案内ですね、これ迷路になっているということは、先ほども言いましたが、何で動線書けないんですか。その費用がもったないから動線を書かないんですか。庁舎から入って、ここへ行ったら市民課、ここへ行ったら年金課というふうに、それから南庁舎に行くのは、ここをずっと通って、あそこの教育委員会のところを通って行けば土木課、農業委員会、都市計画課へ行けますよというぐらいの動線を表示するのに、何でそれこだわるんですか。

この費用について幾ら見積もったことがあるのかどうか。そんな何十万もする、何百万もするような要望じゃないと思うんですね。これはぜひ早期に動線を表示をすべきだというように思います。

それから、ＡＥＤの配備、考えがないと。全く何が自助・共助でしょうか。災害に対して万全を期す。そして、ＡＥＤで１人でも命が助かる。だから、北にあるか

ら、そんな距離で何百メートルも離れてないから南に置く必要性ないんだということを言われるんですが、より近くにあれば、より早く処置ができるわけですから、このＡＥＤの買うのがもったいないというんであれば、私はそれにはくみすることができないわけでありまして、これについても検討をすべきだと。

それから、自転車・単車置き場ですね、これについても東から入ったところ、ぜひ２カ所とは言いませんから、１カ所ぐらい、３メートルぐらいのひさしを設けて、そんな何十万もかかる工事じゃありません。市民サービス向上に期すべきだというふうに思いますが、市の再度の答弁をお願いをいたします。

ゼロ回答で、何もやる気ないんですが、こういう中芝市政であるということは、市民の皆さんからどう思われるか。私は少しでも市民サービス、利便性の向上のために、あえて提案をしているわけですから、その１個でも２個でも実現をするという努力は、岩出市が持つべきだということを求めておきたいと思います。再度ご答弁ください。

○吉本議長　しばらく休憩いたします。

16時ちょうどから再開いたします。

休憩　（15時43分）

再開　（16時00分）

○吉本議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、トイレの数についてですが、これについては労働安全衛生法の規定に基づく基準を現在満たしております。それと、先ほどの答弁でも申し上げましたが、現在、トイレが一般市民の方が来られて並んでいるというふうな状況も見られませんので、これについては不足がないというふうに考えてございます。

あと、おむつ交換台を男子トイレにもつける必要があるのではないかということでございますが、庁舎１階の多目的トイレにはおむつ台が設置されてございます。これは男子、女子、特に性別による使用を制限されているものでもございませんので、市民の方が来られて、男性の方がそういったおむつ台を使用するという場合は、そちらのほうをご利用していただければと思います。

更衣室の問題については、これについては、今現状の場所をすぐにどうこうとい

うことはできませんので、これはまた引き続き現状のままで、現時点では考えてございます。

あと、ヘルメットですけども、来庁者用のヘルメットについてということでございますが、10個ほどということでございます。市の庁舎につきましては、耐震の構造にしておることもございますし、市役所に訪れていて、どの場所で災害に遭うかというのもわからない中で、例えば、その10個をどこに置くかというようなこともございます。でありますので、先ほどの運動をお勧めしているところです。

あと、来庁者用ヘルメット、これにつきましては、ご質問がありましたので、９市に確認をしております。海南市においても、旧庁舎では設置をしていましたが、新たな新庁舎には来庁者用のヘルメットは配備していないという回答をいただいてございます。

それと、庁内内の案内で動線をなぜ書かないのかということでございます。これにつきましては、経費の問題でするしないという判断をしているわけではございません。来庁者の方が、確かに庁舎が複雑というご意見はいただいておりますので、できるだけその方の目線に入るようなところに表示をするようにという考えでしてございます。

それと、動線を引く場合、今度は動線の説明がどういうふうな形でするのかというのも非常に悩ましい問題もありますので、現在のところは動線ということは行っておりません。

それと、ＡＥＤのお話についてですが、南庁舎できているので、新たにそこにも１つ設置をというお話でございます。ＡＥＤの設置位置につきましては、これは心停止から５分以内に除細動可能な位置が望ましいということになってございます。したがいまして、現在の位置でも南館まではこの時間内に十分対応が可能であるというふうに考えてございます。

ひさしの件につきましては、おっしゃるように、来庁者へのサービスという面もございますが、現時点では、今のところつけているところで十分対応できているのではないかと考えてございますので、先ほど答弁いたしましたとおり、今のところ、雨よけの設置というのは考えてございません。

○吉本議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　市庁舎の市民サービス向上、こんなことね、私は議員があえて言うことじゃないんですよ。職員の皆さんで、これはこうしようと。こんなんしたら改善し

たらいいやないかという発想がないところに僕は問題あると思うんですよ。幹部の皆さんもそうですよ。市の職員も、これは市民サービスの一環として、こうしたらええんやないかと、こういう提案あるんやないかと。このようにしていこうという自発的な提案、発想というのが岩出市役所には現在ない。

私があえてこれ質問してもゼロ回答、全く市民の目線に立ってない。市民の立場に立ってない行政と言わざるを得ない。１つでも２つでも改善する意思はないということしかないんじゃないですか。あえて、そのことを申し上げておきます。これは答弁結構です。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の６番目の質問を終わります。

続きまして、７番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員　７番目、最後になりましたが、これは簡単な問題ですので、そんなに白熱した議論は必要ないと思うんですが、現在、森林環境税というのが、この岩出、和歌山県において、この税金は平成17年、名前は森林環境税ではないんですが、紀の国森づくり税として和歌山県において、日本で初めて条例化され、県民１人500円、法人へも課税して、現在、年収２億6,000万ぐらいが徴収されております。この使途については、私は否定するもんじゃありません。

森を再生して、次世代に引き継いでいく。こういう非常に森林環境の保全、自然環境を守っていくというこの趣旨については是とするものでありますが、今回、この税金が国において、これは森林環境税の全国導入として皆さんもご存じだと思うんですが、和歌山県を皮切りに、今現在、日本全国で、この統計は平成24年の資料なのでちょっと若干古いんですが、33都道府県で500円から1,000円、これに類する税金が賦課をされております。

今回、平成30年度の国の予算において、これを国において一律に徴収しようということで、森林環境税が徴収をされると。これは年額1,000円ということで時限立法ということであるんですが、環境税として平成36年度から課税しますよということになるらしいです。そうしますと、和歌山県民に対して500円と国の森林環境税として1,000円、1,500円が徴収され、市民の中から、懐から吸い上げられるということになるわけですが、私は、この際、和歌山県の紀の国森づくり税、これを時限立法でありますので、平成33年までに廃止をされると思うんですが、この件について、岩出市として、これが新しい森林環境税が創設されたときには、これを廃止をすべきだという提言を県のほうに上げていただきたいと、そのような趣旨で質問を

させていただいております。

それから、森林環境税とあわせて、この森林環境贈与税というのが、平成31年度から各市町村にお金が交付されます。それについて関連あるんですが、まず、先ほど申し上げました点について、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの７番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の７番目の質問について、お答えいたします。

現行制度である紀の国森づくり税と、新たに創設される予定の森林環境税が二重取りになるのではというご質問ですが、県に問い合わせたところ、森林環境税とは税の目的が異なることから、県民の理解が得られるよう市とのすみ分けを検討し、重複しないよう運用していくとのことでした。

しかし、現時点では、紀の国森づくり税の延長については未定という回答をいただいております。県に対して、この廃止を求めるべきではないかというご意見でございますが、紀の国森づくり税は県税でございますので、県で検討・議論されるべきものであると考えております。

また、森林環境税とは税の使途、目的も異なるということから、二重課税とは言えないと考えます。今後の動向を注視してまいりますが、県に対して条例廃止の申し出というのは、市としては考えてございません。

○吉本議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　部長は二重取りやないかという、私はそういうことを言ってないんですよ。同じようなものを県民税として500円払い、国にも1,000円徴収されて、その金は来年度から森林環境贈与税として200億円ですか、経過措置として、平成34年度から平成35年は300億円、この金が各市町村でまたおりてくるわけですよ。そういうことを考えると、重複しているんではないかと。こういう税制そのものについては、やはり岩出市が声を上げて、市民の負担を少しでも減らしていくということで、そのおりた金を今までに使っていた経費に、事業に回すべきだという考え方でありますので、それについてご答弁をください。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

今のそれぞれの税の目的、使途ということでございますが、県の説明によれば、

紀の国森づくり税は、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的として導入されたもので、森林整備のみならず、森林環境教育や次代に残す森林保護など、県としてハード・ソフト両面から多面的な事業を行うために税を徴収しているということです。

一方、今回、導入の検討がされております森林環境、これは温室効果ガスの排出量削減目標の達成を図るため、森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から創設されることとなっており、市町村が、いわゆる森林の間伐整備などをする、そういう事業に充てる財源ということになってございます。

したがいまして、森林環境税の使用については、紀の国森づくり税のように使用できる財源ではないということでございます。

○吉本議長　再々質問を許します。

（な　　し）

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の７番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第７条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会とすることに決しました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る11月30日開会以来、議員皆様方には、本日までの19日間にわたり、提案されました条例の一部改正等、重要案件について慎重なるご審議を賜るとともに、議会運営に当たりましても、特段のご理解とご協力を賜り、ここに無事閉会の運びとなりましたことを心から厚く感謝申し上げます。

さて、本年も残り少なくなってまいりましたが、議員各位並びに理事者各位におかれましては、時節柄、一層のご自愛を賜り、市政発展と市民福祉の向上にご尽力賜りますようお願い申し上げますとともに、平成31年が皆様方にとって輝かしい年となりますよう、心からご祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

これにて、平成30年第４回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、どうもありがとうございました。

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

閉会　　（16時15分）

議　会　定　例　会　会　議　録

平成３０年１２月６日

岩出市議会

議事日程（第２号）

平成30年12月６日

開　　議	午前９時30分	
日程第１	報告第７号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解）
日程第２	報告第９号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解）
日程第３	議案第62号	専決処分の承認を求めることについて（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）
日程第４	議案第63号	専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第３号）
日程第５	議案第64号	専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第４号）
日程第６	議案第65号	岩出市公民館設置及び条例の一部改正について
日程第７	議案第66号	岩出市民プール設置及び条例の一部改正について
日程第８	議案第67号	岩出市水田利用再編対策研修指導施設設置及び管理条例の一部改正について
日程第９	議案第68号	平成30年度岩出市一般会計補正予算（第５号）
日程第10	議案第69号	平成30年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第11	議案第70号	平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第12	議案第71号	平成30年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第13	議案第72号	平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第２号）
日程第14	議案第73号	市道路線の認定について

開議　（９時30分）

○吉本議長　おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、報告第７号及び報告第９号の報告２件につきましては、質疑、議案第62号から議案第73号までの議案12件につきましては、質疑、常任委員会への付託です。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第１　報告第７号　専決処分の報告について
（損害賠償額の決定及び和解）～

日程第２　報告第９号　専決処分の報告について
（損害賠償額の決定及び和解）

○吉本議長　日程第１　報告第７号　専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解）の件及び日程第２　報告第９号　専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解）の件の報告２件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は、自席でお願いいたします。

尾和弘一議員、一括して報告ごとに質疑をお願いいたします。

報告第７号について、お願いいたします。

○尾和議員　報告第７号について、専決処分の質疑を行います。

今回、専決処分をしたという理由については、図書館におけるムカデによって被害をこうむったということでありますが、本来、公共施設であるところの出入りについて、お客さんですね、市民並びにそういう利用者に対して、そういう被害が発生すること自体、考えられないわけでありますが、日常のこの図書館における衛生管理というものは、どういうような方針のもとに行われてきているのか、それについて、まずお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

教育部長。

○湯川教育部長　おはようございます。

お答えいたします。日常の衛生管理につきましては、図書館内外に異常や異物がないか、また、毎日の清掃時やスタッフの巡回にて確認をしてございます。

また、立地環境から、敷地内には昆虫や鳥、こういったものの死骸等もあります。利用者が不快に思うことのないよう速やかに清掃を行っており、ゴキブリやクモ、ムカデ、ハチなどの駆除剤は常備していると。それから、梅雨時期など昆虫などが活発になる時期には、定期的に殺虫剤をまくようにしてございます。

○吉本議長　再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　今、日常的に管理はやっておるということなんですが、その記録というのはどういうような形で保管されているのか。

それから、その点検について、サイクル的にはどういう形でしているのか、毎日業務でやっているのか。それから、月１回、ここととここについては、こういうチェックを行うとか、そういうように区分けをして管理をされているのか、そこら辺をお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

教育部長。

○湯川教育部長　再質疑にお答えいたします。

図書館の清掃につきましては、日常清掃として毎日清掃していただいてございますんで、毎日の報告をいただいていると、こういうことになります。書類で報告を出していただいているということでございます。

それから、月１回ということですけども、これは毎日チェックをしてございます。

○吉本議長　再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　日常、図書館のあるべき池の上部に設置をされている関係で、今言われたように、これから周辺の環境から見て、ハブとか、そういう発生も考えられますし、不愉快な思いであるイモリとか、そういうものも発生するであろうという環境にありますので、ここら辺については日常の点検並びにそういう二度と起きないような管理体制というのをしっかり構築していただきたいと思いますけども、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

教育部長。

○湯川教育部長　今回の事故は、開館以来初めてということでございます。虫等につ

いてはアレルギーということもございますので、再発防止策としまして、まずはこういった虫を進入させない手だてということで、殺虫剤を館外にまきまして侵入を防ぐ、それから、入館者に対する注意喚起、それから、かまれたときの対応方法とか、こういったものについて、きっちりと職員がそういうマニュアルを把握するように努めております。

○吉本議長　続きまして、報告第９号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　報告第９号　専決処分についてでありますが、市の所有物件の日常管理方針、これについて、どういうような方針を立てて実施をされているのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

土木課長。

○山本土木課長　尾和議員のご質問にお答えいたします。

特に公営住宅にかかわる日常の管理方針というのはありませんし、つくっておりません。

○吉本議長　再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　この被害の発生状況から見て、今回の台風21号による被害であろうと思うんですが、雨戸が飛ばされたということでありますから、入居している市民の皆さんも、日常的に、あっ、ここちょっとおかしいなということがあれば、市のほうに連絡をするということが大切だというふうに思うんですが、そこら辺の連絡体制構築について、どういうような実態にあったのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

土木課長。

○山本土木課長　再質問にお答えいたします。

一応、住民からのそういう修繕要望等あれば、現地確認を行って、修繕をしてまいります。今回もその台風が通り過ぎた後、入居者の方からそういう連絡いただき、現場のほうを確認しております。

それと、入居者と取り交わすことになるんですけれども、市営住宅の入居の請書というのがあります。その中に、市営住宅及び共同施設の使用について、必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しますと記載されていますので、日常の管理については入居者が行うものと思っております。

以上です。

○吉本議長　再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　今、課長のほうから答弁いただきました。

入居者が最善の範囲で、目視して、異常があればやると。同時に、私は、市の所有物でありますから、こういう被害が出てきますと、保険で対応されるとはいえ、市民の皆さんに甚大な被害を及ぼすことも可能性としてはあります。

今回は軽車両のみであったということなんですが、人に当たって、それが生死の原因になるということも考えられますので、入居者みずからが点検をすると同時に、市としても、少なくとも、３カ月に１回ぐらいは担当の市営住宅を担当者が巡回して、外観から見て異常があるかどうか、そういう点検作業も必要ではないかというふうに思っておりますが、これについてご答弁をください。

○吉本議長　答弁願います。

土木課長。

○山本土木課長　再々質問にお答えいたします。

ご要望のように、適正な維持管理に努めるということで、職員のほうでも現場のほうで見たときには確認したいと思いますし、そのように適正に管理したいと思います。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、報告第７号及び報告第９号に対する質疑を終結いたします。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第３　議案第62号　専決処分の承認を求めることについて

（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）～

日程第14　議案第73号　市道路線の認定について

○吉本議長　日程第３　議案第62号　専決処分の承認を求めることについて（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）の件から日程第14　議案第73号市道路線の認定の件までの議案12件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

１番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

議案第63号についてお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員　皆さん、おはようございます。

日本共産党議員団として、今回の議案では、５つの議案について質疑を行いたいと思います。

まず、63号、平成30年度の一般会計の補正予算３号から行きたいと思います。

この中では７ページのところに、小学校、また中学校、これにおいての設計監理という委託料について記載されていますが、この内訳というんですか、内容について、まずお聞きをしたいと思います。

そして、２点目に、管理委託される事業というのは、どういう内容のものなのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

それと、３点目には、予備費について、現行の3,500万円にプラスして1,000万円が計上されるわけなんですが、この理由について、まずお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長　増田議員のご質疑に、通告に従い、お答えいたします。

まず１点目の小学校、中学校における設計監理委託料についての内訳内容はにつきましては、小学校については、中央小学校分だけで78万8,000円です。中学校につきましては、岩出中学校が70万円と岩出第二中学校が60万4,000円となっております。

続いて、２点目の委託事業についてはどのようなものを委託するのかにつきましては、中央小学校防球ネット改修工事設計監理業務委託と、岩出中学校テニスコート防球ネット改修工事設計監理業務委託、そして、岩出第二中学校の防球ネット改修工事設計監理業務委託となっております。

○吉本議長　総務部長。

○大平総務部長　通告に従い、増田議員の質疑にお答えします。

３点目の予備費において1,000万円が計上されているが、その理由はということでございますが、これまで災害等の不測の事態が発生したため、予備費の充用を行い、緊急対応を行ってきました。そのため予備費の残額が乏しくなってきていることから、下半期における不測の事態へ対応するため増額するものです。

主な予備費の充当内容については、大阪府の北部地震を受けたブロック塀の改修費として1,591万4,000円、７月に発生した西日本豪雨による井原市への職員派遣費として41万7,000円、台風21号による道路災害復旧の緊急対応費として1,231万1,000円となってございます。

○吉本議長　再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員　まず１点目の部分の小学校、中学校については、要するに災害の関係での支出金だということなんです。だとしたら、できるのであれば、私、市として統一していただきたいなという思いはあるんです。

他の部局なんかでは、例えば、児童福祉施設なんかでも、説明では、根来の保育所とか、さくら、山崎なんかの各保育所関係なんか、修繕費というような形で出ています。クリーンセンターなんかでもストックヤード、シャッター破損、これなんかについても修繕費と、こういう名目で上がってきています。

ところが、学校関係なんかでは、修繕料というのは確かにあるんですが、その辺のところなんかは、他の名目なんかでは、設計なんかも含めて、修繕料の中に入っているのかな、どうなのかなという点なんかも、ちょっとあるんですが、その辺が、他の修繕料なんかと、今回、学校関係なんかではきちんと設計という部分なんかと分けて上げられているのかなというような気もあるし、その辺のところは、実際に修繕料という部分の中なんかでは、そういうことなんかも込みで、そういう形でなっているのか、教育委員会との違いというのは、何か違いというんですか、そういうのはあるのかな、どうなのかという点、市としての統一的な部分はどういうふうに考えているのかなという点だけ、ちょっとお聞きをしたいと思うんです。

もう１点は、今、説明の中では、補正前の額3,500万円、今回の部分については1,000万円をプラスするんだよという、そういう形の中での対応ですという説明でした。ということは、専決処分という部分の中で、要するに3,500万円、当初計上していたと。さらに災害なんかが起きたという部分の中で、1,000万円の必要性が生じましたと。それについては、災害関係にプラスして、その予備費をどうしても計上しなければならないよという、そういう部分の中での対応だということで、単純に3,500万円というやつに積みましたというだけの部分じゃないという、そういう確認でいいのか、そういうことでいいのかなということだけ、ちょっと確認だけちょっとしたいと思うんです。

○吉本議長　答弁願います。

教育部長。

○湯川教育部長　予算編成の関係かと思いますけども、修繕で済む部分は修繕料でいいと思います。それから、今回、防球ネット、設計が必要だということで設計監理、これは委託料のほうで計上させていただいています。また、その他の工事費のほうも計上させていただいてございますが、それぞれの状況によって、設計が必要な場合は設計委託料ということで計上すると、こういうことでございます。

○吉本議長　総務部長。

○大平総務部長　増田議員の再質疑にお答えいたします。

予備費について、専決処分の中でというふうなことでの理解でというお話であったんですけども、予備費は、基本的には、歳入歳出予算を執行するに当たり、当初ではちょっと算定することが不能な、今回のような近畿の災害があった場合、そういうのにある程度備えるという意味で認められているものです。

これは既に予備費として予算化されておりまして、それはそれぞれの事業費に流用を行ったと。先ほど申した金額は、それぞれの事業費に流用を行ったということで、予備費としての残額が減っていると。それで、このままでは、またこれ、まだ下半期、不測の事態が生じる可能性は全くないと言えませんので、現在、充当してなくなっている予備費を1,000万円追加して計上させていただきたいと、そういうことで提案をさせていただいております。

○吉本議長　再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員　最初の説明で、1,591万円、1,231万円というのが必要になったということだというふうにちょっと私捉えたんですが、そうなると、専決処分という部分の中で対応するんであれば、実際には、各いろんなところで修繕料というような項目なんかが設けられて、計上されているんですから、災害対応なんかの部分については、今言われた部分なんか、確かに、工事請負費とかというそういう部分の中では、項目としては載ってきているんやけども、それと同じような形で計上されるのが、予備費かなというんじゃなしに、そういうふうにするのが普通なのかなというふうに思うんだけれども。

言われたように、予備費の中から流用するというのは、確かにできると思うんですが、今後の対応として1,000万円が必要だというふうにされたわけなんですが、最初の話の部分の中では、もう既に3,500万円の部分から流用したというような、ちょっと言い方、使われたようなふうに、ちょっととられるように、ちょっと私思

ったんで、その辺だったら予備費の金額なんかも変わってくるんじゃないかというふうには、使われたんであれば、予備費のとこからの支出という部分も出てくるのかなというふうにちょっと思ったので、その辺のとこだけ、ちょっと改めてもう一回説明してもらえたらなと思うんです。

○吉本議長　答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長　増田議員の再々質疑にお答えいたします。

流用というふうに言いましたけども、最初の説明で言いました予備費の充用、流用と同じ意味なんですけども、ということで、再度整理をして説明しますと、予備費で3,500万円当初予算で積んでございましたが、先ほど説明をさせていただきましたが、今回、災害が多数発生しまして、大阪府の北部地震を受けたブロック塀の改修費用として1,591万4,000円、あと、台風21号による道路災害復旧費の緊急対応費として、1,231万1,000円をもう既に予備費の中から使っております。

そのほかにも井原市の職員派遣費とか、いろいろ使っている中で、もう残額が乏しくなってきているということで、このまま予備費の残額のままでいけば、先ほども説明をさせていただきましたが、繰り返しになるんですけども、下半期において災害が発生した場合に、緊急に対応する経費というのが現状では足らなくなるのではないかなということで、1,000万円の増額を今回専決して計上をさせていただいたと、そういうことでございますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○吉本議長　続きまして、議案第66号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員　66号については、市民プール設置及び管理条例の部分なんですが、この中で３点お聞きをしたいと思います。

まず１点目は、使用料です。この使用料について、屋外プール、またトレーニングルームの使用料が、200円から300円に値上げをされるという内容になっています。これについては、値上げをする理由について、どういう理由でされるのかという点。

それと、２点目には、使用料の値上げを行った場合、市としての影響額、これについてはどう見ているのかという点。

３点については、新しいプールを建設するときには、専門家も含めたまちにおいて検討していくと。そうした議論を受けた中で、新しいプールを建設してきたという経緯があります。検討委員会というんですが、そういう部分なんかを通じて建設されてきたということがあるんですが、使用料の面なんかについても、そうした専

門家の方なんかの意見を聞いた上での対応なのか、議論というようなものなんかがされてきたのかどうか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

生涯学習課長。

○信定生涯学習課長　おはようございます。

通告に従い、増田議員の質疑にお答えいたします。

１つ目、屋外プール、トレーニングルームとも、200円から300円に値上げを行う理由についてですが、堀口プールが昭和51年度、東公園プールが昭和55年度に開場して以来、また、トレーニングルーム使用料については、昭和59年度に総合体育館を開設以来、使用料の改定はしておりません。消費税が段階的に導入された際も、利用者として子供が多いとのことで、利便性という観点から使用料は据え置きにしてまいりました。

今回の改正は、新プールの建設費や運営費の増、また来年10月の消費税増税を見据えた中で、県内他市の状況、利用者の利便性等々を勘案して改正するものであります。

２点目、使用料の値上げを行った場合、影響は幾らと見ているのかについてですが、現在の２施設の平成29年度実績では、利用人数１万6,518人、歳入額249万7,800円でありました。プール使用料を100円上げさせていただくことによって、歳入額につきましては、平成29年度実績で1.5倍の約375万円を見込んでおります。

また、トレーニングルームにつきましては、平成29年度では３万244人、歳入額398万5,800円でありました。トレーニングルーム使用料を100円値上げさせていただくことによって、見込み額は約597万円を見込んでおります。

３点目、新プール建設を議論、検討した専門家を含めた検討委員会において、使用料についても議論が交わされてきたのかについてですが、スポーツ推進員や周辺市民の方々の意見をお聞きした中、使用料についての議論はしておりません。

○吉本議長　再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員　プール及びトレーニングルーム、これを値上げした場合、やはり市民感情、こういう部分の点では、えっ、何で値上げせなあかんのというような、こういう驚きの声なんかも上がると思うんです。しかも、1.5倍という金額になるわけなんですからね。

その点では、市として、この値上げを行うということに対して、市民感情につい

てはどのように認識をしているのかという点、この点だけ再度お聞きしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

生涯学習課長。

○信定生涯学習課長　再質疑にお答えいたします。

値上げ、市民感情どうかということの質疑なのですが、先ほども説明させていただいたとおり、今まで利便性という観点から使用料を据え置きとしてきました。今回の改正につきましては、建設費や運営費の増、消費税を見据えた中での値上げという形になっております。

これにつきましても、市民の感情については大丈夫だと考えております。

○吉本議長　再々質疑ありませんか。

（な　　し）

○吉本議長　続きまして、議案第68号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員　68号については、４点お聞きしたいと思います。

まず１点目は、適応指導教室、６ページのところに適応指導教室における事業の委託金というものが出てきています。まず、入として６ページで出ている。歳出においては、補正予算が212万円というふうになっています。そもそもこの適応指導教室関係で、補正予算の５号で行われる事業内容というのが、そもそもどういうようなものなのかと。

２点目には、消耗品費において68万5,000円というものが支出が必要だという内容になっています。この内容についてお聞きをしたいと思います。

そして、３点目には、機器の借上料62万5,000円というふうになっているんですが、この62万5,000円、必要な機器というのはどういうものなのかという点、お聞きをしたいと思います。

２点目には、繰り上げ償還、繰り上げ返済、この点については長期債の関係で、繰り上げられるわけなんですが、今回、繰り上げることによって、市として軽減される金額というのは幾らなのか、その見込み額という点をお聞きしたいと思います。

また、３点目は、減債基金、ここに２億円積み立てられますが、これはどうしてそういうふうに減債基金というところに積み上げるというふうになるのか、その理由についてお聞きをしたいと思います。

４点目に、公共施設の整備基金というところにもお金が積み上げられるわけなん

ですが、岩出、今後における市内の施設、この整備計画という部分については、年次計画的に、市としてはどういう進めようというふうに考えているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長　増田議員のご質疑に、通告に従いお答えいたします。

１点目の適応指導教室関係の補正につきましての１点目、どのような事業内容なのかにつきましては、和歌山県適応指導教室拡充支援事業を活用し、適応指導教室の取り組みを一層充実させ、欠席しがちな児童生徒や不登校等長期欠席の状態になった児童生徒への効果的な支援のあり方について、取り組みを進めるものです。

２点目の消耗品費の内容につきましては、問題データベースなどのデジタル教材の購入費です。

３点目の機器借上料につきましては、タブレットパソコン５台の借上料となっております。

○吉本議長　総務部長。

○大平総務部長　通告に従い、増田議員の質疑にお答えいたします。

２点目の長期債における繰り上げ返済による軽減金額ということでございますが、長期債の繰り上げ償還による将来の利子負担軽減額は、今回386万9,000円となっております。

次、３点目の減債基金に２億円を積み立てるのはということでございますが、減債基金への積み立てについては、平成30年度の当初予算において２億円の取り崩しをしておりましたが、平成29年度、繰越金が生じたことから、その積み戻しを行い、将来の公債費の負担に備えるものです。

４点目、公共施設整備基金への積み立てについてですが、公共施設整備基金につきましても、平成30年度当初予算において、これは市民プール建設事業費などの財源として４億円を取り崩しておりましたが、減債基金と同じく、繰越金が生じたことから、この一部である１億2,000万円の積み戻しを行い、平成31年度以降の公共施設の整備、改修等の事業に備えるものです。

○吉本議長　再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員　適応指導教室関係なんですが、今、機器借上料、タブレット５台分ということでした。この補正で使われる機器借上料というのは、今年度、３月までの部

分の金額で62万5,000円と。タブレット５台で62万5,000円ということになると思うんですが、タブレットの借上料というのは、このぐらい高いものなんですか。ちょっとその辺わかりにくいとこあるんやけども、現実的に、タブレットというのを５台分だったら、その辺のタブレットの借上料の部分が、１台、年間でちょっとどうなるのかという点も含めて、改めて機器の借上料について、何が何でもこれだけを借りて、どういう成果を市としては上げたいというふうに、ちょっと考えておられるのか。この点をお聞きしたいと思うんです。

そもそも、補正なんで、この時期に何で事業が始まったのか、この点はよくわからないとこがあって、なぜ今の時点でこの適応指導教室会計で、そもそも補正予算を組まなければならないような事態が生まれたのか、この点もあわせて、ちょっと再度お聞きしたいと思うんです。

そして、また今回のこの事業については、来年度以降も引き続いて行っていくという考えを持っておられるのかどうかという点、この点もあわせてお聞きしたいと思います。

もう１点は、公共施設の関係で、公共施設基金への積み立てという部分については説明もいただきました。実際には年次計画的に、市としても計画しているものがあると思うんですね。それでは、年次計画面において、整備計画、この点については長期計画というものが市として計画されている中で、今の時点でわかっている面として、平成31年度、そしてまた平成32年度完成というんですか、今回の長期計画という部分の中での平成31年度、平成32年度といったものが市として残されているのか、計画として残されているのか、この点ちょっとお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長　増田議員の再質疑にお答えいたします。

まず１点目、機器借上料が適正な価格であるのかということにつきましては、見積もり等を徴取しておりますので、適正な価格であるというふうに考えております。

２点目につきましては、成果をどのようにして上げていくのかにつきましては、適応指導教室において、ＩＣ機器等を活用して、個に応じた学習活動を提供していき、タブレットパソコン等を活用して、自分のペースや内容に応じた課題に取り組むことで、学びに対する意識や、あるいは学力の定着を図っていきたいというふうに考えております。

３点目、どうしてこの時期なのかにつきましては、本事業は文部科学省の平成30

年度いじめ対策・不登校支援等推進事業を和歌山県教育委員会が採択され、平成30年度和歌山県適応指導教室拡充支援事業として、本市が採択されたものであります。４月当初、年度当初、和歌山県が採択されませんでした。再度募集があり、それに県が採択されたことを受けて、本市が採択先として認められたということなので、この時期というふうになりました。

来年度以降ということはどうなのかということですが、先ほど言いましたが、本事業は文部科学省の事業を受けて、和歌山県教育委員会が採択されたものを本市で採択、事業化するものでありますので、基本的には本年度のみの事業というふうに考えております。

○吉本議長　総務部長。

○大平総務部長　増田議員の再質疑にお答えいたします。

公共施設の整備事業について、現時点で、平成31年度、平成32年度の具体的な年次計画等がということがあればということでのご質問であったかと思いますが、公共施設の整備の計画につきましては、平成28年３月に、岩出市公共施設等総合管理計画ということで大きな計画を立ててございます。これにつきましては、平成28年度から平成57年度までの30年間を計画期間として、計画の基本方針を定めたものでございます。

それに基づいて、公共施設の整備というのは、今後行っていく予定ですが、現時点で、平成31年度、平成32年度で具体的なということにつきましては、この場ではまだお答えできるものはございません。

それと、そういう計画はそれぞれの平成31年度の当初予算あるいは平成32年度の当初予算の中で改めてご審議をいただくということになると思います。

○吉本議長　再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員　適応指導教室関係なんですが、今お聞きしたら、本年度のみだと。３月で終わるんだということなんですが、そうすると、せっかくこういうふうな部分が、県を通じてするということなんで、市としては、平成30年度だけで終わるというのは非常に残念だなという気が私するんです。

そういう点においては、県に対してもしっかりと、これからもそういう適応指導教室面において、より一層の制度の充実という点ですか、そういう部分なんかも含めて対応してほしいというようなことなんかは、県に対して要望する。引き続いてやってほしいんだという、そういうようなことは市としてどのように対応される考

えなのか、この点　ちょっとお聞きをしたいと思うんです。

○吉本議長　答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長　増田議員の再々質疑にお答えいたします。

本事業は、基本的には本年度のみの事業というふうになっておりますが、ノウハウといいますか、ＩＣＴだけではなく、カウンセラーであるとか、そういうふうないろんな部分をこの費用等を活用しまして、蓄積、うちもしていきたいな。できる部分については、今、現既存の事業等も活用しながら、うまくしていけばというふうには考えておりますし、先ほど議員ご指摘のとおり、県に対しても引き続き適応指導教室拡充のための市等の支援であるとか、そういうふうな部分については引き続き要望していきたいというふうに考えております。

○吉本議長　続きまして、議案第69号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員　69号については国保関係です。基金ですね、今回、補正予算では基金に1,040万円積み立てられる形になっています。改めて確認だけしたいんですが、この1,040万円を加えた基金の合計、これについては幾らになるのか。

２点目に、一般会計に繰り出しというんですか、一般会計へ繰り入れする対応が行われるわけなんですが、金額的に、せっかく基金に積み立てる対応、こういうものがとられているのに、なぜ多額のお金を一般会計へ繰り出すという対応がされるのか、これについてお聞きをしたいと思うんです。

平成29年度の決算では6,000万円ぐらいの国に対しての返還金というんですか、精算による返還金というものなんかが生じてきています。そういう部分でいうのであれば、そういう対応なんかも一般会計へ繰り入れないで、やはり基金というところで対応していくというのが筋ではないかと思うんですが、なぜ一般会計繰り出しというような対応をされるのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長　増田議員の質疑にお答えいたします。

１点目、基金合計額ですが、平成29年度末残高が90万円でしたので、今回積み立てますと、合計1,130万1,000円になります。

続いて、２点目、なぜ一部分しか積み立てず、一般会計へ繰り出すのかにつきましては、平成29年度交付金等の精算に伴う返還金6,889万円を返還する必要があっ

たため、その財源として、９月議会において一般会計から6,889万円を繰り入れる補正をさせていただきました。

このたび国保会計の前年度繰越金が確定したことにより、一般会計からの繰り入れ相当分を繰り出すこととしたものです。これまで申し上げてきましたように、一般会計からの法定外の繰り入れは、後に精算することを原則として繰り入れており、最終的には繰り出しして返すものと考えています。

ただし、国保は平成30年度から広域化され、現在、過渡期と言える時期にあるため、今後、本市の国保会計に及ぼす影響などさまざまな不確定要素がございます。

そのため今回は本年９月に一般会計からの繰り入れ相当分として6,889万円を繰り出し、残り1,040万円は基金にとり置く補正としたものです。

なお、基金積み立ての上限額や規模等については、今後の状況を見ながら考えていきたいと思います。

○吉本議長　再質疑ありませんか。

（な　　し）

○吉本議長　続きまして、議案第70号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員　議案70号、介護保険の補正予算なんですが、これについても、先ほどの国保と同じように、介護給付費の準備基金というところで積み立てがされるわけなんですが、これについても基金の合計、これを積み立てることによって、合計額というのは幾らになるのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

そして、２点目には、来年度、このようにして積み立てられた準備基金、この部分についてはどのような対応されるお考えなのか、この２点お聞きをしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長　増田議員のご質疑にお答えいたします。

１点目の介護給付費準備基金合計額は、幾らになるのかについてですが、現在の残高２億6,517万348円に、今回の補正において1,757万8,487円を積み立てますと、２億8,274万8,835円となります。

次に、２点目の準備基金をどのように活用しようとしているのかにつきましては、岩出市介護給付費準備基金条例第６条において、介護保険給付費等の財源に充てる場合に限り、処分することができるとなっております。介護給付費が見込みを下回

る場合などは、剰余金を準備基金に積み立て、介護給付費が急増し、見込みを上回る等、不測の事態に備えることで、介護保険事業の安定的な運営を図るために活用いたします。

○吉本議長　再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員　現時点で、基金については、来年度の予算編成時期ですんで、市としてどのような対応になるだろうという見込みをされているのか、その点、ちょっと改めてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長　先ほどもお答えいたしましたように、来年度については、その時点で給付費が見込みを下回る場合は、剰余金を準備基金に積み立てますし、また、介護給付費が見込みを上回る等で不足が生じた場合は、介護保険の準備基金をその給付費に投入するという考えでございます。

○吉本議長　再々質疑ありませんか。

（な　　し）

○吉本議長　これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時40分から再開いたします。

休憩　（10時25分）

再開　（10時40分）

○吉本議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

２番目、尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

議案第62号についてお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　それでは、議案62号について質疑をさせていただきます。

今回の議案62号についてでありますが、岩出市の臨時的任用職員の給与に関して、最低賃金の引き上げに伴って対応したものであるということでありますが、時間給並びにアップ率、これについてはこの該当する給食配膳補助費、職員の幾らになるのか、まずお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長　尾和議員の質疑につきまして、通告に従い、お答えいたします。

時間給は803円で、アップ率は2.95％となっております。

○吉本議長　再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　これで試算しますと、和歌山県の最低賃金については803円ということで、10月１日から施行されております。これに抵触するものについては、最低賃金を違反になるということでありますが、今言われましたように、アップ率が2.95％、今回の和歌山県の最低賃金のアップ率については、それよりか多くて3.36％であったと思うんですが、この試算をしていく中で、岩出市は最低賃金を最低クリアするということのみに主眼を置いた選択ではないかというふうに思うんですが、それについて、まずお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長　尾和議員の再質疑にお答えいたします。

業務内容等に応じた適切な金額であると考えておりますので、率といいますか、803円、本市では、先ほど言いました2.95％でしたが、その業務内容等に適切な金額を出させていただいたというふうに考えております。

○吉本議長　再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　それ、今答弁をいただきました。アップ額については、最賃の流れからいいますと26円、780円が803円になったわけでありますから、26円のアップになっているわけであります。

それについての違和感があるんですけども、今ご答弁いただきましたが、私は、基本的に他の臨時職員についても横並びで上げていく必要性があるんではないかというふうに思うんですが、その波及効果については、現在のところ、どのようなお考えがあるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

教育部長。

○湯川教育部長　再々質疑にお答えいたします。

今回の議案につきましては、給食配膳補助員、これが対象となるものでございま

すので、ほかの臨時職員、これはまた違う話かなと思います。

先ほど、教育総務課長が答弁いたしましたように、勤務の状況等々を考えますと、適切であると、このように考えてございます。

○吉本議長　続きまして、議案第63号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　議案63号についてお聞きをしたいと思います。

まず、今回の共済金並びに補正予算で組まれている事業内容でありますが、支給に至る経過、決裁ですね、共済金に関する問題について、お聞きをまずしたいと思います。

それから、今回、台風に伴って、超過勤務の実績が拡大、増大したということなんですが、対象者、管理職者、それから一般職員及びその時間数について、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、被害に遭った物件についてですが、これについてどういう被害があったのか、その具体的なご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長　通告に従い、尾和議員の質疑にお答えいたします。

共済金に関する事項についてですが、今回、その他雑入に計上しているものについては、平成30年９月４日に台風21号により被災したもので、災害の種類としては、風災、水災となり、被害額の100分の50が支払われることとなっております。

被害状況については、既に共済会に報告しており、各施設にて修繕を進めているところですが、業者へ修繕費用を支払い後、共済会へ被害額を申請し、100分の50が市へ支払われることとなります。

○吉本議長　総務課長。

○木村総務課長　尾和議員ご質疑の２点目、超過勤務の実績及び対象者及び時間数についてですが、対象者は一般職員で、時間数は、平成30年７月豪雨、48人、223時間10分、台風12号、71人、730時間35分、台風20号、79人、839時間40分、台風21号、116人、872時間５分、台風24号、125人、1,073時間10分、延べ439人、合計3,738時間40分です。

○吉本議長　子育て支援課長。

○佐谷子育て支援課長　通告に従い、尾和議員ご質疑３点目の被害に遭った物件とその内容についてお答えいたします。

去る９月４日の台風21号により、各保育所において被害が生じました。被害物件と内容につきましては、岩出市保育所、カーポート修繕、岩出保育所、軒天修繕、山崎保育所、プロパン倉庫屋根修繕、根来保育所、給水管カバー修繕、根来保育所、桜倒木による伐採、撤去及びフェンス修繕、上岩出保育所、カーポート修繕の以上でございます。

なお、予算には載せておりませんが、別に根来保育所屋根の雨漏りの件がありますが、ただいま国と協議中でございます。

○吉本議長　クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長　尾和議員の質疑にお答えいたします。

被害に遭った物件については、クリーンセンター内資源ごみストックヤードです。内容につきましては、台風21号の暴風により、廃プラスチック置き場の重量シャッター２カ所と衣類置き場重量シャッター１カ所が破損したものであります。

○吉本議長　土木課長。

○山本土木課長　尾和議員のご質疑についてお答えします。

土木関係になります。農地等災害復旧費、これ工事請負費についてですが、７月豪雨による農地等の災害であります。境谷地区で３件、水田に土砂が流入し、撤去するものと、あぜが崩れ、ブロック積みで復旧するものです。また、安上地区で１件、これもあぜが崩れ、ブロック積みで復旧するものでございます。

次に、公共土木災害復旧費についてですが、委託料、台風21号による境谷地区の市道境谷相谷線ののり面崩壊箇所の測量設計費用です。工事請負費についてですが、７月豪雨、台風20号及び台風21号による市道への倒木や土砂流入があり、倒木撤去や路面清掃等に要した費用になります。また、強風によりカーブミラーの修繕に要した費用になります。

○吉本議長　教育総務課長。

○柏木教育総務課長　尾和議員の質疑につきまして、通告に従い、お答えいたします。

被害のあった物件とその内容の学校の部分につきまして、中央小学校は、校舎及び体育館の屋根と防球ネット、フェンス、西門扉、物置が強風のため破損しております。岩出中学校は、校舎の屋根、笠木と空調室外機、防球ネットが強風のため破損しました。岩出第二中学校は、防球ネットが強風のために破損しております。

○吉本議長　生涯学習課長。

○信定生涯学習課長　通告に従い、尾和議員の質疑にお答えいたします。

被害に遭った物件とその内容の社会体育施設の部分につきまして、市民総合体育

館正面の自動ドアがガラスの落ち込みにより、自動開閉不能となりました。また、大宮緑地総合運動公園内可動式トイレ１基が強風により転倒しました。同内テニスコートの回収ネットの支柱が破損しました。また、根来テニスコート内の日よけテントの支柱も折れて破損しました。

○吉本議長　再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　共済金の関係なんですが、今、ご答弁いただきました。100分の50については、共済組合のほうからその支給されるということでありますが、100分の50、半分については、岩出市の一般会計からの持ち出しになるのか。それともその手当についてはどういうところで支出していくのか、お聞きをしたいと思います。

それから、超過勤務の実績なんですが、今、ご報告いただきました。管理職者については、基本的には、時間外手当というのは支給されてないと思うんですが、一般職員の時間外、休日出勤、これについての対応について、押しなべてストレートにそれを超過勤務として休日出勤に充てるのではなくして、こういうような非常時期については、その後に振りかえ休日なり代休として処理をしていくと。そして、超過勤務手当の支出をなるべく抑えていくという手段がとられるべきではないかというふうに思っていますが、それによって岩出市の財政支出を少なくしていくという対応があってしかるべきであるというふうに思うんですが、そういう対応を実際されてきたのか、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、今、被害状況の中でお聞きをしました。事前に台風に備えて、各課で、不可抗力の場合、これはやむを得ない場合を除いて、例えば、クリーンセンターのシャッター破損等については、自衛措置として、風が吹くということは想定されていたわけですから、シャッターを開閉にして、あけておいて、風通しをするような状況にしておくとか、それから、カーブミラーの破損については、これは前々から要請をお願いをしておるんですが、日常ふだんに点検をすると。そして、カーブミラーの破損の内容に、ここら辺についてのチェック機能はどうであったのか。

それから、教育関係では、ネットの問題を今大きく予算を組まれているんですけども、ネットをこれ一部の地方自治体では、上げ下げできるようなネットの施設にしておくと。強風のときについては、それを左右にまとめるとか、そういうような対応をしておけば、そういう被害が発生することは極力抑えることができるんではないかというふうに思うんですが、これらの点について、担当課の管財課が所管をしておると思うんですけども、管財課のほうでそういう事前に予測される、地震と

いうのは、これは一過型で対応できないんですが、台風に対しては、気象庁の発表等では、少なくとも発生してから日本に上陸する可能性のある、考えられるということは、少なくとも５日ぐらい前には予測が可能な状態にあります。

そういう意味では、そこら辺の対応が万全ではないんではないかと。被害が起きたら、被害が起きた。それに対して手当てをするんじゃなくして、そういう事前の対応策をやはり各課で、前もって対応すべきだというふうに思うんですが、ここら辺について、その準備はどうであったのか、それについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再質疑にお答えいたします。

被害に遭った共済の物件の100分の50の残りの分についての財源ですが、これはお手元の事項別説明書にもありますとおり、全額一般財源となりますので、市の負担となります。

○吉本議長　答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長　尾和議員、再質疑の職員が休日に出た場合、代休をとるべきではないかということで、これにつきましては、休日に勤務した場合は、職員の健康面からも代休をとることを優先としてございます。

○吉本議長　子育て支援課長。

○佐谷子育て支援課長　尾和議員再質疑の事前の対応策についてでございますが、子育て支援課におきましては、保育所等に事前に飛びそうなもののチェック等を呼びかけております。

○吉本議長　クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長　クリーンセンターにおきましては、台風等がありましたら、看板、そういうもので飛びそうなものにつきましては倒して置いとくということをやっておりますが、この資源ごみのストックヤードにつきましては、平成24年４月以降、台風等のために重量シャッターといいまして、暴風に強いシャッターをやっております。

なぜやっておるかということにつきましては、中に資源ごみ、入っておりますので、それをシャッターをあけてしまう、台風で飛んでしまうということのないように暴風シャッターをやっており、平成24年４月以降、今まで破損がなかったという

ことで、今回の台風が異常に大きかったということと考えております。

○吉本議長　土木課長。

○山本土木課長　再質疑についてお答えいたします。

土木課としてですけども、事前の準備としては、災害の来る前には現場のパトロールというのを行っております。また、道路パトロールということで、月１回であったものを、最近では月２回、パトロールを行いまして、施設の管理というのを重点的に行っております。

○吉本議長　教育部長。

○湯川教育部長　教育部ですけども、これも議員のおっしゃるとおり、台風については事前準備が事前に確保できるということです。これまで被害に遭った箇所等々を中心に、スポーツ施設等についても事前に動かせるものは動かして備えるということでしてございます。

それから、防球ネットの手動で上げたり下げたりできるという、そういうネットに変えればどうかと、こういうご指摘でございます。今回の台風を受けて、この点についても協議をしてございます。ただ、今回の補助の対象ということになりますと、原状復帰ということが基本にあるということでございますので、今回は、今、張っているネットという形に考えてございますが、今後、手動で上げ下げできるようなネット、こういうものを張るように、つけていくように検討してまいります。

○吉本議長　再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　超過勤務のところでお聞きをしたいんですが、代休対応をやっているということなんですが、代休で実績、何日して、幾らの軽減を図ってきたのかということについて、お聞きをまずしたいと思います。

それから、被害の状況についてですが、やはりこれは市民の皆さんも我々もそうなんですが、台風が来た、やむを得ない災害、突風については、これはどうすることも人力では不可能だと思うんですが、いかにそれを最小の被害に食いとめるかというのは、これは災害本部長である市長の指示がないと、これは動かないと思うわけであります。

事前に、各課でそういうものをチェックをして、そういうときに備えて対応するということが、今後は綿密な計画のもと、実施をされることを期待をしたいと思うんですが、それについてご答弁をください。

○吉本議長　答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長　尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

超勤で代休対応で、何日して幾らかにつきまして、これにつきましても資料は現在持ち合わせてございませんが、今後も代休の取得を最優先に考えてまいります。

○吉本議長　副市長。

○佐伯副市長　尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

各施設における事前の準備についてでございます。ご指摘のように、事前準備は大変重要であるということは認識しております。引き続き各所属の所管長に対して、事前チェックの徹底を図ってまいります。

○尾和議員　議長ね、超過勤務の代休は後で回答もらうようにしてください。資料、今持ち合わせてないということなので。よろしいですか。

○吉本議長　総務課長。

○木村総務課長　済みません。先ほどの資料ですけども、現在のところ、代休につきましては、あと８週のうちでとれるとなってございますので、今現在、集計はできてございません。

○尾和議員　現時点の資料でいいんです。もう既にとっておる人もいてる。

○木村総務課長　現在とっておる者もございますけども、ちょっとそういう数値というのは今現在出してございませんので、もしも出すとなりましたら、ちょっと日数を必要といたします。

○尾和議員　それからでいいです。数字の計算ができたときに出してください。

○吉本議長　続きまして、議案第64号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　議案第64号について、質疑をさせていただきます。

議案第64号についてでありますが、この中で補正予算を組まれておるんですが、この中に物件補償というのが出ております。物件補償16万6,000円、これについての内容をお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

土木課長。

○山本土木課長　尾和議員のご質疑についてお答えいたします。

物件補償費の内容ですが、台風21号による境谷地区の市道境谷相谷線ののり面崩壊箇所の復旧工事に伴って、境谷地区のごみ置き場を取り壊すことになるため、その補償費用になります。

また、工事の作業ヤードが狭いため、隣接する土地を借地するための費用でございます。

○吉本議長　再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　ちょっともう一度確認なんですが、境谷のごみ置き場の復旧に充てるということなんですが、基本的には、これは各自治会がお金を出して設置している部類ですよね。台風の被害によってこれを補償するということになると、ほかの際にもこういう自然災害における物件補償というのは横並びで、市が支出するのか、そこら辺についてどのようなお考えで、今回の補償に至ったのか。それとも、市が半分もちますとか、そういうような規定なり規約、３分の１とか、そういうような形で処理をしたのか、そこら辺について、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

土木課長。

○山本土木課長　再質疑についてお答えします。

工事によって、ごみ置き場が取り壊すということになりますので、その復旧費用ということになります。

○吉本議長　再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　ちょっと確認なんですが、そうすると、境谷ののり面崩壊に応じて、資源置き場ですか、ごみの置き場ですかね、そこが工事をやるに当たって差しさわりがあるというので、そこの部分については撤去をして、ほかのところに設置をすると。その費用に岩出市の一般会計のほうから支出をしたという理解でよろしいでしょうか。

○吉本議長　答弁願います。

土木課長。

○山本土木課長　再々質疑にお答えします。

山の斜面に接している、近くにあるごみ置き場でございまして、それが本復旧工事によって取り壊すことになります。それの一度取り壊したものを工事が終わってからまた復旧するというための費用になります。

○吉本議長　続きまして、議案第65号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　議案第65号の質疑を行わせていただきます。

65号の条例改正でありますが、今回の条例改正で、船山地区公民館、山崎118番地の４と改正案にはなっております。番地の確認なんですが、この番地については、あとのところにも関連するんですが、現行の船山地区公民館、消防署の屯所があるとこですね。このところを指しているというふうに思うんですが、この番地、118番地の４をネットで検索しますと、あの番地、二百二十何番地ですかね、そのとこから東約50メートルぐらいのところの番地にヒットしたんですけども、これについて、ちょっと確認をさせてください。

○吉本議長　答弁願います。

生涯学習課長。

○信定生涯学習課長　通告に従い、尾和議員の質疑にお答えいたします。

番地の確認についてですが、現在の船山地区公民館の番地は、岩出市山崎122番地です。新しく完成しました新船山地区公民館の番地につきましては、岩出市山崎118番地の４になっております。現公民館から東に100メートルほどのところに新設で建てております。

○吉本議長　再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　そうしますと、現在、船山地区公民館という看板を設置していますよね、屯所のところに。あの看板は移動されるんでしょうか、それとも現行のまま、ああいう表示で対応するのか、これについて再度ご答弁ください。

○吉本議長　答弁願います。

生涯学習課長。

○信定生涯学習課長　再質疑にお答えいたします。

現在の船山地区公民館につきましては、岩出地区水田利用再編対策研修施設という名称であります。この船山地区公民館につきましては、新しく建てたところに船山地区公民館として持っていかさせていただきます。

○吉本議長　再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　私が勘違いしているんか、確認したいんですが、現在の屯所のあるところには、銘板で船山地区公民館という銘板ついていますよね。そしたら、118番の４のところにも船山地区公民館という表示になるのか、あの銘板は移動するのか、ちょっと僕、現地を確認しておるんですけども、現在ついとるやつについて、どうなのかというのが誤解を生じる可能性があるので、この点について再度ご答弁くだ

さい。

○吉本議長　答弁願います。

生涯学習課長。

○信定生涯学習課長　再々質疑にお答えいたします。

現在の船山地区公民館は取り壊しとなります。よって、その銘板は持っていきません。

○吉本議長　続きまして、議案第66号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　岩出市民プールに関してですが、先ほどもこれに関連して質疑がされました。私は、１番目に値上げの理由についてお聞きをしているんですけども、先ほどご答弁いただきましたので、それと同一やと認識をしております。それは答弁よろしいですわ。

それと、２番目のトレーニングルームに関してですが、現行200円を300円に、それから、小学生未満については無料、プールですよ。それから、トレーニングルームについては、１人１回、現行は200円やったと思うんですが、それを300円に。１人１カ月について1,500円、それから、市外の人については3,000円という形で表示をされているんですが、今までトレーニングルームを１カ月借用すると1,000円で使えたと思うんですよ。しかし、その1,000円の表示は条例でうたわれてないところを現行は徴収してたというような理解でよろしいんですか、これ。大変な問題ですよ。条例にないところを徴収したということになれば、市民の背任行為でありますから、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

生涯学習課長。

○信定生涯学習課長　通告に従い、質疑にお答えいたします。

２点目、トレーニングルームに関して、現行は幾らかについてでございますが、現在、１日の利用料は200円、１カ月の利用料、定期券は1,000円をいただいております。

○尾和議員　だから、1,000円徴集しているのはどこの根拠に基づいて徴収していたんかということを聞いているんです。条例に載ってないところを徴集したんちゃうんか。その答弁がないですよ。

○吉本議長　生涯学習課長。

○信定生涯学習課長　再質疑にお答えいたします。

○尾和議員　再質疑と違う。１回目の質疑や。

○信定生涯学習課長　済みません。これにつきましても、現在、いただいております。

○尾和議員　いただいておるのはいいけど、どの条例に基づいて1,000円を徴収してたのかということを聞いておるわけですよ。その答弁をしてくれと言うとるんや。はっきり答えなさい。そんな曖昧な答えじゃあかんよ。

教育長、最高責任者、教育長が答弁してください。

○吉本議長　教育部長。

○湯川教育部長　済みません。条例の中ではうたってはおりません。申しわけございません。便宜上、低額でということで、１日200円の部分を５日分という計算で1,000円をいただいていたと、こういうことでございます。条例化については、していなかったということで大変申しわけございませんでした。

今回の改正によりまして、条例化したいと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○吉本議長　再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　これね、教育長、市長もそうなんですけども、条例にうたってない使用料を、これ何年間、徴収してきたんですか、今まで。先ほどの答弁では、体育館が創設された以降かわかりませんが、何十年間にわたって、これが市民の懐から徴収をされていると。私は、これは確実に市長の責任ですよ。条例のないところからお金を市民から巻き上げる。これはあってはならないことなんです。責任をどう感じている。

今回は、１カ月1,500円とうたわれました。市外の皆さんは3,000円を取るんだと。うたっている。うたった以降についてよろしいですよ。これが議会で承認されれば、それはいいでしょう。しかし、今まで、過去、対象者は把握されておると思うんで返済しなさい、該当者に。どうですか、教育長。

○吉本議長　答弁願います。

市長公室長。

○久嶋市長公室長　済みません。金額につきましては、毎年決算審査特別委員会におきまして、議会で認定いただいておりますので、このとおりやと考えております。

○吉本議長　再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　今の答弁、あんな答弁じゃあかんよ。

○吉本議長　答弁は答弁です。再々質疑ありませんか。

○尾和議員　どうするんかという答弁がない。

○吉本議長　教育部長。

○湯川教育部長　条例化してなかったこと、これは大変申しわけございませんでした。使用料については、１日１回200円ということで、1,000円ということは大変優遇措置という考えでございますので、一月のうちに何日か来る、いろんな方がいらっしゃいますけども、優遇してきた、優遇措置をしてきたという考え方でございます。したがいまして、これまで利用してきた方々に対して、使用料金をお返しするという考えはございません。

　条例化、条例のしていなかったことについては、これはおわびを申し上げます。今回の議会におきまして、新しい新料金において、ご承認をいただきたいと、このように思いますので、よろしくお願いいたします。

　それから、1,000円ということで決定いたしました段階において、議会においてのご承認をいただいているものと、このように考えます。

○吉本議長　再々質疑ありませんか。

　尾和弘一議員。

○尾和議員　再度聞きますが、1,000円として決めた議会の承認というのは、いつされたのか。いつそういう決定をしているのか。

　それと、今、この問題について、やはり根本的に間違っておりますよ、根本的に。それは教育部長が今謝罪をされましたが、これは歴代の、今までの慣習というんか、慣行で、決算認定されているからそれでいいんだということになれば、例えばですよ、市民から条例にうたわれてないものを徴収して、決算認定されておるから、この金額はそれでいいんだというたら、どんなことでもできるじゃないですか。

　そんなことはあってはならないんですよ。決してこれは許されない事案ですから、十分な反省に立って、今後どうしていくのか、ご答弁をください、教育長。

○吉本議長　答弁願います。

　市長。

○中芝市長　尾和議員、再々質疑にお答えいたします。

　あなた言うように、その議会って頼りないもんかい。議会で決算認定したということは、全て認めたことやないか。それをそこまで言うとは、自分で自分らを卑下しているのと一緒やぞ。

（発言する者あり）

○吉本議長　議長として発言の停止を求めます。

続きまして、議案第68号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　議長ね、今の市長の答弁、この本会議で発言されるような内容と違いますよ。私は侮辱も何もしてないですよ。現行の条例にないところに徴収をしてたと。これは改めるべきじゃないですかと言っているわけです。

○吉本議長　議事を進めます。

議案第68号の質疑をお願いいたします。

○尾和議員　議案68号について、質疑を行います。

まず、補正予算についてでありますが、企画広報の予算計上がされています。消費生活相談件数並びにその内容についてどうなのか。それから、消費生活センターの相談員というのは有資格者が担当しているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、２番目に、子供の医療費増の理由は何か、具体的にご答弁ください。

○吉本議長　答弁願います。

市長公室長。

○久嶋市長公室長　尾和議員の質疑についてお答えいたします。

相談件数とその内容についてでありますが、商品、サービスの苦情、平成29年度、12件、平成30年11月末、13件、電話勧誘販売、平成29年度、３件、平成30年、３件、訪問販売、平成29年、７件、平成30年、７件、通信販売、平成29年、13件、平成30年、10件、借金問題・多重債務関係、平成29年度、４件、平成30年、４件、ネット関連のトラブル、平成29年度、13件、平成30年、５件、クーリングオフ、平成29年度、９件、平成30年、７件、特殊詐欺関係、架空請求はがき・メール、平成29年度、40件、平成30年11月、46件、合計、平成29年度、101件、平成30年11月末で95件となっております。

次に、相談員を有資格者についてでありますが、本市の消費者行政担当職員については資格を有しておりませんが、第１・第３火曜日の月２回、消費生活相談員または消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントの資格を有した相談員を配置しております。

以上です。

○吉本議長　保険年金課長。

○中井保険年金課長　尾和議員の質疑の２点目、子供医療費増の理由について、小中学生の通院分の扶助費が当初の見込みを上回ってきたことが主な理由となります。

具体的には、当初予算と比較して、小中学生の通院については918万9,000円の増、小中学生の入院については29万3,000円の増、未就学分が102万2,000円の減、計846万円の増と見込んでおります。

○吉本議長　再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　消費生活センターの開設については、これは非常に重要な部署でありますし、最近、勧誘、それから勧誘はがき、ここら辺が非常に多くて、警察から来たとか、岩出市役所方面から来たとか、そういうような形で各家庭に消費生活によってトラブルが発生をして、不当に預貯金が徴収されるというようなこともあります。これ重要な消費生活センターとしての役割でありますし、国民生活センターでもこのことを重視して、内閣における対応を十分対応してきておると思うんですね。

私は、消費生活相談員というのは、これは消費生活センターが実施をしている国家試験に合格した者が、それに対応するということになっておりますので、できたら、岩出市職員もそれに挑戦をして、それに対応できるような職員養成していくと同時に、現在の相談体制のさらなる充実を図っていただきたい、そのように思っておりますが、いかがでしょうか。

○吉本議長　答弁願います。

市長公室長。

○久嶋市長公室長　尾和議員の再質疑についてお答えいたします。

消費者安全法では、相談について専門的な知識及び経験を有する者と規定されておりますので、現在のところ、市職員の知識向上に努めておるところであり、現在、有資格者の採用は考えておりません。

しかしながら、現在、担当職員については、国民生活センターや和歌山県消費生活センターなどで開催される研修会に参加し、知識の向上に努めておりますが、今後も各種研修会に積極的に参加するとともに、関係機関と連携を図り、相談者に対し、適切な助言ができるよう努めてまいります。

○吉本議長　再々質疑ありませんか。

（な　　し）

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第62号から議案第73号までの議案12件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第62号から議案第73号までの議案12件は、お

手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

○吉本議長　以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月14日金曜日、午前９時30分から開くことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月14日金曜日、午前９時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会　（11時30分）

議　会　定　例　会　会　議　録

平成３０年１２月１４日

岩出市議会

議事日程（第３号）

平成30年12月14日

開　　議	午前９時30分	
日程第１	諸般の報告	
日程第２	議案第62号	専決処分の承認を求めることについて（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）
日程第３	議案第63号	専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第３号）
日程第４	議案第64号	専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第４号）
日程第５	議案第65号	岩出市公民館設置及び条例の一部改正について
日程第６	議案第66号	岩出市民プール設置及び条例の一部改正について
日程第７	議案第67号	岩出市水田利用再編対策研修指導施設設置及び管理条例の一部改正について
日程第８	議案第68号	平成30年度岩出市一般会計補正予算（第５号）
日程第９	議案第69号	平成30年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第10	議案第70号	平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第11	議案第71号	平成30年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第12	議案第72号	平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第２号）
日程第13	議案第73号	市道路線の認定について
日程第14	選挙第１号	岩出市選挙管理委員の選挙
日程第15	選挙第２号	岩出市選挙管理委員補充員の選挙
日程第16	議員派遣について	
日程第17	委員会の閉会中の継続調査申出について	

開議　（９時30分）

○吉本議長　おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第62号から議案第73号までの議案12件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、岩出市選挙管理委員及び岩出市選挙管理委員補充員の選挙につきましては、単記無記名による投票、それと議員派遣と委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

日程第１　諸般の報告

○吉本議長　日程第１　諸般の報告を行います。

岩出市選挙管理委員会から選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙について、配付のとおり依頼がありましたので、選挙を行います。

以上で、諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

日程第２　議案第62号　専決処分の承認を求めることについて

（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）～

日程第13　議案第73号　市道路線の認定について

○吉本議長　日程第２　議案第62号　専決処分の承認を求めることについて（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）の件から日程第13　議案第73号市道路線の認定の件までの議案12件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案12件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長、田中宏幸議員、演壇でお願いいたします。

○田中議員　おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

12月６日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第63号　専決処分の承認を求めることについて（平成30度岩出市一般会計補正予算第３号）所管部分の外議案５件です。

当委員会は、12月10日月曜日、午前９時30分から開催し、審査について、総務部門終了後、建設部門を実施しました。

また、市道路線の認定の議案がありましたので、現地調査を行うため、議長に対

して委員派遣承認要求を行い、現地調査を行いました。

議案第63号　専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第３号）所管部分、議案第64号　専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第４号）所管部分、議案第67号　岩出市水田利用再編対策研修指導施設設置及び管理条例の一部改正について、議案第68号　平成30年度岩出市一般会計補正予算（第５号）所管部分、議案第72号　平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第２号）、議案第73号　市道路線の認定について、以上６議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第63号及び議案第64号の所管部分は承認、議案第67号、議案第68号の所管部分及び議案第72号は可決、議案第73号は認定しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第63号　専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第３号）所管部分についてでは、台風関連についてどのような認識を持っているか。また、職員の体制や超過勤務で何か問題点は。避難所で災害情報が入ってこないことについて、今後の対応は。農地災害の具体的な内容は。について。

議案第64号　専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第４号）所管部分については、質疑はありませんでした。

議案第67号　岩出市水田利用再編対策研修指導施設設置及び管理条例の一部改正についてでは、名称はいつまで使用するのか。また、変更することは可能か。解体工事のスケジュールは。また、跡地の利用はどうするのか。について。

議案第68号　平成30年度岩出市一般会計補正予算（第５号）所管部分についてでは、農業振興費の対象件数は。また、申請してから交付までどれぐらいの期日がかかるのか。補助金の対象はどのようなもので、ビニールハウスは該当するのか。また、この制度で被害額に対してどれだけ補塡されるのか。について。

議案第72号　平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第２号）について、質疑はありませんでした。

議案第73号　市道路線の認定についてでは、水栖45号線南側の既存道路は市道認定しているのか。また、接続部分はどのようになっているのか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○吉本議長　ご苦労さまでした。

続きまして、厚生文教常任委員長、三栖慎太郎議員、演壇でお願いします。

○三栖議員　厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

12月６日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第62号　専決処分の承認を求めることについて（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）の外議案８件です。

当委員会は、12月11日火曜日、午前９時30分から開催し、審査を実施しました。

議案第62号　専決処分の承認を求めることについて（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）、議案第63号　専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第３号）所管部分、議案第64号　専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第４号）所管部分、議案第65号　岩出市公民館設置及び管理条例の一部改正について、議案第68号平成30年度岩出市一般会計補正予算（第５号）所管部分、議案第69号　平成30年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、議案第70号　平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第３号）、議案第71号　平成30年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）、以上８議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第62号、議案第63号及び議案第64号の所管部分は承認、議案第65号、議案第68号の所管部分、議案第69号、議案第70号及び議案第71号は可決しました。

議案第66号　岩出市民プール設置及び管理条例の一部改正については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第62号　専決処分の承認を求めることについて（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）では、給食配膳補助員は現在何名いるのか。また、小学校には何名いるのか。について。

議案第63号　専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第３号）所管部分、議案第64号　専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第４号）所管部分及び議案第65号　岩出市公民館設置及び管理条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第66号　岩出市民プール設置及び管理条例の一部改正についてでは、トレーニングルーム月額使用料について、条例化していないのはどうしてか。また、条例に載せていないのであれば返金すべきではないのか。使用料の額についてどのようにして決めたのか。新しい設備になり、器具等の内容はどのようになるのか。につ

いて。

議案第68号　平成30年度岩出市一般会計補正予算（第５号）所管部分についてでは、子供医療扶助費について、見込みよりアップした理由は。適応指導教室費のタブレットを活用した学習について、今年度だけなのか。また、次年度で予算化はするのか。について。

議案第69号　平成30年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、議案第70号　平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第３号）及び議案第71号平成30年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、質疑はありませんでした。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○吉本議長　ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、採決を行います。

議案第62号　専決処分の承認を求めることについて（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）の件、議案第63号　専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第３号）の件、議案第64号　専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第４号）の件、議案第65号　岩出市公民館設置及び管理条例の一部改正の件、議案第67号　岩出市水田利用再編対策研修指導施設設置及び管理条例の一部改正の件、議案第68号　平成30年度岩出市一般会計補正予算（第５号）の件、議案第69号　平成30年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の件、議案第70号　平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第３号）の件、議案71号　平成30年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の件、議案第72号　平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第２号）の件、議案第73号　市道路線の認定の件、以上、議案11件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案11件に対する討論を終結いたします。

議案第62号から議案第65号及び議案第67号から議案第73号までの議案11件を一括

して採決いたします。

この議案11件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号から議案第64号までの議案３件は、原案のとおり承認、議案第65号及び議案第67号から議案72号までの議案７件は、原案のとおり可決、議案第73号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第66号　岩出市民プール設置及び管理条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員　議案第66号　岩出市民プール設置及び管理条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

まず、反対の理由の１つは、プール、トレーニングルーム使用料が値上げされていることです。近隣町村の状況も参考にしておりますが、プール、トレーニングルームの施設数や規模を他市と比較しても、値上げをせず、現行のまま運営することが望まれます。

そして、２つ目の反対の理由は、本会議で指摘されたとおり、トレーニングルーム使用料一月単位の料金について、条例で定められていないにもかかわらず、市民から一月1,000円の金額を徴収していました。このようになった経過説明では、昭和59年、総合体育館にトレーニングルームが併設され、人気がなかったこと、利用者が少なかったことから、昭和61年に一月1,000円の金額を設定し、決裁を経て、今日まで経過してきたというものです。

市民の健康を守るため、利便性を図るため、利用促進を進める上では、施策として評価できます。しかし、条例にしなければならない認識がなかったこと、これまで気がつかなかったことは残念でなりません。

そして、まず市がやらなければならないことは、現条例に基づいて対応することが必要ではないでしょうか。市民該当者に対し、返還をするべきと考えます。しかし、１カ月５回以上使用すれば安くなっている。返還しても、逆に徴収することになると理由を上げ、返還の考えはないことが答弁されました。

今回のような事態が起こったことは市に責任があります。ですから、今回の場合、

徴収する費用がかかった場合は、市の責任において処理を行うべきです。

また、市民への説明をどうするのかという点では、33年経過し、市民の方々には広く周知されてきていることを理由に、説明の考えがないと答弁をされました。市民への説明責任が問われます。

今回のことを教訓とし、市民の健康を守る役割を果たす上で、条例手続上、問題があったことはきちんと市民に明らかにし、説明することを求め、反対討論といたします。

○吉本議長　次に、本案に対する賛成の発言を許します。

井神慶久議員。

○井神議員　議案第66号　岩出市民プール設置及び管理条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論いたします。

本議案の料金改定については、新しいプールができること、また、トレーニングルームについては、新しい器具が導入され、充実するということであり、それぞれ設置されて以来、初めの改正となりますが、他市町村に比較して安価であることから、住民の理解が得られるものと考えます。

なお、本会議の議案審議において、これまで発行した１カ月券に関して、根拠となる条例がないということで、使用料を返還すべきであるという指摘がありましたが、委員会における執行部の答弁で、トレーニングルームの使用料については、岩出市体育館設置及び管理条例第６条に定められる別表、備考６に基づき発行しているが、別表への記載がなかったとのことであります。

１カ月券の導入は、広報紙等で周知されており、さらに言えば30数年にわたり、認知され、利用されていることでありますので、使用料については返還する必要はないものと考えます。

また、健康増進やスポーツの振興に資するといった住民視点に立った場合、不利益を与えたものではなく、少しでも安価で利用できることはありがたいことであると思います。

議会としても、これまで決算議案等の認定してきたこともありますが、今後、法に定める分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例に記載されるよう申し添えしまして、私は賛成といたします。

○吉本議長　次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　議案第66号　岩出市民プール設置及び管理条例について、私は反対の立

場から討論を行います。

今回のプール及びトレーニングルームの使用について、使用者は１人１回につき200円から100円アップして300円に値上げをするというふうになっております。

本来、地方自治体が住民サービスを提供する際、その対価として料金を徴収しています。市民の皆さんは、手数料と使用料を同じとして認識されておられますが、手数料は、地方自治法227条を根拠として、特定の者のためにする事務への対価であります。使用料は、自治法225条を根拠に、行政財産の使用または公の施設の使用への対価として徴収される点で性質が異なります。

いずれも歳入として収入となり、市の歳入に入ります。これらを徴収できる法の根拠は、地方自治法227条及び228条において、条例で定めなければならないとうたわれております。

さらに、受益者負担の基本は、利用者が受けたサービスについて、その費用は税金ではなく、利益を受ける者に負担が発生し、その金額を徴収できるとするものであり、そこには受益と負担の公平性を考えて、行政サービスすべきものであります。

しかし、今回の値上げの原価計算は明らかにせず、一般的な理由としている点であります。貸し出し施設に係る年間経費、年間人件費、物件費、対象総面積、稼働率等々から、数値的に原価を出しておりません。これでは全く意味不明であり、理解ができないのであります。

地方自治体は営利団体ではありません。さらに、今回、明らかになったことは、現在、１日200円、１カ月利用料定期券は1,000円をいただいておりますと、条例に明記されていないにもかかわらず、徴収していたことであります。

教育部長が、条例の中ではうたっておりません、申しわけありませんと謝罪がされましたが、市長公室長、市長が、金額については、毎年、決算審査特別委員会において議会で認定いただいておりますと強弁を言い、さらに市長は、あんたの言うように、そない議会って頼りないもんかい。議会で決算認定したということは、全て認めたことではないかのか。それをそこまで言うとは、自分でみずからを卑下しているんと一緒やぞ。そのぐらい議会を侮辱するなと言うんやと、私に対して高圧的に恫喝する発言をしてきました。

決算において、議会が認定しているから合法であるとは、我田引水の論法であります。ならば、過去、大門池賃貸借契約も議会において認定したものであり、ちゃぶ台をひっくり返してきたのは誰なのか、問われなければなりません。

議会並びに行政は、法に従い、事業を遂行すべきであり、今回の発言は独裁的で

あり、余りにもひど過ぎる発言であることを申し添えておきます。

附則で、障害者や健康を維持したいとトレーニングに励んでおられる高齢者等々の配慮を考え、減免制度も考えていないことであります。

よって、私は66号議案には反対といたします。

○吉本議長　次に、本案に対する賛成の発言を許します。

山本重信議員。

○山本議員　議案第66号　岩出市民プール設置及び管理条例の一部改正について、私は賛成討論をいたします。

今回は、新プールを建設したことによる新料金体制、さらに言えば、今後のことですが、旧プールの跡地の活用についても費用が必要となってくるものと思います。少しでも歳入財源をふやしていくことが求められる中において、他市町村との比較において遜色のない安さであり、住民理解が得られるものと考えます。

なお、当時の担当者が、トレーニングルームの１カ月券について、昭和61年にできて以来、ずっと販売されているということで、本来であれば、このときに条例にうたうべきであったところ、条例化の手続がなされていないということについては大いに反省していただき、今後二度とこのようなことがないようにしていただきたいと強く要望いたします。

ただ、１カ月券ができてから33年が経過していますが、議会としても、この間、ずっと見過ごしてきたことも事実であります。本議会において、条例のないところからお金を市民から巻き上げるとか、決算で認定ですればどんなこともできるのかというような発言がありましたが、そんな話ではなく、33年間という長い年月の中で、議会として決算で認定し、条例の不備を見逃してきているということについて、私は、その責任の一端はあるのではないかと考えております。

新しいプール、新しいトレーニングルームが、市民の憩いの場として、多くの市民に利用していただくことが、私たち本来の仕事であります。このことを願って、賛成討論といたします。

○吉本議長　ほかに討論ありませんか。

（な　　し）

○吉本議長　以上で、議案第66号に対する討論を終結いたします。

議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○吉本議長　起立多数であります。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第14　選挙第１号　岩出市選挙管理委員の選挙

○吉本議長　日程第14　選挙第１号　岩出市選挙管理委員の選挙を行います。

地方自治法第181条第２項の規定により、選挙管理委員の定数は４名です。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○吉本議長　ただいまの出席議員数は、16名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○吉本議長　投票用紙の配付漏れはありませんか。

（な　　し）

○吉本議長　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○吉本議長　異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人を記載の上、演壇に備えつけの投票箱に２番議席の方から順次投票をお願いいたします。

（投　　票）

○吉本議長　投票漏れはありませんか。

（な　　し）

○吉本議長　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○吉本議長　開票を行います。

会議規則第31条第２項の規定により、立会人に２番議席の井神慶久議員及び５番議席の梅田哲也議員を指名いたします。

両名の立ち会いをお願いいたします。

（開　　票）

○吉本議長　立ち会い、ご苦労さまでした。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票15票、無効投票１票です。有効投票のうち、亀田保夫さん５票、小川昌子さん４票、赤井満さん３票、前田雅宏さん３票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、１票であります。

よって、岩出市選挙管理委員に、亀田保夫さん、小川昌子さん、赤井満さん、前田雅宏さんが当選されました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第15　選挙第２号　岩出市選挙管理委員補充員の選挙

○吉本議長　日程第15　選挙第２号　岩出市選挙管理委員補充員の選挙を行います。

地方自治法第182条第２項の規定により、選挙管理委員補充員の定数は４名です。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○吉本議長　ただいまの出席議員数は、16名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○吉本議長　投票用紙の配付漏れはありませんか。

（な　　し）

○吉本議長　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○吉本議長　異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人を記載の上、演壇に備えつけの投票箱に２番議席の方から順次投票をお願いいたします。

（投　　票）

○吉本議長　投票漏れはありませんか。

（な　　し）

○吉本議長　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○吉本議長　開票を行います。

会議規則第31条第２項の規定により、立会人に２番議席の井神慶久議員及び５番議席の梅田哲也議員を指名いたします。

両名の立ち会いをお願いいたします。

（開　　票）

○吉本議長　立ち会い、ご苦労さまでした。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票15票、無効投票１票です。有効投票のうち、堀口健三さん５票、味村万喜子さん４票、鳥本富貴さん３票、松田長次郎さん３票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、１票であります。

よって、岩出市選挙管理委員補充員に、堀口健三さん、味村万喜子さん、鳥本富貴さんが当選されましたが、鳥本富貴さん、松田長次郎さんが３票で同数であります。

地方自治法第182条第２項の規定により、３票で同数の鳥本富貴さん、松田長次郎さんの３番、４番の順位の決定をくじで定めます。

くじを引く代理人の指名を行います。

３票で同数の鳥本富貴さんの代理人に２番議席の井神慶久議員、松田長次郎さんの代理人に３番議席の山本重信議員、以上の方は、演壇の前にお願いいたします。

まず、くじを引く順番のくじを引いてください。

（順番くじ）

○吉本議長　１番、松田長次郎さんの代理人は山本重信議員、２番、鳥本富貴さんの代理人は井神慶久議員であります。

それでは、本くじを順番に引いてください。

（本くじ）

○吉本議長　くじの代理、ご苦労さまでした。

くじの結果を発表いたします。

３番は鳥本富貴さん、４番は松田長次郎さん。

以上の結果、岩出市選挙管理委員補充員は、１番順位、堀口健三さん、２番順位、味村万喜子さん、３番順位、鳥本富貴さん、４番順位、松田長次郎さんに決定いた

しました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第16　議員派遣について

○吉本議長　日程第16　議員派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第158条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第17　委員会の閉会中の継続調査申出について

○吉本議長　日程第17　委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

各委員会委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付の申出書の写しのとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することに決しました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

○吉本議長　以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月18日火曜日、午前９時30分から開くことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月18日火曜日、午前９時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会　（10時10分）

議　会　定　例　会　会　議　録

平成３０年１２月１８日

岩出市議会

議事日程（第４号）

平成30年12月18日

開　　議　　９時30分

日程第１　　一般質問

開議　（９時30分）

○吉本議長　おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第１　一般質問

○吉本議長　日程第１　一般質問を行います。

一般質問は、13番、奥田富代子議員、15番、増田浩二議員、14番、市來利恵議員、６番、田畑昭二議員、16番、尾和弘一議員、以上５名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い発言席から順次質問を許可いたします。

通告１番目、13番、奥田富代子議員、一問一答方式で質問をお願いいたします。

奥田富代子議員。

○奥田議員　おはようございます。13番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で、１点目、買い物弱者への支援について、２点目、ＩＣＴを活用した教育について、３点目、災害時の自助・共助・公助についてで伺います。

まず１点目、買い物弱者への支援についてです。

少子高齢化が急速に進む今日、2025年には団塊の世代の方全てが後期高齢者になります。地域福祉協議会が岩出市にお住まいの高齢者から伺った声を身近な困り事集としてまとめられています。声の一例を挙げますと、車にも自転車にも乗れないので買い物が大変、スーパーに行くにも歩いてでは遠く、タクシーだと近いので運転手に嫌がられてしまう場合もある。車の運転をやめようと思うが、タクシーは高く、買い物や通院のたびに利用できない。不便になるので、車に気をつけて乗っている。近所の人たちと以前より交流がなく、足が弱くなってからは、ますます家の中で過ごすことが多くなった。話し相手がいないなどなど、載っています。日々の暮らしに欠かせない買い物に不便を感じている高齢者は、大変多くいると思われます。

岩出市には、後期高齢者は何人いらっしゃるのでしょうか。

買い物弱者と言われる買い物に困っている高齢者に対し、どのような支援をされているのでしょうか、お伺いいたします。

○吉本議長　ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　おはようございます。奥田議員ご質問の買い物弱者への支援についての１点目、後期高齢者の人数についてでございますが、平成30年11月30日現在における後期高齢者の人数は、5,281名となってございます。

続いて、２点目の買い物弱者への支援についてですが、本市では、買い物弱者を含めた高齢者等交通弱者の日常の移動手段を確保することを目的として、岩出市巡回バスの運行を行っております。運行経路につきましては、市役所を初めとする公共施設やＪＲ岩出駅、スーパーなどの商業施設付近にバス停を設置し、市内の各地域を巡回しております。また、市では65歳以上の方などには無料で巡回バスをご利用いただけるように、あいあいカードの発行を行っております。

○吉本議長　再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員　人生100年時代と言われ、健康な高齢者はふえています。しかし、一方で体力の低下などにより、家から出ることや、人との交流が減少する高齢者も少なくありません。孤独は万病のもと、生活習慣病以上のリスクがあるとも言われています。

広報いわでの12月号に、健康寿命をのばそうのコーナーで、「＋10（プラス・テン）にチャレンジ！」と載っています。プラス・テンというのは、国が今よりも10分多く体を動かすことを提唱したものです。全ての年代において、ここ10年間で、１日当たりに歩く歩数が1,000歩減少している。1,000歩は10分の歩行に相当するので、プラス・テンとなったとのことです。

プラス・テンで体を動かすというのは、ウオーキングなどの運動だけではなく、掃除や買い物、通勤、畑仕事などの日常生活を含みます。このことからも、高齢者にとっては、買い物に困っているからといって、誰かに買い物をしてきてもらうのではなく、店内を歩き、自分で買い物をすることが健康増進につながり、介護予防にもつながると考えられます。

山形県天童市では、ことしの10月から全国初の試みとして、買い物に行きにくい高齢者の支援を市と介護事業者、スーパーなどの商業施設が連携して送迎、高齢者自身が店内を歩き、買い物をしてもらうことで、健康増進や認知症の予防をする事業を行っているということです。これは買い物支援だけでなく、ショッピングを利用したリハビリにもなります。利用者は、30分の買い物で、歩数計は1,117歩を示

し、最近、こんなに歩いたことはない、ストレスも発散できて楽しいと話しているということです。

岩出市でも介護施設を利用している高齢者は、既にこのようなサービスを受けていると思われますが、自宅でひとり住まいとか、子供と住んでいても仕事で帰るのが遅いなどの理由で、高齢者が閉じこもるようなことがないように、市が介護事業者や商業施設と連携し、買い物支援につなげてはいかがでしょうか。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　奥田議員の再質問にお答えをいたします。

現在、市では高齢者の閉じこもり予防としまして、生活支援サービス体制整備事業において、それぞれの地域で高齢者の交流の場となっている活動の場について把握できたものを交流マップとして市ウェブサイトに掲載しており、今年度中に冊子版の作成を予定しております。

この交流マップには誰でも気軽に参加できるサロンや体操、学習会などを掲載しており、高齢者の方が地域で活動していただくためのツールとして提供することとしています。

また、市では介護予防のための健康体操である岩出げんき体操を推進しているところです。岩出げんき体操は、高齢者の方が自宅から歩いていける場所に集まって運動するものであり、岩出げんき体操に取り組む団体を支援する応援講座を実施しております。

これら交流の場に興味を持っていただき、参加していただくことで高齢者同士の交流が深まり、生きがいと楽しみを持った生活を送ることができ、閉じこもり予防あるいは介護予防につながると考えております。

奥田議員ご提案の買い物支援につきましては、全国初の試みということであり、実施している自治体、山形県天童市の状況について、まず情報収集をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長　再々質問を許します。

（な　　し）

○吉本議長　これで、奥田富代子議員の１番目の質問を終わります。

引き続きまして、２番目の質問をお願いいたします。

奥田富代子議員。

○奥田議員　次に、ＩＣＴを活用した教育について伺います。

国では21世紀にふさわしい学校教育の実現として、ＩＣＴ教育環境の充実を推進しています。当市議会厚生文教常任委員会では、本年５月に、ＩＣＴ教育の先進地域である広島県竹原市を視察させていただきました。竹原市情報課教育推進事業の実施計画では、平成24年度から25年度を導入期、平成26年度から29年度を充実期、平成30年度から31年度を発展期として、段階的にＩＣＴ環境、教員のＩＣＴ活用能力、校務支援システムの調整を図っています。

視察で訪れた竹原市立中通小学校では、平成21年度から電子黒板の活用、研究をスタートし、既に10年目になるということで、タブレット端末の活用は６年目ということです。現在は、全学級に天使黒板が整備され、実物投影器とインターネットにも全て接続されています。無線ＬＡＮは４台、タブレット端末は29台配置されています。

ＩＣＴを活用した授業の見学もさせていただきました。タブレットと電子黒板を活用した国語科の授業では、共同的な学びを通して、読解力、表現力の育成を目指していました。体育では、録画した自分の姿を見ることにより、映像で分析し、修正点を確認することができます。平成28年度からは、３学期からプログラミング教育を開始しているということです。

岩出市の教育現場におけるＩＣＴ環境の現状についてお伺いします。

また、ＩＣＴを活用した教育についての考えをお聞きいたします。

○吉本議長　ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○塩﨑教育長　奥田議員のＩＣＴを活用した教育について、お答えいたします。

１点目のＩＣＴ環境の現状につきましては、現在、岩出市の各小中学校には、パソコン教室と電子黒板各１台、教員用パソコン100％の配置などをしています。

２点目のＩＣＴを活用した教育についての考えについてですが、新学習指導要領では、情報活用能力の育成が重要事項として位置づけられました。これを受けて、ＩＣＴなどを活用して情報活用能力の向上を図るため、各学校においてコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図るため、岩出市教育情報化推進計画を策定し、ＩＣＴを活用した教育の充実に向け、計画的に実施してまいりたいと考えております。

○吉本議長　再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員　今、各学校に１台、電子黒板が配置されているとお伺いいたしましたが、どのような使われ方をしているのか、お聞きいたします。

それから、ＩＣＴを活用することでどのような教育効果を目指しているのかについて、教えてください。また、今後、ＩＣＴ教育環境を充実するための計画について伺います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　奥田議員の再質問の１点目、電子黒板を活用した授業の取り組みということでお答えさせていただきます。

具体的には、文部科学省から配布されたデジタル教材を電子黒板に映し出しまして、子供たちによく見せたい部分の拡大や、強調したい箇所を焦点化させたり、画面を見ながら質問をして答えさせたりといったことをしてございます。

また、デジタル教材には音声も入っていることから、デモンストレーションや確認の場面で音声を繰り返し再生することで、全ての学校において、一律に外国語の授業を行っております。

電子黒板は、通常の黒板と同じように、書き込みなどの操作ができることから、映し出した資料の上に、例えば、円を描いたり、線でつないだりとか、こういったこと、いろんな使い方ができております。

それから、２点目、教育の効果ということですけども、コンピュータが身近になった現在におきまして、子供たちがその仕組みを知り、活用できることが大切になってきます。授業における効果という面では、教科書やノートを実物、投影機を使って大型の提示装置に大きく映すことで、子供たちの顔が上がって、意欲的に、また集中して授業に向き合うことができます。また、視覚的に捉えやすく、思考が可視化することで、自分や他者の思いがより明確になるなど、わかる授業の手段の１つとして活用が求められております。

さらに、教員の日々の教材研究や準備においても、例えば、資料を拡大印刷して黒板に掲示している今の状況から、大型掲示装置に拡大掲示することで、資料作成の時間や費用が削減できるとともに、作成資料をほかの教員と共有することで、よりよい授業づくりにつながる。子供たちの学力の定着につながるものと考えてございます。

３点目、今後の計画ということですけども、情報教育推進計画というのを今年度

策定いたしました。これ３年計画ということになってございますが、来年度から３年計画で、こういった設備を集中して設置してまいりたいと考えてございます。

○吉本議長　再々質問を許します。

（な　　し）

○吉本議長　これで、奥田富代子議員の２番目の質問を終わります。

続きまして、３番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員　災害時の自助・共助・公助について伺います。

これまで岩出市は、比較的、災害の少ない暮らしやすいまちと感じていましたが、ことし９月に発生した台風21号では、住民のほとんどが大なり小なり被害を受けました。間もなく新年を迎えようというこの時期になっても、いまだにまちのあちこちにブルーシートで応急処置をしている家屋が見受けられます。

台風21号のときは、長時間の停電で困っている方が多くいらっしゃいました。私も気になる高齢の方を訪問したところ、屋根瓦が飛び、雨漏りが激しく、頼みの夫は入院中、ご本人は少し目と足が不自由なため、停電の自宅で夜を過ごすのは危険と感じ、最寄りの公民館に避難する準備をしているところでした。タイミングよく暗くなる前に避難所までお送りすることができ、安心しました。

避難所で、夜中、ひとりぼっちだったら不安と言っておられましたが、数人の方が避難してこられたのでよかったと伺いました。また、市の女性職員が、その避難所にいてくれたので大変心強かったと話されていました。

少人数の場合は、避難所の生活にも混乱なく行えますが、大人数の方が避難する場合、例えば、総合体育館や小中学校の場合は、避難所運営マニュアルに基づき運営することになると思いますが、国が示す運営マニュアルは、東日本大震災を受けて、要配慮者支援等の内容が見直され、平成25年に改定されました。

また、熊本地震での教訓を踏まえて、平成29年３月にも改定されています。さらに、要配慮者への支援及び食物アレルギー対策を充実させるため、平成30年４月にも改定されています。

１点目として、市の避難所運営マニュアルもこれらの改定が反映されているのか、お聞きいたします。

次に、避難所では行政に任せ、頼るだけでなく、住民が主体となって運営をする、また助け合う共助が必要です。避難所が混乱せず運営されるためには、避難所運営リーダーの存在が欠かせないと思います。避難所運営の訓練や講義など、リーダー

養成の現状とリーダーとして避難所運営に携われる人数をお聞かせください。

次に、岩出市は南海トラフ巨大地震が行った場合、津波の浸水想定には入っていませんが、地震については震度６強、建物１万9,000棟のうち600棟が全壊、2,300棟が半壊と想定されています。

市民が自分自身で身を守る自助については、保存版岩出市防災マニュアルやハザードマップ、またウェブサイトでも啓発されていますが、日々の暮らしの中でできる防災という視点での啓発についてお聞かせください。

○吉本議長　ただいまの３番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　奥田議員ご質問の３番目、災害時の自助・共助・公助について、お答えいたします。

１点目の避難所運営マニュアルについてですが、地震、津波、風水害等の大規模災害が発生し、住民が避難を余儀なくされる場合に備えて、要配慮者への対応や避難状況に応じたプライバシーの確保、男女のニーズへの違いへの配慮など、避難所環境の向上に資するため、平成25年３月に策定し、平成30年６月に改定を行い、現在、市のウェブサイトにおいて公開しております。

２点目の避難所運営リーダー養成の現状と人数についてですが、大規模災害時の避難所運営を円滑に行えるよう、運営主体となる自主防災組織の代表者など、地域における防災リーダーを対象に、和歌山県が主体となり講座を実施しております。

講座内容としましては、避難所運営に係る講義を初め避難所で起こり得るさまざまな出来事にどう対応していくかを疑似体験できる避難所運営ゲームなどを行っております。平成28年10月９日に総合保健福祉センターにて28名、本年12月15日に岩出市役所にて15名、延べ43名の参加をいただいております。

３点目の日々の暮らしの中でできる防災という視点での啓発についてですが、市内各小学校などで実施している地域防災訓練や各地域での個別の訓練などの実施支援を行っております。また、岩出市防災マニュアル、ハザードマップを平成27年３月に作成し、広報とともに全戸配布を行ったほか、新転入世帯へ配布しております。なお、本年度、内容を更新の上、新たに作成を進めており、改めて全世帯に配布する予定です。

そのほか災害発生時の被害を未然に防ぐため、家具固定・転倒防止策及び危険ブロック塀等撤去改善事業補助などを実施しております。

また、各小中学校及び保育所等を対象とした防災訓練、中学生を対象とした防災

ジュニアリーダーの育成など、若年層への防災意識の向上も図っております。

市としましては、今後もこれまでの取り組みを継続するとともに、機会あるごとに啓発、情報提供し、防災意識の高揚、普及を行ってまいります。

○吉本議長　再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員　ことしの台風21号のときは、瓦れきや飛んできた農業ハウスのビニールやトタン、カーポートの屋根など、災害廃棄物の置き場が決まっていなかったため、ある自治会では、とりあえず自治会内の公園に集め、自治会長がクリーンセンターに運べるものは運んでいました。しかし、大半の市民は、どこに置き、誰が運ぶのか、どう処理するのか、わからなかったため大変戸惑っていました。

巨大地震ほどの規模でなくても、災害廃棄物が出るような災害が起こった場合の対策についてお聞かせください。

先ほど自助については、防災意識の高揚、普及ということで、地域防災訓練や家具固定・転倒防止策や危険ブロック塀の撤去、防災ジュニアリーダーの育成等で啓発、情報提供されているとお聞きいたしました。

ここに「東京くらし防災」という本があるんですけども、これは、わたしの「いつも」がいのちを救うというサブタイトルのついた冊子です。これは東京都が女性の防災への参画を促すとともに、一層きめ細やかな災害への備えを促進することを目的に、女性の視点から防災ブックを作成し、都民に配布しているものです。

私も、これ参考のために取り寄せて読んでみました。親しみやすいイラストやキャラクターを活用し、生活のシーンごとに、暮らしの中でできる防災対策を紹介してあり、大変わかりやすく、また実践しやすいと感じました。前書きには、防災で一番大切なこと、それは命を守ることです。東京に大地震が来る。その日に備えて何か行動を起こしていますかとのアンケートにも見られるように、具体的な方法がわからないという理由で、災害の対策をしていない人もいるのではないでしょうか。そんな人に防災を始めてほしくて、「東京くらし防災」は生まれました。

この本で伝えたいのは、いつもの暮らしの中でできる防災です。毎日の行動や習慣にちょっとした工夫や発想を加えるだけで、防災が暮らしの中で始まりますとあります。岩出市でも、この本を参考に、日々の暮らしの中でできる防災を市民に情報提供してはいかがでしょうか。

それから、もう１点、この「東京くらし防災」の中に液体ミルクのことが書いてあります。東日本大震災や熊本地震のとき、フィンランドから救援物資として乳児

用液体ミルクが届けられ、話題になりました。液体ミルクとは、成分が母乳に近く、乳児に必要なビタミンやたんぱく質といった栄養素を加えた液体状の乳製品です。常温保存が可能で、粉ミルクのようにお湯を用意する必要がないことから、災害時には重宝いたします。また、母乳で育てているから粉ミルクも液体ミルクもなくて大丈夫と思っているお母さんでも、災害時のストレスで母乳が出なくなることも考えられます。

2009年には、日本乳業協会が液体ミルクの販売解禁に向け、規格基準の設定を厚労省に要望したほか、市民団体から販売解禁を求める声が上がっていました。その後、安全性や必要な栄養分が確認され、ことし８月には乳児用液体ミルクが解禁になりました。国内での製造や販売が可能になりました。今後、国内で製造販売が行われるようになると思いますが、市では災害時の備蓄品として取り入れる考えについてお伺いいたします。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　奥田議員の再質問のうち災害により発生した廃棄物の関係について、お答えをいたします。

先般の台風21号では、暴風による被害で屋根瓦やトタンなどの工作物が飛散し、市内各地でさまざまな廃棄物が発生し、処理方法についても多くの市民から問い合わせがございました。中でも通常は、市では処理できない瓦れき類に対する問い合わせが多く、適正処理困難廃棄物回収の機会をご案内いたしました。

現在は、当時の対応を検証するとともに、災害の種類や規模あるいは市内の被災状況など、さまざまなケースを想定し、廃棄物処理の体制や仕組み等について検討しておるところです。

また、市ウェブサイトの内容を拡充する等、市民の周知についてもより一層努めてまいりたいと考えております。

○吉本議長　総務部長。

○大平総務部長　奥田議員の再質問のうち東京都が発行している「東京くらし防災」があるが、岩出市においても、この本を参考に、暮らしの中でできる防災を市民に伝えてはどうか。液体ミルクを備蓄品として取り入れる考えはという２点について、お答えいたします。

まず１点目、「東京くらし防災」は、日常の暮らしの中でできる防災、毎日の行動や習慣にちょっとした工夫や発想を加えるだけで、防災が暮らしの中で始まりま

すとし、日常生活でできる防災がいろいろ紹介されており、大変参考になるものです。本市においても、このような冊子等を参考にしながら、広報紙やウェブサイトで市民の皆様にお伝えできるよう研究してまいります。

また、液体ミルクについては、本年８月８日に製造、販売が解禁になったところであり、粉ミルクのような調乳の必要がなく、使いやすいという利点がありますが、解禁になって間もないことから、今後研究してまいりたいと考えます。

○吉本議長　再々質問を許します。

（な　　し）

○吉本議長　これで、奥田富代子議員の３番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

通告２番目、15番、増田浩二議員、一問一答方式で質問をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員　15番、増田浩二。議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

まず最初に、平成31年度一般会計予算について質問をしたいと思います。

現在、国においては、安倍首相のもとで、本来は国民生活向上の施策推進、命と暮らしを守るべき政治が求められていながら、自衛隊員の命を危険にさらす憲法改悪や沖縄県民の意思を踏みにじる行為を初め、入管法、漁業法、水道法など、まともな審議なしで国会運営自体を強行採決するなど暴挙を重ねています。

来年には、消費税を10％に引き上げ、インボイス制度の導入で、ますます国民生活を苦しめる。こういう対応も行おうとしてきています。

後期医療制度では、保険料軽減措置において、年収80万から168万円以下の方に負担増となる方針も打ち出されてきています。その根本には、アメリカ追随の姿勢や大企業奉仕のための財源づくりの政治が根底にあります。

このような中で、国の悪政に対して、岩出市民の生活を守る政治が平成31年度には求められてきています。今、来年度予算編成時を迎えていますが、中芝市政において、平成31年度においてどのような予算を組んでいくのか。以下７つの点から市長にお聞きをいたします。

まず１点目として、市民生活改善にはどのような改善対策をとろうとしているのか。

２点目として、消費税率が10％に引き上げられた場合、予算編成面でどのような影響を与えると認識しているのか。また、インボイス方式によって、中小零細業者など、市民生活でどのような影響が出ると捉えているのか、お聞きをしたいと思い

ます。

３点目として、予算編成方針では、徹底した歳出削減に取り組むと、施政方針の第１点目に書かれていますが、この点では市民サービスの後退につながるのではないか。どのような面を削減するつもりなのか、お聞きをします。

以下４点目として、平成32年度までの第２次長期計画満了まであと２年となりましたが、残された課題は何か。また、平成31年度でどのような事業を行う予定なのかをお聞きをします。

５点目として、市政懇談会でも、高齢化社会を反映した移動手段の改善、交通網の充実改善を求める声が多々出されていますが、住民の移動手段の実態や、どのような改善が求められているのかを調査するアンケートの実施や、公共交通に対する改善策の調査、研究を行うことが求められていると考えますが、市の考えをお聞きをします。

６点目として、消防委員会において、災害対策面では、今後はブルーシートの無料配布を行っていきたいということが言われましたが、災害対策や防災対策面ではどういった充実策を展開していく考えを持っているのか、改善面をお聞きをします。

７点目に、職員体制面では、今年度において途中退職、死亡等で人員減があっても職員の補充対応がされない実態もあります。そうでなくても職員が年休すらとりにくい状況がある中で、職員体制の充実こそ市民サービス向上につながると考えますが、今後の体制面はどのように進めていくのかをお聞きをします。

○吉本議長　ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　皆さん、おはようございます。

増田議員の平成31年度当初予算についてのご質問にお答えをいたします。

平成31年度については、第２次岩出市長期総合計画期間満了が翌年に迫っていることから、まちづくりの大綱に掲げる各施策を着実に進めるとともに、人口減少、災害対策、公共インフラの新規・更新整備、社会保障関係費などの市が直面する諸課題に対応していく必要がございます。特に人口減少に対する取り組みを進めていくため、岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、平成29年度を地方創生・岩出市創生幕あけの年と位置づけ、人口対策につながる事業を重点かつ優先的に取り組んでいるところでございます。

このような中、平成31年度予算編成においては、消費税引き上げや諸施策も含めた国の動向は、依然として不透明となっております。そのため平成31年度の財政運

営の軸を引き続き健全財政の堅持とし、経常経費の削減及び自主財源の確保に努めながら、今後の社会経済情勢の変化におくれることなく、市民サービスを効率的・効果的に提供できるよう予算編成方針を打ち出し、現在、編成を進めているところでございます。

詳細な内容は、担当部長から答弁いたします。

また、平成31年度当初予算は、次回の定例会に上程いたしますので、その際はご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○吉本議長　総務部長。

○大平総務部長　増田議員の平成31年度当初予算についてのご質問にお答えいたします。

１点目の市民生活向上に向けた改善施策について、お答えします。

現在、予算の編成を進めている段階であるため未定でありますが、さきに市長が答弁をしましたとおり、予算編成方針において、人口減少、災害対策、公共インフラの新規・更新整備、社会保障関係費などの市が直面する諸課題への対応に取り組むこととし、編成作業を進めているところでございます。

次に、２点目の消費税が引き上げられた場合における予算編成面での影響について、お答えいたします。

現時点では、消費税引き上げに伴う国の社会保障制度の改正及びインボイス方式の対応内容が不透明でありますが、保育料の無償化など、市の施策、予算に与える影響は大きいと考えております。また、国の制度改正のほか、歳入では、市の使用料、手数料への増税分の転嫁が必要となること、歳出では、支出に係る消費税分の増加などの影響があると考えております。消費増税に対応する歳出予算編成に関しましては、可能な限り前倒しで執行する、想定をするなどの対策を行っております。

なお、このように消費税の引き上げを初めとした国・県の動向は、予算編成に影響を来すため、十分な情報収集に努めているところでございますが、方針が明確でない点もあることから、必要に応じ、補正予算での対応も必要かと考えております。

次に、３点目の徹底した歳出削減に取り組むと打ち出しているが、市民サービスの後退につながるのではないかについて、お答えいたします。

議員ご質問のとおり、基本方針の１点目で、歳入財源の確保及び歳出経費の削減を打ち出しておりますが、これは財政運営の軸である健全財政の堅持に向けた取り組みの１つであり、市民サービスの低下を来さないことを基本方針の前提としていることから、後退につながるような削減になるとは考えておりません。

次に、増田議員ご質問の５点目、市政懇談会でも高齢化社会を反映した移動手段の改善、交通網の充実改善を求める声が多々出されている。移動手段の実態やどのような改善が求められているかを調査するアンケートの実施や公共交通改善策を研究実施すべきということについてでございますが、岩出市では、市内を運行する巡回バスや市域を超える紀の川コミュニティバス、大阪方面路線バスを運行し、利便性の向上に努めているところでございます。

特に、高齢者等交通弱者の日常の移動手段である巡回バスに関しましては、平成26年度に巡回バスに関するアンケート調査を実施し、バスの利用状況や要望事項の把握を行っております。また、平成28年度には、巡回コースの一部ルートの見直しや停留所の増設、ダイヤ改正を実施いたしました。

市といたしましては、現在のところ、実態調査等に関するアンケートを実施する考えはございませんが、今後も利用状況等を注視し、より利便性の高い運行を実現するため、岩出市地域公共交通協議会において、引き続き研究を行ってまいります。

次に、６点目のご質問の災害対策面では、消防委員会で、今後はブルーシートの無料配布を行っていきたいとされたが、災害や防災対策面でどう充実させる施策をとるのかということについてでございます。

平成30年10月16日に開催いたしました消防委員会において、ブルーシート備蓄等の検討は必要である旨をお答えしております。また、災害防災対策面につきましては、多発する風水害や近い将来発生するとされている大規模地震に備え、自助・共助・公助のバランスのとれた防災体制の確立、市民の防災意識のさらなる高揚に向け、自主防災組織の結成及び育成を推進するほか、地域防災訓練の実施、家具転倒防止金具取付事業、危険ブロック塀等撤去改善補助事業、防災行政無線のデジタル化など、積極的に事業を進めてまいります。

次に、ご質問の７点目、職員体制面についてお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、職員体制の充実が市民サービスの向上につながるというふうに考えますが、職員を動員すること以外でも、職員体制の充実はできると考えております。職員個々の資質の向上、組織の見直しのほか、組織の垣根を越えての助け合いなどにより、その充実を図っているところであり、今後も努めてまいります。

なお、年度途中の退職などにより欠員が生じた場合は、職務内容や業務量を考慮し、必要に応じて補充を行ってございます。

○吉本議長　市長公室長。

○久嶋市長公室長　増田議員のご質問の４点目についてお答えいたします。

予算編成方針の基本方針にありますように、事業の実施に当たり、各事業ともに目的、目標の達成が目指すべき事業の方向性となり、第２次岩出市長期総合計画の将来像である「活力あふれるまち　ふれあいのまち」の実現に向けた取り組みとなります。

第２次岩出市長期総合計画については、４つのまちづくり大綱に掲げる各諸施策に対し、事業の進捗管理、目標達成に向けたＰＤＣＡの取り組み等について、毎年、四半期ごとの実施計画ヒアリングを行っているところです。

現在、主な取り組みとして、住んでよかったと思えるまちづくりについては、都市基盤整備となる下水道の普及促進や交通渋滞対策への道路整備、根来を中心とした観光振興、安全で安心して暮らせるまちづくりについては、防災訓練、自主防災組織の結成による地域防災活動の推進、浸水対策等のハード整備を含めた防災まちづくり、笑顔あふれるまちづくりについては、児童生徒の学力向上につながる教育環境の整備、生きがいづくり対策として、生涯教育やスポーツ環境の充実、文化活動の推進及び文化資源の保護等によるふるさとづくり、元気で健康なまちづくりとして、社会保障制度による保健・医療の充実、健康づくりの推進となる健康診断、講座・教室の実施、子育て支援対策として、保育所、包括支援センター等の充実、高齢者を支える介護保険事業の充実など、さまざまな施策に取り組んでいるところでございます。

これら事業を総合的にバランスよく、健全財政を堅持し、将来的な展望を持ち、行政を進めていくことが最大の課題と考えておりますので、引き続き住民サービスの向上を念頭に、各諸施策の推進に努めてまいります。

市長公室では、平成33年度の計画策定に当たり、平成31年度では第２次長期総合計画の総括と住民意識調査を実施するなど、次期計画策定の基礎資料の準備を進めてまいりたいと考えております。

○吉本議長　再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員　予算面、この面においては、先ほども言いましたけれども、消費税の増税、これが大きな影響を与えるわけであります。この点では、今、既にかつらぎ町なんかでは、与える影響、これがどれぐらいになるのかということなんかも、もう既に計算がされています。かつらぎ町では、平成29年度の決算ベースで計算して、１億1,000万円が実質負担増というふうになるんだということが明らかになってき

ています。

岩出市では、10%になった場合、負担増はどれぐらいになると見込んでいるのか、この点をお聞きをしたいと思います。

２点目には、市民生活、この市民生活面では、小売業、サービス業などにおいてインボイス制度の影響が出ると言われています。岩出市では、現時点で1,100件余りの事業所のうち、卸売・小売業で406件、宿泊・飲食サービス業で205件という状況でありますが、実際にこの中で影響を受ける対象業者はどれぐらいあると認識をしているのか。また、対象となる事業所に対して、インボイス制度の中身や対応面について説明会を初めとした、市として、今回のこの消費税増税に対しての対応、どういうような対応を行うのか、お聞きをしたいと思います。

交通体系面、この部分については、先ほど協議会で研究するんだと。26年度でアンケートをとっているんでというようなお答えなんかもありました。私は、しっかり市として、こういう今の岩出市内の交通弱者に対する調査ですね、実態、これ本当に真剣に、今、岩出市として把握をする、こういうことが今本当に求められていると思うんです。そういうことがないからこそ、市政懇談会なんかでも、あちこちから交通体系の改善求める声、これ上がってくると思うんです。

私は、そういう点では市として改善策に取り組む姿勢がないんではないのかと。また、非常に弱いというふうに言わざるを得ないと思うんです。市として、それでは、今の岩出市内の住民の移動手段の実態、これについてはどこでどのような困難があるのか、またどういうような実態になっているのか、市としてどういうような認識を持っているのという点、これをお聞きをしたいと思います。

職員の体制面では、先ほどでは補充面、こういう面については、必要に応じて行っているんだという点言われました。この点では、じゃあ、どういうような場合に職員が欠員となった場合に必要とする状況になるのか、どういった場合に補充がされるんかという点、これをお聞きしたいと思います。

また、本来は市職員自身が、やっぱり市民生活を改善をしていく。そのためには、いろんな調査や研究、視察、こういうものなんかも私は必要だと本当に思うんですね。だから、そういう点でいうと、例えば、視察という部分なんかも含めて、全国的にこれを視野に入れていく。そのためには、１泊２日ぐらいのそういう職員の研修というんですか、視察研修、こういう部分なんかも取り組んでいく必要が本当にあると思うんですね。そういう部分については、市として現実に１泊２日というような、例えば、全国的な、とてもやないけども１泊でなければ研修できないという

ようなところに行っている実態があるのかどうか、この点もお聞きをしたいと思います。

以上の点について、再度質問をさせていただきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　増田議員の再質問にお答えいたします。

まず１点目です。この消費税の10％増税に関しての岩出市での負担増はどのぐらいを見込んでいるのかということでございますが、先ほど答弁をさせていただきましたが、今現在、さまざまな制度が打ち出されている中で、情報収集を行っているところでありますので、現時点で負担増は幾らというふうな試算は行えておりません。当然、予算編成の際には、そういったことも含めて提出をするということになると思いますが、現時点ではそこまで押さえられておりません。

次に、３点目の交通体制の面で、移動手段の実態の認識ということでございますが、これにつきましても、先ほど申しました協議会での路線バスについては、運用等の検討を毎年行っているところです。確かに一定数の移動困難な方というのはおられると思いますので、そこはバス運行事業等を充実させることによって、できるだけ支援をできるようにというふうに考えてございます。

４点目の職員の補充面で、どういった場合にするのかということでございます。基本的には、職員の採用計画を立てて、毎年度、職員採用、募集を行っております。年度途中で、当初からは予定がなかった中途退職とか、そういうのがあった場合は、試験等で行っている任用の登録の中から補充をして、採用するというふうな形で対応しておりますが、年度途中での退職者の対応については、その実態に応じて、難しい面もございますが、そういった形での補充をしております。

それと、視察を含めて、１泊２日の研修も行ってはどうかということでございますが、研修につきましては、総務課のほうで職員に対する種々の研修を行うとともに、職員が自発的に業務に関係する資格を取りに行く場合は、資格取得の補助制度等も行っておりますので、そういった対応というところでございます。

○吉本議長　事業部長。

○田村事業部長　増田議員の再質問にお答えいたします。

対象業者につきましては、消費税免税業者等が影響を受けると考えますが、市ではこの数を仕入れてございません。また、統計でも公表していないため、事業業者については不明でございます。

それと、説明会の実施についてなんですけども、平成30年11月22日に、岩出市市民総合体育館において、粉河税務署による消費税軽減税率制度説明会を実施してございます。また、商工会におきましても、平成31年１月21日に、粉河税務署による消費税軽減税率制度セミナーを実施予定と聞いてございます。

○吉本議長　再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員　消費税の岩出市の予算における影響額、これについてはまだ時間がかかるということでした。それでは、いつになったら、時期ですね、時期としてはいつごろになればその影響額というのがわかるようになるのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

それと、インボイス関係の部分の説明だって、今、粉河の税務署なんかで、商工会なんかでも行っているんだということを言われました。そういう点では、例えば、そういうことが行われた場合、岩出のホームページ、そういうところなんかでのお知らせというようなことなんかは対応されてきたんでしょうか。この点、ちょっとお聞きをしたいと思います。

それと、交通体系ですね。特にお年寄りなんかの市内を移動する不便さ、こういう部分については、本当に、今、岩出市としても検討していかないけないというような時期に本当に来ているんじゃないかというふうに思うんです。

平成26年度にアンケートをとったんだということなんですけれども、じゃあ、そのアンケートの中で見えてきたことは何なのか。その協議会の中でどういうような議論がされて、そして、今後の必要な施策、これはどういうものが要るようになるんだというようなことなんかは議論をされてきたんでしょうか。その点、今後の岩出市として、本当に住民の移動手段の解決策、これはやっぱり取り組んでいく。

そのためには、やっぱり本当の意味での市民の実態をわかるような形のアンケートというのが、私はやっぱり必要だと思うんです。時間的な部分で、何時から何時のときに利用したんだとか、場所はここからここまで移動したいんだというような地域別とか、年齢別とか、もっと細かいような、そういう部分を含めたアンケートなんかも、私は本当に検討したらいいんではないかなというふうに思うんですが、そういう点での実態調査ということは、今後もされないのか。

もしするんであれば、いつごろ、今後も一切しないというんでは私はないと思うんですね。必要に迫られる時期が私は絶対あると思うんです。そういう点では、そういう実態アンケートについての、改めて市全体を見渡したそういうアンケートと

いうのは行われないのかという点、改めてお聞きをしたいと思います。

それと、職員の面なんですが、先ほど１泊２日の部分で聞いたんですけどね。私聞いたのは、要するに職員がいろんな新しい事業をいろんな自治体でやっていると。そういうところを県の視察に行って、見学にしにいって、うちの岩出市でもこういう事業はやっぱり取り入れる必要があるんじゃないかという部分の中での調査や研究のための派遣というんですか、そういうことなんです。だから、岩出の庁舎の中で受けるいろんな研修というんじゃなしに、現地まで出向いていろんな事業を展開しているものを学んでくるということなんかは、岩出市で実際に本当にそういうことなんかがされているのか。今の職員体制の中では、現実的には、やっぱりそういうことなんかも無理ではないかのかというふうに、私は人員体制の中では無理なんじゃないかなというふうには思うところもあるんです。

だから、そういう点では、実際に年休もまともにとれないというような状況もある中で、そういうことなんかについては、市として人員体制の充実という面でも要るんじゃないかというふうに思うんです。

それと、もう１点は、先ほど、新しい職員の採用ということなんかも一部触れられたんですが、来年度、岩出市として、やはりそういう貴重な人材というんですか、そういういろんな各種技能の資格を持ったそういう職員を初めとして、本当の今の時代にマッチした斬新な、新しい発想を持ったそういう職員をやっぱり採用していくということが、私は求められていると思うんです。

そういう点では、今年度、どういうような人材を採用した、そういう採用の中身という部分については、どういう方を採用したのかという点、これもお聞きをしたいと思います。

それと、もう一つは、職員みずからが、やっぱり資質の向上、今も言ったように、新しい発想とか、斬新な発想を持てるような資格取得という点も含めた今の既存の、今おられる職員さんが資格を取っていくというための対応面、これについては、来年度どういうふうに考えているのかということを最後にお聞きしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　増田議員の再々質問についてお答えいたします。

まず１点目、いつになったら消費税の影響額がわかるのかというご質問についてでございますが、これにつきましては、最初の答弁でお答えいたしましたが、消費税の影響については、今現在わかるもの、それと情報収集をしているもの、それと

情報収集ができないというか、まだ制度自体が未定なものというふうな３つに分かれると思います。

それで、影響額の確定については、平成31年度の予算案を出した時点で、その時点での影響額は幾らかということの計算はできていると思います。しかしながら、いろいろ制度面の改正等がございますので、当初のお答えでも出しましたが、補正等の必要も出てくるというふうに今現在では考えております。したがいまして、影響額は、平成31年度の予算編成時には、その時点での計算した影響額というのはお示しできるのかなというふうに思います。

それと、交通体系の点でございますが、これについては、アンケート調査でいろいろ不便があるというふうなことを出されている点について、改正を行えるものは改正を行ったということでございます。実態調査につきましては、将来、全くしないのかということではございませんが、現時点では、それについては未定でございます。

それと、来年度、岩出市としての資格取得の話ですけども、これ、先ほどもお答えいたしましたが、職員の中で公務に関係する資格を取得したいということがありましたら、その試験なりを受ける際の助成というのを今までも行っております。これからもそういったチャレンジするというふうなことでございましたら、それについての支援は引き続き行ってまいりたいと考えてございます。

○吉本議長　総務課長。

○木村総務課長　増田議員の再々質問の中で、１泊２日で職員の研修をして、新しい事業等視察してはどうかということでございますが、１泊２日というよりは、岩出市としましては、今、和歌山県または大阪府と人事交流を行っております。その中で、いろいろ教えていただいたり、または学んでくるということが大切かと考えてございますので、今後もそういう人事交流を主に行っていきたいと考えてございます。

あと、採用の職種につきましては、技師、保健師等、あと、保育士、社会福祉士も含む資格職等をまた今後必要とあれば雇っていきたいと考えてございます。

以上です。

○吉本議長　副市長。

○佐伯副市長　増田議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど、総務部次長がご答弁させていただきました資格取得者の採用についてでございます。平成31年度では、お答えしたとおり、一般職、保健師、保育士、社会

福祉士、技師の採用を予定しているところでございます。

今回の募集に当たって応募した人数が大変少のうございます。どこの市町村あるいは民間企業におきましても、資格職の採用というのは非常に需要があるという状況でありますので、引き続きこの職種の確保のため、募集内容等、調査研究をしてまいりたいと思います。

○吉本議長　税務課長。

○松本税務課長　増田議員の再々質問について、お答えいたします。

消費税に関する説明会等、広報はということでございますけども、そのことにつきまして、年末調整説明会のときに、同時に消費税の軽減税率の説明会を行っております。これにつきましては、広報させていただいております、広報紙にて。

以上でございます。

○吉本議長　これで、増田浩二議員の１番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前11時から再開いたします。

休憩　（10時45分）

再開　（11時00分）

○吉本議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

増田浩二議員、２番目の質問をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員　次に、教育委員会事務事業評価について、４つの点で質問をします。

１点目として、ことし10月に平成29年度事務事業についての評価報告書が出されています。評価委員会から指摘をされた点について、当局としてどのような認識を持ったのかという点、また、指摘や改善をされた点については、平成31年度においてどう反映をしていくのか、お聞きをしたいと思います。

２点目としては、自己評価という点では、Ｃ評価が４つ、あとは全てＢ評価となっています。基本的には、本来、Ａ評価というのを目指して職員が取り組んでやっているというふうに思うんですが、他の市なんかと比べて、少ない職員体制面が、各種の事業を進めていく点で調査や研究、事業における改善策、こういうものに取り組む点で影響はしていないのかと、当局の見解をお聞きしたいと思います。

３点目に、各事業において積極的な予算をとって、いろんな斬新なアイデアを取り入れて、事業展開をすることによって、市民の皆さんからも学校教育、また社会

教育面でこれはいいんじゃないかというような点、また、市職員自身が市民サービスの向上が図れたと。職員自身が言える評価なるんではないんでしょうか。ほとんどの事業が継続が必要という認識に立っているわけなんですが、今後、こうした部分の中で、職員の皆さん自身がＡ評価にしていく、こういうふうにしていく手だてについては、どのように進めようとしているのか、お聞きをしたいと思うんです。

４点目に、小中学校教材、教具等整備事業、要するに学校における教材整備計画面、これにおいては、国において、毎年、800億円の地方財政措置が講じられてきています。この教材整備指針に基づく教材整備面では、この制度、これができて以来、年次的にどれぐらい活用を行ってきたのか、この点をお聞きしたいと思います。要するに、これまでの実績ですね、これについてお聞きをしたいと思います。

また、今後も岩出市として、積極的にこのような制度なんかには活用すべきと考えるわけなんですが、当局の対応、また見解についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　増田議員の教育委員会事務事業評価についてのご質問に、一括してお答えいたします。

１点目、改善点をどう反映させていくのかにつきましては、教育総務課では、児童生徒の安全で安心した学校生活のための教育環境の整備、コミュニティスクールの導入など、家庭、地域と連携した学校づくり、また、次期学習指導要領への対応といった項目が指摘されてございます。

施設整備については、学校施設、社会教育施設とも、これまでも計画的に実施しているところですが、空調設備につきましては、国の冷房設備対応臨時特例交付金を活用して、早期完成を進めてまいります。

コミュニティスクールにつきましては、平成31年度において全小中学校に設置する方針でございます。

また、新学習指導要領への対応としましては、教育情報化推進計画に基づき、計画的に実施してまいります。

生涯学習課では、各種イベントに参加する多くの年代の声を聞き、生かす、それからコミュニティスクール導入による地域との連携といった項目が指摘されてございます。

公民館事業では、各教室でのアンケート調査の実施、文化祭や市民運動会等については、文化協会やスポーツ推進委員会等の関係団体との連携を密にしていくとと

もに、参加者の増を目指した取り組みを進めてまいります。

岩出図書館及び民俗資料館では、小中学校との連携した取り組み、広報活動の充実などについて指摘されており、図書館につきましては、学校司書の派遣、ブビリオバトルの充実を図るとともに、うちどくノートのさらなる活用に向けた啓発活動を推進してまいります。

また、民俗資料館につきましては、根来寺周辺地域にある施設等による文化文教ゾーン連絡協議会の一員として、根来寺や他の施設との連携を深め、広報活動の充実と学習展示会等の充実に努めてまいります。

次に、２点目、３点目ですが、議員ご指摘のとおり、職員は最大の事業効果が得られるよう各事業に取り組んでいるところですが、自己評価ではＣ評価が４つ、その他は全てＢ評価となってございます。

この事務事業評価報告書については、より客観的なものとなるよう工夫が必要との指摘をいただいてございます。現在の評価書の様式では、事業目的や事業概要はわかりますが、評価の対象となる数値、指標的なものがなく、ＰＤＣＡサイクルでいいますと、プランの部分が不明瞭であることから、感覚的な評価になっている部分があるように思います。

Ｂ評価が多いのは、職員体制面の影響ではなく、様式の問題もあると考えておりますので、平成30年度の事業評価では様式を変更するよう検討しているところでございます。

４点目の教材整備等の地方財政措置の活用につきましては、学習指導要領の改訂に合わせて、文部科学省が各教育委員会、各学校で教材を整備する際の参考資料として、平成23年４月に教材整備指針が示されてございます。

整備に当たっての留意点として、各教育委員会においては、所管の学校から意見を聴取しつつ、複数年次にわたる教材の整備をすることとなっていることから、既に学校が保有している教材の更新や学習指導要領改定に対応するための整備を進めてまいりました。平成29年度決算で申し上げますと、対象となる教材備品購入費は、小学校費で約75万9,000円、中学校費で約111万9,000円となってございます。

以上でございます。

○吉本議長　再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員　この評価一覧表、市が出されたこの評価報告書の中では、最後のほうに一覧表というものなんかもついています。この中には評価委員さんの指摘したとこ

ろ、また、内容、別の項目ではつくられているんですけれども、実際には一覧表という部分の中には職員の評価欄というものはあります。そのために委員さんの意見がないので、非常に見づらいというんですか、指摘された改善点というのが、職員の認識とどう違っているのかという点が非常にわかりにくいものになっています。

そういう点では、今後は並列表記というんですか、そういうものを行っていくことを考えてはどうなのかというふうに思うんです。既に他の自治体なんかでは並列評価されてやっている市、そこでは、やっぱり非常にわかりやすいようなものになっています。この点では、改善していくという方向はないんでしょうか、この点をお聞きしたいと思います。

それと、この評価については平成29年度のものです。職員自身が総合評価を出した期日、これはいつをめどにこの評価を下しているのかという点で、評価時期、この点をお聞きしたいと思うんです。

３点目には、例えば、評価報告書では、文化祭というような点では、高校生への対応面や申し込み方法の点が指摘をされています。私も、こういう文化祭に対しての申し込み期日ですね、申し込みの方法の期日という部分なんかはもっと変えてはどうなのかという点なんかも議会で取り上げてきたんですが、今年度の文化祭、この文化祭では29年度の時点では、申し込み期日が８月末だったと思うんです。ところが、ことしについては９月の上旬までというふうに変わってきています。評価委員さんのこういう指摘、これがある前に、職員の方が前年の反省を生かして、もう既に改善に取り組んできています。

じゃあ、これ以外に、こういう各事業において、今年度、既に改善されてきたという点、こういうものは、これ以外にもどのようなものがあるのかという点、この点をお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　増田議員の再質問にお答えいたします。

１点目、評価委員の評価を一覧表に入れたらということですけども、様式のほうは今年度で、平成30年度の部分で変更を考えてございます。自己評価というのは教育委員会がしておりまして、その自己評価に対して評価委員が評価を出すと、こういうことでございます。組織としたら、別々の組織ということになりますので、そういった評価を一緒にしたものを公表するのはどうかなと、このように考えてございます。したがいまして、評価委員の評価というのは、教育委員会の自己評価とは

別で評価をしたいと考えています。

ただ、我々評価委員会の中で、直接協議をしてございまして、指摘事項につきましても意見を伺ってございますので、この評価委員の意見等につきましては、翌年度の事務事業に生かしているということでございます。

それから、いつ評価しているんかということでございますが、例年、６月に事務事業評価、自己評価を始めます。７月には定例教育委員会のほうへ報告させていただきまして、同時に点検評価委員会のほうで各事務事業の説明をしまして、そこで質問をいただいたり意見をいただいたりと、こういうことでございます。

意見の取りまとめのほうは、８月に第２回目の点検評価委員会のほうで意見の取りまとめをいただきまして、９月の定例教育委員会へ報告と、こういう形になってございます。

それから、文化祭でポスター、８月ぐらいから張ったらどうなと、こういうお話でございましたが、文化祭におきましては、平成30年度では参加者の数というのは、前年、前々年度を上回ってございますが、出品作品というのは減少傾向にあります。早目に張り出してということでございますが、教育委員会のほうで、ことしから申込書を今まででしたら、公民館あるいは生涯学習課でしか申込書をとれなかったものをウェブサイトからダウンロードできるようにいたしまして、そういった改革もしているんですが、展示室については余り効果がなかったのかなと、このように考えてございます。

ポスターにつきましては、文化祭についてはポスターはつくっておりませんが、今後、必要に応じて検討していきたいなと思います。

○吉本議長　再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員　評価の一覧表については、今後もぜひもっと見やすいような形で、私は、これは改善の必要があるというふうに、これは指摘をさせていただきたいと思うんです。

最後に、今も若干、文化祭のお話ちょっとありました。その点では、教育委員会としても、他の部局との連携というんですか、そういう部分なんかは、やはりもっともっと検討していく余地があるんじゃないかなというふうに本当に思うんです。

例えば、今も言われたように、文化祭、これ11月の上旬です。かくばん祭りというのは、ことしも11月の第４週の土曜日でしたかね、行われたと思います。実際に、最近は、来場人数も本当に少なくなってきているというように思います。たしか、

文化祭の会場を正面玄関入ったところに、ちょっと１枚張ってたかなという記憶はあるんですが、正直なところ、余り気がつきませんでした。

少なくても、やっぱりいろんな教育委員会が直接、かくばん祭り、担当しているんかどうかというのは、ちょっと僕はわからんのですが、いろんなやっぱり他の部局とか、いろんな行事なんかをするときには、やっぱりもっと連携して、せっかく多くの方が来られているんだから、11月の終わりにかくばん祭りありますよというようなやつをもっとアピールしていくというのも、やっぱり非常に大事じゃないかなというふうに思うんです。

そういう点では、駐車場の入り口とか、当然、体育館の入り口なんかもそうだし、展示会場の中なんかでも、見る、見やん、効果ある、ないという以前の問題として、やっぱりいろんな形で目につくというんですか、そういうところなんかにもいいんじゃないかなというふうに思うんです。保育所とか小学校とか中学校のそういう子供さんたちの出されているとこなんかでも、張っていったらどうかなというふうに思うんです。

特に、ことしのかくばん祭りなんかは、子供さんの落語というような部分なんかもあったわけですし、そういう点でいうたら、やっぱり、あっ、子供が出るんやという形の部分の中で、やっぱり興味を引いてもらえるんじゃないかなというふうにも思うんです。

それで、また文化祭で配られているチラシというんですか、玄関入ってすぐ左のところなんかもでも配布しているような、そういう部分なんかにもあわせて、これ以外の今後の文化祭以降の行事なんかも、予定という部分なんかも記載していくというんですか、そういうことなんかも行っていって、もっともっとやっぱり行事をアピールしていくという部分なんかも、もう少しやったらどうかなというふうにも私思うんです。

せっかく多くの方が来られているし、ポスターについては、ちょっとスペース、いろんなスペースの関係なんかもあるんだろうと思うんでしょうけれども、検討の余地なんかもあると思うんです。

そういう点では、他の部局との連携面、今後の対応面について、再度ちょっとお聞きしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　再々質問にお答えいたします。

他の部局との連携を強化せよと、こういうことでございますが、市が実施しております大きなイベント、かくばん祭りのお話もありましたけども、夏まつり、マラソン大会等々、いろいろとございます。それぞれ実行委員会が主体となってやっていただいてございますが、実行委員会へ図る前に、全部局の職員が集まって、企画委員会というのをやっています。企画委員会の中で、所管となる部が中心になって、他の部局の意見を聞きながら、イベントの内容等について検討しているところでございます。

それから、例えば、ちょっと事例申し上げますと、ことしの文化祭で地方創生の基幹事業として観光振興と位置づけている中で、文化祭でクロアワビダケの振る舞いであるとか、それから、ねんりんピックのリハーサルにおきましても、場所が根来若もの広場でしたので、クロアワビダケの振る舞いであるとか、一乗閣、道の駅への誘導、こういったことも行ってございます。それから、ふるさと納税のチラシにつきましても、岩出市をＰＲする１つということで、これについても参加された方へのＰＲに努めたと、こういうことで、１つのイベントをする中で、全部局で検討して調整して、岩出市のＰＲを図っているということでございます。

○吉本議長　これで、増田浩二議員の２番目の質問を終わります。

続きまして、３番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員　３番目に、データヘルス計画について質問をしたいと思います。

ことし３月に、岩出市における国保のデータヘルス計画が策定されました。岩出市の医療費削減、市民の健康増進、また、医療費削減による国保税引き下げと、そういうようなためにも必要だという部分の中で活用されるものです。

１点目に、この計画の中では健診データやレセプトデータの分析、今後の目標設定など、計画がされてきていますが、４月から12月まで、今月ですね、この目標設定に向けた今年度の取り組み、これはどう進められてきたのかという点、これをお聞きしたいと思います。

２点目として、人口３万人の時点と５万3,000人の現在でも、こういう健康を図っていくという関係の職員体制、これはほとんど変わらないものとなっているんではないでしょうか。職員の仕事量という面では、このデータヘルスの計画、これを進める上では、まさに労働強化となっている面があるんではないかと考えますが、市の見解をお聞きしたいと思います。

３点目として、60歳以上の医療費が67.5％という、和歌山県の国保連合会の資料

はありますが、岩出市の国保加入者の実態、これは独自に算定されているのかどうかという点、この点をお聞きしたいと思います。

４点目として、データヘルス計画の中の指標、これについては、平成28年度、人口５万3,944人となっています。このうち国保におけるゼロから14歳、15から64歳、65歳以上の人口割合というのはどうなっているのか、この点をお聞きしたいと思います。

最後に５点目として、脳ドック面では、平成30年度も枠の拡大というものがされてきていますが、今後も枠の拡充を行っている医療費総額を抑えるための手だてが私は必要だと思うんですが、来年度の対応はどうされるのか。

この５つの点をお聞きしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの３番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　増田議員ご質問の３番目、データヘルス計画についての１点目、目標設定に向けた今年度の取り組みはどう進めてきたのかについて、お答えをいたします。

データヘルス計画において、特定健診データやレセプトデータを分析した結果、本市では、慢性腎不全を初めとする生活習慣病の医療費が多額となっていること、生活習慣病そのものや生活習慣病を起因とする疾病患者数が多いことなどから、特定健診の受診率向上や特定保健指導の終了率向上など、３つの目標を設定いたしました。

今年度は、その３つの目標について、対象者、事業内容、実施方法、評価体制、評価方法など、具体的な項目を設定し、目標を達成するための具体的な実行計画である個別保健事業計画を作成し、関係機関と連携共同し、事業実施に取り組んでいるところです。

続いて、２点目、職員の仕事量に関しましては、人口３万人のころを例として挙げられております。人口３万人のころといいますと、今から30年ほど前の時代となりますが、当時は手書きやワープロでの事務が主流でございました。これに対して、現在は資格、給付等、あらゆる面においてシステムでの管理が進んでいますとともに、事務につきましても、パソコンの普及等により効率化が図られており、手書きの時代と単純に仕事量を比較するのは困難であると考えるところではありますが、あえて比較をいたしますと、人口が３万人台の時期である平成６年では、国保担当は３名でした。現在は国保の資格、給付事務など、主として国保を担当としている

職員が５名、別に徴収担当３名配置しております。

また、データヘルス計画を進めるための職員体制につきましては、平成30年度から新たに正職員の保健師を保険年金課に配置しております。また、保健指導等の経験が豊富なベテランの保健師を臨時職員で雇用しており、専門性を強化して、保健事業に取り組んでいるところです。

続いて、３点目の岩出市の国保加入者の実態は独自に算定されているのかについてでございますが、60歳以上の医療費が67.5％を占めているというのは、岩出市国民健康保険における平成28年度の数値となってございます。

なお、計画には記載しておりませんが、和歌山県における数値につきましては、69.9％となっております。

続いて４点目、国保における年齢別の割合につきましては、平成28年度末の被保険者数は１万3,226人で、人口に対する加入率は24.5％、国保の被保険者数に対するゼロから14歳の割合は9.8％、15から64歳の割合は51.8％、65から74歳の割合は38.4％となってございます。

続いて５点目、脳ドック面での来年度の対応につきましては、脳ドックは、脳卒中発症前の異常を捉え、生活習慣改善や薬物療法、手術につなげる検診で、今年度は定員70名で実施してございます。

脳卒中は、高血圧、糖尿病、脂質異常症、心疾患等が危険因子とされており、これらの生活習慣病の治療や予防に取り組むことが、脳卒中の予防に最も効果的であると考えられます。

これらのことから、国保では脳ドック募集において特定健診を受診して、日ごろから自身の健康に気を配っていただいている方に脳ドック検診申し込みの際の優先枠を設置するなどの見直しを行いました。

今後も脳卒中の予防に取り組む観点から、特定健診受診者の優先枠を設定するなど、まずは特定健診の受診を促進することで、脳卒中の危険因子である生活習慣病の予防に取り組んでいきたいと考えております。

保健事業は、脳ドック以外にも、特定健診、特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防事業、生活習慣病予防教室など、さまざまな取り組みを行っており、それぞれの事業の効果なども検証しながら、全体のバランスにも配慮していく必要があることから、現在のところ、定員をふやす考えはございません。

以上です。

○吉本議長　再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員　岩出市のデータヘルス計画、この中では、病状分析、疾病別というんですか、そういう部分の分類、こういうものなんかを初めとして、後期高齢者１人当たりの分析など、非常に市の実態がよくわかる、この間、分析がされてきていると思うんです。今後求められているのは、こうした分析面から見た今後の対応策をどう進めていくのか、これが問われています。

今後においては、市としても人工透析者をふやさない対応面にも力を入れる必要があるとされています。糖尿病重症化予防事業では、参加者数をふやしていくということが、私は求められるんではないかなというふうにも思うんですが、平成28年度実績で参加者数10名となっています。そのうち対象者自身そのもの、いろんな本人の了解を得ての参加というふうになるというふうに書かれているんですが、そもそもの対象者自身、これが糖尿病の重症化予防事業の部分の中での対象者自身というのは何名ほどおられるんでしょうか。

それと、後期高齢者１人当たりの医療費については、和歌山県の平均よりも高い状況ということも、市として明らかになってきています。その中で、市としては後期高齢者医療に入る前段階で、生活習慣病の予防対策などを効果的に実施していく必要があると、こういうふうにうたわれています。

では、こういう事業なんかについても、今後どのような対応を進めていこうというふうに考えているのかという点、この点をお聞きをしたいと思います。

それと、今、データヘルス計画、これを推進していくに当たって、少なくとも医療費総額、これを抑えられてきているというふうにも私は思うんです。そうなると、来年度の国保税に関しては、どういうふうに考えておられるのか、この点をお聞きをしたいと思います。

以上です。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　増田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、２点目の後期高齢者の医療費が高いというところからの対策はどうかというところでございます。このデータヘルス計画に関しましては、岩出市の国保の加入者の方に対する現状分析と課題というところから計画を作成しておるところでありますけども、ちなみに岩出市国保の１人当たりの医療費を申し上げますと、これ、和歌山県の国保運営方針のほうで出ておる数値でありますけども、平成27年度にお

きましては33万4,000円、これは県平均35万5,000円を下回っておりまして、９市の中では３番目に低いというような状況になっております。

これから高齢化が進んでまいります。後期高齢者と呼ばれる方の数も多くなってくると思いますが、まず、市といたしましては、データヘルス計画で浮かび上がっております生活習慣病や生活習慣病を起因とする疾病患者数が多いというところ、この課題に対応するための特定健診の未受診者の対策あるいは特定保健指導の利用勧奨、それぞれ糖尿病性腎症重症化予防事業などを進めてまいりたいと考えております。

それから、糖尿病性腎性腎症重症化予防事業に関して、利用者が少ないというところのお答えでありますが、確かに保健指導もそうでございますし、この糖尿病性腎症重症化予防事業に関しましても、なかなか申込者数がふえないというところがございます。現在、先ほど申し上げましたように、保険年金課のほうに正職員として保健師を採用し、それから、そういう保健指導とか、そのような勧奨に関して非常に経験豊富な保健師さんを非常勤で採用して、勧奨について強めておるというところでございます。

それから、来年度の国保税についてどうするのかというところでございます。平成30年度からの広域化に伴い、保険税率については県から示される国保事業費納付金を納付できる水準の税収を確保するための国保税率を設定する必要がございます。まだ、納付金額、示されておりませんので、来年度、税率がどうかというのは、現時点ではお答えができません。

なお、納付金は、市町村ごとの被保険者数、それから所得水準、それに医療費水準を反映させて計算されるということになります。つまり医療費水準が納付金額に反映されていくというようなことになりますから、市としましては、今後も保健事業を推進して、医療費の適正化に取り組んでまいります。

それから、糖尿病性腎症重症化予防事業、対象者数につきましては担当課長のほうからお答えさせていただきます。

○吉本議長　保険年金課長。

○中井保険年金課長　増田議員の再質問の糖尿病性腎症重症化予防事業の対象者なんですけども、ｅＧＦＲの数値等で対象者を抽出しましたら、平成29年度は、対象者174名、うち申込者のほうは８名でした。これらの状況で、なかなか申込者を同じような方が毎年抽出されるという現状ですので、ふやす対策が必要ということで、これは主治医と連携した事業でありますので、本年度は糖尿病の患者さんを診られ

ている主治医の先生のほうにもお願いに行っているところでございます。平成30年度につきましては、現在、抽出者は176名で、申し込みのほうは７名ということで実施しています。

○吉本議長　再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員　今、国保ですね、データヘルスについては、本当に今の岩出市の国保の現状、これをどう変えていくのかという点で、本当に非常に大事な計画だと思うんです。一番最初に、予算のときなんかにも言うたんですけども、今、本当に国の政治というのがとんでもない方向で進んできています。

繰り返しになるかもわかりませんが、消費税、これが導入されて以来、消費税は349兆円集められてきたと。一方で、法人税減税が280兆円行われてきたと。実質的には消費税の80％がこういうところに穴埋めがされてきたと。要するに、大企業の負担軽減のために使われたと。一方では、国民生活では、社会保障費のカット、生活保護費削減や年金の削減、医療・介護分野においての削減、こういう部分については、この５年間だけで３兆4,500億円も行われたと。来年、消費税を10％に引き上げるという部分の中においては、軽減税率で減る減収分１億円のうち7,000億円を社会保障費、これをさらに削減する、こういう計画です。

消費税は、社会保障制度の充実のために必要だと言いながら、社会保障を切り捨ててきたのが歴代の自民、公明が中心のそういう内閣です。この間、アベノミクスで景気回復と言いながら、家計消費は落ち込み続けています。平成13年では、平均364万円でしたが、平成18年では339万円にまで落ち込んでいます。年間25万円もの食費を初め買い物を控えざるを得ないという生活を私たち国民は送っていると。また、この間、労働者の給与も下がっています。

この岩出市においては、課税標準額、これについては、今年度、納税義務者数は２万156人です。そのうち200万円以下の方が１万3,856人、300万円以下の方が2,960人おられますので、300万円以下の家庭が83.4％となっているんです。課税標準額100万円以下の方は8,004人、39.7％、約４割を占めています。300万円で、月平均25万円、200万円では、月平均16万6,600円で、まさに生活をしている。100万円以下の方は、もっと生活が大変です。

国民健康保険税に加入されている方にとっては、本当に低所得の方が数多く加入をされてきています。そういう点においては、しっかりと今のこういう生活の中で、国民健康保険税、この加入者に対して、やっぱり温かい手だてというのが私は本当

に必要だと思うんです。

そういう点では、先ほど、課税については、課税というんですか、来年の国保税についてのことなんかは明言をされませんでしたけども、こういう実態も含めて、やはり岩出市として、国保税の、少なくとも値上げを抑えていく。また、しっかり医療費総額なんかも抑えていって、保険料そのもの自身を下げていく。また、市としての、やっぱり独自施策というものなんかも、私はとっていくべきだと思うんです。そういう点については、再度こういう国保加入者の支援、そういう面でどう考えているのかという点、この点を改めてお聞きしたいと思います。

それと、もう１点は、この間、朝日新聞で和歌山市の検診の質向上へ制度管理がかなめという題目で、朝日新聞に、がん登録活用追跡調査する自治体もと、こういう新聞記事なんかが載りました。

その中では、がんと診断された全ての人のデータを集計するがん登録情報を活用し、検診受診者を追跡調査をするものなんだと。この中では、和歌山市のことなんかを事例に出されていましたけれども、岩出市としても、独自のこういう対策面というんですか、こういうものなんかも、やっぱり検討していくというんですか、実施しているというようなことはないのかどうか。そして、やはり他の自治体のやっている取り組みなんか、しっかりとやっぱり研究していくことも大事だし、やはりそういうことなんかも検討していくことなんかが、やっぱり私大事だと思うんです。

そういう点では、今、和歌山市は17年と書いていますんで、去年からだと思うんです。そういうことはやっているんで、そういうことなんかは、市としていろんな全国的な事例というものなんかの研究とか調査というのは、どういうふうにされているのか、この点をお聞きしたいと思うんです。

同時に、岩出市なんかでも、和歌山市が行っている、こういう追跡調査というものなんかも取り入れていくということなんかは考えないんでしょうか。この点を最後にお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　増田議員の再々質問にお答えをいたします。

データヘルス計画が重要であるということで、今後は国保の国保税率を抑えるというために、どうしていくのかというところであったかと思います。１点目でございます。

先ほど申し上げましたが、国保税率に関しましては、広域化によりまして、市町

村ごとの被保険者数や所得水準、それから医療費の水準、これを反映させて計算されてくるということで、医療費水準が納付金額に反映されてくるということになります。

我々としましては、これからも特定健診等の保健事業を推進して、医療費の適正化に取り組んでいくというところで、国保税に関しての対応をしていきたいと考えております。

それから、がん登録について、岩出市で独自に情報を集めて対策をやらないのかというところでございます。質問の通告がデータヘルス計画、国保のデータヘルス計画とがん登録との関連性がちょっとわかりにくいところではございますが、がん登録に関しましては、和歌山市で申しますと、県内の各病院から、がんと診断された方の情報を県のがん診療連携拠点病院である県立医大附属病院のほうに集積して、それを情報集めて登録して、例えば、５年生存率であるとか、そのようないろんなデータを分析していく、そういうシステムであったかと思います。これが最終的には、各都道府県から国立がんセンターのほうへ集積されて、全国的な分析がなされると。たしか、そういうシステムであったかと思います。

これに関しましては、例えば、和歌山県でいいますと、がん登録というのは、たしか、まだ始まって10年程度だったかと記憶しておりますが、これからその情報を蓄積することによって、いろんな分析データというものが出てくるのではないかと考えております。我々としましては、岩出市単独というよりは、和歌山県内の状況を見ながら、そういう集積されて、いろんなデータ分析がなされた。そういう結果を見ながら、あるいはその中で、各市町村ごとの分析というのもいずれは出てくるのではないかとも考えますし、そういうところで、また今後対応していきたいと考えております。

以上です。

○吉本議長　これで、増田浩二議員の３番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後１時15分から再開いたします。

休憩　（11時47分）

再開　（13時15分）

○吉本議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告３番目、14番、市來利恵議員、一問一答方式で質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員　14番、市來利恵です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、子供のインフルエンザ対策についてであります。

今月上旬から、和歌山県内でインフルエンザ集団感染の報告が相次いでいる。去年より２カ月早いペースという記事が朝日新聞に掲載されていました。子供がインフルエンザに罹患してしまうと、乳幼児などでは気管支炎や肺炎、中耳炎の合併症になるおそれがあるほか、まれにインフルエンザ脳症という死亡率の高い重い合併症を起こすとの事例があります。

また、インフルエンザに罹患すれば、保育所、幼稚園、小学校や中学校において集団感染が発生し、子育て中の保護者は子供の看病のために仕事を休まなければならない状況にもなります。

子供の予防接種には、国が法に基づいて実施する定期と、インフルエンザやおたふく風邪などの任意の２種類があり、定期は原則無料で受けられるが、任意は自費となります。

日本小児科学会は、任意接種について、効果と安全性は十分に確認されており、重要性は定期接種と全く同じとして、積極的な接種を推奨、インフル接種は重症化を予防する効果があると説明をしています。子供に対するインフルエンザの予防接種は、１歳以上６歳未満の幼児の場合、ワクチン接種により、約20％から30％の発症・発病を阻止する効果があるという研究結果もあり、感染後の重症化を予防する一定の効果もあるとも期待されています。

インフルエンザ接種１回当たりの費用は約4,000円前後、医療機関によって異なりますが、厚生労働省は６カ月から12歳は２回、13歳以上は１回、接種が原則としており、低年齢の子供が複数いる場合などは費用がかさむことがわかります。今、インフルエンザにかかったとしても重症化しないようにとインフルエンザの予防接種を受ける方々が多くなってきています。

そこで、岩出市のインフルエンザ予防接種の接種率についてお聞きをいたします。

次に、県内過半数の16市町村が子供の任意のインフルエンザ予防接種への助成制度を設けております。実施している市町村の状況について、また対象年齢や実施に至った理由など、お聞きをいたします。

３つ目は、先ほども述べたように、インフルエンザ接種１回当たりの費用は約

4,000円前後、低年齢の子供、複数いる場合などは費用がかさんできます。予防接種を受けやすく環境を整備する必要があるのではないかと考えます。安心して暮らすことができ、子供を産み育てることができる環境を提供することが大事です。子供の健やかな成長と子育て世代の経済的負担を減らすことによる子育て環境の充実を図るため、予防接種助成の実施を求めますが、いかがでしょうか。

○吉本議長　ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　市來議員ご質問の１番目、子供のインフルエンザ対策についての１点目、接種率についてでございますが、個人で任意に接種されているため、市では把握してございません。また、岩出保健所にも問い合わせましたが、統計的なデータはないとの回答でした。

２点目の県内での子供のインフルエンザ予防接種助成の状況ですが、市では御坊市が、町村では紀美野町を初め15の自治体がそれぞれ実施しております。助成対象は市町村によって異なりますが、１歳から小学生までを対象としているところが多く、実施理由としては子供の疾病予防や蔓延予防が主なものとして上げられております。

３点目につきまして、現在、岩出市では予防接種法及び予防接種法施行例に基づき、法に定められた疾病に対する予防接種を行っているところでありますが、任意接種である子供へのインフルエンザ予防接種への助成を実施する考えはございません。

以上です。

○吉本議長　再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員　まず、接種率については把握していないという答弁がありました。また、保健所に問い合わせても、同じように把握はされていないと。毎年流行するインフルエンザですから、やはり私は独自で一度調査をするべきだと考えます、この接種について。どのぐらい、やっぱり接種しているのというのをやはり岩出市の現状が見えてこなければ対策も打てないと。ぜひ調査の考えについてお聞きをしたいと思います。インフルエンザの調査については、保護者にきちんとアンケート等々、調査をすればすぐわかることだと思うんで、つかむことは簡単ではないかと考えます。

２つ目は、インフルエンザワクチン助成を県内全30市町村のうち16市町村で、先ほどもおっしゃいました御坊市が市では１市、残り15が町村に分かれますが、やら

れております。１回当たり1,000円から3,500円を公費負担する制度等を設けております。対象年齢もそれぞれ独自に決められておられます。自治体の財政状況などに応じて独自の策を練られるということです。

そこで、まず、毎年、保育所や学校などでは学級閉鎖や学年閉鎖などがあります。県のまとめでは、2017年11月から18年３月の間に、累計で、保育所、幼稚園から高校までの19校が集団インフルエンザで休校、611学級が閉鎖に、欠席者数は7,992人に上ったと報告がありますが、岩出市においてはどういった状況でしょうか。

また、インフルエンザにかかれば、５日から７日まで自宅で療養し、学校や保育園などには報告が上げられると思います。昨年のインフルエンザ罹患者数についてもどれぐらいいるのか、お聞きをしたいと思います。

３つ目は、実施の考えはないということが答弁をされました。岩出市の子供の人数から見てみると、ゼロ歳から14歳まで、多く見ても8,000人、8,000人を対象に、例えば1,000円助成したとして800万円、２回接種が必要な子供の数は5,000人と見て、費用は500万円、合わせて1,300万円となります。2,000円補助した場合は掛ける２の2,600万円、岩出市には十分助成できる財源があると考えます。

医療費の面から見てどうなのか。インフルエンザワクチンの接種、即効性、有効性が証明された数少ない医療費削減の手段とも言えるとの専門家等々の意見も上がってきております。

予防することで重症化を防ぎ、また、医療費を抑えることができれば、市としてもいいのではないかと考えるわけです。再度、この点から実施を求めますが、こちらもあわせて酌み取っていただき、実施することについて、再度答弁を求めたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　市來議員の再質問にお答えをいたします。

まず１点目、インフルエンザの接種の状況について、調査を行うべきではないかというところでございます。

接種率等に関しまして、正確に調査を行うとなりますと、全ての保護者からの回答をいただく、あるいはもしくは全ての医療機関から接種の状況について調査、回答をいただくような、そういうようなところが必要となってくるかと思います。

接種率とか接種の状況をそこまでの労力を使って把握するべきかというのは、少しどうなのかなというふうに考えます。

それから、３点目の予防接種助成が医療費の減少にもつながるんではないかというところでございます。子供のインフルエンザ予防接種の有効性、先ほど市來議員のほうからも、日本小児科学会からの見解が出されておるというふうにおっしゃいました。おっしゃるとおり、接種の有効率は大体20から30％というところでありますが、この日本小児科学会の見解は、任意接種として推奨することが、現時点では適切な方向であると、そういうふうに私のほうは伺っております。

こういうことを踏まえますと、子供のインフルエンザ対策としては、まず何より日ごろからの手洗いやうがいの励行を初めとする健康意識の向上が重要であると考えております。そこで、我々としましては、広報やウェブサイトによる啓発に加えて、保育所あるいは小中学校において定期的に発行している保健だより、これらにおいて注意喚起したり、あるいは子供には手洗いやうがいの励行を実施しているところでございます。今後も、保護者あるいは子供に対して、インフルエンザなどの感染症を初め健康や疾病に関する意識を高めていくよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長　教育部長。

○湯川教育部長　小中学校合わせて学級閉鎖になった学級数でお答えをいたしますと、平成27年度は27学級、平成28年度は34学級、平成29年度は60学級となってございます。学級閉鎖中に授業がストップするということもございますが、最終的には学習指導要領で定められている授業時間を下回るまでの影響はございません。

○吉本議長　再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員　助成を実施しているすさみ町の環境推進課担当者は、インフルエンザによる学級閉鎖、ほとんどなく、感染拡大を防ぐ効果はあると感じているというふうに自治体の職員の方が答えられております。

教育現場から、先ほども学校の学級閉鎖等々の報告をしていただいたんですが、やはり学校現場から考えても、予防は必要ではないかと考えます。医療費の削減から見る点でも、予防接種による効果について考えていく必要があると思います。

岩出市では、やはり先ほども言った任意のものだからという点からやらないという考え、また、調査のほうも独自ではしないというふうな考えを言われましたが、やはりそこは任意であっても、他の自治体では実施できているという点では、岩出市がやらないということにはならないと。できないということにもつながらない。

独自に助成をして、やはり子供の健康と命を守り、予防策を講じて、ほかの自治体では頑張っているところから考えたら、市がやろうと思えばできる問題だと考えます。私は、ぜひ研究や、また調査もあわせて、ぜひ実施できるように前向きに取り組んでいただきたいと思うんです。

先ほど言ったように、やはり医療費の観点から見てどうなのかという点、また学校教育という観点から、問題は、例えば、学校で学級閉鎖になっても特に問題はないとおっしゃったんですが、やはり子供たちの健康を守るためにも、また学級閉鎖を少なくするためにも、ぜひ実施を求めますが、これについていかがでしょうか。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　市來議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほど、すさみ町を例に挙げられて、自治体それぞれの考え方によって実施することができるのではないかというふうにおっしゃいました。我々の考え方としましては、子供の健康につきまして、まず保護者が子育てにおける第一義的責任を有しているという基本的認識のもと、ふだんから子供の疾病予防等、健康に対する関心や意識を高めていくことが重要であると考えており、市としましては、意識を高めていく取り組みに今後も力を入れていきたいと考えており、任意接種であるインフルエンザ予防接種の助成をそのメニューの１つとして取り入れる考えはございません。

一度、子供のときに身につけた健康に対する意識、これは大人になっても一生なくなるものではございませんので、急がば回れと、地道に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長　教育部長。

○湯川教育部長　再々質問にお答えいたします。

学校の関係ですけども、厚生労働省のほうでは、学校の中でインフルエンザが発生した場合、個々にその患者を把握するということではなくて、学校内の集団発生を早期に探知する、こういうことでございまして、大きな集団発生を防ぐために注意深く発生状況を観察して、保健所、教育委員会、保護者などとその情報を共有する体制をつくっていくと、こういうことになってございます。

○吉本議長　これで、市來利恵議員の１番目の質問を終わります。

引き続きまして、２番目の質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員　市の責任で待機児童解消を。

人口減少、少子化と言われながら、保育需要は年々伸びています。特にゼロ歳から２歳時期の保育需要が大きく伸び、認可保育園に入れない待機児問題が社会問題となっております。これに対する安倍政権の進める政策は、既存の施設への詰め込み、最低基準の規制緩和によるその場しのぎの対応で、安心・安全を求める保護者のニーズに応えるものとはなっておりません。

岩出市の特徴は、子供の数自体は減少しているが、保育を希望する数は横ばい状態、低年齢児の希望者は増加傾向にあります。平成27年度では、初めて年度当初において14名の待機児童が発生しました。４月に発生した14名の待機は５月には解消し、従来の低年齢児の増加傾向に対応するため、５月からは地域型保育園事業などが開始され、対応されております。

しかし、その後も年度途中の申し込みが例年を超えるペースをふえ続け、各園に定員を超える受け入れ増を要請し、対応したが、それも限界となっており、平成28年２月１日時点では待機児童が40名出ました。

平成28年度当初において、解消すべき定員増を行い、平成27年度当初、1,345名の定員枠を平成28年度当初は1,453名の受け入れ体制を進めて対応等を行っております。年度当初は、待機児童発生しないよう対応ができても、年度途中の待機児童が毎年発生しております。

平成30年度においても、４月の時点では待機児童ゼロですが、６月に15名、11月には33名が待機児童数として上がっております。待機児童の年齢では、11月時点で、ゼロ歳児、11名、１歳児、13名、２歳児、９名と低年齢児です。ことしも来年度の入所者申し込みを行っておりますが、市民の方から、市のほうから入れないかもしれないというような形で言われて、すごく不安だ、何とかしてほしい、仕事が決まっているのに困るといったようなお声をいただきました。どんなに定員増をふやしても、安心・安全な保育環境でなければなりません。

まず、来年度の保育需要と保育体制についての評価、これについてお聞きをいたします。

次に、年度当初は待機児童が発生しなくても、年度途中から待機児童が発生する問題があります。待機児童ゼロに向けての対応策はどうか。

次に、特別の配慮を要する子の受け入れについてであります。市においては、食物アレルギーを持つ子供や発達に課題のある子供を保育園が受け入れるに当たって

は、行政の支援を受けることで、多くの保育園で受け入れが行われていると認識しています。現在、公立で146人、私立で22人、対応されております。現場での対応、課題、また今後の方向性についてお伺いをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　市來議員ご質問の２番目の１点目、来年度の保育需要と保育体制の評価についてですが、現在、平成31年度の一次募集が終了し、各施設の定員設定及び申込者の利用調整を行っておるところです。一次募集の新規申込者は317名、継続の申込者が1,099名、計1,416名となっております。

申し込み状況といたしましては、昨年度と比較しまして、新規申込者が６名の減、継続申込者が32名の増、計26名の増となっており、今後、二次募集の状況等を勘案すると、特に１歳児及び２歳児については、かなり厳しい状況であると受けとめております。

２点目、待機児童ゼロに向けての対応策ですが、市では待機児童対策として、次の５点に力を入れておるところです。まず、１つ目として、公立・私立保育所、私立認定こども園の定員拡充についての調整、２つ目として、利用者ニーズに沿った私立幼稚園の活用、それから３つ目として、私立幼稚園に対し、国が推奨する幼保連携型認定こども園への移行推進、４つ目として、企業主導型保育事業の活用、５つ目として、一時預かり事業及びファミリーサポートセンター事業の活用等を実施しております。厳しい状況ではありますが、待機児童をできるだけ発生させないように、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

３点目、特別の配慮を要する子の受け入れについてですが、現在、公立の保育所では、何らかの支援を要する児童が、障害手帳所持９名を含み135名在籍しております。また、支援を要する児童に対する加配保育士数が32名、おおむね児童４名に対し１名を配置しておるところです。

また、私立保育所の受け入れの状況につきましては、支援を要する児童数が20名、うち障害手帳所持児童数が１名、それから支援を要する児童に対する加配の保育士数が３名となってございます。

以上です。

○吉本議長　再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員　待機児童が解消されない要因としては、待機児童数の定義に問題がある

ことは否めません。待機児童をめぐる調査に関しても、結果に大きな差が出ています。待機児童数の算出時に、自治体の判断によって待機児童から除外してもよいとされる児童数が設けられていることによります。

現在、待機児童数の計測に当たっては、認可保育所や認定こども園等への申込児童数から、それらの施設を実際に利用している児童数を差し引き、さらに自治体の判断により除外してもよい児童数を差し引いて、待機児童の数を算出しております。この自治体の判断により除外してもよい児童の数には、認証保育所や認可を受けない保育ママなど、自治体単独事業の認可外利用者、認可化移行支援を受ける認可外の利用者、幼稚園の長時間預かり、保育の利用者、求職中のうち求職活動を休止している者、保護者の私的な理由により待機している者、育児休業中の者が上げられております。

これら除外してもよいとされる基準によって、例えば、保育所に入所できずに、育休を延長せざるを得なかったという場合も待機児童には含まれていないことになっております。

子ども・子育て支援法に基づく基本方針では、現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で必要な保育を整備する指針が示されておりますが、これでは実態とかけ離れた状態把握に陥ってしまいます。

現状に即した待機児童の把握に基づいて、この問題を解決することで女性がますます地域社会や経済の現場で活躍できるよう応援する必要があるのではないでしょうか。

来年度、聞いたところによると、やっぱり１歳、２歳が厳しいとは言っているんですが、これは出てきた状況、申し込みがあった者、また二次でどれだけ出てくるかというところにもありますが、出てきた者の状況だけで、この待機児童が生まれてくるということになります。

でも、実際には、先ほど申しましたように、除外してもいいというふうなことが、待機児童の定義に、私たちは問題あると思うんですが、自治体の判断により除外してもよい児童数という把握については、どのような形で把握されているのか、それについて、全く把握をされていないのか、この辺についてまずお聞きをしたいと思います。

先ほども言われたように、１歳、２歳が大変厳しい状況にあるという形で言われました。しかし、保護者の中には既にもう仕事が決まってしまっているといったご相談もあり、早くやっぱり受け入れをできるように安心したいという願いが数多く

上がっています。この厳しいとは、もちろん１歳、２歳で岩出市で入れないという状況に至るというふうな形になるのか、それとも入れる方向にできていくのか、その辺ちょっとはっきりとしていただきたいと思います。

受け入れについて、やはり岩出市の特徴は、年度途中の要望する保護者の方々が数多くいらっしゃいます。保育所の計画が年度当初の待機児童だけを問題にしているところはないかという点です。実際は年度の初めに比べて、月追うほどに待機児というのがふえてきています。この保護者たちは、待機状態のため職場復帰も就職もできません。ここを解消できる対策を講じなければ、待機児問題というのはなくならないと思います。この点を見据えた取り組みを市としても進めるべきだと考えます。

改正された児童福祉法第24条には、自治体の保育所設置義務があり、保育所を希望する住民がいる場合、保育所を増設するなど、保育所への入所を自治体が保障する義務があります。保育所保育士の第１章には、保育所の役割として、入所する子供の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するにふさわしい生活の場でなければならないと書かれています。

保護者が希望する時期に子供を保育所に預けられることと同時に、子供たちの命を守り、健やかな成長、発達を保障する、安心・安全の保育を実施するために、市の果たす役割はますます重要となってまいります。

先ほど言いました、次年度に向けて、企業の保育をやったり、一時預かりだったり、ところが公立でしっかりとこの問題をどうしていくのかというところが欠けていると思うんです。私は安定した保育施設の増設は、民間ではなく、しっかりと公立で新たに保育所を増設をすることこそが、今、岩出市に求められているのではないかと考えます。

先ほど聞いた特別の配慮を要する子の受け入れについてもますますふえてきている中では、かなりの各園の定数を見ますと、190人、200人近くがいてると。その中で、やはり安心・安全が保つことが本当にできるのかというところに対しては、しっかりと確保できるようにするためには、さらに園をつくって、そこでまた見ていくということが必要ではないかと考えますので、新たな保育施設を公立、市が責任を持ってやることを求めますが、いかがでしょうか。

以上です。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　再質問に答えをいたします。

まず１点目ですが、待機児童の数え方に関して、国の基準にはまっていない潜在的な待機児童をどのように把握しているのかというようなご質問であったかと思います。

基本的に、保育を必要とする方、皆さん、子育て支援課のほうへ保育所の相談に見えられておると思っております。その中で、確かに状況を見て、求職を諦めた方あるいは幼稚園へ変わられた方いらっしゃろうかと思います。今、手元にその数というのは把握しておりませんが、担当課のほうでは、その申し込み状況を見ながら、その辺の分析はしておるというふうに考えております。

それから、今、１歳、２歳の状況が厳しいということで、今後どうなるのかというところでございます。実際、保育士の確保と、これから来年初めにかけて、できるだけ待機児童を出さないように頑張ってまいりたいとは考えておりますが、現状、かなり厳しい状況であるというところです。

それから、そういういろんな意味で、保育所の増設をするべきではないかというご質問であったかと思いますが、先ほどおっしゃられましたように、平成27年度に本市において、年度当初に待機児童が発生いたしました。市では、その後、待機児童を発生させないために、さまざまな手を尽くし、現在に至っておるところです。

ところが、国による保育料無償化などの動きもありまして、再び年度当初の待機児童が発生する懸念も高まっておるところで、保育士の確保などの対応を迫られているというところでございます。

ただ、保育所の増設等ということになりますと、今の現状、これだけを見るのではなく、子供の数の将来的な推移あるいは保育に対する需要など、長期的な視点で考えていくべきであろうと思いますので、今、現時点で増設というような方向には考えていないというところでございます。

以上です。

○吉本議長　再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員　岩出市においては、やはり保育士の確保が、先ほどからも難しくなっていると、課題とされていると思うんです。岩出市の状況を見ると、待機児童が発生している年齢というのはゼロ歳児から２歳児で、30年度の定員数は、ゼロ歳児から２歳までで受け入れ可能数は、２歳児の今あき状況を確認してみますと、２歳児の１名だけとなっているんですよ。公立、私立で見ても、地域型の園の状況を見ても、

受け入れ可能数はゼロに、ここから見ても明らかに施設が足りていないという状況が見受けられます。

保育所不足の問題は、やはり今、保育所に求められるニーズというのは多様化して、延長保育や病児保育、一時保育、子育て支援などへの対応、アレルギー児や発達障害の子供への適切な支援など、保育支援は非常に多様で高度な専門性が求められております。

先ほども言ったように、さらにノロウイルスやインフルエンザなど集団感染対策などもあって、現場は多忙化をしています。しかし、今、保育士の処遇の改善というのは、まだまだ至っていないと。せっかく保育士として働いても数年でやめてしまう保育士も少なくなく、経験を積み重ね、保育の質を保つことが難しくしています。ただ、子育てに一段落した元保育士などは、やはり正規で保育士に戻りたいが、募集しているのが非正規だったり、逆に派遣が多く、身分が安定したいからといって戻らないといった方々もたくさんおられます。

やはりここ保育士不足をどうするかというのは、やはり公立で保育士を正規に採用し、保育士の確保に責任を持って行うことが求められると思うんです。もちろん私のほうでも受け入れ体制を大幅にふやして見ていただいていると思うんですが、しかし、そこでも保育士不足というのは起こっているんです。

公立も起こっている。もちろん私立はもっと起こるんです。身分が派遣だったり、臨時だったり、そういう方々が数多く雇われているというか、そういう環境にあるんで、そこはやっぱり公立として、しっかり確保するためには、まず身分の保障という点では、正規の労働者を、保育士をふやす。その努力をしていかない限り、保育士の問題というのはずっと不足を補ったままではないでしょうか。

今求められているのは、子育てと仕事の両立のための施設の拡充ですが、子供の施設である以上、子供の権利を最優先とするのは当然です。小さな命を預かる保育園として、保育の質のどう確保し、向上させるかが問われています。

待機をなくすために園児を詰め込みすることがいいのかどうかというところも考えなければなりません。やはり事故が起こってしまっては、命にかかわる大事な問題となります。事故が起こらないためにも、やっぱり保育所を増設をすることは必要であると考えます。

また、保育所の増設については、ここでも子供の数を見る。長期的にというふうに言われるんですが、しかし、働くお母さんとかは今困っているんです。今働くんです。今から問題を解決するために動かなければ、長期的というても、子供の数は

全国的にも減るというのはわかっているんで、少子化なんでね。その辺から、長期的というふうに考えをもとにやるのではなく、今どうするかというのを行政として考えるべきではないでしょうか。もう一回、この辺についてお答えを求めたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　市來議員の再々質問にお答えをいたします。

正規の保育士をふやすべき、それから、改めて再度保育所の増設をするべきという、そういう内容であったかと思います。

まず、正職員採用につきましては、やはり定数条例というのがございます。これで計画的に行っているところであります。また、正職員やないとというふうな声があるというふうにおっしゃられておりますが、我々も臨時の保育士さんの確保のために今頑張っておるところですが、その応募されて面接に来られた方の中には、やはり今子供さんがおられる状況であるとか、いろんな事情で臨時とか短時間で勤務をしたいよという、そういう方もいらっしゃるので、一概に正規やったらええ、臨時やったらというような、いろんな方がいらっしゃると思うので、我々としては、確保に向けていろんなところで努力をしていくというところです。

それから、保育所の増設あるいは正職員のことに関しましては、繰り返しになりますけども、やはり正職員あるいは施設というものは、現状というだけでなく、将来的な、あるいは長期的な視点で考えていくべきであろうと考えております。

以上です。

○吉本議長　これで、市來利恵議員の２番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。

通告４番目、６番、田畑昭二議員、発言席から総括方式で質問願います。

田畑昭二議員。

○田畑議員　６番、田畑昭二です。議長の許可を得ましたので、さきの通告に従いまして、総括方式で３点質問いたします。

まず１点目は、先ほど同僚議員から質問がありましたけれども、保育所待機児童について、まず質問をさせていただきます。

最近、ゼロ歳児から２歳児の保育施設が満杯で、入所待ちの親御さんからの相談が多く、市としての対応について、以下の３点について質問いたします。

まず１点目は、当市における現在の待機児童の状況はどうなっているのか。

２点目は、明年度及び今後の待機児童の見通しはどう見ているのか。

３点目に、その対策はどのように考えているかをお尋ねいたします。

次に、当市における人口減少についてお尋ねいたします。

今まで、当市は微増ではありますが、減少はなかったと思いますが、近年、減少へと転じているようです。過去３年間の人口推移はどうなっているのか。

また、人口減少の対策は何か考えているのか。

人口減少による影響はどういったものがあるのか、お答え願いたいと思います。

３番目に、広域農道でのイノシシ事故についてであります。

本年11月初旬、夜間に大阪方面から帰宅途中の住民が、広域農道の歴史資料館から300メートルほど東寄りのところで、オートバイとイノシシの衝突事故があり、住民は鎖骨を折り、オートバイは大破したそうです。ちょうど街灯のないところで、真っ暗なため、一瞬が何が起こったかわからなかったそうです。警察が来て、オートバイにイノシシの毛が付着していたので、イノシシの追突とわかったそうであります。もし後続車があれば大惨事となっていたと思うと、ぞっとしたそうです。

そこで質問ですが、イノシシ対策として、市は猟友会の方々にお願いし、かなりの数の駆除もされておりますが、今回の事故のようなことも今後考えられます。せめて、墓地、公園、交差点は大きな街灯がつけられておりますけれども、その交差点までの広域農道の真っ暗なところは、防犯灯か街灯をつけていただけないのか質問いたします。

以上３点、よろしくお願いします。

○吉本議長　ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　まず、田畑議員の２番目の人口減少についてのお答えからさせていただきます。

本市は和歌山市に隣接し、大阪府側から和歌山県に至る玄関口として位置しており、これまで道路、下水道の都市基盤整備、社会保障や教育環境の充実に取り組んで、全国的に人口減少が問題となる現在においても人口を維持してきました。しかしながら、働き手の主力となる生産年齢人口の割合は低下の傾向にあり、老齢人口の割合が上昇傾向を続けており、長期的に立てば、人口減少の局面に転じることは避けられないものと言えます。

このため本市が目指すべき人口の未来像を示した岩出市人口ビジョンを踏まえ、長期的な重要課題である人口減少の歯どめに向けた実効性のある地方創生の取り組

みを進めていくため、岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しております。

当市としましては、これまで積み重ねてきたまちづくりをさらに発展させ、人口減少時代に対応した魅力ある岩出市づくりを基本目標に、「活力あふれるまち　ふれあいのまち」の実現のため、総合戦略における基本目標を人が集う魅力あるまち、子育てしやすいまち、安全・安心で住環境のよいまち、産業振興による活力あるまちと定め、さまざまな施策に取り組んでおります。

このような中、当市では平成29年度を地方創生・岩出市創生幕あけの年と位置づけ、交流人口の増加を図る最も有効な手段として、道の駅ねごろ歴史の丘を活用しながら観光振興に取り組むとともに、特に人口対策につながる事業を重点かつ優先的に実施する事業と位置づけ、魅力あるまちづくりに取り組んでいるところでございます。

なお、詳細については市長公室長から答弁させます。

○吉本議長　市長公室長。

○久嶋市長公室長　田畑議員ご質問の当市における人口減少について、一括してお答えいたします。

過去３年間の人口推移についてでありますが、住民基本台帳人口では、平成27年度末総人口５万3,694人、平成28年度末総人口５万3,944人、平成29年度末総人口５万3,827人、平成30年11月末総人口５万3,881人となっております。

次に、人口減少による影響はについてでありますが、労働力など地域の担い手不足や消費の減少などによって地域経済を脅かし、税収や交付税などの歳入の減少による市財政の影響も危惧されるほか、社会保障費の増加や地域コミュニティの維持にも支障を来すなど、地域の活力の低下が懸念されます。

そういった状況を十分認識しながら、岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた目標を着実に実行し、持続可能な財政運営ができるよう心がけてまいります。

次に、人口減少の対策は何か考えているのかについてでありますが、先ほど市長の答弁でもありましたが、４つの基本目標を定めております。その具体的な施策としては、人が集う魅力あるまちでは、便利さ、暮らしやすさの追求、観光の振興、ふるさと意識の向上、快適な生活環境の維持、自然との共生、文化・芸術・スポーツに親しむ環境づくり、子育てしやすいまちでは、男女の出合いの場の創出、妊娠、出産への支援体制の強化、子育て家庭を支える環境づくり、健全な子供を育む教育の充実、子供たちの最善の利益を支える環境づくり、安全・安心で住環境のよいまちでは、災害に強いまちづくりの推進、防犯体制の強化、交通安全施設の整備、地

域医療体制の整備、健康づくりの推進、介護・介護予防サービスの充実、産業振興による活力あるまちでは、多様な企業の集積、地元企業への活性化・育成・支援、観光分野における雇用の創出、農業の振興、子育て女性等への就業支援等、各課が横断的に人口減少対策に取り組んでおり、それらを着実に達成していくことで、人口減少の抑制につなげております。

特に少子化の原因として、離婚化や晩婚化、晩産化が上げられますが、現在、当市では男女の出合いの場の提供や不妊治療等の助成を行っているほか、安心して出産・子育てができるよう子育て環境の整備等、充実に努めているところであります。

また、当市への進出を希望する企業や地元企業の活性化に積極的に支援することにより、雇用拡大にも努めているところであります。

今後も市の将来都市像である「活力あふれるまち　ふれあいのまち」の実現に向けさまざまな事業に取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○吉本議長　生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　田畑議員ご質問の１番目の１点目、保育所待機児童ですが、12月１日現在、ゼロ歳児、15名、１歳児、14名、２歳児、８名、年少児、２名、計39名の待機児童が発生しております。

２点目、来年度及び今後の見通しについてでございますが、先ほど市來議員のご質問に回答させていただきましたとおり、現在、平成31年度の一次募集が終了し、各施設の定員設定及び申込者の利用調整を行っているところです。継続、新規を合わせた申込者数は昨年度より増加しており、特に１歳児及び２歳児について厳しい状況となっております。

３点目、待機児童対策についてですが、公立・私立保育所、私立認定こども園の定員拡充の調整、利用者ニーズに沿った私立幼稚園の活用、私立幼稚園に対し、国が推奨する幼保連携型認定こども園への移行推進、企業主導型保育事業の活用、一時預かり事業及びファミリーサポートセンター事業の活用等を実施し、できるだけ待機児童を発生させないよう取り組んでいきたいと考えております。

○吉本議長　事業部長。

○田村事業部長　田畑議員ご質問、広域農道でのイノシシ事故についてお答えいたします。

道路管理者が設置する道路照明灯は、歩行者及び自転車等の夜間交通の安全の確保及び防犯を目的として、２車線以上及び歩道つきの市道で、交通量及び住宅密集

度等を考慮して設置しております。

市では、現在、幹線道路である市道山西国分線や市道安上中島線等において、歩道設置区間を重点的に道路照明灯を設置しております。

議員ご質問の広域農道、道の駅ねごろ歴史の丘から根来公園墓地入り口交差点までの区間につきましては、イノシシ対策ではなく、観光振興の観点から、歩行者等の安全確保のため、今後、電柱強化を基本とした設置を検討してまいりますが、紀の川市境までの区間につきましては、歩行者及び自転車等の夜間通行が少ないことから、現在のところ、設置の計画はございません。

○吉本議長　再質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員　まず１点目の保育所待機児童についてでありますが、結構相談の電話も多く困っているんですけども、現在待機されているご家庭の皆さんは、どのようにさまざまな形で対応されているのでしょうか。無認可託児所等を利用されているとか、いろいろあるんでしょうけれども、市として掌握されている範囲で結構ですので、お答え願いたいと思います。

２点目の人口減少について、詳細を答えていただきました。その中で、総合戦略の基本目標に基づき、人口減少対策に取り組んでいるということで答弁をいただきましたけれども、かなりさまざまな観点からの対策でありますけど、その効果はどのような形で出ているのか、お答え願いたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　田畑議員の再質問にお答えをいたします。

入所できなかった児童は、今どう対処しているかを把握しているかというところでございますが、子供を入所させることができなかった場合、無認可の保育施設へ預けておられる方あるいは育児休業を延長して家庭で保育を続けられる方、それから親族等に児童の保育を依頼しておられる方、それから職場の託児施設に預けられる方、あるいは一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業を利用されている方がいらっしゃるというふうに把握をしております。

以上です。

○吉本議長　市長公室長。

○久嶋市長公室長　田畑議員の再質問にお答えいたします。

岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略の実施においては、基本目標、基本的方

向性、具体的な施策に分類し、各施策の効果や成果を総合的に検証するための重要業績評価指標、ＫＰＩというんですが、を設定し、本市におけるまち・ひと・しごと創生を実現するため、施策効果やＫＰＩについて検証を行うことになっております。

また、事業結果については、各担当課において、ＰＤＣＡサイクルに基づき検証を行い、社会経済の情勢や市民ニーズへの対応を図りながら、課題分析・改善に努めております。

効果・検証につきましては、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア及び住民の代表で構成する岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会において、４つの基本目標をもとに実施しており、それぞれ有効であったとの評価をいただいております。

以上です。

○吉本議長　再々質問を許します。

（な　　し）

○吉本議長　以上で、田畑昭二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

14時25分から再開いたします。

休憩　（14時10分）

再開　（14時25分）

○吉本議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告５番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　それでは、一般質問を議長の許可を得ましたので、行いたいと思います。

私は、今回、消防団員の報酬、それから死亡手続、未婚ひとり親家庭、身体障害者雇用、過労死防止、市庁舎のサービス・利便性の向上、森林環境税について、７項目にわたって質問をさせていただきます。いずれも市民生活にとっては重要な課題でありますので、執行部の前向きな答弁を求めておきたいと思います。

まず、消防団員の報酬支払いについてであります。

消防団は、消防組織法に基づいて、各市町村に設置され、一般市民で構成されている消防機関であります。入団や退団は自由で、火災が発生した際に消火活動や人命の救助をすると。1956年に全国に約180万人いた消防団員の皆さんが、2017年４

月時点では85万人に減ってきております。それでも消防職員に比べると５倍以上の動員力は高い状況にあります。

特に消防署が近くにない場所では、消防団の方が現場に早く到達することが可能で、消防隊が駆けつける前の消火という重要な役割を担っております。このように日常の消火活動に誠意を持って活動される皆さんに、まず敬意を表したいと思います。

しかし、最近の報道、神戸新聞や毎日新聞によりますと、これは岡山市で幽霊消防団員、2015年から16年度、一度も活動していない348名の消防団員に、計1,460万円の報酬を支出していたということが明らかになっております。

岡山市は、この348名、全消防団分団が原則参加する年１回の訓練大会やその練習にも参加しておらず、幽霊団員の可能性があり、公金の流出、緊急時の団員不足などにつながりかねず、市消防局は実態調査をしているところであります。

市消防局によりますと、市消防団には、17年度4,577名、全99分団に所属している。しかし、市は活動実績がないにもかかわらず、各団員に年２万1,000円、一般団員ですね、報酬を支払っておりました。また、団員が出動すると、各分団長が市に報告し、出動に応じて市が団員に手当を支給する。全分団が、原則参加して、消火技術競う年１回の操法訓練大会などにも参加も支給対象になっております。

その結果、15年から16年度で全体の８％にわたる348人が出動訓練参加の報告がゼロだったことが判明しております。

消防庁の通達によりますと、報酬・手当は団員個人の口座に振り込むことになっているが、消防団の関係者によると、実際には分団側が口座を管理しているケースが少なくない。市消防局は、緊急時にどれだけの団員が配置できるのか、正確に把握する必要がある。実態を調査し、改善を検討したいと言っているそうであります。

神戸市においても、10分団が団員報酬を全額集め、懇親会費などに充てていたということであります。また、手当を含む報酬全額を分団活動に充てることを入団の条件にしていたそうであります。

そこで質問させていただきます。岩出市において、このようなことはないと私は思っておりますが、現在の支給方法についてどのようにされているのか、まず第１点お聞きをしたいと思います。

２点目は、各自治体で問題になっていることに対する市の認識はどのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。もし仮に、消防署の通達以外のことをやっているということになるのであれば、今後の方針、対策についてご答弁をい

ただきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員ご質問の１番目、消防団員の報酬について、１点目から３点目まで一括してお答えいたします。

現在、消防団員への手当は、副分団長以上については個人に対し、部隊長以下の団員については、団員から各部隊長に対し委任状を提出し、部隊隊員に支給しております。

神戸市等で団員報酬の支払い方法等について問題になっていることは、市としても認識しております。

そこで、今後の方針、対応についてですが、消防団員への手当は本人に直接支給されるべきであるということを踏まえまして、消防団とも調整を行っており、次年度から団員の個人口座へ振り込みとしてまいります。

○吉本議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　今、総務部長から答弁をいただきました。

結局、今までは、団員、副団長、いわゆる特定の人の口座に報酬を払って、それからという使い方をしてたという事実がここで明らかになったと思うんですが、この前も窓口で、最初のときにお話をしました。平成30年１月19日の消防長官の各市町村県議会議長宛てに、知事宛てに、通達重点事項として出ている件でありますが、ここには消防団員に対する年額報酬等の支払い方法については、組織法第23条の規定に基づき、各地方公共団体の条例で定めているところ、年額報酬等はその性格上、本人に支給されるものであることを踏まえ、適切に支給するということがうたわれております。

現在、岩出市は、いわゆる個人に支給をしてなかったということでありますから、明らかに違法な手続であったという認識であろうと思うんですが、それについて再度お聞きをしておきたいと思います。

そして、今後については、先ほど総務部長から答弁いただきましたように、個人の口座に振り込みをするということを確実に早急に実施をしていただきたいと思っておりますが、それについてご答弁をください。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず１点目、支給方法について、今まで違法な手続であったのではないかということでございますが、これは確かに通知に基づく、いわゆる各個人の口座に振り込みということはしていなかったのは事実ではございますが、いわゆる個々の団員には、この委任状を提出してもらっての支給で、個々の団員に支給はされているところでございます。しかしながら、通知に基づかない方法であったということは、今まではそうであったと思います。

今後の方針、対応については、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、次年度からは団員の個人口座への振り込みとしてまいります。

○吉本議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　再度確認をしておきたいと思います。

岩出市消防団条例の手当第15条、これに伴って、団員には次の手当を支給するということでありますが、その中で、団長、副団長、団長が８万円以下、副団長が６万円以下、分団長が５万9,000円以下、副分団長が４万3,000円以下、部長が３万2,000円以下、班長が２万5,000円以下、団員が２万5,000円以下と。出動手当は年5,000円以下と。それは個人の口座に振り込んで、ただ、技術手当という特別機動隊、年３万円以下、それから特別機動隊以外の部の年7,000円以下、訓練手当特別機動隊、年５万5,000円という手当の支給があるわけですが、これらについて、どのような処置をしていくのか、支給を、再度確認をさせてください。

それから、この委員の手当に関して、特別非常勤公務員についてもそのような同様の支給方法があるんではないかと疑わざるを得ないんですが、これについてあるのかないのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再々質問にお答えいたします。

１点目は、いわゆる消防団員に対する条例に基づく手当の支給方法の確認であったと思いますが、15条にある団員手当につきましては、それぞれ各団員の個人口座へ振り込むということにいたします。

あと、技術手当等で、特別機動隊とか、そういった、いわゆる部隊のところについては、部隊の代表者にその手当を支給するということになります。

もう１点、他の委員会等で、同様にまとめて支払っていることはないのかという

ご質問があったかと思いますが、他の委員会の報酬については個人への支払いとなっております。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の１番目の質問を終わります。

続きまして、２番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　２番目の死亡手続についてであります。

今、岩出市においては、年間約370名から400名近い方が、１年間、お亡くなりになっております。これからも少子高齢化の中で死亡される、亡くなられる方は、だんだんふえてこようという実態にあろうと思うんですが、市民からはどこの窓口に行けばいいのかわからない。何度も同じことを言わなければならない。時間がかかる。何枚も書類を書かなければならないといって、とても疲れるというようなさまざまな声が寄せられております。

個人の条件で必要な手続には異なりますが、悲しみの中、何をすればよいのかわからない人、手続に時間がかかり、途中で帰る人や書類の多さに苦労する人が多くおられます。窓口で必要な手続を精査をして、関係書類の申請を一括して作成した後、各課に案内する仕組み、あるいは今後、これらの人たちの遺族の皆さんの手間を少なくしていく。そして、手続のワンストップでスムーズに完了できるようにしていくべきはないかと考えております。

そこで質問させていただきます。岩出市役所内での手続一覧はどうなっているのか。各担当課においてどのようなものがあるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、２番目に、他の自治体においては、お悔やみハンドブックの配布やお悔やみコーナーを窓口に設置をして、利便性の向上を図っているところがあります。これらの点について、岩出市においても市民のサービス向上に向けてどのように取り組みをしていくのか、岩出市のお考えを聞かせてください。

○吉本議長　ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員のご質問の２番目、死亡手続についての１点目、市役所内での手続一覧はどうか、各担当課での内容はどのようなものであるのかのご質問にお答えいたします。

死亡に伴う手続につきましては、まず、市民課において死亡届の届け出時に、関係各課における手続内容、必要書類、期限、担当窓口を記した一覧表を手渡ししております。ご遺族の方につきましては、後日、各課において必要な手続を行ってい

ただいております。

主な手続といたしましては、税務課では納税義務者の変更手続、保険年金課では葬祭費支給申請、後期高齢者医療もしくは国民健康保険の喪失手続、長寿介護課では介護保険資格喪失手続、福祉課では身体障害者手帳の返還手続、上下水道課では給水装置使用者変更手続、農業委員会では農地の権利取得手続などがございます。

続きまして、２点目、お悔やみハンドブック及びお悔やみコーナーの新設で、利便性の向上を図ってはという質問についてお答えいたします。

お悔やみハンドブック及びお悔やみコーナーの新設につきましては、窓口業務改革として、死亡関連手続に一元的に対応する総合窓口を導入されている市もあることは承知しております。当市におきましては、市民課に総合案内を設置し、ご遺族の方に必要な手続の担当窓口を案内しており、各窓口が連携し、丁寧な対応に努めているところでございます。

また、岩出市ウェブサイトにおきましても、お悔やみのページを設けており、ご遺族の方に必要な手続の案内を行っております。

今後も他市のさまざまな取り組みを注視しながら、市民サービスの向上に努めてまいります。

○吉本議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　今、ご答弁をいただきました。私は、この死亡されたご遺族の皆さんが、市の窓口へ来て、そういう手続をする上において非常に複雑で多岐にわたっております。提出書類も、私が調べる限りでは、少なくとも20から30あるんではないかと言われております。

この手続の一番の手続をお悔やみコーナーとして設置しました大分県の別府市、これ、年間多くの方が亡くなられております。別府市では死亡に関する届け出、最大で13課合わせて60種類の書類が必要になっているということを言われております。

それから、新座市では、平成29年度、1,300人を超える死亡届が提出されておりますが、ここにおいてもお悔やみコーナーを設置をして、ワンストップでこれらの手続が完了できるように、短時間で完了できるような体制をとっておられます。

岩出市においても、今後、死亡者が増加、少子高齢化の中で死亡者がふえてくることは間違いありません。そういう人たちのために、市の行政としてサービス向上に一役果たしていただきたい。

それから、今、部長のほうでお悔やみの必要書類ですか、ウェブサイトでという

ことなんですが、死亡火葬許可書を取りに来られたときに渡していますよということなんですが、一覧表にして、できたらお悔やみハンドブックというものを新しくつくって、そういう人たちの利便性向上に実施していただきたいと、そのように感じておりますが、岩出市のお考えをお聞かせください。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず１点目、総合案内、ワンストップ窓口にする予定はというご質問であったかと思いますが、現在、高齢者や体の不自由な方など配慮が必要な場合は、各担当窓口職員が連携し、１カ所で手続が済むよう案内させてもらっております。

今後につきましても、全ての来庁者の方が利用しやすい窓口になるよう取り組んでまいります。

なお、当市の死亡者数ですが、これは尾和議員も質問の際におっしゃっていましたが、平成29年度で465名なんですけども、約１日１名程度という状況でございますので、現時点では、先ほど申しました形で個別対応ができる状況であるということで、現在の方法で窓口対応を進めたいと考えてございます。

続きまして、もう１点、お悔やみハンドブックの作成についてということでございますが、今現在、先ほど答弁の中でも申しました担当窓口を示した一覧表を策定しておりまして、これは手続内容とか期限とか、割と簡潔に書いた形で、１枚物のペーパーにおさめておりますが、この内容につきましても工夫ができることがあれば、もう少し説明をするとか、そういういろんな工夫というのは、今後検討していきたいと考えてございます。

○吉本議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　今ご答弁いただきました。ぜひ別府とか新座市とか、他の地方自治体を参考にして、よりよいものを岩出市においても作成していただきたいと。そして、窓口に常設をしていくということを求めておきたいと思います。最後にご答弁をください。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど申しましたが、窓口の対応につきましては、現時点では現状のままの対応

とさせていただきたいと考えております。

それと、今現在、当市で死亡手続に来られた方にお渡しをしております一覧表につきましては、工夫できるところは工夫をして、改善等を検討いたしたいと思います。先ほどの答弁のとおりでございます。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の２番目の質問を終わります。

続きまして、３番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　次に、未婚ひとり親家庭、いわゆるシングルマザーの家庭についてのご質問をさせていただきたいと思います。

この質問は、過去、私も何回かやってきておるんですが、最近、特に国会等でもこの問題を改善していこうという動きが出ておりますので、岩出市におけるひとり親、未婚シングルマザーの問題について、再度質問をさせていただきたいと思います。

近年、ひとり親家庭の子供の貧困が深刻化をしております。死別やＤＶ、経済的困難、さまざまな事情でひとり親となりますが、結婚しないで出産する未婚のひとり親の割合もふえてきております。その内容は、離婚や死別、未婚出産でひとり親となった人と未婚の中でも一度も結婚歴がない未婚のひとり親であります。

支払う税金や出費が大きく変わり、これが差別と言えるものであります。一度も結婚歴がない未婚のひとり親だけ所得税や住民税が軽減される寡婦控除を受けられないのであります。それは日々の生活を困窮させ、子供の生活に大きく影響します。この件について、私は全国的には、今、声の拡大が広がっておりますが、子供にはどこにも責任はありません。

そこで、岩出市の対応をお聞きしたいと思います。ひとり親の子供たちを貧困から守るため、一度も婚姻歴がない未婚のひとり親世帯にも等しく寡婦控除を適用していただきたい。それから、非課税世帯の対象にも含めていただきたいと考えております。

また、ひとり親家庭の寡婦控除に男女での控除適用要件の差、ひとり親になった理由の内容について、適用要件に差をつけることをやめ、ひとり親皆平等にしていただきたい、そのように思っております。

そこで質問をさせていただきます。この寡婦控除というものは、戦後、戦地で亡くなられたご主人、奥さんのために設けられた寡婦控除がスタートであります。

そこで、１番目に婚姻履歴者のシングルマザーとの格差はどのぐらい、現在ある

のか。

２番目に、格差是正に向けて、岩出市の対応、方針はどうか、ご答弁をください。

○吉本議長　ただいまの３番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の３番目の質問にお答えいたします。

１点目、婚姻暦のある人とシングルマザーとの格差はどのぐらいあるのかについてでございますが、住民税における差につきましては、所得や控除によって変動しますが、寡婦の方は合計所得金額が125万円以下で非課税になります。また、扶養親族である子がいる方の寡婦控除は30万円でありますので、単純に計算しますと、所得割の税率10％を掛けて３万円の差ということになります。

２点目の格差是正への対応、方針はどうかについてですが、現在、包括の議論も行われておりますが、そういった取り組み、税制改正後に法に基づき対応してまいりたいと考えてございます。

○吉本議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　実質的には３万円の差ということなんですが、私が試算しますと、これ、総務部長ね、大体20万ぐらいの差があるんですよ、いろんなものを含めると。それはなぜかといいますと、保育料とか、そこでの適用がないのということで、それらもろもろを入れると20万ぐらい、その個人差はあるんですが、ほぼ20万ぐらいの差が出てくるという実態でありますので、この点を考えていただいて、今、余り積極的な答弁ではなかったんですが、埼玉県の朝霞市では、もう既に10年ぐらい前から、みなしとしてシングルマザーについては寡婦控除をやっているということで、市民税や住民税、ここらについても控除をしているという実態もあります。これはほかの市も地方自治体のほうもだんだんふえてきておるんですよ。

そういう影響を受けて、今、国会で議論になっているのは、控除をしましょうと。そして、さらに手当として１万5,000円ですか、新設をするんだということですから、法律が通常国会で通れば、そのようになると思うんですが、ぜひ岩出市においても積極的に前向きに、この控除規定というものを適用して、シングルマザーの皆さんの生活を守っていくという姿勢をとっていただきたい、そのように思っておりますが、市の答弁を求めます。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　尾和議員の再質問にお答えをいたします。

寡婦控除の関係で、福祉部に関するところでございますが、児童手当については、本年度６月以降、それから児童扶養手当については８月以降、それから保育所等の利用者負担については９月以降、それぞれ各法の改正により寡婦控除のみなし適用がなされました。これにより全国的に寡婦控除による格差は解消されたと考えております。

以上です。

○吉本議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　私がこの提案をしたときには、全然前向きでなかったんで、全体的には運動の中でこういうことが実現したということで、私も喜んでいるんですが、今後も、さまざまな問題について先取りをして実施できるように決断をしていただきたい、そのように思っております。

あれば、なかったらいいですよ。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の３番目の質問を終わります。

続きまして、４番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　次に、４番目の質問をさせていただきます。身体障害者雇用の問題であります。

９月議会において、私はこの問題について質問をさせていただきました。岩出市は法定雇用率が不足をしていると。その人数は１名であるということを明らかにされましたが、その際、充足するための計画や予定を明らかにされませんでしたので、再度、具体的にお聞きをしたいと思います。

まず１点目は、今後、１名の雇用計画のスケジュールをご答弁ください。

２番目に、既に雇用されているのであれば、いつ雇用したのか、それもあわせてご答弁ください。

○吉本議長　ただいまの４番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の身体障害者雇用についてのご質問にお答えいたします。

障害者雇用率の充足のための今後の計画でありますが、来年度中に障害者向けの採用試験を実施する予定にしております。

なお、障害者雇用率を早期に達成するためにも、可能であれば年度途中からでも

採用はしたいと考えているところでございます。

２点目、ですので、現在のところ、まだ補充はできておりません。

○吉本議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　総務部長ね、もっと具体的にご答弁いただけませんか。来年度中予定であると。しかし、年度途中でもやるよということなんですが、市の広報等、雇用をするということをしない限り、応募者もないわけですから、いつやるのか、いつそれを実施するのかということをご答弁ください。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

雇用をいつまでにするのかということで、最初に、来年度中に障害者向けの採用試験を実施する予定にしておりますということでお答えをいたしました。これにつきましては、採用するに当たり、こちらでの受け入れ体制あるいは仕事内容等、今現在、どういったことができるのか検討中でございます。その検討が早く済みましたら、年度途中からでの採用ということに踏み切りたいとは思いますが、今、そういった関係で種々検討をしているところでございますが、これは現時点では雇用率を充足していないということですので、来年度中には必ず実施をするというふうに考えてございます。

○吉本議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　何回も同じような質問なんですが、苦言を申しておきますと、この質問したのは、私、９月にやる前にもやっております。９月議会から10、11、12、もう既に３カ月経過しているわけですよ、ほぼ。しかし、今みたいな答弁であるので、私はおぼつかないなと思っております。

早期に実施をして、募集要綱を出して、充足するように万全を期していただきたい、そのことをご答弁ください。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再々質問にお答えいたします。

採用試験の早期実施については、市といたしましても、可能であればそういうことで採用試験を実施したいというふうに考えております。それは先ほどからの答弁

でもお答えしたとおりです。

ただ、いろいろと定員の関係とか、組織の関係、それと、どういう受け入れ体制ができるか、あるいはどういう職種にできるかとか、そういった点で、まだ少し検討する必要がございますので、それは検討が済み次第、できるだけ早く採用試験を実施したいということで考えてございます。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の４番目の質問を終わります。

続きまして、５番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　過労死防止の問題についてお聞きをしたいと思います。

先日、過労死防止のセミナーがありまして、私もビッグ愛のほうに足を運んでお聞きをしてまいりました。過労死とは、働き過ぎが原因になって引き起こされる死です。長時間労働による疲労や精神的負荷が過度に蓄積されて、心身の健康を損ない、ついには死に至るとされております。これ、電通事件でも最高裁の判決がおりたところであります。脳内出血や心筋梗塞など身体に破綻するのが過労死、鬱病の発症など、精神が破綻するのが過労自殺、過労自死であると言えます。

過労死、過労自殺は、無理して真面目に働いている人たちを突如襲い、大切な人を突然奪ってまいります。家族の心配は突然現実のものとなるのであります。

過労死が、近年、特に問題になっておりますが、1998年から13年連続で毎年３万人を超える労働者の皆さんが、自殺をしたり過労死で亡くなっております。相当数の自殺がこの中に含まれているのであります。

今や交通事故の死亡者、年間１万人を下回っておりますが、それをはるかに超える現実が、今の日本の中で起きているのは、我々もそうでありますし、皆さんも御存じだと思うんですが、厚生労働省は、過労死、過労自殺の認定基準を作成して、一定の要件を満たした過労死、過労自殺を労働災害として認定をしているところであります。

最も労災請求がなされない事案は氷山の一角で、重い後遺症害が残った場合や自殺未遂も含めると、過労死、過労自殺の犠牲者は、それをプラスして、数万人に達すると考えられております。

また、過労死の認定基準とされている週40時間を超えて時間労働が１カ月100時間、または２カ月以上平均して80時間を超えて労働している人々は、数百万人と言われております。先日も新聞報道等で問題になって、国会でも問題になっておりましたが、外国人の労働力を受け入れるということで、さらにこの事案がふえるんで

はないだろうかというように私は危惧をしております。

そこで、過労死防止に向けた問題で、一番問題なのは、１番目に、現在、超過勤務及び労働基準法36条、いわゆる36協定違反は、岩出市においてはあるのかないのか、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、２番目に、有給消化率の向上のための対策、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、３番目に、来年の2019年４月から労働基準法が改正になりまして、これに対する岩出市の方針はどのように構築をされようとしているのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの５番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の過労死防止についてのご質問の１点目、現行の超過勤務及び36条違反についてはどうかについてお答えいたします。

超過勤務時間についてですが、10月末現在で職員の累計は２万7,954時間となってございます。36協定についてですが、平成30年度でクリーンセンターにおいて協定を超える時間外勤務をしている月が５月と９月の２カ月あります。これについては、今後、労使で改善に向け協議を行ってまいります。

ご質問の２点目、有給消化率の向上のための対策はどうかについてお答えいたします。

年休の切りかわりの際に、所属長に対し、年次有給休暇をとりやすい雰囲気の醸成や環境整備に努めていただくとともに、所属内に積極的な取得の周知を依頼しているところであります。今後も職員の健康管理の観点からも、取得しやすい環境づくりに努めてまいります。

３点目、労働基準法の改正に伴う岩出市の方針についてはどうかについてお答えいたします。

法律の改正で、年次有給休暇を５日以上取得しなければならないというふうになりました。ワーク・ライフ・バランスの観点からも、職員が年次有給休暇を５日以上取得するようにしてまいります。

○吉本議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　労働時間については、私は、基本的には週45時間、年間360時間を限度とするということがうたわれております。しかしながら、岩出市においては、今、

総務部長が答弁されたように、36協定もいまだに守ってない。これはどういうことなんでしょうかね。コンプライアンスそのものでも、いわゆる市行政として、最も法に従って仕事をすべきこの地方自治体が、このていたらく。私は、管理監督責任者の責任やと思っております。

この36協定違反をなくしていくという強い信念がない限り、労働違反を起こしていくということになるわけですから、この点については、今後、逐一チェックをしてまいりますが、行政のほうで事業主である地方自治体がそういうことのないようにやるべきであると。現に注意喚起をしておきたいと思います。

それから、労働基準法の改正で、今、部長が言われた2019年、来年の４月から全ての企業において、年10日以上の年次有給休暇を付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年５日について、使用者が時期を指定して取得させなければならないということになってきております。これは法ですから、必ず管理者が、年有給休暇を10日以上取得している職員の皆さんには、年５日有給休暇を取得させるという強い決意をここの場所で表明をしていただきたい思います。よろしくお願いします。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長　ただいまの尾和議員の再質問に答えさせていただきます。

クリーンセンターで36協定の時間超過と言われておりますが、実は、これは平日、超過勤務違反というのは、５月、９月、平日の日に祝日がある月でございます。これにつきましては、労使協定の中で、法律では、週40時間を超えていなければ、月45時間の上限の算定に含まなくてもよいというふうに規定をされておりますが、協定の中で、一応含むという協定になっておりましたので、労使間の協定の言葉の間違いというか、そういうふうにやっておりましたので、平成31年度においては、労使の協定を法律どおり、平日の休日は週45時間の上限の算定に含まないような協定に変更いたします。

現在、平成30年度につきましては、単に協定書において、祝日、休日の取り扱いの相違であるということになっておりますので、労働基準監督署において確認したところ、協定書を変更すれば、法律違反にならないという回答でございますので、そういうふうに平成31年度からはやらしていただきます。

今、俗に言う過労死とか、世間で言われているブラック企業のような超過勤務の

実態では全くありませんので、それは強く言っておきます。

○吉本議長　総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

2019年４月からの労働基準法の改正に伴い、年次有給休暇５日を取得するということになっているということで、それについて必ずするという決意表明をということでございました。

先ほどの答弁でもお答えいたしましたが、法律上、年次有給休暇を５日以上取得しなければならないということに、来年４月からなりますので、当然のことながら、職員には５日以上、年次有給休暇を取得させるようにします。

○吉本議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　36協定というのは、年度初めに結んで、それを守るというのが原則です。それに抵触しておるのは違反なんですよ。なるべく時間外労働を減らしていくという基本で、監督署に相談したら、抜け道はこうしたらいいですよという、そしたら違反になりませんという、こういうやり方じゃなくして、少なくとも長時間労働を減らしていくという基本に立って、45時間の360時間、これを守っていくいう姿勢がないと、いつまでたっても超過勤務というのは減りませんから、その点を一言つけ加えておきたいと思います。

それから、これは国会でも問題になったんですが、勤務間のインターバル制度、これについても、インターバル制度で、少なくとも９時間、24時間、９時間を休ませるという制度の実施がされようとしてきておりますので、ここも含めて、なるべく職員の皆さんが健康でいろんな病気にならないように、体制づくりをあわせて要請をしておきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどの36協定の話なんですけども、これは確かに、今年度は、いわゆる平日の祝日について、これはクリーンセンターでは、協定で算定に含むということにいたしておりますので、いわゆる祝日が多い５月と、あと９月に協定違反ということに起因になりました。本来であれば、これは協定から外して、算定の際は外して協定を結ぶということもできるということでございます。

もし仮に、これがこのままいきますと、例えば、来年の５月に10連休が予定され

ておりますが、そういった場合はどのようにしても、それを守れなくなるようなこともございますので、そういった点で、今年度は、確かに労使交渉の協定ではそうなっておりますが、来年度はその部分を直すということで、単に超過勤務を容認するという、そういう考えでの協定の見直しではございません。

それと、職員の超過勤務についてですけども、インターバルの話が出ておりましたが、現実的に、例えば、災害が起こった場合は、どうしても、市としては24時間体制でいく中で、それは職員の当番制とかを決めておりますので、過剰な超過勤務になるようなことはないように、そういうふうな体制も整えておりますので、そこは十分注意をしているということでございます。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の５番目の質問を終わります。

続きまして、６番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　次に、６項目めの質問をさせていただきます。

市庁舎の市民サービス向上に向けての問題点を上げさせていただきたいと思います。

この課題は、いかに市民の皆さんが来庁して、スムーズに要件を済ませお帰りいただくかであります。市庁舎は最も求められるのが、利便性であると考えております。また、市職員の働く職場環境の改善や福利厚生の面からも常に考えておくべき課題でもあります。私は、その点から考えて、以下９項目にわたって提案をしてみたいと思います。

市長は、そんなこと言われなくても改善していると思われるかもしれませんが、以下の点を質問させていただきますので、市民目線で答弁をしていただきたいと思います。

まず第１点は、休憩室並びに男女の更衣室及び食堂室についてであります。

休憩室、それから男女の更衣室、現在ある岩出市役所庁舎内の更衣室というのは、女性に比べて、男性はあれが更衣室かなというような状況であります。それから、食堂もありましたが、食堂が管財室に変わりまして、食堂がないという、この実態になっております。昼休み、市民の皆さんが窓口に来られて、職員の皆さんが自席で弁当を広げて食べておられる姿をよく見ますが、あんまりいいもんではありません。市職員も必要な食堂において食事ができる、こういう環境をやっぱりつくっていくべきだと。福利厚生の一環として、基本的には考えております。

男女の更衣室、休憩室、これらについて市の考えをお聞きをしたいと思います。

それから、２番目のトイレの問題でありますが、トイレの表示、北から入ったところのトイレの表示が見にくいという苦情を聞いております。トイレの表示、改善をすべきではないかというふうに思っています。

それから、不足状況についてですが、今まで南側にあったトイレが、市民の皆さんが使えないということで、現状では北から入ってきたところの男女のトイレしかないのが、１階の庁舎の現状であります。不特定多数の皆さんが市庁舎に来て、トイレがどこにあるのかというような状況は余り好ましくありませんし、やはり見やすいところにしていくと。不足の状況を考えますと、これからどんな状況で、市民の皆さんが災害時に来られるかもわかりません。そのことを考えますと、不足状況にはあるんではないかというように思っておりますので、これを改善する考えはないのか、お聞きをしたいと思います。

それから、緊急時、対応として、できたら一角に常備ヘルメットの完備を、全員にというわけにはいきませんが、少なくとも10個ぐらい、必要なところにヘルメットをかけておくと。いざというときには、それを市民の皆さん、自由に使ってくださいというような体制があってもいいんではないかというふうに思います。これは海南市役所で完備をしているというのを聞いておりますので、これはいいことだなと。岩出市においても、そういう点ではヘルメットをすぐ使えるような状況にしておくことが求められると思いますので、それをお聞きをしたいと思います。

それから、庁舎内の案内についてでありますが、北から入った正面のところに、平面図で表示をされております。それから、エレベーターのところにも表示がありますが、これは非常に、岩出市庁舎は継ぎはぎだらけで、迷路状態になっているということは、私もそうですし、私自身もいまだに迷うところがあるんですが、迷路をなくすために、市民の皆さんが、動線を書いて、入ったところから、その動線に従って自分の必要なところに行けるような表示を、これ早急にやっていただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

それから、５番目に、市三役、市長、副市長、教育長、市庁舎に現在おられるのか、出張中なのか、不在なのか、こういう表示をぜひ設けていただきたいと。今、各地方自治体では既にやっておりますので、岩出市においても表示をしておくべきではないかと考えておりますので、市の答弁を求めたいと思います。

それから、６番目なんですが、職場内の私物の持ち込み、あわせて不要な物の整理整頓、これ、私、先日、県庁のほうへ参りまして、県庁へ以前行ったら、廊下のところにロッカーを並べて非常に煩雑な状況になっていたんですが、この前行った

ら、きれいになっておりました。市町村課で聞いたら、全部整理したんだと。ああ、これいいですねというふうに思いました。通路は通路として確保しておく、これが大切だと思います。

岩出市庁舎においても、２階の総務から入った南側のところには、必要な物、必要でない物、これを区別して、長期に使わない物については倉庫に保管をする。通路をいざというときに自由に使えるような体制にしておくべきだと、そのように考えておりますので、この問題についてお聞きをしたいと思います。

それから、職場内の私物ですが、公の政党の新聞を勤務中に読んでいるということは、これはあってならないと私は思っております。自分の物は自宅で読むということが求められると思いますので、これについてもお聞きをしたいと思います。

それから、７番目に、南庁舎のＡＥＤを配備をしておく必要があるんではないかと思います。現在、北から入ったところに配備をしておりますが、先日、危機管理のほうにＡＥＤどこに置いていますかと聞いたら、ええ、どこやったかなという職員がおられました。これではＡＥＤの配備をどこにあるのか、危機管理課の担当者も知らない。南庁舎にありますかと聞いたら、南庁舎にはどうやったかなというような返事でした。これではＡＥＤの配備の問題について、全体の共有した状況にはないんではないかなと。南庁舎においても距離がありますから、あそこにも１台設置をしておく、そういうことが求められる、私はそう考えておりますが、お聞きをしたいと思います。

それから、８番目に、自転車、単車の置き場、きょうもちょっと若干雨は降っておりますが、単車のサドルのところ、自転車のところ、雨ざらしになっているというのが実態であります。市役所に来られる市民の皆さんは、我々から言いますと、市の職員から言いますと、お客さんであります。大手の量販店等では、自転車置き場、単車置き場というものを設けて、そういう施設をつくっておるわけでありますが、岩出市庁舎に来られる市民の皆さんにも、そういう雨よけひさしの設置を北から入ったところに必要な数を置けばいいんではないかというふうに考えますが、市の考えをお聞かせください。

最後になりますが、年明けしますと確定申告の時期になります。確定申告になりますと、駐車場は不足状況になろうと思うんですが、これに対する市の対応、どうしていくのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの６番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員ご質問の６番目、市庁舎のサービス向上についてお答えします。

まず１点目、休憩室、男女更衣室及び食堂室について、お答えいたします。

休憩室については、昨年度まで庁舎にあった食堂を廃止し、南庁舎２階に職員が休憩及び食事がとれるように新たに設置いたしました。また、男子更衣室については庁舎２階に、女子更衣室について庁舎１階にそれぞれ設けおります。庁内の配置については、執務スペースや通路、会議室など、包括的に考慮して決定をしてございます。

次に、２点目のトイレ表示及び不足状態についてにお答えいたします。

トレイの表示については、トイレ前に表示があるものの、通路等の見やすい位置には表示ができていないため、利便性も考慮し、今後検討してまいります。

なお、トイレの不足状況につきましては、南庁舎が新たに建設されたことに伴い、昨年度より１カ所増加していること、それと、現状でも市民の方々がトイレに並んでいるような状況も見受けられないことから、現在、トイレは不足していないと考えております。

次に、３点目の緊急時の対応として、常備ヘルメットの完備をについてお答えいたします。

地震等の緊急時は、被害を最小限にすることが第一と考えることから、平成28年度の地域防災訓練でシェークアウト訓練というのを行っております。シェークアウト訓練といいますのは、姿勢を低くして、頭を守り、動かない、こういった動作をとることにより命を守るものです。議員ご提案のヘルメットの配備も有用とは考えますが、すぐにどこに対応できるシェークアウト、これの普及を図ってまいりたいと考えてございます。したがいまして、現在、ヘルメットの配備というのは考えてございません。

次に、４点目の庁舎内について、いわゆる迷路対策としての動線の表示についてお答えいたします。

庁舎内の案内については、正面玄関前などわかりやすい位置に全体の案内図を設置し、少し入り組んだ箇所では適宜案内標識等を設置しております。また、市民課窓口及び福祉課前階段横には全体案内図を縮小した持ち運び可能なサイズのフロアマップも設置をしてございます。

今後も引き続きご利用いただきやすい庁舎となるよう環境整備に努めてまいります。

次に、５点目の市三役の在庁・不在の表示について、お答えいたします。

現在、三役の各執務室内には、在室・不在の表示を行っておりますので、新たな設置というのは考えてございません。

なお、訪問等に関しましては、お問い合わせいただければ、所管の窓口において確認をさせていただきます。

次に、６点目の職場内私物の持ち込み、不要な物の整理・整頓についてお答えいたします。

不要な物の整理・整頓については、ロッカーや収納棚を設置し、整理・整頓に努めておりますが、議員ご指摘のあったところについても、引き続き市民の通行の妨げとなるようなことがないように取り組んでまいります。

また、勤務時間中に政党の新聞を読んでいるというようなご指摘がございましたが、これについては勤務時間中にはそういったことのないよう取り組んでいきたいと考えてございます。

次に、７点目の南庁舎にＡＥＤの配備についてお答えいたします。

南庁舎にはＡＥＤを配備しておりませんが、庁舎１階の正面玄関前にＡＥＤを１台設置しております。南庁舎にもＡＥＤの配備をということでございますが、距離的には、今のところ、それほど離れてもございませんので、対応できる範囲にＡＥＤがあるということで、現在設置する予定はございません。

次に、８点目の自転車及び単車置き場に雨よけのひさしの設置をについてお答えいたします。

現在、正面玄関東側と守衛室前の駐輪場に雨よけがございます。東側駐輪場にはございませんが、現在の利用状況等から考えて、設置をするという予定はございません。

最後に、９点目の確定申告時の駐車場不足対策についてお答えいたします。

南庁舎を建設した際に、あわせて周辺の造成を行い、駐車場を拡張いたしました。それにより駐車区画が80区画増加しており、現在328区画あります。確定申告の受け付け期間中で、特に来庁者の多い日は、例年どおり、他の場所に駐車場を借りて対応する予定でございます。また、職員には公共交通機関を使用するなど周知し、車の乗り合わせ等、それを周知し、少しでも駐車スペースを確保できるように努めてまいります。

○吉本議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　総務部長の全く誠意のない、ゼロ回答の答弁で、私はあいた口が塞がらないんですが、トイレの問題、これ、トイレの個数については、男子、最大で同時に就業する男性が60人以内に１個、男子小便が30人以内に１個、女子用便所が同時に就労する女性20人に１個というように基準はあるんですが、市役所というのは不特定多数の方が参られるわけですから、そういう点からいって、もっと弾力的に使いやすいトレイ、これを目指すべきではないかというふうに思います。

それから、トレイのところで、男子トイレに、今、乳幼児用おむつ交換台というのが、男子トイレにも必要ではないかと思うんですよね。男子で子供を抱えて来られる方もおられるわけですから、これについても検討をすべきではないかというふうに思います。

それから、更衣室なんですが、あれが更衣室ですかね、部長、市長。全く更衣室としての役割を果たしてないんではないかなと思っております。女子の更衣室もそうなんですが、スペースが小さくて、あそこで更衣室で着がえて業務に就労されているというのは何人おられるんでしょうか。男子の方は通勤で来て、更衣室で着がえて職務に入ると、そういうめり張りを持った、そのためにも更衣室の完備が必要なわけであります。そういう意味では、更衣室をもっと快適なものにすべきだということで提案をしているわけであります。

それから、ヘルメット、これはしないと。何でヘルメットをしないんかようわからんのですが、いざというときに少しでも災害を少なくすると、被害を少なくするためにも、私は最小限度の措置として置くべきだというように思いますので、再検討をすべきだと。

それから、庁舎内の案内ですね、これ迷路になっているということは、先ほども言いましたが、何で動線書けないんですか。その費用がもったないから動線を書かないんですか。庁舎から入って、ここへ行ったら市民課、ここへ行ったら年金課というふうに、それから南庁舎に行くのは、ここをずっと通って、あそこの教育委員会のところを通って行けば土木課、農業委員会、都市計画課へ行けますよというぐらいの動線を表示するのに、何でそれこだわるんですか。

この費用について幾ら見積もったことがあるのかどうか。そんな何十万もする、何百万もするような要望じゃないと思うんですね。これはぜひ早期に動線を表示をすべきだというように思います。

それから、ＡＥＤの配備、考えがないと。全く何が自助・共助でしょうか。災害に対して万全を期す。そして、ＡＥＤで１人でも命が助かる。だから、北にあるか

ら、そんな距離で何百メートルも離れてないから南に置く必要性ないんだということを言われるんですが、より近くにあれば、より早く処置ができるわけですから、このＡＥＤの買うのがもったいないというんであれば、私はそれにはくみすることができないわけでありまして、これについても検討をすべきだと。

それから、自転車・単車置き場ですね、これについても東から入ったところ、ぜひ２カ所とは言いませんから、１カ所ぐらい、３メートルぐらいのひさしを設けて、そんな何十万もかかる工事じゃありません。市民サービス向上に期すべきだというふうに思いますが、市の再度の答弁をお願いをいたします。

ゼロ回答で、何もやる気ないんですが、こういう中芝市政であるということは、市民の皆さんからどう思われるか。私は少しでも市民サービス、利便性の向上のために、あえて提案をしているわけですから、その１個でも２個でも実現をするという努力は、岩出市が持つべきだということを求めておきたいと思います。再度ご答弁ください。

○吉本議長　しばらく休憩いたします。

16時ちょうどから再開いたします。

休憩　（15時43分）

再開　（16時00分）

○吉本議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、トイレの数についてですが、これについては労働安全衛生法の規定に基づく基準を現在満たしております。それと、先ほどの答弁でも申し上げましたが、現在、トイレが一般市民の方が来られて並んでいるというふうな状況も見られませんので、これについては不足がないというふうに考えてございます。

あと、おむつ交換台を男子トイレにもつける必要があるのではないかということでございますが、庁舎１階の多目的トイレにはおむつ台が設置されてございます。これは男子、女子、特に性別による使用を制限されているものでもございませんので、市民の方が来られて、男性の方がそういったおむつ台を使用するという場合は、そちらのほうをご利用していただければと思います。

更衣室の問題については、これについては、今現状の場所をすぐにどうこうとい

うことはできませんので、これはまた引き続き現状のままで、現時点では考えてございます。

あと、ヘルメットですけども、来庁者用のヘルメットについてということでございますが、10個ほどということでございます。市の庁舎につきましては、耐震の構造にしておることもございますし、市役所に訪れていて、どの場所で災害に遭うかというのもわからない中で、例えば、その10個をどこに置くかというようなこともございます。でありますので、先ほどの運動をお勧めしているところです。

あと、来庁者用ヘルメット、これにつきましては、ご質問がありましたので、９市に確認をしております。海南市においても、旧庁舎では設置をしていましたが、新たな新庁舎には来庁者用のヘルメットは配備していないという回答をいただいてございます。

それと、庁内内の案内で動線をなぜ書かないのかということでございます。これにつきましては、経費の問題でするしないという判断をしているわけではございません。来庁者の方が、確かに庁舎が複雑というご意見はいただいておりますので、できるだけその方の目線に入るようなところに表示をするようにという考えでしてございます。

それと、動線を引く場合、今度は動線の説明がどういうふうな形でするのかというのも非常に悩ましい問題もありますので、現在のところは動線ということは行っておりません。

それと、ＡＥＤのお話についてですが、南庁舎できているので、新たにそこにも１つ設置をというお話でございます。ＡＥＤの設置位置につきましては、これは心停止から５分以内に除細動可能な位置が望ましいということになってございます。したがいまして、現在の位置でも南館まではこの時間内に十分対応が可能であるというふうに考えてございます。

ひさしの件につきましては、おっしゃるように、来庁者へのサービスという面もございますが、現時点では、今のところつけているところで十分対応できているのではないかと考えてございますので、先ほど答弁いたしましたとおり、今のところ、雨よけの設置というのは考えてございません。

○吉本議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　市庁舎の市民サービス向上、こんなことね、私は議員があえて言うことじゃないんですよ。職員の皆さんで、これはこうしようと。こんなんしたら改善し

たらいいやないかという発想がないところに僕は問題あると思うんですよ。幹部の皆さんもそうですよ。市の職員も、これは市民サービスの一環として、こうしたらええんやないかと、こういう提案あるんやないかと。このようにしていこうという自発的な提案、発想というのが岩出市役所には現在ない。

私があえてこれ質問してもゼロ回答、全く市民の目線に立ってない。市民の立場に立ってない行政と言わざるを得ない。１つでも２つでも改善する意思はないということしかないんじゃないですか。あえて、そのことを申し上げておきます。これは答弁結構です。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の６番目の質問を終わります。

続きまして、７番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員　７番目、最後になりましたが、これは簡単な問題ですので、そんなに白熱した議論は必要ないと思うんですが、現在、森林環境税というのが、この岩出、和歌山県において、この税金は平成17年、名前は森林環境税ではないんですが、紀の国森づくり税として和歌山県において、日本で初めて条例化され、県民１人500円、法人へも課税して、現在、年収２億6,000万ぐらいが徴収されております。この使途については、私は否定するもんじゃありません。

森を再生して、次世代に引き継いでいく。こういう非常に森林環境の保全、自然環境を守っていくというこの趣旨については是とするものでありますが、今回、この税金が国において、これは森林環境税の全国導入として皆さんもご存じだと思うんですが、和歌山県を皮切りに、今現在、日本全国で、この統計は平成24年の資料なのでちょっと若干古いんですが、33都道府県で500円から1,000円、これに類する税金が賦課をされております。

今回、平成30年度の国の予算において、これを国において一律に徴収しようということで、森林環境税が徴収をされると。これは年額1,000円ということで時限立法ということであるんですが、環境税として平成36年度から課税しますよということになるらしいです。そうしますと、和歌山県民に対して500円と国の森林環境税として1,000円、1,500円が徴収され、市民の中から、懐から吸い上げられるということになるわけですが、私は、この際、和歌山県の紀の国森づくり税、これを時限立法でありますので、平成33年までに廃止をされると思うんですが、この件について、岩出市として、これが新しい森林環境税が創設されたときには、これを廃止をすべきだという提言を県のほうに上げていただきたいと、そのような趣旨で質問を

させていただいております。

それから、森林環境税とあわせて、この森林環境贈与税というのが、平成31年度から各市町村にお金が交付されます。それについて関連あるんですが、まず、先ほど申し上げました点について、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの７番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の７番目の質問について、お答えいたします。

現行制度である紀の国森づくり税と、新たに創設される予定の森林環境税が二重取りになるのではというご質問ですが、県に問い合わせたところ、森林環境税とは税の目的が異なることから、県民の理解が得られるよう市とのすみ分けを検討し、重複しないよう運用していくとのことでした。

しかし、現時点では、紀の国森づくり税の延長については未定という回答をいただいております。県に対して、この廃止を求めるべきではないかというご意見でございますが、紀の国森づくり税は県税でございますので、県で検討・議論されるべきものであると考えております。

また、森林環境税とは税の使途、目的も異なるということから、二重課税とは言えないと考えます。今後の動向を注視してまいりますが、県に対して条例廃止の申し出というのは、市としては考えてございません。

○吉本議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　部長は二重取りやないかという、私はそういうことを言ってないんですよ。同じようなものを県民税として500円払い、国にも1,000円徴収されて、その金は来年度から森林環境贈与税として200億円ですか、経過措置として、平成34年度から平成35年は300億円、この金が各市町村でまたおりてくるわけですよ。そういうことを考えると、重複しているんではないかと。こういう税制そのものについては、やはり岩出市が声を上げて、市民の負担を少しでも減らしていくということで、そのおりた金を今までに使っていた経費に、事業に回すべきだという考え方でありますので、それについてご答弁をください。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

今のそれぞれの税の目的、使途ということでございますが、県の説明によれば、

紀の国森づくり税は、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的として導入されたもので、森林整備のみならず、森林環境教育や次代に残す森林保護など、県としてハード・ソフト両面から多面的な事業を行うために税を徴収しているということです。

一方、今回、導入の検討がされております森林環境、これは温室効果ガスの排出量削減目標の達成を図るため、森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から創設されることとなっており、市町村が、いわゆる森林の間伐整備などをする、そういう事業に充てる財源ということになってございます。

したがいまして、森林環境税の使用については、紀の国森づくり税のように使用できる財源ではないということでございます。

○吉本議長　再々質問を許します。

（な　　し）

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の７番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第７条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会とすることに決しました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る11月30日開会以来、議員皆様方には、本日までの19日間にわたり、提案されました条例の一部改正等、重要案件について慎重なるご審議を賜るとともに、議会運営に当たりましても、特段のご理解とご協力を賜り、ここに無事閉会の運びとなりましたことを心から厚く感謝申し上げます。

さて、本年も残り少なくなってまいりましたが、議員各位並びに理事者各位におかれましては、時節柄、一層のご自愛を賜り、市政発展と市民福祉の向上にご尽力賜りますようお願い申し上げますとともに、平成31年が皆様方にとって輝かしい年となりますよう、心からご祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

これにて、平成30年第４回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、どうもありがとうございました。

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

閉会　　（16時15分）

地方自治法第１２３条第２項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証するために署名する。

平成３０年１２月１８日

岩出市議会議長

署名議員　　山本重信

署名議員　　福山晴美